

**令和3年度 施策評価結果**  
**(令和2年度決算)**

**尼 崎 市**  
**令和3年8月**





## — 目次 —

<b>1 施策評価とは</b> .....	6
(1) 総合計画と施策評価 .....	6
(2) 施策評価の目的 .....	8
(3) 評価手法 .....	8
(4) 施策評価結果の活用 .....	10
<b>2 「まちの通信簿」</b> .....	13
(1) 「まちの通信簿」とは .....	13
(2) 総合指標によるまちづくりの評価 .....	14
(3) 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目ごとの評価 .....	19
(4) 総合評価 .....	30
<b>3 施策別の評価</b> .....	37
<b>施策評価表の見方</b> .....	38
<b>施策01【地域コミュニティ】</b> .....	40
<b>施策02【生涯学習】</b> .....	44
<b>施策03【学校教育】</b> .....	48
<b>施策04【子ども・子育て支援】</b> .....	56
<b>施策05【人権尊重・多文化共生】</b> .....	64
<b>施策06【地域福祉】</b> .....	68
<b>施策07【高齢者支援】</b> .....	74
<b>施策08【障害者支援】</b> .....	78
<b>施策09【生活支援】</b> .....	84
<b>施策10【健康支援】</b> .....	88
<b>施策11【消防・防災】</b> .....	96
<b>施策12【生活安全】</b> .....	102
<b>施策13【地域経済の活性化・雇用就労支援】</b> .....	108
<b>施策14【魅力創造・発信】</b> .....	116
<b>施策15【環境保全・創造】</b> .....	124
<b>施策16【住環境・都市機能】</b> .....	130
<b>4 行政運営の評価</b> .....	137
<b>行政運営評価表の見方</b> .....	138
<b>行政運営1（ともにまちづくりを進めるために）</b> .....	140
<b>行政運営2（市民生活を支え続けるために）</b> .....	142
<b>行政運営3（行政運営の実効力を高めていくために）</b> .....	144

## 《参考資料》

市民意識調査結果	147
（１）調査の目的	148
（２）実施概要	148
（３）調査結果	148
（４）傾向区分	149
施策別事務事業一覧表	151
施策別事務事業一覧表の見方	152
施策０１【地域コミュニティ】	154
施策０２【生涯学習】	156
施策０３【学校教育】	158
施策０４【子ども・子育て支援】	162
施策０５【人権尊重・多文化共生】	166
施策０６【地域福祉】	166
施策０７【高齢者支援】	168
施策０８【障害者支援】	172
施策０９【生活支援】	174
施策１０【健康支援】	176
施策１１【消防・防災】	180
施策１２【生活安全】	182
施策１３【地域経済の活性化・雇用就労支援】	184
施策１４【魅力創造・発信】	186
施策１５【環境保全・創造】	188
施策１６【住環境・都市機能】	190

# 1 施策評価とは

## (1) 総合計画と施策評価

本市では、平成25年に策定した総合計画「まちづくり構想」において、市民、事業者、行政がまちづくりを進めていく上で共有する将来のまちの姿を4つの「ありたいまち」として示しています。また、「前期まちづくり基本計画」（以下、「前期計画」）においては、施策ごとに取組の方向性を示すとともに、特に重点的に取り組む方向性を、「ありたいまち」ごとに主要取組項目として示しその実現に向け取組を進めてきました。

取組を進めるにあたっては、各年度の取組状況を振り返り、事業の見直しや新たな政策立案につなげるために「施策評価」を実施し、各施策別の評価に加え、主要取組項目ごとの「成果と課題」や「今後の取組方針」について確認し、次年度の予算編成につなげてきました。

前期計画策定以降、施策評価を毎年度実施する中で、本市の最重要課題である「ファミリー世帯の定住・転入促進」に資するものを中心に、今後、「4つのありたいまち」の実現に向け、施策間の連携を図りつつ重点的に取り組んでいくべき項目について整理されてきたことから、平成30年度に策定した後期まちづくり基本計画（以下、「後期計画」）においては、計画期間中に継続して取り組む、より具体的な取組の方向性を「主要取組項目」として示しています。

そうした中、後期計画における施策評価では、各施策の評価、とりわけ、「主要取組項目」の評価において施策間連携をより意識するとともに、まちづくりの根幹となる「行政運営」についても評価を実施しています。

また、「主要取組項目」ならびに、まちづくり全体の進捗を確認するための目標と指標を定め、それらの評価結果を「まちの通信簿」としてまとめ、公表していきます。

【図1 施策評価の構成】



## (2) 施策評価の目的

### ① 総合計画・総合戦略の進捗確認

本市のまちづくりの長期的な指針である、総合計画で定める4つの「ありたいまち」に向けた取組について、毎年度決算時に振り返り、成果や課題、達成状況などについて評価を行います。

### ② 効果的・効率的なまちづくりの推進

関連する施策間の連携を意識して取組状況等を評価し、今後の取組方針等を確認することに加え、一定の方向性を持った複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位のくくりから俯瞰的に眺めて事務事業の重複度合いや優先度を評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、より効果的・効率的なまちづくりの推進を図ります。

### ③ 意識の共有

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

### ④ 市民の市政参画の推進

まちづくりの進捗を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政への参画を進めようとするものです。

## (3) 評価手法

### ① 施策別の評価

後期計画に掲げる16施策を構成する48展開方向ごとに、総合戦略の観点や市民意識調査結果、目標指標の進捗状況等を踏まえて評価します。

評価方法	内容
市民意識調査	市内在住の満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出し、郵送にて実施した市民意識調査結果
担当局評価（一次評価）	市民意識調査や目標指標の進捗状況等を踏まえた、施策の主たる担当局による評価
市長評価（評価結果）	施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価

(P11【図3 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】

及び【図4 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】参照)

## ② 行政運営の評価

持続可能な行財政基盤の確立、公共施設の再配置、職員の人材育成といった、「施策」に分類されない「行政運営」について、後期計画期間における目標指標の進捗状況や中長期的な目標に対する取組状況等を踏まえて、担当局評価及び市長評価を一体的に行います。

## ③ 主要取組項目の評価

「主要取組項目」を推進していくにあたっては、めざす方向性に沿って関連する施策の連携を図っていくことが不可欠です。後期計画においては、その施策間連携のイメージを「歯車」で表現しており、施策間の連携を意識して行った各施策における評価結果や指標の推移を踏まえて、「主要取組項目」ごとの評価を行います。

なお、施策間連携を確認した項目については、「主要取組項目」ごとの評価において示しています。

## ④ 総合指標によるまちづくりの評価

本市では、「ファミリー世帯の定住・転入促進」を重視するとともに、単に尼崎で暮らす人を増やすだけでなく、市内外の本市に関わりを持つすべての人が、まちに対する「誇り」や「愛着」を感じ、まちの一員として、まちの魅力を伝えたり、活動に参加したりする「あまらぶ」な人となるよう、「シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成」に向けた取組を進めています。

そこで、「あまがさきで子どもを育てる人を増やす」と「まちのことを思い、活動する人を増やす」という2つの『総合的なまちづくりの目標』を定めるとともに、それらの目標に対する取組の進捗を測るため、「ファミリー世帯の転出超過数」と「市民参画指数」を『総合指標』として設定し、評価を行います。

## ⑤ 総合評価

総合指標によるまちづくりの評価を踏まえ、主要取組項目、施策別や行政運営の評価とあわせ、まちづくりについての総合的な評価を行います。

#### (4) 施策評価結果の活用

##### ① 施策評価結果の公表

施策別、行政運営、主要取組項目ごとの評価及び総合指標によるまちづくりの評価の結果に加え、それら結果を踏まえた「総合評価」等について、「施策評価結果」としてとりまとめて公表します。

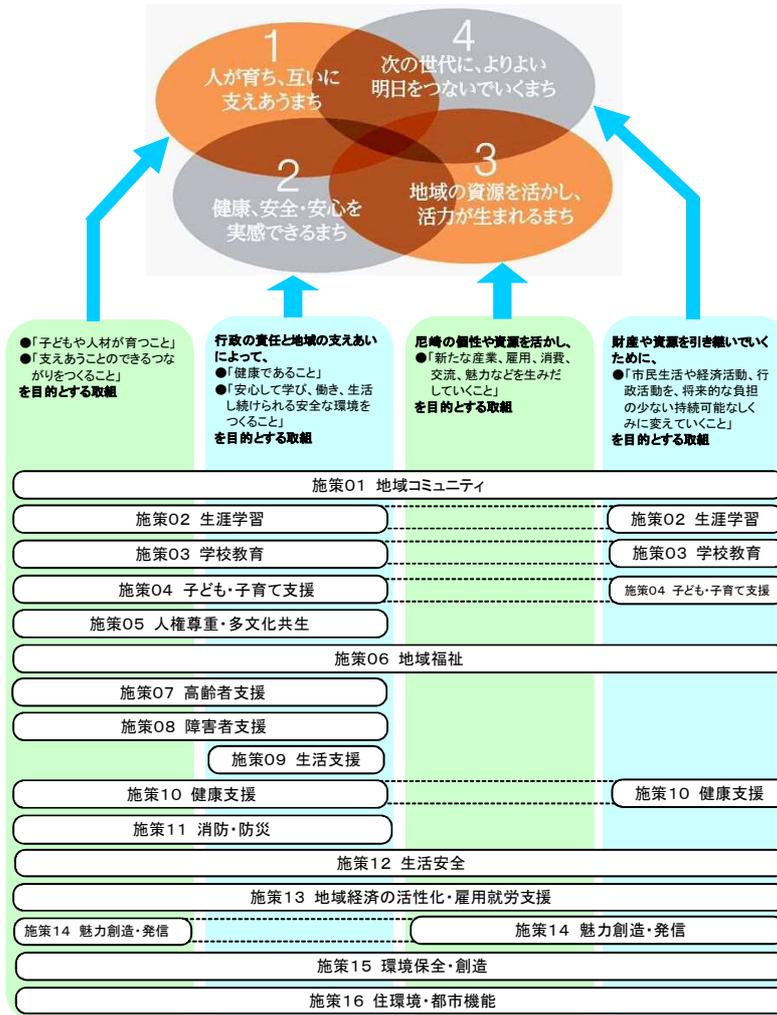
##### ② 施策評価結果の反映

施策評価結果は、市議会に決算審査の附属資料としてお示しし、評価結果を踏まえた意見（提言）をいただくとともに、次年度の予算編成につなげていきます。

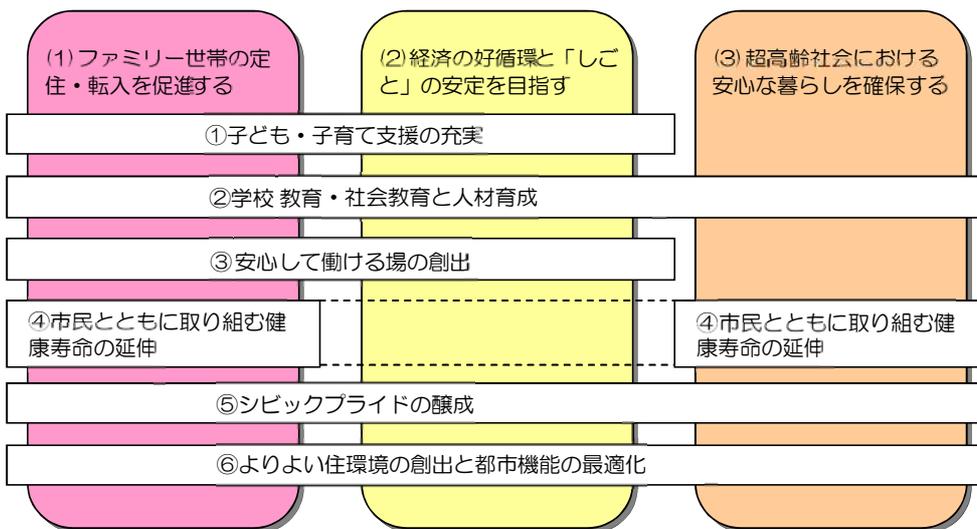
【図2 施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



【図3 総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係】



【図4 総合戦略の3つの基本目標と総合戦略を支える6つの政策分野】



※上記6つの政策分野については、各施策評価表に関連を表記しています。

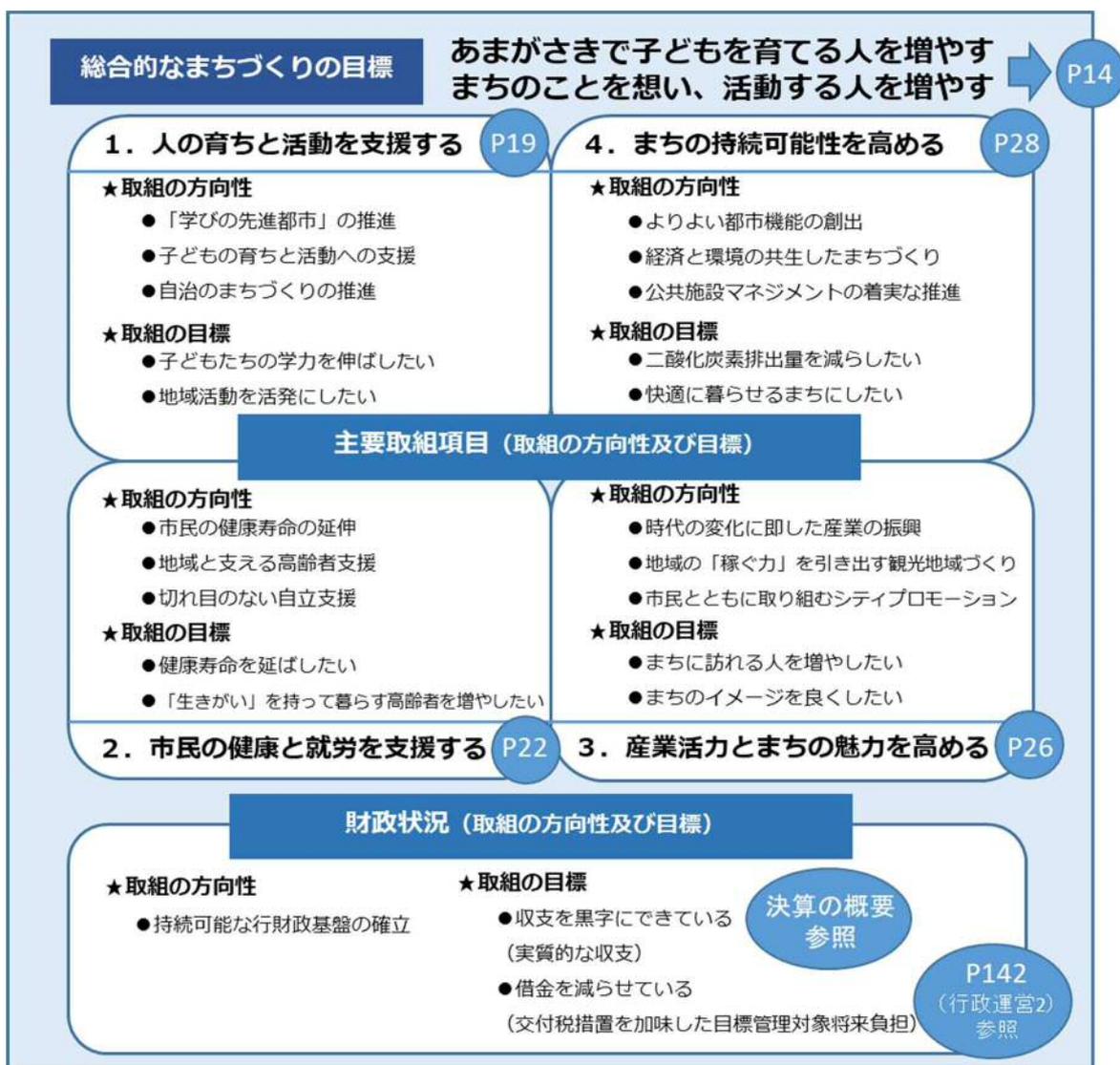
(このページは白紙です。)

## 2 「まちの通信簿」

### (1) 「まちの通信簿」とは

まちづくりの進捗を総合的に評価し、市民の皆様に分かりやすくお伝えできるように、「総合指標によるまちづくりの評価」や「4つの『ありたいまち』に向けた主要取組項目ごとの評価」、「全体を通じての総合評価」をまとめたものが「まちの通信簿」です。

【図5 「まちの通信簿」の構成】



## (2) 総合指標によるまちづくりの評価

### ① あまがさきで子どもを育てる人を増やす

【目標】あまがさきで子どもを育てる人を増やす

【指標】ファミリー世帯の転出超過数

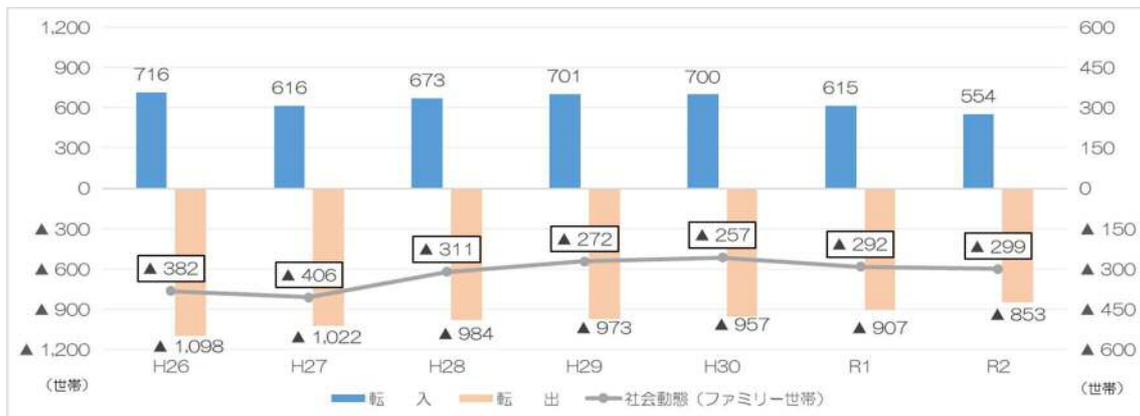
あまがさきで子どもを育てる人の増加に向け、ファミリー世帯の転出超過世帯数を平成26年の382世帯から半減させることをめざします。

目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H26年	R1年	R2年	R4年
	382世帯	292世帯	299世帯	191世帯

令和2年のファミリー世帯の転出超過数は299世帯となり、前年より7世帯増加しました。ファミリー世帯の転出超過数は平成27年から3年連続で減少し改善傾向にありましたが、この2年間は転入数が減少し、2年連続で目標から遠ざかる結果となりました。

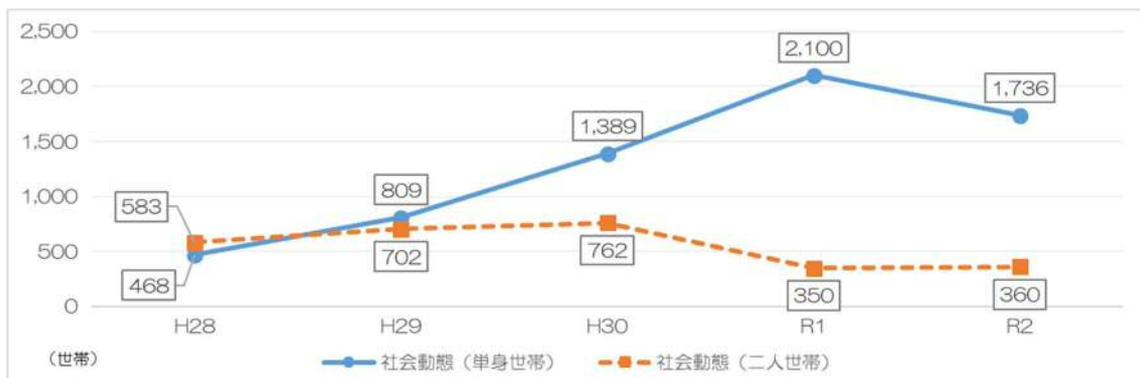
一方、市外へ転出する世帯については、853世帯と調査を開始した平成26年から6年連続で減少しました。

【図6 本市の社会動態の推移（ファミリー世帯）】



資料：尼崎市都市政策課

【図7 本市の社会動態の推移（単身・二人世帯）】



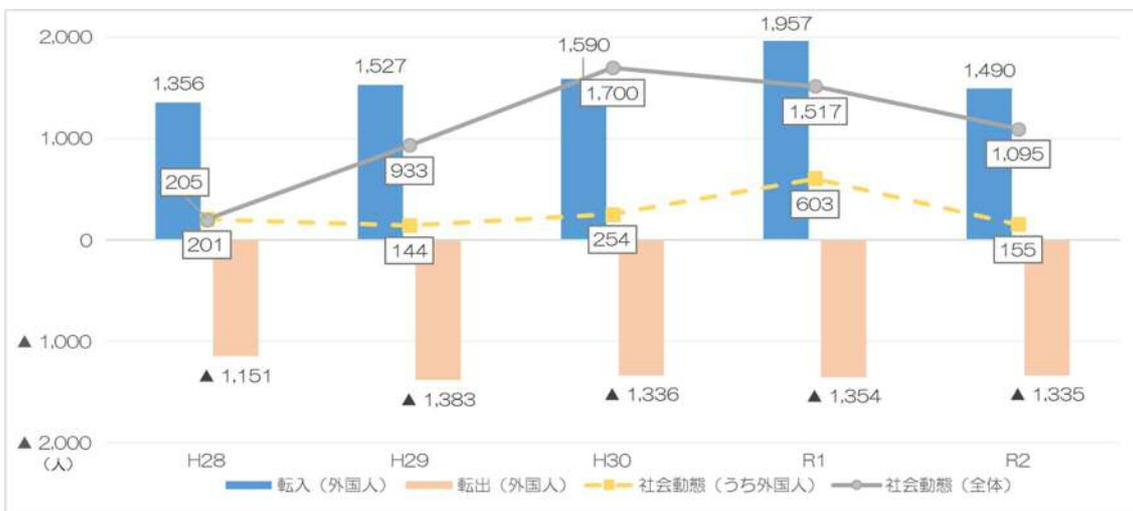
資料：尼崎市都市政策課

本市における人口は3年ぶりに減となりましたが、これは、社会動態（転入数－転出数）は1,095人の増であるものの、自然動態（出生数－死亡数）が1,537人の減となったことによるものであり、自然動態については今後も少子高齢化による減少傾向が大きくなっていくことが見込まれます。

社会動態は5年連続で転入超過となっており、その要因としては、近年、若い世代の転入が大幅に増加していることによるものであり、通勤の利便性などで本市が選ばれていると考えられます。

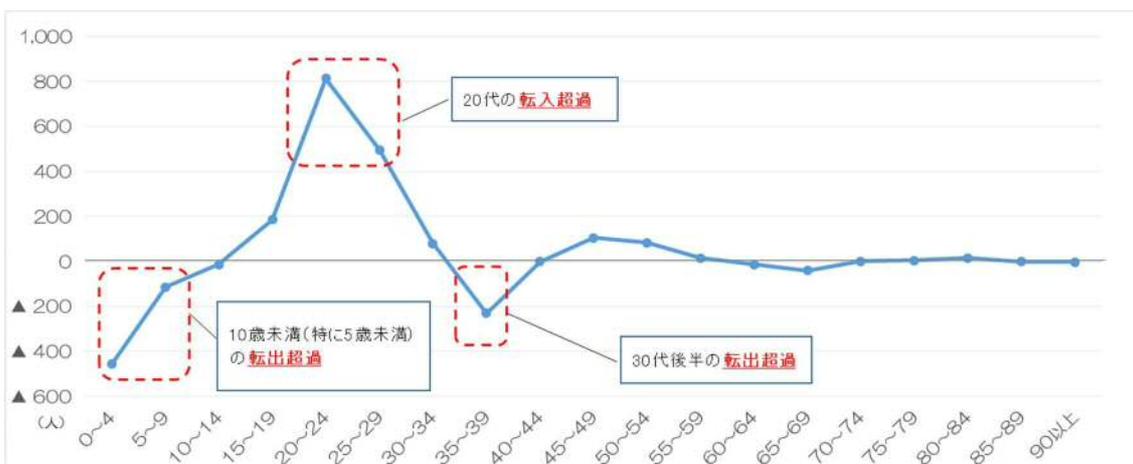
なお、転入超過数が昨年度より減少した理由は、主に外国籍住民の転入が減少したことによるもので、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。

【図8 本市の社会動態の推移（全体・外国人）】



資料：尼崎市人口月報・尼崎市都市政策課

【図9 本市の5歳階級別純移動数（令和2年）】



資料：住民基本台帳人口移動報告

## ② まちのことを想い、活動する人を増やす

【目標】まちのことを想い、活動する人を増やす

【指標】市民参画指数

市民一人ひとりのまちを推奨する意欲、まちの活動に参加する意欲、その活動に感謝する意欲の上昇により、定住人口だけでなくまちの担い手の増加をめざします。				
目指す方向性	基準値			目標値
	H29年度	R1年度	R2年度	R4年度
	39.0	43.5	43.1	50.6

※東海大学 河井孝仁教授が提唱する「地域参画総量」を参考に設定。計算方法はP 18参照。

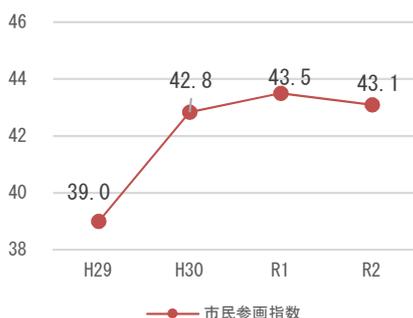
年度	地域推奨意欲				地域活動意欲				地域活動感謝意欲			
	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い
R1	37.5	47%	31%	22%	21.0	69%	20%	11%	72.0	17%	22%	61%
R2	37.5	46%	32%	21%	21.0	67%	23%	10%	71.0	17%	23%	59%
R2-R1	0	▲1	1	▲1	0	▲2	3	▲1	▲1.0	0	1	▲2

令和2年度の市民参画指数は43.1となり、前年度と比べほぼ横ばいで推移しました。指標を構成する3つの意欲も前年度と比べ概ね横ばいであり、引き続き「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」が低い数値となっています。

「地域推奨意欲」で「低い」と回答した理由で最も多かったのが「人にすすめるほどの魅力ではない」でした。これは、回答者それぞれが思い描く「まちの魅力」はあるものの、それらの魅力を周囲にすすめるほどの肯定感が十分でないことが一つの要因として考えられます。

市民参画指数の設定時に参考とした「地域参画総量」の考え方によると、まちに愛着を持つといった「地域推奨意欲」を高めることが、まちの活動に参加しようという「地域活動意欲」につながると言われています。そのため、改めて本市の文化や歴史、住みやすさを再認識できるよう丁寧な情報発信やまちの良さを実感できるような機会を積極的に創出していくことが必要です。

【図10 市民参画指数の推移】

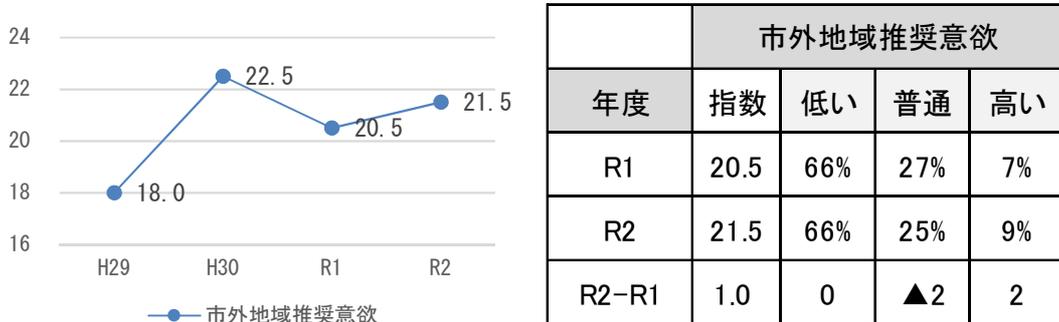


【図11 市民参画指数を構成する3意欲の推移】



## 市外地域推奨意欲とあまらぶ指数

【図 12 市外地域推奨意欲の推移】



年度	市外地域推奨意欲			
	指数	低い	普通	高い
R1	20.5	66%	27%	7%
R2	21.5	66%	25%	9%
R2-R1	1.0	0	▲2	2

令和2年度の「市外地域推奨意欲」は、前年度と比較して「高い」の回答が増加しており、尼崎の魅力を勧めたいと感じる市外の方が増えています。引き続き、尼崎城をはじめとする地域資源はもちろんのこと、高い利便性などの暮らしやすさの魅力や、治安や環境などの課題解決の取組を、テレビやネットなど市外の方が情報を取得しやすい媒体を積極的に活用して発信するなど、イメージと現実のギャップを埋める取組を推し進めていきます。

### ＜市外地域推奨意欲とは＞

尼崎市への転入が多い神戸市、大阪市、西宮市に在住の20・30代の未婚もしくは既婚で子どもがいない人（ファミリー世帯予備軍）のうち、「まちに関わる人たちが、学び合い、いきいきと活動できるような魅力あふれるまち」といった本市のまちづくりに共感していただける人に対して、「尼崎を誰かに勧めたい意欲」をお伺いするもの。

### 【あまらぶ指数】

指標名	基準値 (H29)	R1	現在値 (R2)	目標値 (R4)
あまらぶ指数	33.7	37.7	37.7	46.5

令和2年度の「あまらぶ指数」は、前年度と同じ数値となりました。これは、市外地域推奨意欲は増加したものの、市民参画指数が減少したためです。

この指数を上げていくため、市内外のターゲットを意識した広報や、積極的なSNSの活用など、戦略的な情報発信を全庁的に行っていく必要があります。

### ＜あまらぶ指数とは＞

「市民参画指数」を構成する3つの意欲に、「市外地域推奨意欲」を加えて平均したもので、シティプロモーションの成果指標として設定し、進捗を確認していくもの。

市民参画指数



市外地域推奨意欲



あまらぶ指数

## 【市民参画指数・あまらぶ指数の考え方】

### ＜市民参画指数＞

- ① 市民意識調査において、3つの意欲を短期間で変化を捉えやすいよう、0～10の11段階でお伺いし、回答の0～5を「低い」、6、7を「普通」、8～10を「高い」と分類する。

地域推奨意欲			地域活動意欲			地域活動感謝意欲		
①低い	0～5	66%	①低い	0～5	71%	①低い	0～5	16%
②普通	6、7	19%	②普通	6、7	19%	②普通	6、7	22%
③高い	8～10	15%	③高い	8～10	10%	③高い	8～10	62%

- ② 意欲が低いことが高い意欲を減退させるため、意欲が「高い」から「低い」を差し引き、▲100%の場合を「0」、0%を「50」、100%を「100」とする段階的な数値で表す。

$③15\% - ①66\% = \blacktriangle 51\%$	$③10\% - ①71\% = \blacktriangle 61\%$	$③62\% - ①16\% = 46\%$
---------------------------------------	---------------------------------------	------------------------

地域推奨意欲	24.5	地域活動意欲	19.5	地域活動感謝意欲	73.0
--------	------	--------	------	----------	------

- ③ 「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」の平均を市民参画指数とする。

市民参画指数（基準値）	
$(\text{地域推奨意欲 } 24.5) + (\text{地域活動意欲 } 19.5) + (\text{地域活動感謝意欲 } 73.0) \div 3$	<b>39.0</b>

### ＜あまらぶ指数＞

- ① 市外在住のファミリー世帯予備軍を対象としたネットアンケート調査において、「尼崎の魅力を誰かに勧めたい」という意欲をお伺いし、市民参画指数と同様に分類、差を算出し、その結果を段階的な数値で表す。

市外地域推奨意欲		
①低い	0～5	71%
②普通	6、7	22%
③高い	8～10	7%
$③7\% - ①71\% = \blacktriangle 64\%$		

- ② 市民の「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」に市外の方の「市外地域推奨意欲」を加え、平均したものを「あまらぶ指数」とする。

市外地域推奨意欲	18.0
----------	------

あまらぶ指数（基準値）	
$(\text{地域推奨意欲 } 24.5 + \text{地域活動意欲 } 19.5 + \text{地域活動感謝意欲 } 73.0 + \text{市外地域推奨意欲 } 18.0) \div 4$	<b>33.7</b>

### ＜目標値の考え方＞

市民及び市外の方の選択が、「5（低い）」から「6（普通）」となった場合の数値を目指す。

### (3) 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目ごとの評価

#### ① 人の育ちと活動を支援する

【目標】子どもたちの学力を伸ばしたい

【指標】学力調査における平均正答率の全国との比較（施策3-1）

家庭学習の習慣化などに取り組み、全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較において、あまがさきの子どもの学力が全国平均を超えることをめざします。				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	(小6) $\Delta 1 \sim \Delta 3$ (中3) $0 \sim \Delta 4$	(小6) $\Delta 2 \sim \Delta 4$ (中3) $\Delta 1 \sim \Delta 3$	(小6) - (中3) -	全国平均以上

【目標】地域活動を活発にしたい

【指標】社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合（施策1-1, 1-2）

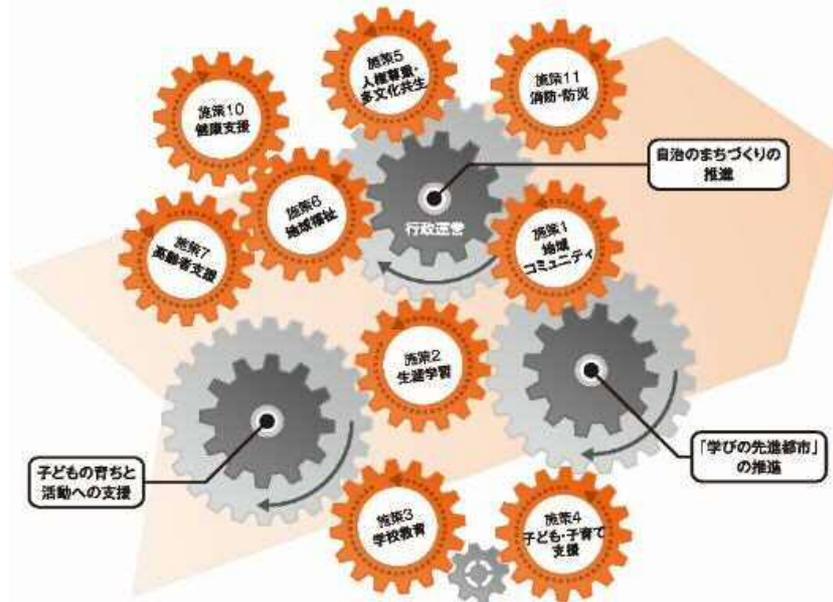
市民等の主体的な学習や活動を支援することで市民等がさまざまな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくこと（市民意識調査で「地域活動に参加している」と回答する割合の増）をめざします。				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	24.1%	19.3%	15.3%	30.0%

新型コロナウイルス感染症の影響で毎年4月に実施する全国学力調査は中止となりましたが、「あまっ子ステップ・アップ調査」においては、全国の総受検者の下位25%(D層)に含まれる児童生徒の割合が28.1%から27.2%へ減少するなど、各学校でのこれまでの取組が学力の底上げにつながっています。今後も、1人1台配備したタブレット端末を活用し、学習支援ドリルなど新たな学習支援ツールにより、児童生徒一人ひとりのつまずきや伸びに着目した分析と、個に応じた指導を行っていくことで、引き続き学力の向上に取り組めます。

また、教育支援室やサテライト教室へ参加する不登校児童生徒は増加傾向にあり、学校以外の多様な居場所の必要性がさらに高まっています。新たにモデル的に開設したオンライン学習支援の活用など、引き続き児童生徒一人ひとりが抱える困難に応じた取組を進める必要があります。

コロナ禍で活動が制限されたことも影響し、地域活動に参加している市民の割合は低下傾向が続いていますが、地域情報共有サイト「あましえあ」の運用などを通して地域で活動している方々との情報共有や相互理解をさらに深めることで地域活動の促進に取り組めます。その促進にあたっては「人権文化いきづくまちづくり」を、あらゆる場面で意識して取り組む必要があります。また、地域活動での体験や学びが自己の成長や生きがい、まちの課題解決にもつながっていくよう「生涯、学習！」の基本理念の共有と取組の充実を図ります。

主要取組項目① 施策間の連携イメージ



【施策間連携の確認項目】

●子どもの育ちと活動への支援

施策	展開方向	評価結果
施策4	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の子ども支援機能の向上に向けては、児童ケースワーカーが地域資源との連携を深める中で、関係機関のネットワーク構築を進めていく。</li> </ul>
施策4	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>



施策	展開方向	評価結果
施策9	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍における要保護児童を対象とした支援を南北保健福祉センターといくしあが連携して行った経験を活かし、新たに実施する要保護・要支援児童等見守り強化事業の内容についても研修などを通じてケースワーカーへの周知を図り、引き続き連携した支援につなげていく。</li> </ul>
施策6	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制の構築にあたっては、具体的な事例をもとに検討を進め、複雑・複合化した市民の課題に対して、様々な分野の支援関係者がつながり、支え合いながら、柔軟な支援ができるよう、体制の構築とともにその役割を担える人材の育成に取り組む必要がある。</li> </ul>
施策9	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり支援事業については、いくしあにおける若年層へのアウトリーチの取組を参考に、中高年層への取組も検討するなど、8050問題の未然防止に取り組む。また、このような複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>

●自治のまちづくりの推進

施策	展開方向	評価結果	施策	展開方向	評価結果
施策1	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内向けの「みんなの相談室」など、みんなの尼崎大学に関わる人のすそ野を広げる取組により、共催事例の創出などの成果があがっている。今後も地域住民との共催事例を蓄積し、シチズンシップと職員の協働意識の向上に資するよう積極的に取り組んでいく。</li> </ul>	施策2	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治のまちづくりを推進するにあたっては、体験や学びが自己の成長や生きがい、まちの課題解決にもつながっていくといった「生涯、学習！」の基本理念を一層浸透させていく必要がある。</li> </ul>
施策5	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権文化いきづつまちづくり計画に基づき、学校や地域などあらゆる場における人権啓発・教育を進めるにあたっては、人権を「思いやり・やさしさ」という心情主義的な価値観のレベルではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。</li> </ul>	施策2	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における人権啓発・教育については、生涯学習プラザにおいて引き続き人権などのテーマを意識した取組を進めていくとともに、人権文化いきづつまちづくり計画の策定を機に、人権について学ぶ機会を充実させていく。その際は、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ視点を意識する必要がある。</li> </ul>
			施策3	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰や性教育といった人権問題への対応にあたっては、これまでの人権啓発・教育についての取組の成果と課題を整理するとともに、まずは人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ（教える）視点を意識する必要がある。</li> </ul>
			施策5	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性の尊重や男女共同参画の推進に向けては、ジェンダー平等の視点も意識した教育・啓発をあらゆる場面において行う。また、特に子どもへの教育を行うにあたっては、子どもが権利の主体であることを理解した上で、一人ひとりの違いを認め尊重し合えるよう、教育活動全体を通じて取り組んでいく。</li> </ul>

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

## ② 市民の健康と就労を支援する

【目 標】健康寿命を延ばしたい

【指 標】健康寿命の伸び（施策10-1）

生活習慣病予防などに取り組み、市民が自立して日常生活を送れる期間（健康寿命）の延伸をめざし、平均寿命を上回る健康寿命の増加をめざします。 【平均寿命(H30⇒R1) 男性80.04歳⇒80.05歳 女性86.92歳⇒87.31歳】 【健康寿命(H30⇒R1) 男性78.44歳⇒78.48歳 女性83.46歳⇒83.72歳】				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H27年度	H30年度	R1年度	R4年度
	男性 77.68歳 (△1.67歳) 女性 82.68歳 (△3.47歳)	男性 78.44歳 (△1.60歳) 女性 83.46歳 (△3.46歳)	男性 78.48歳 (△1.57歳) 女性 83.72歳 (△3.59歳)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

※カッコ内は「健康寿命」と「平均寿命」との差

【目 標】「生きがい」を持って暮らす高齢者を増やしたい

【指 標】生きがいを持つ高齢者の割合（施策7-1）

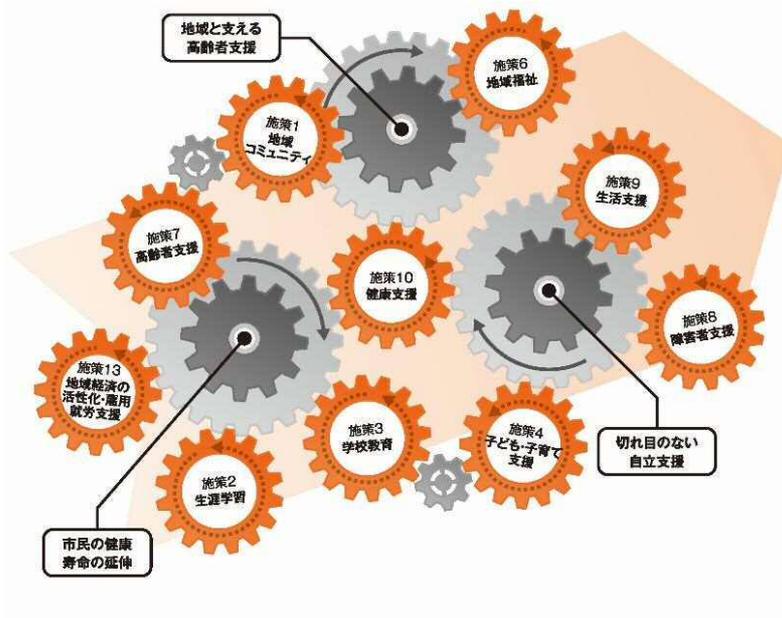
介護予防などの取組により、身体の健康維持に加え、「生きがい」を持ち社会とのかかわりを持って生活する高齢者（市民意識調査で「生きがいを感じることもある」と回答する割合）を増やします。				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	64.0%	66.2%	61.5%	75.9%

体操動画の市ホームページへの掲載やシニア情報ステーションを活用した情報発信など、コロナ禍でも継続できる介護予防対策に取り組んだ結果、介護予防体操の登録者は増加しました。一方で、低下している特定健診の受診率及び保健指導の実施率を向上させる必要があるとともに、コロナ禍による市民の健康への影響を把握・分析する必要があります。引き続き、気づき支援型のケアによって高齢者の社会参加を促進するとともに、今後、ヘルスアップ尼崎戦略においては、これまでの取組の効果検証と健康寿命の延伸との関連性について一層の見える化に取り組む必要があります。

地域での見守り活動については、見守り活動の名簿と避難行動要支援者名簿を一体的に管理し、見守り活動を効果的に実施できるよう、要支援者システムを導入しました。引き続き、全市域での見守りの実現に向け、好事例を参考に新たな担い手の発掘やグループ化を進め、早期に未実施地区を解消できるよう取り組んでいきます。

コロナ禍で、しごと・くらしサポートセンターへの生活困窮の新規相談は6倍に増えました。厳しい雇用情勢が続く中、経済部門と福祉部門が連携した、個々のケースに寄り添った就労支援が必要となっています。また、コロナ禍で顕在化した社会からの孤独・孤立といった、複雑・複合化した課題を有する世帯への対応など、様々な分野の支援関係者が円滑に連携した重層的な支援の必要性が高まっています。

主要取組項目② 施策間の連携イメージ



【施策間連携の確認項目】

●市民の健康寿命の延伸

施策	展開方向	評価結果							
施策10	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスアップ尼崎戦略については、分野を横断した事業展開、効果検証及びその見える化に取り組んできた。今後も、さらなる効果検証を行う必要がある項目について整理し、より一層の見える化を図っていく。</li> </ul>							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>展開方向</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施策2</td> <td>02</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において運動不足による健康への影響が懸念される中、感染症対策を講じたフレイル予防を実施するなど、引き続き年代やニーズに応じた対策を関係部局が連携しながら取り組んでいく。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>施策7</td> <td>01</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化等コロナ禍で加速化した社会構造の変化に対しては、スマートフォン講座の実施などその変化への対応を支援するとともに、ネット以外の情報伝達手段としてシニア情報ステーションを活用するなど、高齢者が地域とつながる機会の確保に取り組む。</li> <li>令和3年度末の指定管理期間終了にあわせて現行の老人福祉工場の事業については廃止し、引き続き、高齢者の社会参加の促進に向け、事業の転換を進める。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施策	展開方向	評価結果	施策2	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において運動不足による健康への影響が懸念される中、感染症対策を講じたフレイル予防を実施するなど、引き続き年代やニーズに応じた対策を関係部局が連携しながら取り組んでいく。</li> </ul>
施策	展開方向	評価結果							
施策2	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において運動不足による健康への影響が懸念される中、感染症対策を講じたフレイル予防を実施するなど、引き続き年代やニーズに応じた対策を関係部局が連携しながら取り組んでいく。</li> </ul>							
施策7	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化等コロナ禍で加速化した社会構造の変化に対しては、スマートフォン講座の実施などその変化への対応を支援するとともに、ネット以外の情報伝達手段としてシニア情報ステーションを活用するなど、高齢者が地域とつながる機会の確保に取り組む。</li> <li>令和3年度末の指定管理期間終了にあわせて現行の老人福祉工場の事業については廃止し、引き続き、高齢者の社会参加の促進に向け、事業の転換を進める。</li> </ul>							



●地域と支える高齢者支援

施策	展開方向	評価結果	施策	展開方向	評価結果	
施策7	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢分野における地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>	⇔	施策6	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制の構築にあたっては、具体的な事例をもとに検討を進め、複雑・複合化した市民の課題に対して、様々な分野の支援関係者がつながり、支え合いながら、柔軟な支援ができるよう、体制の構築とともにその役割を担える人材の育成に取り組む必要がある。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「むすぶ」と連携し、地域活動やボランティアに関心をもつ活動希望者へ情報提供するなど認知症サポーターの増加を目指す。</li> </ul>		施策9	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり支援事業については、いくしあにおける若年層へのアウトリーチの取組を参考に、中高年層への取組も検討するなど、8050問題の未然防止に取り組む。また、このような複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>
施策7	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での見守り活動については、令和2年度に構築した要支援者システムを活用する中で取組を推進する。</li> </ul>	⇔	施策6	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「むすぶ」登録者数は順調に増加している。今後は活動希望者と地域活動のマッチング内容を分析する中で、ニーズを把握するとともに、分野を問わず地域活動への参加を希望する者に対して、地域で必要とされている分野の具体的な地域活動を提示するなど、さらなるマッチングを推進する。</li> </ul>
施策6	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り未実施地区については、立花地区での取組を参考に、見守り活動の担い手の発掘やグループ化を進め、未実施地区の解消に取り組むとともに、全市域での見守り活動の実現に向けた、より効果的な進め方について検討する。</li> </ul>		施策11	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者支援においては、「要支援者システム」を活用し、平常時の地域の見守り活動を全市展開していくとともに、自主防災会等の地域住民とも連携しながら個別支援計画の試行的な作成に取り組む。</li> <li>・国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を機に、災害時に支援や配慮を要する人が、その態様に応じて安心して避難ができるよう、関係部局・機関が連携して多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、職員や設置者など関係者が共有するとともに、市民への効果的な周知方法についても検討する。</li> </ul>

●切れ目のない自立支援

施策	展開方向	評価結果	施策	展開方向	評価結果
施策6	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制の構築にあたっては、具体的な事例をもとに検討を進め、複雑・複合化した市民の課題に対して、様々な分野の支援関係者がつながり、支え合いながら、柔軟な支援ができるよう、体制の構築とともにその役割を担える人材の育成に取り組む必要がある。</li> </ul>	施策4	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>
			施策7	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢分野における地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>
			施策8	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>
			施策9	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり支援事業については、いくしあにおける若年層へのアウトリーチの取組を参考に、中高年層への取組も検討するなど、8050問題の未然防止に取り組む。また、このような複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。</li> </ul>
施策9	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍により、生活に困窮する人の新規相談件数が増加している中、引き続き関係部局が連携し、適切な相談支援体制の確立に努める。また、コロナ禍における相談者の特性の変化を捉えて、個々のケースに応じた就労支援に取り組む、マッチング件数の増加につなげる。</li> </ul>	施策13	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用就労支援については、新規求職申込件数に大きな変化はないものの、しごと・くらしサポートセンターには多くの方が訪れている。引き続き、相談状況や国制度の切れ目を見据え、しごと・くらしサポートセンターと連携し、早期に就労が見込める方については、サポートを丁寧に行うなど、確実に就労につながるよう取り組んでいく。</li> </ul>

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

### ③ 産業活力とまちの魅力を高める

【目 標】 まちに訪れる人を増やしたい

【指 標】 市内の観光客入込客数（施策14-2）

尼崎城再建を契機にした、地域一体となった「観光地域づくり」の取組により、イベントや観光等でまちに訪れる人を増やします。

目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	240.3万人	259.7万人	136.3万人	280万人

【目 標】 まちのイメージを良くしたい

【指 標】 尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（施策14-1）

戦略的にまちの魅力を発信し、都市のイメージ向上（市民意識調査で「尼崎市のイメージが良くなった」と回答する割合の増）をめざします。

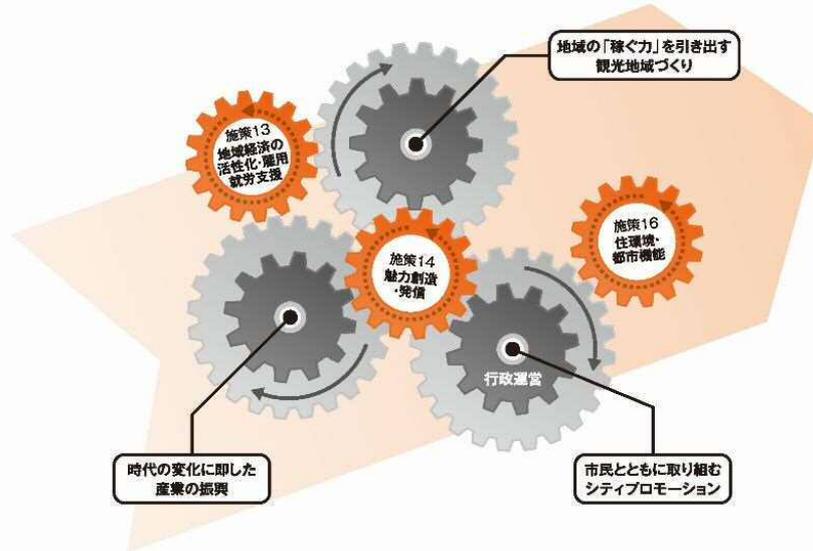
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	42.6%	58.9%	56.6%	66.0%

コロナ禍で観光客入込客数は大幅に減少しました。積極的に集客することが困難な時期であった中、観光重点取組地域においては、事業者と連携した新たなお土産物の開発等、感染症収束後の観光客の取り込みを見据えた取組を実施しました。その周辺地域も含めた周遊につながる新たな魅力の創造にあたっては、尼崎城や昨年10月にオープンした歴史博物館といった本市の魅力を伝える地域資源などを核としたエリアマネジメントを意識して取り組む必要があります。

一方、市民意識調査において、本市のイメージがよくなったと回答する市民の割合は引き続き5割を超え、高い水準を維持しており、その理由としては駅前周辺がきれいに整備されるなどまちの景観がよくなったことが大きな要因となっています。そういったことから、阪急塚口駅南駅前広場の整備や阪神タイガースファーム施設の誘致などの機を捉えて、エリアごとのブランディングを推進するとともに、その魅力をより効果的に発信できる広報媒体の選択など、引き続き魅力の創造と発信を一体的に進める必要があります。

コロナ禍において大きな影響を受けた市内事業者に対しては、事業継続と雇用維持に向けた、様々な事業者支援を実施しました。また、キャッシュレスの推進や市内での経済循環を見据えたあま咲きコインの実証実験を実施し、469店舗の加盟店において5億円近い利用実績がありました。今後、実証実験の結果を分析し公共施設での利用を可能とするなど、利用価値を向上することで自走可能な仕組みを目指していきます。

主要取組項目③ 施策間の連携イメージ



【施策間連携の確認項目】

●市民とともに取り組むシティプロモーション

施策	展開方向	評価結果		施策	展開方向	評価結果
施策16	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに策定した「住まいと暮らしのための計画」に基づく具体的な取組や、鉄道駅や商店街等を活かしたまちのブランディング等に効果的なエリアごとの取組については、全庁横断的に情報共有しながら着実に取組を進めていく。</li> </ul>	⇔	施策14	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>イメージ向上に向けては、「尼崎市住まいと暮らしのための計画」で掲げる取組に沿って、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりを発信するなど、引き続き、まちの魅力の効果的な発信に取り組んでいく。</li> </ul>
			⇔		02	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が減少する中、観光重点取組地域の取組については、コロナ後の回復も見据え、尼崎城や歴史博物館、商店街などが連携し地域の周遊につながるよう、一体となって取り組むとともに、尼崎独自のお土産物の開発や食べ歩きなども意識して取り組む。</li> </ul>
			⇔	施策15	03	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地が売却等により宅地に転用される際においても、その地域の特性を踏まえた開発となるよう取り組む必要がある。</li> </ul>
施策14	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田南公園への阪神タイガースファーム施設の誘致については、引き続き、丁寧に地域住民や公園利用者に説明を行いながら進めていく。</li> </ul>	⇔	施策16	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神タイガースファーム施設の誘致に伴う小田南公園等の整備にあたっては、地域住民や公園利用者の意見等も踏まえて、防災機能の充実に加え公園緑地としてもより活用されるよう検討を進める。</li> </ul>

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

#### ④ まちの持続可能性を高める

【目 標】二酸化炭素排出量を減らしたい

【指 標】市内における二酸化炭素の年間排出量（民生家庭＋業務部門）（施策15-2）

再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、誰もが実施できる取組の推進により、市内の二酸化炭素の排出量（民生家庭・業務部門）を減らします。				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H25年度	H30年度	R1年度	R12年度
	1,212千t	805千t	732千t (速報値)	751千t

【目 標】快適に暮らせるまちにしたい

【指 標】現在の住環境は快適でくらしやすいと感じている市民の割合（施策16-1、16-2）

安心して暮らせる住環境の確保に取り組み、暮らしやすいと実感している人（市民意識調査で「現在の住環境が暮らしやすい」と回答する割合）を増やします。				
目指す方向性	基準値	推移		目標値
	H28年度	R1年度	R2年度	R4年度
	83.5%	82.0%	83.8%	90.0%

本市における二酸化炭素の年間排出量は着実に減少しており、現時点での目標値を達成する見込みとなっている中、令和3年6月に、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指す「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、更なる排出量の削減に向け取り組むこととしました。

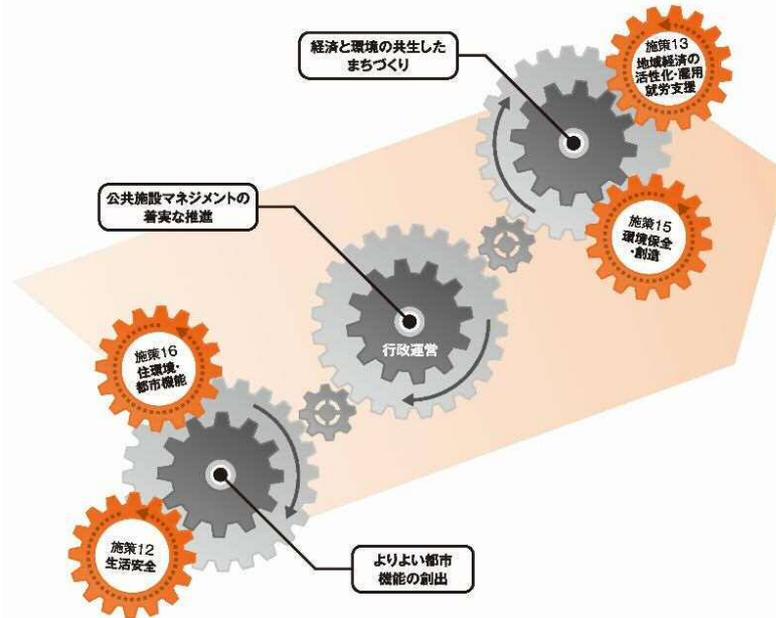
宣言に則り、脱炭素社会の実現に向けて取組を推進していくにあたっては、地球温暖化による危機を市民・事業者と共有し、市民一人ひとりが危機を乗り越えるために行動することの必要性に共感し、行動変容につながるよう取組を進めていく必要があります。

現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合は昨年度より上昇し、引き続き、高位で推移しています。また、新築一戸建て住宅に占めるゆとりある住まいの割合についても増加傾向にあります。

住宅マスタープランを改定する際には、従来からの「住宅」といったハードの視点に加え、「暮らし」というソフトの視点を取り入れ「住まいと暮らしのための計画」として策定しました。今後は、駅前や公園のリニューアルといった良好な住環境を整備するとともに、子育てや教育環境とあわせて、暮らしやすいまちとして総合的に魅力を高め、その魅力を市内外に効果的に発信することで、「ファミリー世帯の定住・転入促進」につなげていきます。

また、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりをイメージできるよう、定住・転入促進サイト「尼ノ國」において、本市で多様な暮らしを実践している人々の紹介も始めています。

主要取組項目④ 施策間の連携イメージ



【施策間連携の確認項目】

●経済と環境の共生したまちづくり

施策	展開方向	評価結果	施策	展開方向	評価結果	
施策15	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を機に、二酸化炭素排出量の削減、自然エネルギーの促進、プラスチックごみの削減などに向けて、市民一人ひとりがその必要性を感じ、行動変容につながるよう、情報発信など実効性のある取組を進めていくことが必要である。</li> </ul>	施策13	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるにあたっては、市内事業所への影響を踏まえながら必要に応じて支援策を講じていく。</li> </ul>	
	02	<ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市市内における二酸化炭素排出量は着実に減少している。更なる削減を進め、2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年に二酸化炭素排出量の半減を目指す取組の方向性などを示した「尼崎市気候非常事態行動宣言」に則り、取組の具体化を促進する。</li> </ul>		02	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習については、本市が公害と向き合ってきた歴史をはじめ、様々な環境問題を学ぶため環境教育プログラムを学校の学習で活用していく。あわせて、歴史博物館とも連携を図り、児童一人ひとりが自分で考え、行動できるよう促す。</li> </ul>	
施策15	01	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、プログラムの学校現場での定着に向け、その活用方法や実施する中での課題を検証していく。</li> </ul>		施策14	04	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学生を対象とした環境教育プログラムの開始を機に、本市が公害と向き合ってきた歴史を子どもたちにも伝えていくため、学校教育との一層の連携を図るなど、市民の主体的な学びを支える尼崎市らしい博物館を築いていく。</li> </ul>

※各施策の評価結果において、他施策との連携が必要なものを相互に記載している項目をまとめています。

#### (4) 総合評価

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応に注力する1年となりました。保健所と衛生研究所の両方を持つ強みを生かした感染拡大の防止、医療体制逼迫時における在宅医療体制の整備などに取り組むとともに、緊急事態宣言等により大きな影響を受けた市民生活や事業活動を支えるセーフティネット機能を果たすべく、可能な限り速やかに支援事業を実施しました。
- また、ウィズコロナ対策とあわせて、ポストコロナ社会を見据えた取組や、これまでのまちの改善傾向の継続をしっかりとした流れとするための取組についても、着実な推進に努めました。
  
- そのような中、令和2年の本市における人口は3年ぶりに減少に転じましたが、これは、社会動態は1,095人の増と転入超過であったものの、自然動態が1,537人の減となったことによるものです。社会動態については5年連続の増となり、若い世代を中心に転入超過傾向が続いています。しかしながら、転入超過数は昨年度に比べると約400人減少しており、その主な理由は外国籍住民の転入が減少したことによるもので、新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえます。
- 本市のまちづくりの総合指標である「ファミリー世帯の転出超過数」は299世帯となり、前年より7世帯増加しました。その理由は、ファミリー世帯の転出数は6年連続で減少しているものの、それを上回る転入数の減少があったことによるもので、2年連続で目標から遠ざかる結果となりました。
- 市外からの転入動向には住宅供給の影響がうかがえることから、「住宅マスタープラン」を従来の「住宅」といったハードの視点に加え、「暮らし」というソフトの視点を取り入れた「住まいと暮らしのための計画」として改定し、住環境の整備はもとより、まちの利便性や安全性の向上、子育て・教育環境の充実などに総合的に取り組み、エリアごとのブランディングを意識しつつ、まちの魅力を高めていくための計画と位置づけました。今後はこの計画に基づいて、良好な住宅が供給され居住地としても選ばれるまちを目指します。また、その魅力を効果的に発信することで、まちのイメージ向上やファミリー世帯の定住・転入促進にもつなげていきます。
- もう一つの総合指標である「市民参画指数」は前年度と比べ概ね横ばいとなっており、「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」が低い数値で留まっていることが課題となっています。新型コロナウイルス感染症の影響など本市を取り巻く環境の変化と「市民参画指数」の推移について、より詳細な分析を行うことができるよう、引き続きデータを蓄積していく必要があります。

- 市民意識調査の結果においても、新型コロナウイルス感染症による外出抑制等が、人と人とのつながりを重視し進めてきた本市のまちづくりに非常に大きな影響を与えたことがわかりました。新たに導入した地域情報共有サイト「あましえあ」も活用し、地域活動への参画促進、関係者の連携強化に改めて取り組んでいきます。
- コロナ禍で顕在化した社会からの孤独・孤立など、複雑・複合化した課題を有する世帯の相談が増加傾向にあり、誰一人として取り残さない包摂的な社会の実現に向け、様々な分野の支援関係者が連携した重層的な支援が必要となっています。
- 子育て支援については、待機児童対策はもとより、ユース相談支援事業の拡充や産後ケア事業などを実施しました。また、コロナ禍での学校の長期休業に伴う生活困窮の家庭に対する食の支援として「あまっ子お弁当クーポン事業」等を実施したことにより、これまで支援が届きにくかった家庭とのつながりを持つことができました。こうした経験をもとに、様々な地域ネットワークとつながり、支援ニーズの高い子ども等の見守りを強化していきます。
- デジタル化の推進は、学校の教育現場においても加速しており、小・中学校では児童生徒1人に1台タブレット端末を導入しました。こうした学習環境の整備を機に、これまで以上に個々のつまずきや伸びに着目した取組へと深化させ、一層の学力定着を図るとともに、多様な学習機会の確保にもつなげていく必要があります。
- 感染症まん延時等の緊急事態下や災害時においては、人権問題がより鋭く顕在化します。「人権文化いきづくまちづくり計画」の策定を機に、コロナ禍による差別防止の取組をはじめとして、互いに多様性を認め合い、支え合うことにより、暮らしやすいと実感することができるまちにしていく「人権文化いきづくまちづくり」の趣旨をあらゆる場面で意識して取組を進める必要があります。
- コロナ禍で深刻かつ甚大な影響を受けた市内事業者に対しては、テナント事業者向け緊急つなぎ資金の貸付の実施など、時宜に応じた対策を講じてきました。また、コロナ禍における消費喚起、非接触型決済の促進、地域内経済循環を目指して電子地域通貨「あま咲きコイン」の実証実験を実施しました。本格導入にあたっては、この効果検証結果に基づいて他のキャッシュレスとの差別化を図り、利用価値を向上することで自走可能な仕組みを目指すとともに、市内経済の活性化につなげていきます。
- 改善傾向が継続している環境分野では、小学校向け環境教育プログラムの作成や、これまで進めていた「環境」と「経済」の共生に加え、「社会」課題への対応を加えた3側面の要素を備えたマンションを「SDGsスマートマンション」として認定するなどの取組を進めました。今後は、「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を機に、地球温暖化による危機を市民・事業者と

共有し、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組を推進していく必要があります。

- 市財政については、コロナ禍で先行きの不透明感が高まる中、国の財政支援による財源確保に加えて、モーターボート競走事業からの繰り入れによる財政調整基金の拡充や、市債の早期償還による将来負担の抑制を行うなど今後を見据えた財政運営を行うことができました。今後も、ファミリー世帯の転出超過解消に向けた子育て支援の充実、社会保障経費や公共施設・インフラの保全等のための財源確保と健全な財政基盤確立の両立が課題であり、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。
- コロナ禍は、市民生活と地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、人権や福祉分野における脆弱性をより顕在化させるなど、人と人とのつながりの重要性や課題に対する気づき、教訓をもたらしました。また、経済分野のみならず行政サービスや教育分野においてもデジタル化が進むなど、未来に向けた変化も加速しています。
- 今後も、円滑なワクチン接種の推進、オールあまがさきでの感染拡大防止に取り組むとともに、この間の経験を踏まえ、コロナ禍を単なるピンチで終わらせることなく、まちの課題解決と魅力の増進に取り組んでいきます。

**【施策評価結果を踏まえて（令和4年度に向けて特に重点的に取り組む項目）】**

令和4年度に向けては、これまでの総合的な取組による改善傾向をさらに加速するとともに、コロナ禍で改めて顕在化した課題や環境の変化に対応すべく、特に以下の項目について重点的に取り組んでいきます。

**●個々の課題に寄り添った支援**

- ・地域と支える高齢者支援、切れ目のない自立支援（主要取組項目②）
- ・「学びの先進都市」の推進、子どもの育ちと活動への支援（主要取組項目①）

**●地域経済の回復と脱炭素社会の実現**

- ・時代の変化に即した産業の振興（主要取組項目③）
- ・経済と環境の共生したまちづくり（主要取組項目④）

**●まちのブランディングと魅力の発信**

- ・よりよい都市機能の創出（主要取組項目④）
- ・市民とともに取り組むシティプロモーション（主要取組項目③）

**●市民の利便性を高めるデジタル化の推進**

- ・行政運営の実効力を高めていくために（行政運営3）

(このページは白紙です。)



# まちの通信簿



評価方法	
昨年度と比較して、目標に近づいている場合	昨年度と比較して、目標に近づいていない場合

## 4つの「ありたいまち」に向けた主要取組項目のようす

項目	目標	R1年度	現在値 (R2年度)	評価	
①人の育ちと活動を支援する	子どもたちの学力を伸ばしたい	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較において、あまがさきの子どもたちの学力が全国平均を超えることをめざします。(令和4年度)	(小6) Δ2~Δ4 (中3) Δ1~Δ3	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	—
	地域活動を活発にしたい	市民意識調査で「地域活動に参加している」と回答する割合30.0%をめざします。(令和4年度)	19.3%	15.3%	
②市民の健康と活力を支援する	健康寿命を延ばしたい	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加をめざします。(令和4年度) 【平均寿命(H30⇒R1) 男性80.04歳 ⇒80.05歳 女性86.92歳 ⇒87.31歳】 【健康寿命(H30⇒R1) 男性78.44歳 ⇒78.48歳 女性83.46歳 ⇒83.72歳】	男性△1.60歳 女性△3.46歳 (H30年)	男性△1.57歳 女性△3.59歳 (R1年)	
	「生きがい」を持って暮らす高齢者を増やしたい	市民意識調査で「生きがいを感じる」と回答する割合75.9%をめざします。(令和4年度)	66.2%	61.5%	
③産業活力とまちの魅力を高める	まちを訪れる人を増やしたい	尼崎城再建を契機にした、地域一体となった「観光地域づくり」の取組により、イベントや観光等でまちを訪れる人を280万人に増やします。(令和4年度)	259.7万人	136.3万人	
	まちのイメージを良くしたい	市民意識調査で「尼崎市のイメージが良くなった」と回答する割合66.0%をめざします。(令和4年度)	58.9%	56.6%	
④まちの持続可能性を高める	二酸化炭素排出量を減らしたい	再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策など、誰もが実施できる取組の推進により、市内の二酸化炭素の排出量(民生家庭・業務部門)を751千tに減らします。(令和12年度)	805千t (H30年度)	732千t (R1年度速報値)	
	快適に暮らせるまちにしたい	市民意識調査で「現在の住環境が暮らしやすい」と回答する割合90.0%をめざします。(令和4年度)	82.0%	83.8%	

## 財政のようす

項目	目標	R1年度	現在値 (R2年度)	評価	
持続可能な行財政基盤の確立	収支を黒字にできている	市の貯金である基金を取り崩すことなく毎年度収支均衡を確保できるよう、更なる構造改善に取り組みます。(令和4年度)	21.3億円	38.0億円	
	借金を減らせている	必要な未来への投資と将来の負担のバランスを取りながら、着実に将来負担の抑制を進めます。(令和4年度に1,100億円以下)	1,263億円	1,170億円	

## 総合指標

### あまがさきで子どもを育てる人を増やす

ファミリー世帯(5歳未満の子どもがいる世帯)の転出超過傾向は、本市の最重要課題の1つです。課題解決に向け、教育や治安・マナーの向上などに取り組み、まずはその超過世帯数の半減をめざします。

#### ■ファミリー世帯の転出超過数

基準値 (H26年)	R1年	現在値 (R2年)	目標値 (R4年)
382 世帯	292 世帯	299 世帯	191 世帯

・ファミリー世帯の転出超過数は299世帯となり、前年より7世帯増加。目標である基準値からの半減に向けてはやや悪化。

・市外へ転出するファミリー世帯については、調査を開始した平成26年から6年連続で減少。

・近年、若い世代の転入により社会動態は5年連続の増であるものの、自然動態の減により、本市の人口は3年ぶりに減。

評価



・就職や結婚を機に本市に住まれた若い世代の方々が、ファミリー世帯になってからも住み続けていただけるよう、新たに策定した「住まいと暮らしのための計画」に基づき、住環境の整備はもとより、まちの利便性や安全性の向上、子育て・教育環境の充実などに総合的に取り組むとともに、まちの魅力を市内外に効果的に発信していく必要があります。

### まちのことを思い、活動する人を増やす

今後のまちづくりには、自分もまちの一員としてまちづくりに参画する人、また、その活動に感謝する人、まちの魅力を伝える人を増やすことが重要です。まちに「誇り」と「愛着」を感じ、「まちのことを思い、活動する人」があふれるまちをめざします。

#### ■市民参画指数

基準値 (H29年度)	R1年度	現在値 (R2年度)	目標値 (R4年度)
39.0	43.5	43.1	50.6

・令和2年度の市民参画指数は43.1となり前年度と比べほぼ横ばいで推移。

・引き続き「地域活動感謝意欲」が高い数値を維持している一方で、「地域推奨意欲」と「地域活動意欲」が低い。

・「地域推奨意欲」で「低い」と回答した理由は「人にすすめるほどの魅力ではない」と「まちの魅力」はあるものの周囲にすすめるほどの肯定感が十分でない。

評価



・改めて本市の文化や歴史、住みやすさを再認識できるよう丁寧な情報発信やまちの良さを実感できるような機会を積極的に創出していくことが必要です。また、本市を取り巻く環境の変化と「市民参画指数」の推移についてより詳細な分析を行うことができるよう、データを蓄積する必要があります。

## まとめ

○駅前や公園のリニューアルといった良好な住環境を整備するとともに、子育て・教育環境の充実とあわせて、暮らしやすいまちとして総合的に魅力を高め、その魅力を市内外に効果的に発信し、「ファミリー世帯の定住・転入促進」につなげていきます。

○市民意識調査において、「地域活動に参加している市民の割合」は低下しており、地域情報共有サイト「あましえあ」も活用し、地域活動への参画促進、関係者の連携強化に取り組みます。また、人のつながりを強化し、誰一人として取り残さない包摂的な社会の実現に向け、様々な分野の支援関係者が連携した重層的な支援に取り組みます。

○観光分野も含め地域経済はコロナ禍で深刻かつ甚大な影響を受けました。電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用して、地域経済の回復と活性化につなげていきます。また、「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を機に、地球温暖化による危機を市民・事業者と共有し、脱炭素社会の実現に向けた実効性のある取組を推進し、経済と環境の共生したまちづくりを進めていきます。

○令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応に注力する1年となりました。この間の経験を踏まえ、コロナ禍を単なるピンチで終わらせることなく、まちの課題解決と魅力の増進に取り組んでいきます。

(このページは白紙です。)

### 3 施策別の評価

- 施策01【地域コミュニティ】
- 施策02【生涯学習】
- 施策03【学校教育】
- 施策04【子ども・子育て支援】
- 施策05【人権尊重・多文化共生】
- 施策06【地域福祉】
- 施策07【高齢者支援】
- 施策08【障害者支援】
- 施策09【生活支援】
- 施策10【健康支援】
- 施策11【消防・防災】
- 施策12【生活安全】
- 施策13【地域経済の活性化・雇用就労支援】
- 施策14【魅力創造・発信】
- 施策15【環境保全・創造】
- 施策16【住環境・都市機能】

# 【施策評価表の見方】

## 1 基本情報

施策名	展開方向
主担当局	

## 2 目標指標

指標名	目標値	実績値	進捗率 (R2)
A	展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、総合計画の後期計画(まちづくり基本計画)期間の最終年度の令和4年度とし、現時点での進捗率を示しています。		
B	【進捗率について】 100%を上回るものを100%、0%を下回るものを0%として記載しています。		
C	指標の方向性が「↑」の場合 指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「+」	R2実績値÷目標値	
D	指標の方向性が「↓」の場合 指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「-」 (目標値が0の場合は、進捗率は「-」)	目標値÷R2実績値	

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	総合戦略
行政が取り組んでいくこと	<p>尼崎版総合戦略における「6つの政策分野」の該当番号を記載しています。</p> <p>総合計画に定める「行政が取り組んでいくこと」の分類別に、令和2年4月から令和3年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題についてを主担当局が記載しています(担当局評価)。</p>

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

直近3カ年（令和元年度～令和3年度予算）における主な主要事業を5つまで記載しています。

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	
------	--

●重要度

H30年度 第 位 / 16施策 R1年度 第 位 / 16施策 R2年度 第 位 / 16施策

<p>当該施策の市民意識調査の結果から、各々の重要度と満足度の順位について、記載しています。</p> <p>また、重要度と満足度の点数については、経年変化が視覚的に追えるよう、グラフで表記しています。</p>
--

### 6 評価結果

評価と取組方針
<p>目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価結果を記載しています。</p>

令和3年度の取組
<p>左記「これまでの取組の成果と課題」を受けて、今後の課題等を踏まえ、令和3年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。</p>

主要事業の提案につながる項目
<p>「これまでの取組の成果と課題」や「令和3年度の取組」を踏まえ、次年度において「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。</p>

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	01 地域コミュニティ	展開方向	01 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。
担当当局	総合政策局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市政に関心がある市民の割合	↑	60.0	%	53.5	49.8	51.1	54.7	50.9		84.8%
B 市政に対する関心が、以前より高まっている市民の割合	↑	50.0	%	34.1	30.5	35.3	35.6	32.2		64.4%
C 社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	↑	30.0	%	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
D 生涯学習プラザ利用率	↑	38.0	%	35.0	35.1	34.8	33.2	28.2		74.2%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■地域分権型社会に向けた取組	総合戦略 ②・⑤
<p>【地域とともにある職員づくり】</p> <p>(目的)自治のまちづくりを目指す地域担当職員には、「地域を支えるスタッフとして、積極的に市民とつながり、ともに考え、行動できる」、「個人や様々な団体が活躍できる場や仕組みづくりに取り組みながら、多様な人や活動をつなぐことができる」、「まちづくりに関する様々な情報を収集し、地域発意の課題解決や魅力向上の取組を支援できる」といった役割が求められており、そういった職員像に近づけるよう育成を行う。</p> <p>(成果)①地域担当職員の相互学習の場となる地域担当主事会を準備会を含めて23回実施する中で、職員が手ごたえを感じた事例や悩みながら取り組んでいる事例を学び合うとともに、その経験を引き継ぎ、積み上げていけるよう事例集としての取りまとめを始めた。また、ファシリテーションスキルを学ぶ研修を8回実施し、受講者は地域の方との交流の場での進行で活かすことができたほか、合意形成や板書などの会議運営でも役立てることができている。その他、コミュニティソーシャルワーカーを講師に、人権を意識しながら課題の発見・共有を進める手法についても研修を行い、これらの研修への参加は延べ325人となった。</p> <p>(課題)①座学やグループワークでは、職員が地域との関係づくりの中で得た気づきなど職員の活動内容が中心になりがちであるが、例えば、築いた関係を基にした事業や気づきを活かした事業も立案できるような内容の研修も加えていく必要がある。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響で、特に会場に派遣する研修や視察、グループワークは実施方法が制限されてしまう面がある。</p> <p>【地域課題の解決に向けた地域との関係づくり】</p> <p>(目的)地域で活動している方々との関係づくりとともに、地域においてお互いの顔の見える関係を築いていくための学びや交流の場づくりに取り組む。そうした中で将来的に、学びと活動が循環し、地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを目指す。</p> <p>(成果)②コロナ禍においても、地域担当職員は地域の活動情報の聞き取りを行うとともに、可能な限り地域の事業や会合の場に参加し、地域との関係づくりを進め、その中で知り得た地域の現状や課題から、各地域振興センター内で企画立案を行い、学びと交流の場づくりや地域活動の情報発信を行うほか、多様な主体と連携しながら課題解決などの取組に努めた。(目標指標A・B・C・D)</p> <p>③市民サービスの向上を図るとともに、地域住民や地域活動の担い手、関係部局等との情報共有を進めるため、専用スマートフォン及び地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト(あましえあ)を導入した。</p> <p>(課題)②地域担当職員が関係者をつなげることにより、情報の共有や個別課題の解決に至った事例もあるが、関係づくりについては地縁型とテーマ型団体の連携促進も含め、今後もより一層進めていく必要がある。また、地域担当職員の柔軟な勤務体制についても検討していく必要がある。</p> <p>②地域予算は地域担当職員が地域に出向き、地域の方々が顔の見える関係づくりを築くための取組などを検討し、実施する中で生じる経費に充てるものであるが、その活用事業は地域担当職員が行う活動の一部であるため、地域担当職員の様々な活動についてより一層地域と共有を図り、また、関係づくりを行いながら、地域発意の課題等の情報を把握する中で、必要に応じて活用していく必要がある。</p> <p>②全市的な課題である自治会のない地域への対応や、青少年の居場所、防災、高齢者の見守りなどについても、地域の実情に応じ、関係部局と連携して取り組んでいく必要がある。</p> <p>③地域活動の担い手がより効果的・効率的に活用できるよう、また、市民にとって新たな情報収集の手段となるよう「あましえあ」を適切に運用していく必要がある。</p> <p>【生涯学習プラザの運営等】</p> <p>(目的)市民主体の開かれた施設として、市民が生涯にわたって教養の向上等を図ることができるように、また、相互に協力して学びを活かした活動を行うことができるように地域を支える。</p> <p>(成果)④新小田南生涯学習プラザを令和2年5月に供用開始し、子育て世代や青少年の居場所となるコーナーづくりや展覧会の実施など、館の認知度向上や活用方法の拡大に努めた。また、市民主体の開かれた施設となるよう、建設中の新立花南生涯学習プラザの使い方などを話し合う「シン・プラザ会議」、さらには地域活動について話し合い、やってみたいことの持ち込みやお困りごとの相談、参加者間の交流、顔の見える関係が築いていける場、ひいては地域活動につなげていけるようなプラットフォームとして「立花かいわい会」へと転換した。武庫西・武庫東生涯学習プラザの愛称を考える「muko→プロジェクト」等を通じて、プラザへの愛着醸成と地域の未来について考えるきっかけを作った。</p> <p>⑤利用基準を旧地区会館並みに設定して施設運営を開始したが、2年が経過した中で、これまで利用されていない方にも利用が広がるよう、文化教室に関する利用や他の事業に付随した物販も可とするなど運用の基準を緩和した。(令和3年4月から運用開始)</p> <p>(課題)④みんなの尼崎大学と関係部局が取り組んできたことを情報共有し、それぞれが行っている取組について、相互補完し、連携を広げていく必要がある。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症に係る取組として、休館や開館時間の短縮、入室者数を貸室定員の2分の1以内とする対応などを実施した影響もあり、利用率が5.0ポイント低下した。例年と比べ利用件数が少なくなったため、生涯学習プラザの新たな利用者が増加しているかどうかの検証が十分行えていない。(目標指標D)</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	地域資源情報公開システム事業(地域情報共有サイト(あましえあ))
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	生涯学習プラザ等整備事業(大庄南生涯学習プラザ整備事業)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	特色ある地域活動推進事業
2	生涯学習推進事業
3	地域とともにある職員研修事業
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組

【地域とともにある職員づくり】

①地域担当主事会については、作成した事例集を基に、相互学習を続けて改善を図りながら、職員の意識を高めていくとともに、「学びと活動の循環」を意識した取組にも発展させることができるよう、研修内容も工夫する。

①コロナで制限されている研修が再開されれば積極的に活用するとともに、場合によっては代替の措置も工夫していく。その他、地域と深く関わりのある部局や尼崎市社会福祉協議会(市社協)と共に地域課題への対応を考え実践する等の取組を強化する。

【地域課題の解決に向けた地域との関係づくり】

②地域担当職員は地域の方々との顔の見える関係づくりをより一層進め、情報を共有しながら、地域の方々とともに考え、行動する職員として役割を果たせるよう、勤務体制のあり方検討を含め引き続き取組を進めていく。

②制度開始から3年目となる地域予算について、活用実績や地域担当職員の活動状況等を踏まえ、そのあり方について必要に応じて検討を行う。

②地域福祉及び地域自治の中核的な役割を努めてきた市社協との人事交流を行うことにより、より一層の連携強化を図る。

③「あましえあ」の運用に際しては、市民や地域活動の担い手が必要とする地域資源情報の掲載に努め、その庁内共有を図るとともに、地域担当職員等が地域の活動団体との関係づくりや相談業務に活用し、新たな地域課題の抽出にもつなげていく。

【生涯学習プラザの運営】

④令和3年4月に供用開始となる新園田東生涯学習プラザでは、子育て世代の親子が気軽に集うことで新たな活動が生み出されるよう取り組んでいく。

④みんなの尼崎大学と関係部局で情報共有、連携をしながら、生涯学習プラザにおける取組を広げていく。

⑤新たに運用を開始する利用基準も含め、新たな利用者の傾向について検証を続ける中で、より施設を利用してもらえるような場づくりを進める。

評価と取組方針

- ・生涯学習プラザの利用率は新型コロナウイルス感染症の影響で低下したものの、地域振興センターは平時の業務に加え、コロナに対する相談窓口や、ワクチン接種に伴う一連の業務を担うなど、地域の拠点としての機能を果たした。
- ・あわせて、ユース交流や子育て支援などの様々な取組のサテライト機能として、今後も研修などを通じその専門性を高めていく必要がある。
- ・地域振興体制の再構築から3年目を迎え、地域振興センターと地域との関係も深まってきており、各地域で特徴のある取組が創出されている。今後も事例集を用いるなど、庁内のみならず地域住民とも好事例の共有を図っていく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	01 地域コミュニティ	展開方向	02 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。
担当当局	総合政策局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	↑	30.0	%	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
B 社会福祉協議会の加入率	↑	60.0	%	54.6	52.7	50.9	49.3	47.4		79.0%
C あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	↑	55	団体	57	53	49	57	46		83.6%
D 地域活動の中で生涯学習の成果が活かしていると感じる市民の割合	↑	6.4	%	7.3	4.6	3.8	3.2	3.7		57.8%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■地域コミュニティの形成のための支援 総合戦略 ②・⑤
<p><b>【地域活動の担い手づくりと地域活動の促進】</b>                      (目的)市民と行政または市民同士の相互理解が深まり、多様な主体による協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組むとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努める。                      (成果)①「あまがさきチャレンジまちづくり事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、申請事業数が減少したほか、補助事業についても中止や規模の縮小が多くあった一方で、三密の回避やオンラインの活用など事業実施に際しての工夫もみられた。                      ②尼崎市社会福祉協議会(市社協)への加入率は減少傾向となっているが、市民課窓口において転入者向けチラシ等の配布を行っているほか、各支部においても様々な加入促進の取組を継続して行っている。(目標指標A・B)                      ③尼崎市市民運動推進委員会では、「自転車のマナー向上」及び「新型コロナウイルス感染症に係る啓発」をテーマに掲げ、感染症対策を行いながら、全市一体となって取組を行った。                      ④寄付金を活用した特定非営利活動促進事業については、活用団体から「活動を新しく知ってもらえきっかけとなった」など肯定的な意見があるほか、NPO法人10団体の事業について、170件3,469,500円の寄付が集まり、新たな寄付者へのつながり、資金の確保につながった。                      ⑤「市民提案制度」の運用を開始し、12団体から14事業の提案を得た。うち、2事業が協働事業として採択されたほか、委託・補助以外の手法による協働の取組が3事業生まれた。アンケートでは、丁寧なコーディネートの下、納得感の高い協議を行えた旨の評価を得た。                      (課題)①3年間の補助が終了した後も地域担当職員等が寄り添い、必要に応じてつなぎ役となりながら、事業が継続するよう支援していく必要がある。また、指標についても、市民活動団体の成長や事業の自立運営がより測れるものを検討していく必要がある。(目標指標C)                      ②地域活動の担い手の高齢化のほか、若い世代が自治会へ加入しないことや、自治会が存在していない地域があることなどが引き続き課題となっており、地域コミュニティの必要性の周知や活動に興味を持ってくれる人を増やす取組を行う必要がある。                      ③地域振興センターが事務局を担う各地区の市民運動推進協議会については、コロナ禍においてもできる身近な取組を市民運動推進委員会と連携して進めていく必要がある。                      ④NPO法人の事業によって寄付件数や寄付金額に差が生じている。またNPO法人が様々な人とつながり、活動が活性化していくよう、さらに多くの市内NPO法人が活用する必要がある。                      ⑤採択事業が継続的に協働の取組として実施されることや、本制度利用後の事業のあり方を見据えての継続的なフォローが必要である。また、一層の制度活用促進を図るため、学びと活動の機会を提供し、新たな提案につなげる仕組みについて、検討を進める必要がある。</p> <p><b>【福祉会館】</b>                      (目的)福祉会館を用いて、地域住民のコミュニティ活動の促進を図る。                      (成果)⑥利用実態やニーズ、施設の状態など個別の状況調査を踏まえ、必要な支援策について、検討を行った。                      (課題)⑥施設の老朽化が進む中、上記の実態等を踏まえ、市として改めて地域コミュニティの活動の場のあり方を整理する必要がある。</p> <p><b>【尼崎市民まつり】</b>                      (目的)市の誕生を祝い、市民相互の親睦と連帯意識を高め、市の発展を図る。                      (成果)⑦令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となったが、実行委員会や10部会では新たにオンラインでの会議や議論を進め、運営に係る意識共有や次期開催に向けたアイデア等を出し合うなど一体感を高めることができた。                      (課題)⑦行政として引き続き、尼崎市民まつり協議会事務局を運営していくが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、来場者の安全を第一に考えて対応する必要がある。</p>	
行政が取り組んでいくこと	■地域コミュニティ活動を担う人材の育成 総合戦略 ②・⑤
<p><b>【みんなの尼崎大学及びシチズンシップ教育の取組】</b>                      (目的)地域活動を担う人づくりに向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援し、学びと活動の循環ができる環境づくりに取り組む。あわせて、若年層を中心に地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。                      (成果)⑧コロナ禍においても学びの機会や人とのつながりの場を絶やさないう、人権や依存症をテーマとするオンラインゼミの開催や、「初めてのZOOM講座」、「YouTubeチャンネル開設」などを進めた。また、まちで活動したい人の相談・交流の場「みんなの相談室」を生涯学習プラザでも開催し、中央、立花、武庫地区では、同様の交流・相談の場が広がった。(目標指標D)                      ⑨開学3年を迎えたみんなの尼崎大学を振り返るアンケートでは、尼崎大学に関わった人は地域活動を行う意欲が高まったとの結果を得たとともに、今後の活動の在り方等について議論を深めた。また、市民だけでなく、庁内向けの「みんなの相談室」など活動の幅を広げたことで、道路維持や人権・平和をテーマにした共催事業が生まれた。(目標指標A)                      ⑩コロナ禍で対面での取組が制限される中でも、まちの課題解決を疑似体験するカードゲーム「ATTF2」の動画作成等で工夫を施し、啓発をした。「みんなの尼崎大学授業検索ページ」は、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」と統合し、市民の情報収集の利便性向上につながった。                      (課題)⑨庁内におけるみんなの尼崎大学の活用事例が増えてきているが、こうした事例を増やし発信していくことで、取組に関わる人のすそ野を広げていく必要がある。</p>	

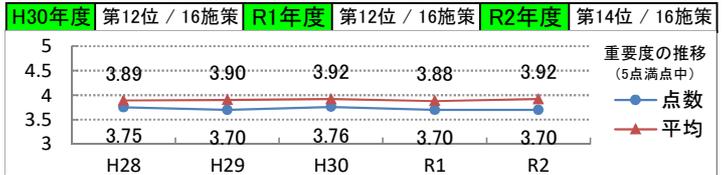
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	学びと活動の情報一元化による効果的な運用・発信
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	特定非営利活動促進事業
2	市民提案制度関係事業
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	尼崎市社会福祉協議会補助金(地域広報活動推進補助金)
2	
3	
4	
5	

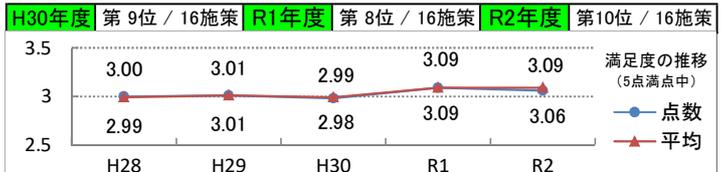
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●地域コミュニティの形成のための支援 ●地域コミュニティ活動を担う人材の育成
------	---

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・市社協への加入促進に向けて、市民課窓口における転入者向けチラシ等の配布などの取組を引き続き進めるとともに、地域情報共有サイト(あましえあ)の活用などにより、幅広い地域活動を支援していく。

・庁内向けの「みんなの相談室」など、みんなの尼崎大学に関わる人のすそ野を広げる取組により、共催事例の創出などの成果があがっている。今後も地域住民との共催事例を蓄積し、シチズンシップと職員の協働意識の向上に資するよう積極的に取り組んでいく。

・市民提案制度は、提案支援の強化等の改善を施し運用を開始した結果、従前の制度に比べ応募団体数が増加している。また、職員からの協働のアイデアとニーズを募るなど、職員一人ひとりの協働意識の向上にもつながっている。

#### 令和3年度の取組

**【地域活動の担い手づくりと地域活動の促進】**  
 ①3年間の補助期間中に事業の経済的な自立を目指してもらえよう、引き続き地域担当職員等が寄り添い、助言等を行っていく。  
 ②各地域に応じた地域活動の情報誌や加入促進のチラシなどの広報物を市社協と連携して作成・配布を行う。  
 ③市民運動推進委員会で決めたテーマに沿って、コロナ禍でもできる取組を全市一体となって行う。  
 ④令和2年度実施団体の事業及び寄付金広報手法等について情報共有を行うことや、各NPO法人へ直接制度案内チラシを送付するなどの広報を行う。また、令和3年度中にクラウドファンディングも実施できるよう検討を行う。  
 ⑤引き続き、制度の魅力の積極的なPR及び丁寧かつ効果的な制度運用に取り組むとともに、採択事業のフォローを行う。また、学びと活動の機会提供を通じた制度活用促進については、関係部局とも連携しつつ、令和2年度に本制度を通じて提案のあった取組も含め、検討を進めていく。

**【福祉会館】**  
 ⑥これまでの利用実態や個別の状況調査を踏まえ、地域コミュニティの活動の場としてのあり方について整理する。

**【尼崎市民まつり】**  
 ⑦新型コロナウイルス感染症に留意し、新たな実施方法を模索しながらではあるが、10月3日に市役所周辺及び中央北生涯学習プラザにて開催する。

**【みんなの尼崎大学及びシチズンシップ教育の取組】**  
 ⑨みんなの尼崎大学が、多彩な人や多様な活動のプラットフォームとして、また学びの中核的な機能が発揮できるよう、今年度は特に、地域住民や各地域振興センターとの連携において人権や福祉をテーマとした取組を意識して進めていく。  
 ⑩作成したカードゲームの動画を活用するなど、引き続きまちの課題解決を考える機会づくりを進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	02 生涯学習	展開方向	01 主体的な学習や生きがいがづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
担当当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 学習を活かせる講座の受講者数	↑	1,715	人	1,633	1,879	2,080	2,216	1,879		100%
B 地域学校協働本部の実施校数	↑	41	校	7	18	30	36	41		100%
C 市民1人あたりの貸出冊数	↑	3.98	冊	3.38	3.46	3.23	3.23	2.78		69.8%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進</p> <p>【学校教育と社会教育の連携の推進】                      (目的)地域の方々や活動や学習の成果を活かすとともに、子どもたちの学びや育ちを支援する仕組みづくりを促進し、学校を核とした活動を通じて地域のつながり・教育力の向上・地域の活性化を図る。                      (成果)①コロナ禍において活動が制限される中、学校の消毒作業、読み聞かせDVDの提供など、学校とコーディネーターが話し合い、思いを共有しながら活動を進められた。また、PRIにおいては、模範となる事例を丁寧に拾い学校に周知するほか、保護者向けリーフレットを作成しコミュニティ・スクール及び全ての市立小学校で行われている地域学校協働活動を紹介し、市民にはホームページ、情報誌等で幅広く周知した。コミュニティ・スクールについてはモデル校5校で実施し、各校においてバラエティに富んだ地域との新たな連携や学校の特色づくりにつなげることができた。(目標指標B)                      (課題)①より多くの地域の方々の参画を得るためのPRや、教職員への制度の周知に加え、他校の取組をヒントにできる仕組みづくりを行うとともに、小学校以外の校種における地域学校協働活動の実施及びコミュニティ・スクールの導入の検討を進める必要がある。</p> <p>【地域活動支援と学びの連携】                      (目的)これまで公民館が実施してきた事業を継承しつつ、生涯にわたる様々な学びの機会を提供し、地域のつながり・地域の活性化等を図る。                      (成果)②講座受講者のグループ化促進、プラザでのミニコンサートや作品展の開催、登録グループが講師となるYouTube講座(14講座)の発信などにより活動のやりがい促進・活性化につながった。(中央)                      ・SDGs推進をテーマに「小学校への出前講座」の実施、「SDGsカードゲームイベント」の開催後、「SDGsフェアinODA」を開催し、小学生から大学生の児童生徒が学んだことを発表する(教える)ことができた。(小田)                      ・「夏休みオープンスクール」や「日本語よみかきボランティア入門講座」等を通じて、登録グループ活動の地域への還元やボランティアの育成など、地域活動への参加につながるきっかけづくりを行った。(大庄ほか)                      ・青少年への支援について関心のある市民とともにユースワーク勉強会を行い、ユースワークの視点をもった居場所づくりを行った。また、中・高・大学生や市民と連携し地域課題を学び活動する取組を行ったほか、防災をテーマに障害者団体と連携し、健全者とともに学び、相互理解を深めた。また、庁内外と連携しコロナ禍でのフレイル予防について学び活動する機会を提供した。(立花)                      ・夏休みの子供向け集中講座「MIT」や「オトナのまなびバル」、動画配信のオンライン講座において、プラザ登録グループに講師として協力してもらうことで、コロナ禍で活動が低調だったプラザ登録グループのモチベーション維持に寄与した。(武庫)                      ・現役世代の利用者の拡大を目的に、事業内容を検討し、様々な魅力ある講座を実施する「学びWeek」事業を実施した。生涯学習プラザは敷居が高いという人用に「ZOOM」を用いたオンライン講座や、若年層のトレンドである「写真映え」を狙い、まちの風景の写真を撮りながらまち歩きする講座などを実施した。結果、約30%(288人中88人)の現役世代等の参画を得た。(園田)                      ・これらの事業をはじめとし、様々なテーマの設定や手法により、コロナ禍においても、学びを活かせる機会の創出や地域活動の入口となるような具体的な課題を共有する機会を提供することができた。(目標指標A)                      ③各地域振興センターで地域や関係部局と連携して行っている取組等について、振り返りながら改善する仕組みを生涯学習審議会の助言も受けて検討した。                      ④生涯学習情報誌「あまナビ」については、各地域振興センターの生涯学習の取組を紹介するための特集ページを継続したほか、みんなの尼崎大学とも連携を深め、より市全体の学びの情報提供につながるよう調整を行った。                      (課題)②③コロナ禍において、参加定員など、事業の実施に制限がかかっている。策定予定の「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」の趣旨を踏まえ、人権の視点を事業・取組につなげていく必要がある。</p>
行政が取り組んでいくこと	<p>■公共施設・地域資源等の活用による学習支援</p> <p>【図書館の利用促進】                      (目的)市民の教養、文化、調査、研究、レクリエーション等多様な要求を適時、適切に援助し、貸出や閲覧に供するための図書及び視聴覚資料並びに逐次刊行物を購入し、適正な図書館の運営を図る。                      (成果)⑤国や社会の動向、市民のニーズ等を調査・分析した上で、図書館運営方針の素案を作成し、様々な視点から今後の図書館についての意見を聴取した。これらを踏まえ、尼崎市総合計画及び尼崎市教育振興基本計画で掲げる目標を達成するための図書館の方向性を定めた。尼崎市立図書館基本運営方針を策定した。また、令和元年度の財務・行政監査での指摘事項を踏まえ、同方針及び施策評価における目標指標として「市民1人あたりの貸出冊数」を設定した。(目標指標C)                      ⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの事業を実施することができなかったが、既存事業の実施方法を見直すなど、感染症対策に配慮した事業を行い、市民の読書活動を推進した。また、謎解きゲームイベント「消えた忍者尼丸を探せ!」をはじめ、尼崎城や歴史博物館と連携したイベントや展示を実施した。(目標指標C)                      (課題)⑤定期的に点検・評価を行う方法を検討し、より効果的な図書館事業を行うための体制を整備する必要がある。                      ⑥新型コロナウイルス感染症の影響で減少した貸出利用者数及び貸出冊数の増加を図る必要がある。</p>

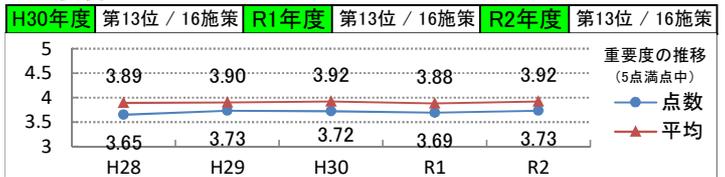
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	図書等購入事業(電子書籍購入事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	学社連携推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進 ●公共施設・地域資源等の活用による学習支援
------	--

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・自治のまちづくりを推進するにあたっては、体験や学びが自己の成長や生きがい、まちの課題解決にもつながっていくといった「生涯、学習！」の基本理念を一層浸透させていく必要がある。
- ・また、地域学校協働本部などの学校を拠点とする地域活動については、引き続き地域振興センターと連携することで、地域の担い手とのつながりを深めていく。
- ・コミュニティ・スクールについては、まずはモデル校が実施した取組を検証する必要がある。
- ・地域における人権啓発・教育については、生涯学習プラザにおいて引き続き人権などのテーマを意識した取組を進めていくとともに、人権文化いきづまづくり計画の策定を機に、人権について学ぶ機会を充実させていく。その際は、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ視点を意識する必要がある。
- ・令和3年3月に策定した「図書館基本的運営方針」に沿った図書館行政の推進にあたっては、図書館をはじめ、生涯学習プラザやアマブラリの配本所図書室において、図書に親しむ機会の創出に向けた事業を引き続き実施していく。

#### 令和3年度の取組

- 【学校教育と社会教育の連携の推進】**
- ①小学校のモデル校に導入したコミュニティ・スクールの取組を検証するとともに、中学校への地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの導入に向け、中学校管理職の研修、意向調査を実施する。あわせて、モデル校の検証を踏まえて導入計画を策定する。また、学社連携に係る学校からの情報発信を推進する。
- 【地域活動支援と学びの連携】**
- ②③生涯学習プラザ全体として、事業を行う上での目的を改めて共有し、学びを活かした活動につながるよう支援するとともに、人権などのテーマを意識して取り組む。
- 【図書館の利用促進】**
- ⑤方針に定める各施策を着実に推進するために年間事業計画及び方針期間内の事業計画を作成し、それに基づいた事業を展開する。また、その進行状況について、第三者からの点検・評価を受ける仕組みをつくる。
- ⑥従来の紙図書に加え電子書籍を導入し、非来館型サービスの拡充を図る。また、新型コロナウイルス感染症感染防止に配慮した事業の立案や、例年実施している事業の実施方法の見直しを行い、新たな生活様式に対応した事業を行う。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	02 生涯学習	展開方向	02 健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
主担当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	↑	49.0	%	46.2	47.0	45.2	45.8	45.6		93.1%
B 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↑	72,049	人	67,316	63,960	69,407	68,728	27,011		37.5%
C 生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↑	18,379	人	12,516	9,973	9,330	10,862	4,144		22.5%
D 学校開放利用者数	↑	809,529	人	737,741	748,986	736,569	689,939	561,705		69.4%
E 地区体育館等利用者数	↑	456,050	人	401,034	402,173	388,179	363,379	266,686		58.5%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■運動やスポーツによる市民の健康づくり</p> <p>【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】                      (目的)様々なスポーツ施策を通じて、健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合の向上を図る。                      (成果)①健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合は45.6%となり、昨年度と比べて0.2%の減少となった。新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツ施設の休館や不要不急の外出の自粛などが影響していると考えられる。令和3年度に開催予定である東京オリンピック・パラリンピックに関連する事業実施に向けて、大会組織委員会や兵庫県などの関係団体との協議・調整を行った。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西においても、令和3年度の開催に向けた準備を進めてきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により1年間の開催延期となった。(目標指標A)                      (課題)①市民の関心が高い東京オリンピック・パラリンピックに関連した事業を安全に実施し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により市民の運動機会が減少したが、これを機会にスポーツや運動への意識付けや環境を整える必要がある。</p> <p>【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】                      (目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高めることにより、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。                      (成果)②例年、スポーツの日に開催している「スポーツのまち尼崎フェスティバル」において、元オリンピック選手等を招きスポーツ教室を開催することで、より魅力のあるイベントにするよう工夫を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが中止となった。「スポーツのまち尼崎」促進事業では、全国大会など7つの誘致大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2大会(うち1大会は無観客)の開催に留まった。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら市民スポーツ祭やマスターズ選手権大会などのスポーツ大会を開催したものの、一部の種目では開催を中止したことから参加者数が41,717人減少した。(目標指標B)                      (課題)②安全・安心な誘致大会やスポーツ大会の開催に向けた調整が必要である。</p> <p>【生涯スポーツによる健康づくりの推進】                      (目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場を提供することにより、市民スポーツの振興、市民の健康増進やコミュニティの形成促進を図る。                      (成果)③ポッチャや新体力測定等が体験できる親子スポーツ体験会を小学校スポーツ施設で開催することにより、子どもの運動機会の充実を図った。その一方で、さわやか地域スポーツ活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により約2ヶ月間事業を中止したことから参加者数が6,718人減少した。(目標指標C)                      (課題)③子どもの運動する機会づくりを継続して行うとともに、さわやか地域スポーツ活動の利用者数増加に向けた新たな取組が必要である。</p> <p>【学校スポーツ施設の開放によるスポーツ活動の推進】                      (目的)市民スポーツの拠点である、小・中・特別支援学校のスポーツ施設(グラウンド、体育館及び柔剣道場)を市民に開放することにより、市民が気軽に運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを図る。                      (成果)④新型コロナウイルス感染症対策を講じながら学校スポーツ施設の開放を行ったが、利用休止期間が約2か月間あったことから、利用者数が昨年度よりも128,234人減少した。(目標指標D)                      (課題)④安全・安心な学校スポーツ施設の開放を行うとともに、より市民が利用しやすい学校スポーツ施設の開放に取り組む必要がある。</p> <p>【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】                      (目的)地区体育館で実施する「健康づくり教室」事業などにより、地区体育館等の利用者数を増やし、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。                      (成果)⑤子どもが運動を始めるきっかけとなるよう、スポーツ振興事業団と新たに子ども向けがんばりカードの作成に取り組んだ。また、子ども向けスポーツ教室のステップアップしたクラスやニーズが高いクラスの拡充、新規受講者の獲得に向けた広報の充実(市報綴じ込みによる全戸配布)を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により約2か月間地区体育館の利用を休止したことから利用者数が96,693人減少した。(目標指標E)                      (課題)⑤尼崎市スポーツ推進計画に基づき、スポーツ振興事業団と一体となって、市民・利用者のニーズに沿った事業を展開するなど、本市のスポーツ施設の中核である記念公園や地域スポーツの拠点である地区体育館において、スポーツや運動に親しむ環境づくりを推進していく必要がある。また、施設の老朽化に対応するため、公共施設マネジメント計画等に沿った施設改修を利用者への影響を最小限に実施する必要がある。</p>
総合戦略	④

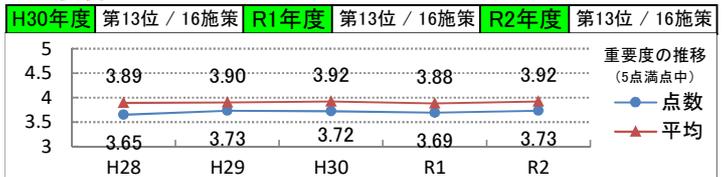
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	オリンピックを契機としたスポーツ推進事業
2	パラリンピック応援事業
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	サンシビック尼崎予防保全事業
2	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業
3	オリンピックを契機としたスポーツ推進事業
4	パラリンピック応援事業
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

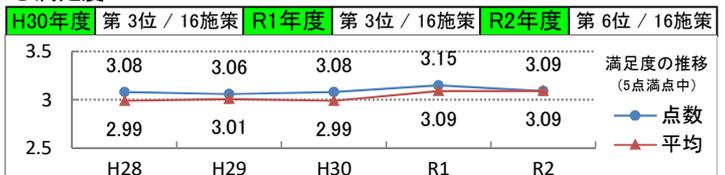
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●運動やスポーツによる市民の健康づくり
------	---------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

令和3年度の取組
<p>【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】</p> <p>①東京オリンピック・パラリンピックに関連した事業を実施することにより、市民のスポーツに対する関心を高める。また、ワールドマスターズゲームズ2021関西については、開催に向けた準備に取り組むとともに、市イベントなどを活用した広報の実施を行う。</p> <p>【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】</p> <p>②市民が安心して観戦・参加することができるよう、誘致大会やスポーツ大会における新型コロナウイルス感染症対策に努める。</p> <p>【生涯スポーツによる健康づくりの推進】</p> <p>③親子スポーツ体験会など親子でスポーツに親しむ機会の増加を図る。また、さわやか地域スポーツ活動において新たなスポーツ種目を取り入れるなど、新型コロナウイルス感染症により外出や運動する機会を失った市民の参加を促す。</p> <p>【学校スポーツ施設の開放によるスポーツ活動の推進】</p> <p>④学校スポーツ施設の利用機会の拡大に向け、日没時間までの開放時間拡大等、運営上の工夫を図ることにより、利用者数の増加を図る。</p> <p>【社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進】</p> <p>⑤公共施設マネジメント計画に沿った、サンシビック尼崎の長寿命化改修工事や(仮称)健康ふれあい体育館の整備に向けた取組を行う。また、これまで地区体育館等を拠点として活動してきたスポーツ振興事業団のノウハウを生かし、子どもの体力向上や高齢者のフレイル予防に資する各種事業を地域に密着しながら積極的に展開する。さらに、子ども向けがんばりカードを小学校等に広く周知し、子どもの運動の励みとし、体力向上につなげる。</p>

評価と取組方針
<p>・コロナ禍において運動不足による健康への影響が懸念される中、感染症対策を講じたフレイル予防を実施するなど、引き続き年代やニーズに応じた対策を関係部局が連携しながら取り組んでいく。</p> <p>・また、スポーツ推進計画に沿った取組を推進するにあたっては、引き続きスポーツ振興事業団とも連携を図るとともに、その連携のあり方について明確にしていく。</p>

主要事業の提案につながる項目
<p>【市民のスポーツ実施率向上に向けた取組の推進】</p> <p>①生涯スポーツの国際大会であるワールドマスターズゲームズ2021関西を契機として、市民スポーツの更なる普及・振興を図る。</p>

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	01 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。
主担当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値				進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1		R2
A 学力調査における平均正答率の全国との比較(知識)	↑	全国平均以上 (小)国-算- (中)国-数-	ポイント	国70 算77 国74 数62	国72 算76 国75 数64	国68 算61 国75 数64	国60 算65 国70 数58	—	—
B 学力調査における平均正答率の全国との比較(活用)	↑		ポイント	国55 算45 国63 数42	国55 算43 国70 数46	国51 算49 国60 数45		—	—
C 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↑	小85.0以上 中75.0以上	%	国72.9 算75.7 国70.0 数65.7	国74.9 算74.0 国71.9 数60.5	理64.5 算78.6 理66.6 数61.3	国78.1 算78.5 国75.7 数65.6	—	—
D 家で、自分で計画を立てて勉強していると答えた児童生徒の割合	↑	小85.0以上 中75.0以上	%	小 49.9 中 41.0	小 51.1 中 43.3	小 55.8 中 39.0	小 60.5 中 42.5	—	—
E 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↑	県平均値 (小)- (中)-	ポイント	小 50.5 中 40.0	小 50.0 中 41.0	小 50.0 中 41.0	小 51.5 中 40.2	—	—

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり
	総合戦略 ②
<p><b>【確かな学力の育成】</b>                      (目的)学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT環境整備等を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これからの社会を生き抜くことができる力を育成する。                      (成果)①引き続き全ての小・中学校で放課後学習や短時間学習に取り組むとともに個をサポートする人材を配置し、つまずきに対して早期に対応した。そうした中、令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、前年度よりもD層の割合に減少傾向が見られた。(令和元年度28.1%→令和2年度27.2%)(目標指標A・B・C・D)                      ②小学校で外国語が必修となることを踏まえて、外国人外国語指導助手(ALT)を15名から23名に増員し、英語教育の充実を図った。                      ③特別支援教育の充実に向け、尼崎市特別支援教育基本方針検討会議を設置し、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」を策定した。                      ④市立尼崎高等学校の体罰事案を受け、体育科について科学的知見に基づく指導を取り入れた新たな教育課程を策定した。                      ⑤GIGAスクール構想における尼崎市立の全ての小・中学校、高等学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒一人一台端末の配備を行った。                      ⑥スクール・サポート・スタッフについては、小学校及び特別支援学校に加え、兵庫県の補助事業を活用して、中学校にも配置を行い、教員の負担軽減を図った。                      (課題)①令和2年度「あまっ子ステップ・アップ調査」の結果によると、一部の学年において、D層が30%以上という結果が見られた。ICT環境の整備を機に、児童生徒一人ひとりのつまずきの分析や習熟度に合わせた効果的・効率的な学習を展開していく必要がある。(目標指標A・B)                      ③本市においては特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、支援の内容も多様化していることから、これらのニーズに対応するため、教育支援体制の整備とともに、障害特性に応じた指導の充実のために全ての教職員の専門性の向上を図る必要がある。                      ④市立尼崎高等学校においては、新たな体育科教育課程が必要となる設備等の整備を行う必要があるとともに、講義、データ収集、分析を実践の中で確認していく系統立てた授業展開が必要となることから、教員の指導内容に今までにない知識と技術が要求される。また、市立尼崎双星高等学校の専門学科においては、それぞれの特徴に応じた取組が着実に成果を上げている一方、現行の課題解決型学習は普通科の生徒による取組が中心となっている。                      ⑤全ての教職員が様々な学習場面の中でICT機器を効果的に活用した学習活動が展開できるよう、教員の指導体制の充実とICT活用指導力の向上を図る必要がある。                      ⑥中学校において一定の効果が見られたことから、経常的な配置に向けた検討が必要となる。</p> <p><b>【学びと育ち研究所】</b>                      (目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるよう、多様な実践、中長期的な効果測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。                      (成果)⑦令和2年度は、妊婦検診、乳幼児健診(4か月児健診)等のデータを新たに取得し、乳幼児期の育成状況とその後の発育、学力、非認知能力に与える影響等を調査するため、中長期的な取組として引き続きデータの蓄積・分析を行った。また、新たな研究員を加え、就学前教育を受けていない、いわゆる「無園児」の研究に着手したほか、コロナ禍の影響を検証するため、休校中の生活状況と成績等の相関についての分析を開始した。成果としては、研究所の知見を生かし、低体重で生まれた子どもの保護者向けに「あまっ子すくすく手帳」を、健康福祉局と連携して作成したほか、研究報告会をオンラインで配信し、視聴回数が1,500回を超えるなど、成果の発信にも努めている。令和2年度末時点で、7名の研究員が12のテーマで研究中である。◎テーマ:「教育環境が学力に与える影響」「就学前教育の質が就学後の学力や健康に与える影響」など。                      (課題)⑦研究成果を現場での実践や政策立案に結び付けていくため、関係職員等に対し、研究所の取組をさらに周知し、意見交換等を行っていく必要がある。また、研究所の取組は、他市に先駆けた事業であり、本市の魅力として、引き続き発信していく必要がある。</p> <p><b>【健やかな体の育成】</b>                      (目的)体育・スポーツ活動の取組を促進し、体力・運動能力の向上を図るとともに、食育を通して生活改善の取組を推進し、望ましい生活習慣を育成する。                      (成果)⑧令和2年度から一部の小学校において、スポーツに関する専門的知識を持った運動指導員による派遣指導を実施した。                      ⑨給食費徴収管理システム等の調達及び構築などを進め、令和3年4月から学校給食費の公会計を導入した。                      ⑩中学校給食における食物アレルギー対応や学校現場での給食指導に用いるマニュアル策定を行い、また、学校や保護者等で構成する「中学校給食運営会議」を設置し、給食費に関する協議を行う等、令和4年1月からの中学校給食開始に向け、着実に開業準備を進めた。                      (課題)⑧令和3年度版「あまっ子体力向上プラン」に基づく各学校の取組が円滑に実施できるように支援していく必要がある。(目標指標E)                      ⑩策定したマニュアルを教員等が理解し実施できる体制づくりや各校の昼休み時間の変更など、学校が給食提供を円滑に行える環境を整える必要がある。また、給食開始後は、給食センターの多岐にわたる業務内容を確認するモニタリングを行える体制が必要である。</p>	

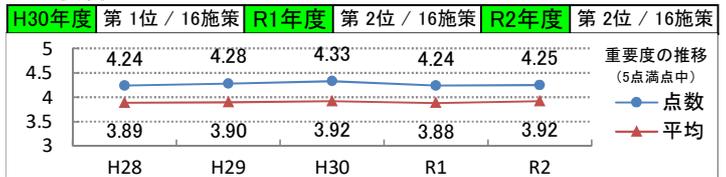
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	学力定着支援事業(ICT教材の導入)
2	尼崎高等学校特色づくり推進事業(尼崎高等学校教育課程改編等推進事業)
3	未来の学び研究事業(「ICT等を活用した学習モデル」の研究)
4	療養児等学習支援事業(ICT機器を活用した学習機会の確保)
5	中学校へのスクール・サポート・スタッフの配置
令和2年度 主要事業名	
1	教育ICT環境整備推進事業
2	英語教育推進事業
3	未来の学び研究事業(「ICT等を活用した学習モデル」の研究事業)
4	体力向上事業
5	学校給食費徴収管理関係事業(学校給食費の公会計化)
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費
2	学力定着支援事業
3	教育ICT環境整備推進事業
4	授業改善推進事業
5	理数探求事業

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり
------	-------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・学力の定着に向けては、小・中学校で課題が異なることから、それぞれの状況に応じた課題分析や対応策を講じていく必要がある。
- ・あまっ子ステップ・アップ調査の結果を積極的に分析・活用し、つまづきが見られる分野については常学習で底上げを図ることで、学力向上傾向が見られる学校も出てきている。今後は各学校における好事例を他の学校に共有し、横展開していくことで、市全体の学力の向上を図る。
- ・また、児童生徒一人ひとりのつまづきや伸びに着目し、学習支援ドリルも活用しながら個への対応の充実を図る。
- ・令和4年1月の中学校給食の開始に向けては、給食センターの整備に加え、各学校における受入れ体制を構築する。また、導入後は生徒が食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に着けることを目指す。

#### 令和3年度の取組

- 【確かな学力の育成】**
- ①⑤令和2年度末に策定した「授業デザイン 3つの視点」(中学校版学力向上の手引き)が、各学校の授業場面で活用されるよう、指導主事による学校訪問や研修を実施し、授業の質的改善に取り組む。また、各小・中学校において、ICT活用を推進する体制を構築するとともに、新たなICT教材(学習支援ドリル)を導入する。
  - ②小学校を中心としたALTの増員等による英語教育充実に係る取組について、実績を踏まえた効果検証を行う。
  - ③基本方針を踏まえ、今日的な課題となっている学校園における支援体制の整備と充実について取り組む。
  - ④市立尼崎高等学校において、新たな体育科教育課程のために必要となる設備等の整備を進めるとともに、各界のアスリートや指導者等による講演会・実技指導を行い、地域との連携を図る。また、市立尼崎双星高等学校において、各学科の特性を活かしながら、地域の課題に対して生徒が主体となった探究活動を実践する。
  - ⑤尼崎市版GIGAスクール構想(AGS)の実現に向け、ICTを活用した授業方法に関する先進的な研究を進め、教職員のICT活用指導力向上を図る。
  - ⑥全ての小学校及び特別支援学校に配置しているスクール・サポート・スタッフを全ての中学校にも1名ずつ配置する。
- 【学びと育ち研究所】**
- ⑦データの蓄積・分析を継続するとともに、生活困窮者に対する学習支援事業など、効果検証が進んでいる分野については、政策や事業への反映に向け、関係部局への情報提供、意見交換等を行っていく。また、新型コロナウイルスの影響についても、令和2年度に実施したアンケート調査等を基に分析を行う。
- 【健やかな体の育成】**
- ⑧令和3年度版「あまっ子体力向上プラン」を基にした各学校の取組を進めるほか、新体力テストや意識調査の分析を行う。
  - ⑩学校とも連携し、教員向けの研修会の実施や昼休み時間の変更などの運用面における受入れ体制の構築を計画的に推進する。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【確かな学力の育成】**
- ①③教育支援体制の拡充に向け、現行の支援体制の見直しを含めた検討を進める。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	02 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。
主担当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)ー (中)ー	%	小 71.3 中 64.3	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5	小 79.2 中 72.1	—	—	—
B 「いじめは、どんな理由があってもいけない」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)ー (中)ー	%	小 94.9 中 91.7	小 93.4 中 91.7	小 95.2 中 94.2	小 95.9 中 93.9	—	—	—
C 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)ー (中)ー	%	—	小 32.5 中 22.9	小 39.8 中 27.6	小 41.5 中 28.2	—	—	—
D 不登校児童生徒の割合	↓	全国平均以下 R1(小)0.83 R1(中)3.94	%	小 0.66 中 4.46	小 0.81 中 3.92	小 0.86 中 5.19	小 1.10 中 5.50	小 1.31 中 5.62	—	小 63.4% 中 70.1%
E 不登校児童生徒における教育支援室及びサテライト教室に通級している割合	↑	(小)5以上 (中)10以上	%	小 0.70 中 3.45	小 3.45 中 9.14	小 2.17 中 7.14	小 6.44 中 11.65	小 7.64 中 12.22	—	小 100% 中 100%

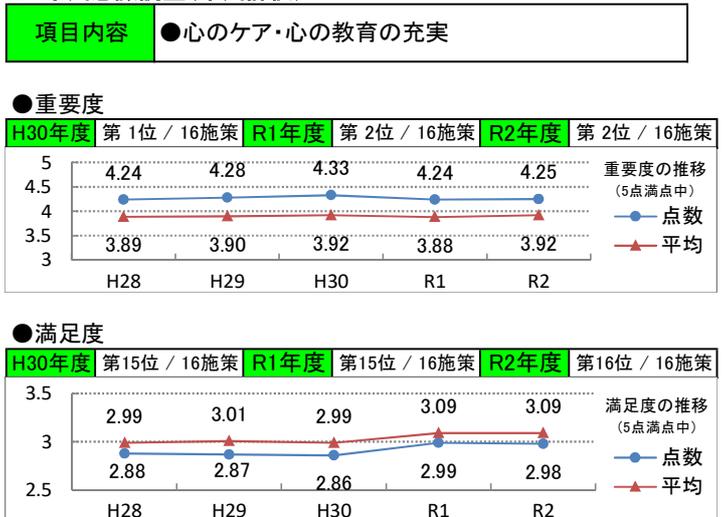
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	②
行政が取り組んでいくこと ■心のケア・心の教育の充実			
【教育相談の実施】 (目的)いじめや不登校、虐待等、子どもが関わる課題は依然として憂慮すべき状況にあるため、子ども、保護者、教職員、市民等を対象にした相談業務や支援活動を通じて、不安や悩み、課題の解消を図る。 (成果)①スクールソーシャルワーカーを増員したことにより、全ての小・中学校に関与することができた。 ②いじめの当事者や傍観者が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリについては、高等学校への事業拡充を行い、登録件数は1,122件であった。(目標指標B) ③子どもの育ち支援センター(いくしあ)及び中学校不登校研究協議会と連携し、教職員とスクールソーシャルワーカー、フリースクールの運営者等が集う研修を実施し、支援方法の共有を図った。 (課題)①スクールソーシャルワーカーの定数拡大を行ったものの、他都市との競合や勤務条件面等の事情により欠員が生じていることから、人材確保に向けた検討を行う必要がある。 ②匿名報告アプリへの登録については、中学生の登録件数が少ない状況であった。 ③不登校の要因が多様化・複雑化していることから、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドの人材確保と質の向上を図るとともに、個々の状況に応じた、いくしあも含めた多面的な支援が必要である。			
【教育支援室の運営】 (目的)不登校児童生徒を対象として学校以外の学びの場及び居場所として運営するとともに、不登校児童生徒個々の状況に合わせた段階的な支援を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指す。 (成果)④教育支援室の「ほっとすてつぷEAST」及び「ほっとすてつぷWEST」については、前年度に引き続き両教室とも定員を満了し、「サテライト教室」の利用者については、前年度より増加した(令和元年度:48人→令和2年度:54人)。また、新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休業中に、教育支援室に通級できない児童生徒に対しては、ICTを活用した支援を実施した。(目標指標A・D・E) (課題)④教育支援室については、定員を満了することができた一方、既存の教育支援室が自宅から遠く通級につながらない不登校児童生徒がいた。			
【いじめ防止等に向けた取組】 (目的)本市で発生した中学生の自死事案に関する、「尼崎市いじめ対策審議会」(第三者委員会)の提言を踏まえ、今後、二度と同様の事案が発生しないようにするため、誰もがしやすい学校の環境づくりに努める。 (成果)⑤市内の小学校に専門的知識を有する支援員を派遣し、授業を通して児童の情報モラルの向上を図った。その結果、小学校8校、中学校6校において、校内でスマートフォン(スマホ)の利用についてのルールを策定した。(目標指標B・C) ⑥管理職や生徒指導担当教員へ「いじめ防止」に関する研修の充実を図るとともに、教育委員会事務局から年2回の学校訪問を行い、取組状況の確認や指導助言を行った。これにより、教員のいじめに関する感度が向上し、いじめの認知件数は大幅に増加した。(目標指標B) ⑦いじめ問題対策連絡協議会においては、行政、学校、関係機関、PTA、地域関係団体が集まり、いじめについての情報共有を行った。また、いじめの未然防止・早期発見のために、各々ができる具体的な取組について意見交換を行った。 (課題)⑤児童生徒のスマホ所持率増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめも起きているため、児童生徒自身がスマホの扱いに関して主体的にルールを作る必要がある。(目標指標B) ⑥いじめ対応については、情報共有を含め組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめ認知につながっていないなどの学校間格差等が見られる。 ⑦教職員をはじめとする子どもに関わるすべての職員及び、地域、関係機関が、連携していじめ問題への対策について取り組むほか、子どもの権利を擁護するため、いじめ等について相談できる機関の設置が必要である。 ⑧高等学校のいじめの重大事態事案を踏まえ、いじめの予防・早期発見・早期介入、組織的な対応、重大事態の認知など、尼崎市いじめ防止基本方針の理解を学校現場へ浸透させる。			
【体罰根絶に向けた取組】 (目的)研修体系に基づいた各種の研修を実施することにより、教職員の資質と指導力の向上を図るとともに、学校現場において教職員の意識の改革、意識の醸成、意欲向上を図り、体罰根絶に努める。 (成果)⑨外部の専門機関に委託し、体罰防止に向けた特別研修として、学校管理職、教職員及び部活動関係職員を対象に各2回、合計6回の研修を実施した。 (課題)⑨新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン研修が中心となっていることから、受講者が受動的になることを防ぎ、理解が深まるように工夫する必要がある。			

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	教育支援室運営事業(ほっとすてっぷSOUTHの設置)
2	情報モラル教育支援員派遣事業
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	教職員研修事業(体罰防止研修)
2	心の教育相談事業(匿名報告アプリ「STOPit」)
3	情報モラル教育支援員派遣事業
4	心の教育相談事業(スクールソーシャルワークの拡充)
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	教育支援室運営事業
2	不登校対策事業
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【教育相談の実施】  
 ①スクールソーシャルワーカーの勤務形態の見直しにより優秀な人材を確保し、更なる支援体制の充実を図る。  
 ②新1年生に対していじめの傍観者にならないための授業を推進し、登録のためのアクセスコードを学期ごとに配付することでアプリの周知を図る。  
 ③園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働した研修を実施し、ボランティアの養成と資質向上を図る。

【教育支援室の運営】  
 ④教育支援室「ほっとすてっぷSOUTH」を大庄北生涯学習プラザ内に増設するとともに、オンライン学習支援を行う教育支援室「ほっとすてっぷONLINE」を開設する。

【いじめ防止等に向けた取組】  
 ⑤市立小学校に加え、市立中学校においても専門的知識を有する支援員による出前授業を実施することにより、児童生徒の更なる情報モラルの向上につなげる。  
 ⑥様々な層の教員を対象とした研修及び学校訪問の際の教員を対象としたいじめ対応研修を実施し、教員の感度向上と学校間格差の解消に努める。  
 ⑦令和3年度に新たに設置する子どものための権利擁護委員会で、いじめも含めた相談に応じるほか、ユース交流センターでは、青少年の居場所として、日々の関わりの中で、いじめの早期発見に努める。また、いじめ問題対策連絡協議会では、引き続き、いじめについて情報共有やいじめ対策についての意見交換等を通じ、学校、行政、地域及び関係機関の連携推進を図っていく。  
 ⑧尼崎市いじめ防止基本方針のより効果的な学校現場等への周知方法を検討する。

【体罰根絶に向けた取組】  
 ⑨外部の専門機関と情報共有をしながら、本市の現状にあった具体的な内容となるよう改善するとともに、「尼崎市体罰等防止ガイドライン」を周知するための研修を実施する。

**評価と取組方針**

- ・スクールソーシャルワーカーについては、増員及び勤務形態を見直したことで、いくしあ情報共有が図れるなど連携が進んでいる。今後は、兵庫県により配置されているスクールカウンセラーともより一層の連携強化に向けた取組を進める。
- ・様々な事情を抱える不登校児童生徒への対応を図るため、教育支援室やサテライト教室といった学校以外の居場所を引き続き提供していく。また、自宅から通いやすい教室への案内やオンラインによる教育相談及び学習支援を実施するなど個に寄り添った対応を実施する。
- ・体罰や性教育といった人権問題への対応にあたっては、これまでの人権啓発・教育についての取組の成果と課題を整理するとともに、まずは人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点を意識する必要がある。
- ・環境学習については、本市が公害と向き合ってきた歴史をはじめ、様々な環境問題を学ぶため環境教育プログラムを学校の学習で活用していく。あわせて、歴史博物館とも連携を図り、児童一人ひとりが自分で考え、行動できるよう促す。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	03 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
主担当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	50.0	%	27.4	25.1	23.6	25.5	20.4		40.8%
B 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↑	4.0	点	3.4	3.4	3.2	3.2	2.9		72.5%
C 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	↑	小57.0以上 中53.0以上	%	60.3 56.9	52.6 49.4	54.0 46.0	—	—		—
D 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小) — (中) —	%	—	小 32.5 中 22.9	小 39.8 中 27.6	小 41.5 中 28.2	—		—
E のびよんっ子健全育成事業への参加者数	↑	82,850	人	80,008	79,923	79,462	79,952	32,044		38.7%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■家庭・地域・学校の連携推進
総合戦略	②
<p><b>【就学前教育のあり方の検討】</b>                      (目的) 市立幼稚園だけに限らず、関係部局と連携して、今後の市内の就学前教育のあり方を整理する。                      (成果) ①こども青少年本部会議において、待機児童解消に寄与することを目的とした市立幼稚園と市立保育所との統合による認定こども園化に向けた方向性や市立幼稚園の保育資源としての活用方法についての議論を行った。                      (課題) ①幼児教育・保育の無償化の影響等により、2年保育である市立幼稚園の利用ニーズが減少しており、今後の就学前児童の将来推計を踏まえるとさらなる減少が見込まれる。</p> <p><b>【市立幼稚園一時預かり事業】</b>                      (目的) 働きながら子育てする家庭等の支援や子育てに不安やストレスを抱える保護者の負担軽減を図る。                      (成果) ②長期休業日を含めた通年による一時預かりを市立幼稚園9園全園で実施した。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用対象を保育の必要性がある園児に限定し実施した。延べ利用者数は、令和元年度15,404人、令和2年度7,001人であった。                      (課題) ②令和2年度3月に実施した在園児の保護者アンケートより、就労を理由とした預かり保育時間の延長を求める要望が多数あったことから、現在16時半までとしている預かり保育の実施時間の見直し等の検討が必要である。</p> <p><b>【幼稚園教育の振興】</b>                      (目的) 市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため策定した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げた以下6つの柱を推進する。(1)遊びを通じた学びを推進し、後伸びする力を育むための複数学級、(2)幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進、(3)特設学級の充実、(4)発達に関する専門機能の強化、(5)家庭教育の支援、(6)幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究                      (成果) ③市立幼稚園が軸となって市内モデル校園所での幼保小連携に取り組み、より多くの実践例が蓄積する中、公立・私立の就学前施設と公立小学校教員らを対象とした意見交換会や全体会を実施することにより、お互いの教育内容の違いや接続カリキュラムの必要性について共通理解を行うことができ、幼児期と児童期の学びの滑らかな接続の推進に資することができた。                      ④就学前施設において実施が義務付けられている、育ちの記録を小学校に引き継ぐことを目的として行う幼稚園指導要録等の必要書類の小学校への送付について、実施を徹底するよう市内全就学前施設に対して周知を図った。                      (課題) ③④市立幼稚園は、就学前教育のセンター的機能を担っているという自覚を持ち、小学校との縦の連携と公私立保育所、私立幼稚園との横の連携をより一層構築していく必要がある。また、就学前施設においても特別な支援を要する子どもが増加傾向にある中、教育支援体制の充実を図る必要がある。</p> <p><b>【地域とともにある学校園づくり】</b>                      (目的) 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を一層進めていくとともに、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へ転換していく必要がある。施設及び運営面の両方において地域に開放が可能な学校施設を積極的に地域に開放し、開かれた学校づくりを進めるとともに学校と地域の協働体制の推進を図る。(目標指標A・B・C・D・E)                      (成果) ⑤平成29年度から地域開放モデル校を6行政区に小学校各1校選定し、地域と学校の協働体制の推進を図ってきた。令和元年度には、4校で28件の使用があり、学習会、競技かるた等が実施され、子どもの学びが広がった。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で使用実績はなかった。(目標指標A・B・C・D)                      (課題) ⑤利用者および学校職員への周知が十分でなかったことに加え、学校施設使用に関していくつかの制度(スポーツ開放、目的外使用)があり複雑であった。また、使用に際しては、申請書や報告書を提出する必要があり、利用者からは手続きを簡略化するなど負担軽減を望む声が上がっている。</p>	

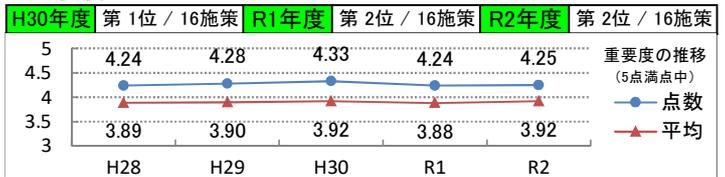
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	施設維持管理事業(地域学校協働本部と地域開放制度の一体的再構築)
2	幼稚園教育振興事業(市立幼稚園のあり方検討)
3	教育支援体制の充実
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	市立幼稚園一時預かり事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●家庭・地域・学校の連携推進
------	----------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、就学時における情報の引継ぎなど就学前後の連携についても強化していく必要がある。
- ・就学前教育を担う各主体の役割を整理する際には、窓口機能の一本化も含めた効果的な執行体制についても検討していく。
- ・学校施設の地域開放については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年度の利用実績はなかったものの、制度の周知や活用事例などを積極的に公開し、利用促進につなげる。

#### 令和3年度の取組

- 【就学前教育のあり方の検討】  
 ①「尼崎市立幼稚園あり方検討会」を設置し、市立幼稚園の現状と将来の課題を検証し、機能と役割を再整理するとともに、市立幼稚園だけではなく就学前教育を担う各主体がそれぞれ担うべき役割を整理する中で、今後の目指すべき方向性を定めていく。
- 【市立幼稚園一時預かり事業】  
 ②「尼崎市立幼稚園あり方検討会」において、市立幼稚園の保育資源としての活用方法について協議するものとし、現在の在園児を対象とした預かり保育時間の延長や0～2歳の待機児童を受け入れる幼稚園型一時預かり事業Ⅱの実施を含む検討を進める。
- 【幼稚園教育の振興】  
 ③④教育支援員を新たに9名増員し、各幼稚園に1名ずつ配置することで、通常クラス等において特別な支援を要する幼児への保育をサポートする。
- 【地域とともにある学校園づくり】  
 ⑤地域学校協働本部の関係団体が学校と協働で企画し、子どもの学びに資する活動を実施する場合は目的内使用とし、教育委員会事務局への利用許可を不要とするなど、より使いやすい地域開放制度とする。また、学校の利用に関する地域への周知については、各小学校と連携し、ホームページ等を活用して積極的に地域学校協働活動の情報発信を行うほか、目的外使用制度の利用促進のためのPRを行う。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【就学前教育のあり方の検討】  
 ①「尼崎市立幼稚園あり方検討会」での協議を踏まえ、市立幼稚園としての役割を持続的に果たすための検討を進める。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	04	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。
主担当局	教育委員会				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A	小学校における洋式トイレの整備率	↑	100 %	85.3	90.2	92.7	92.7	100		100%
B	学校耐震化率(小・中)	↑	100 %	96.5	99.7	99.7	100	100		100%
C	小学校給食室整備率	↑	100 %	93.0	97.7	100	100	100		100%
D	中学校における洋式トイレの整備率	↑	100 %	50.0	55.6	55.6	61.1	61.1		61.1%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■安全な教育環境の確保	総合戦略 ②
<p><b>【学校施設マネジメント】</b>                      (目的)本市では高度成長期から人口急増などにより多くの学校施設を建設し、現在では築後40年以上経過した校舎等が6割を占めている。今後は改築や改修に莫大な経費が必要となる見込みであることから、維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保することが必要であり、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。(目標指標B・C)                      (成果)①全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の取組を進めるため、令和3年3月に「学校施設マネジメント計画」を策定した。                      ②ブロック塀の撤去が未完であった小学校6校について、整備を行うとともに、七松小学校及び武庫南小学校において外壁改修工事を、下坂部小学校において屋上防水改修工事を、尼崎高等学校において空調整備工事をを行った。さらに、旧園和幼稚園及び旧大庄幼稚園については解体撤去工事をを行った。                      (課題)①中長期的な計画である学校施設マネジメント計画に基づき、改築や改修を優先すべき学校の順位や、必要経費を算出した実施計画が必要となるが、全庁的な他の公共施設との整合性を図るとともに、財政負担を踏まえた検討を行う必要がある。                      ②児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、引き続き各種改修工事をを行う必要がある。老朽化の進む学校が多いため、計画的に改修工事をすることが課題である。</p> <p><b>【衛生的なトイレの整備】</b>                      (目的)小・中学校のトイレ整備については内装を全面改修するとともに、給排水設備配管などの設備も全面改修し、湿式のトイレを乾式のトイレへ改修(ドライ化)するもの。便器についても和式から洋式に改修し、児童生徒が利用しやすい、清潔で明るいトイレで衛生的かつ健康的な学校生活環境を整備する。                      (成果)③平成25年度から小学校のトイレの整備(ドライ化)に取り組み、これまで13校実施し、床・壁・間仕切りの改修に加え、洋式便器を設置した。トイレ棟1棟以上を整備した学校の割合は100%となり、全便器数のうち洋式便器化された割合は65.9%である。また、中学校のトイレの整備(ドライ化)については、これまで改築工事等にあわせて取り組んでおり、これまで11校実施している。トイレ棟1棟以上を整備した学校の割合は61.1%となっており、全便器のうち洋式便器化された割合は43.2%である。(目標指標A・D)                      (課題)③トイレ整備には多額の経費がかかることから、国庫補助金の活用が必要であり、財政負担を考慮した計画的な整備が必要である。</p> <p><b>【学校環境における危機管理】</b>                      (目的)児童生徒が安心安全な環境で学校生活を過ごす。                      (成果)④児童生徒等の運動時の熱中症事故防止のため、全ての学校園に熱中症計を配布した。                      ⑤「県警ホットライン(2台/校)」の取替工事を実施した。また、学校園で起こる事故については、学校園からの報告項目を充実させ、検証と原因分析を事故ごとに行なえるよう改めたことで、都度の振り返りができ当該校での再発防止にもつながった。報告の徹底についても呼び掛け続けるとともに、救急搬送を要する場合のフローチャートもあわせて作成し共有したことから、事故が起こった時の学校園での動きについても迅速性や正確性が向上した。                      (課題)⑤令和2年度1年間の事故報告については、集約し、事故の起こりやすい状況等を全ての学校園に共有したものの、全体の傾向をつかめるような件数の蓄積には至っていない。</p> <p><b>【校務員業務の執行体制の見直し】</b>                      (目的)児童生徒が安全に学校生活を送ることができ、また、教職員が安心して児童生徒の指導などにあたることができるよう、学校の環境整備を行う。                      (成果)⑥令和元年度に引き続き、難波小学校、立花南小学校及び大成中学校の3校の校務員業務を民間業者に委託した。それら委託校の実績を踏まえて、一定の評価が得られている。                      (課題)⑥令和元年8月からの実績を踏まえ、安定的な体制での委託校数の拡大を進める必要がある。</p>		

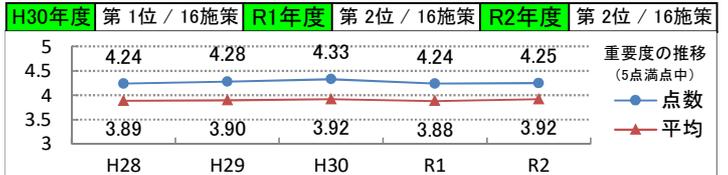
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	校務員業務の執行体制の見直し
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	熱中症予防対策事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	学校安全関係事業
2	校務員業務の執行体制の見直し
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●安全な教育環境の確保
------	-------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・学校施設マネジメント計画に基づいた実施計画の策定に際しては、少子高齢化や住宅開発による児童生徒数の増減に配慮するほか、財源確保も含めて検討する必要がある。

#### 令和3年度の取組

【学校施設マネジメント】  
 ①学校施設マネジメント計画に基づき、関係部局と連携・調整を図りながら、財政負担を踏まえた改築・改修の年次計画や施設の有効活用を検討するなど、実施計画の策定を進める。

【衛生的なトイレの整備】  
 ③中央中学校、小田北中学校及び常陽中学校の整備を進めるとともに、他の未整備校(大成中学校、立花中学校、武庫中学校、南武庫之荘中学校)のトイレを限られた予算の中で可能な限り早急に進めることができるよう方策を検討し整備を行っていく。

【学校環境における危機管理】  
 ⑤引き続き、学校園に対してまずは事故発生の未然防止について取組を促進しつつ、発生した事故については教育委員会事務局への事故報告の徹底を呼び掛ける。また報告のあった事故についてはデータの蓄積を行い、更なる再発防止策に役立てていく。

【校務員業務の執行体制の見直し】  
 ⑥現行の3校に加え、小学校4校、中学校5校及び特別支援学校の校務員業務を民間事業者へ委託する。

#### 主要事業の提案につながる項目

【校務員業務の執行体制の見直し】  
 ⑥提案型事業委託制度における3年間の委託期間の最終年度となることから、これまでの委託内容及び評価を踏まえて方向性を判断し、委託校数の拡大に向けてプロポーザル方式での事業実施などを含めた検討を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	01	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。
主担当局	子ども青少年局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4	%	48.4	49.3	48.2	51.9	45.6		83.8%
B 妊娠11週以内の届出率	↑	100	%	95.5	95.9	96.6	96.7	97.0		97.0%
C こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	100	%	90.8	90.5	90.8	91.7	85.9		85.9%
D 子育て支援に関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↑	100	%	93.5	89.4	89.8	98.0	100		100%
E 乳幼児健康診査受診率	↑	97.0	%	94.5	95.6	95.7	96.5	96.1		99.1%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援	総合戦略 ①
<p><b>【妊娠前から子育て期にかかる切れ目のない支援】</b>            (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。            (成果)①産後ケア事業は計画通り令和2年10月1日より開始し、退院直後からのスムーズな利用につなげるため医療機関と緊密な連携を図った結果、生後0~1か月での申請が全体の63%となった。(目標指標A・C)            ②妊娠期からの切れ目のない子育て支援について各地域に働きかける中で、生涯学習プラザにおいてマタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を開催するなど、取組を推進した。            ③妊婦健診の多胎妊婦への追加助成券は超音波検査がなく、その検査費用は妊婦負担になるため、追加助成券のあり方を研究した。(目標指標B)            ④新生児聴覚検査未受検者は、3か月健診で確実にフォローし、難聴の見落としがないことを確認したほか、「聞こえていると思うから」など検査の必要性が理解されていない割合が高いことを認識した。            ⑤乳幼児健診について、コロナ禍においても適切な時期に受診できるよう集団健診を継続するとともに、健診の一部を医療機関で個別受診できる体制を整備した。また、未受診児対策として、子どもの育ち支援センター(いくしあ)と連携した受診勧奨を開始した。(目標指標E)            ⑥乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」について、保護者が子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニング(ペアトレ)的要素を取り入れた内容に見直した。また、就学前の子どもの発達フォロー体制について、庁内関係課で検討を行った。            ⑦子ども等に係る医療費の一部助成については、令和元年7月から就学前児(1~6歳児)の助成対象を広げ、引き続き経済的負担の軽減を行っており、令和2年度は49,669人(3月末受給者数)が助成の対象となっている。            ⑧新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら子どもを出産した母等に、「尼崎市出産特別給付金」を支給した。            (課題)①「事業を認知していなかったため利用開始が遅れた」という意見もあり、妊娠時に事業の周知を図る必要がある。            ②産後の子育ての孤立を予防するためには、妊娠期から気軽に地域とつながりを築くため、先行取組を踏まえながら市内6地域へ展開する必要がある。また、コロナ禍においてもマタニティセミナーを継続実施できるよう取組む必要がある。            ③多胎妊婦の妊婦健診には超音波検査実施が望ましいとされており、検査内容の追加を検討する必要がある。            ④受検者を増やすために妊娠期から検査の必要性を周知する必要がある。また、3か月健診未受診者が生後6か月までに聴覚スクリーニングを確実に受けられるように支援する必要がある。            ⑤乳幼児健診の個別健診では、集団健診におけるタイムリーな相談支援と比べて、相談支援が事後になる課題がある。また、いくしあと連携した未受診ケースへの対応については、引き続きいくしあと協議を行いながら、課題を整理、検討する必要がある。            ⑥コロナ禍においても、乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」を実施する必要がある。また、1歳6か月児健診から3歳6か月児健診の間の発達や子育て相談のフォロー体制や、3歳6か月児健診後の発達のフォロー体制を、医師会及びいくしあ等の関係機関で検討する必要がある。            ⑦制度拡充を図ったものの、近隣市との比較で助成内容に差が生じている中、財源を含め、持続可能な制度設計に向けて、引き続き検討を行う必要がある。</p> <p><b>【ファミリーサポートセンター運営事業】</b>            (目的)育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートし、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。            (成果)⑨コロナ禍の中ではあったが、会員数(依頼会員、協力会員)はほぼ横ばいであった。(会員数は2,117⇒2,123人)            (課題)⑨現在の保育所等への送迎等に加え、子育て世帯への負担を軽減できるような、新たなサービス提供の検討が必要である。</p> <p><b>【地域社会の子ども支援機能の向上】</b>            (目的)子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子どもコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけや、ワークショップ開催などにより、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。            (成果)⑩CSWが、いくしあや関係機関等と連携して個別ケース支援行ったり、地域の自主活動グループ等に対し、運営の助言や情報提供を行った。また、子どもに関する地域活動に関連する業務等を行う関係課が情報共有のうえ、子どもコミュニティソーシャルワーク等について協議し、相互に連携して推進するためのワークショップを実施した。(目標指標A・D)            (課題)⑩子どもコミュニティソーシャルワークを推進するための取組を関係機関と協議し、継続的に行っていくための仕組みづくりを検討するとともに、コロナ禍において、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所の現状把握を行い、関係機関と情報共有し、支援策を検討していく必要がある。</p>		

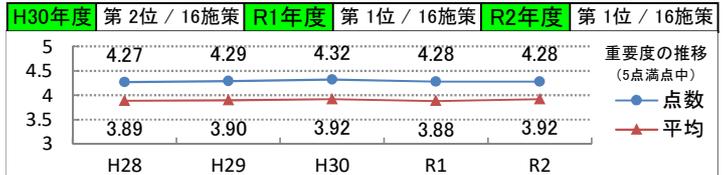
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	乳幼児健康診査事業(3歳児健康診査における屈折検査機器の導入)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	産後ケア(訪問型)事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	乳幼児等医療費助成事業
2	ファミリーサポートセンター運営事業
3	風しん予防接種推進事業(妊娠を希望する女性等への予防接種費用の一部助成)
4	妊婦健診事業(多胎妊婦への追加助成)
5	母子健康手帳作成事業(電子母子手帳の導入)

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・乳幼児健診については、引き続き南北保健福祉センターといくしあが連携して受診勧奨に努めるとともに、コロナ禍において実施した個別健診の状況等を踏まえながら、受診率の向上を図っていく。
- ・令和元年7月に拡充を行ったこどもの医療費助成については、引き続き、持続可能な制度を前提に検討を進める。
- ・養育支援が必要な家庭において、養育者の負担軽減を図るため、家事援助が受けやすくなる支援策を様々な視点から検討していく。
- ・地域社会の子ども支援機能の向上に向けては、児童ケースワーカーが地域資源との連携を深める中で、関係機関のネットワーク構築を進めていく。

#### 令和3年度の取組

- 【妊娠期から子育て期にかかる切れ目のない支援】**
- ①引き続き関係機関と連携を図るとともに、妊娠届出時より案内文を配布することで、支援を必要とする方が適切な時期に事業を利用できるよう努める。
  - ②地域振興センターや尼崎市社会福祉協議会(市社協)等と地域の妊産婦や子育て世代の課題等を共有し、マタニティセミナーや妊産婦が集える子育て交流会を市内6地域に広げるよう取り組む。また、感染防止を講じながら、マタニティセミナーを継続して実施する。
  - ③多胎妊婦に対する超音波検査の追加については、国の動向を注視しながら検討する。
  - ④妊娠届出時に新生児聴覚検査の必要性について周知する。また未受検者への受検勧奨や乳児健診でのフォローを行うほか、新生児訪問や乳幼児健診で新生児聴覚検査の受診の有無を確認し、難聴を疑う場合、医療機関への受診勧奨を検討していく。
  - ⑤乳幼児健診については、集団健診を基本としているが、感染拡大期に一部の健診を個別健診も導入して健診を実施するほか、個別健診後の支援について医師会と検討を行う。また、いくしあ連携した未受診児対策を構築し、受診率の向上を図る。
  - ⑥3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見、予防を図る。
  - ⑦コロナ禍においても、ベアトレ的要素を取り入れた乳幼児健診の集団指導や「子育て支援講座」を実施し、内容の充実を図ることで子育ての不安等の軽減につなげる。また、幼児の発達等のフォロー体制について、医師会及びいくしあ等の関係機関との連携方法を検討する。
  - ⑧本市の限られた財源の中で、持続可能な制度について引き続き検討する。
- 【ファミリーサポートセンター運営事業】**
- ⑨子育て負担が大きい家庭への家事援助等新たなサービス提供が可能かどうかについて検討する。
- 【地域社会の子ども支援機能の向上】**
- ⑩子どもや家庭の諸課題を解決するため、子ども食堂や子どもに関係するNPO等の関係機関と定期的に情報共有の機会を設ける。また、地域の自主活動グループ等の企画や運営を支援するため、地域振興センターをはじめとした行政の関係課と連携し、子どもに関する支援活動が地域で広がるよう、取り組んでいく。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【ファミリーサポートセンター運営事業】**
- ⑨子育て負担が大きい家庭への家事援助や児童ホーム閉所後の送迎に対する補助などの負担軽減の方法について検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	02	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。
担当当局	子ども青少年局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	0	人	440	624	671	895	865		—
B 保育施設等待機児童数(翌年度当初)	↓	0	人	87	156	148	236	118※		—
C 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	98.3	%	97.8	97.7	97.3	97.3	98.8		100%
D 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	0	人	344	355	403	380	414		—
E こどもクラブの登録児童率	↑	40.0	%	35.5	35.2	35.4	34.8	—		—

※指標Bは、R2年度より実績値の考え方を変更

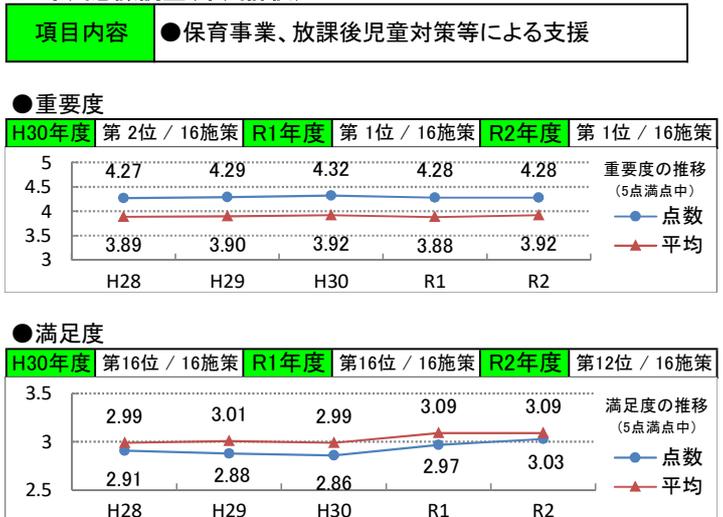
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■ 保育事業、放課後児童対策等による支援
総合戦略	①
<p><b>【保育事業】</b>                      (目的) 定員増に加え、定員の弾力化の推進により、早期に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。                      (成果) ①保育士の確保・定着化を図るため、51園・103人の新卒保育士に対し10万円の補助を行うとともに、新卒保育士のみを対象としていた保育士確保事業を潜在保育士にも拡大し、9園・11人の潜在保育士に対し5万円の補助の実施や潜在保育士の就労支援のため保育の実践に関する研修(6回、19人)を行った。そのほか保育士奨学金返済支援事業(32園・93人)や宿舍借り上げ支援事業(50園・124人)を継続して実施した。更に就職フェアの実施にあわせて、市長と保育士との対談や保育士確保のための市の施策を紹介するPR動画及び法人保育園が制作した保育施設の紹介動画を本市ホームページに掲載した。また保育の質の向上策として小規模保育事業所に加え認可外保育施設への巡回支援の実施や法人保育施設の保育士を対象とするキャリアアップ研修(7分野)を14回実施した。                      ②保育の量確保事業等については、小規模保育事業の公募により5箇所(定員81人)、認可保育所の公募により3箇所(定員175人)開設するなど、前年4月と比べ366人の定員増が図られた。また、保育施設において、弾力枠を活用して定員を超える42人の受入を行った。更に、認可保育所の公募等により、令和4年4月までに260人の定員増を確保した。(目標指標A・B)                      ※自宅から20～30分の範囲内にある保育施設は利用可能とする国の考え方を踏まえ、本市では自転車5分、半径1.2km以内の施設を利用可能とし、待機児童数から除かれる対象範囲を整理した。                      ③法人保育園では保育環境改善事業により2園の増改築に対してその費用の一部を補助した。                      ④公立保育所では老朽化が著しい武庫東、北難波、大西の建替工事をを行い、武庫東は工事が完了した。                      ⑤公立保育所の民間移管については、第4次公立保育所民間移管計画に基づき、富松の民間移管を行うとともに、移管に向けて神崎の引継ぎ等の事務や元浜の移管法人の選定、七松の民間移管手続きを開始した。                      ⑥未入所児童の解消を目的に、アフターフォローコールを実施し、未入所児童68人の解消に繋がった。また、令和3年4月に向けた入所利用調整業務にAI(人工知能)を導入したことで、38人の未入所児童の減少に繋がった。(目標指標A・B)                      ⑦債権管理推進計画の目標収納率の達成に向けては、収入促進員による訪問徴収や口座振替の利用勧奨などの滞納抑制策に加えて滞納保育料の徴収強化を図るため、令和2年度から新たに徴収管理担当を設置し、給与照会や預貯金調査及び生命保険調査などを実施し、滞納処分による差押などの取組を進めた結果、前年度を上回る収納率を確保することができた。(目標指標C)                      ⑧保育施設等(143園)に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入経費等に対する補助を行った。また、保育施設等において感染者が発生した場合、関係機関と連携しながら臨時休業等の調整を行うとともに、本市の要請により登園を自粛した方の保育料を日割りとした。                      (課題) ①喫緊の課題として保育士不足が挙げられ、保育士の確保や離職防止に繋げる為の支援が必要である。更に、新卒保育士や潜在保育士等の就職支援や、保育所等への雇用支援を行う必要がある。                      ②保育を利用しながら就労と子育てを両立するといった子育て家庭のライフスタイルの変化が進むなど、ここ数年の保育需要は大幅に上昇しており、更なる待機児童対策が必要である。また、施設整備における進捗管理を徹底する必要がある。                      ③法人保育園にも老朽化の著しい施設があり、待機児童対策及び環境改善のため定員増を伴う施設の整備への支援が必要である。                      ④北難波保育所について、地中の状況により工法変更の必要が生じたため、当初予定より時間を要している。                      ⑤今後の民間移管対象保育所の中には、移管法人による新園舎建設工事のために、移管前の仮移転が必要となる保育所や仮移転は不要だが現園舎が使用不可となる保育所があり、保護者や地域の理解を得るなか、慎重かつ丁寧な民間移管手続きを行う必要がある。                      ⑦保育料収納率の向上を図るため、更なる納付環境整備に着手する必要がある。                      ⑧引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。</p> <p><b>【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】</b>                      (目的) 児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導、余暇指導を行う。また、こどもクラブでは、小学校の放課後、土曜日、長期休業日に子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。                      (成果) ⑨待機児童が多かった立花南児童ホームは、教室の活用により定員拡大を行った。老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善のため、4校において教室に移転を行った。また民間児童ホームは、放課後児童クラブ設置促進事業等により238人の定員増を図った。児童ホーム保護者向けメールサービスを開始した。(目標指標D)                      ⑩民間児童ホームに対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための備品等購入経費等に対する補助や小学校の臨時休業に伴い午前中から開所するための追加経費の補助を行うとともに、児童ホームの利用を自粛した方に対する児童育成料の負担軽減を実施した。                      ⑪こどもクラブは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため閉室とする中、待機児童を受け入れるとともに、児童ホームの密集を回避するため、児童を分散してこどもクラブにて受け入れを行った。(目標指標E)                      (課題) ⑨引き続き待機児童の解消に向けて、公設児童ホーム及び民間児童ホームの定員拡大に取り組む必要がある。また老朽化したプレハブ児童ホームの環境改善、指導員の確保が課題である。                      ⑩⑪引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。</p>	

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	保育の量確保事業
2	保育環境改善事業
3	児童ホーム運営事業(おやつ提供事業)
4	(仮称)保育士・保育所支援センター設置運営事業
5	キャッシュレス納付の推進
令和2年度 主要事業名	
1	保育の量確保事業
2	保育環境改善事業
3	保育料利用者負担に係る階層の見直し(細分化)
4	保育所入所事務AI活用事業
5	保育士確保・保育の質の向上事業
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	保育の量確保事業
2	保育環境改善事業
3	放課後児童健全育成事業所運営費補助金
4	児童ホーム整備事業
5	保育士奨学金返済支援事業補助金

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【保育事業】

①「保育士・保育所支援センター」を設置し、マッチング支援等を実施することで多くの新卒保育士を確保するほか潜在保育士を掘り起し、現役で就労中の保育士については、相談支援の充実により他都市への流出や他業種への移行を防ぐ。また、保育士確保事業については、これまで実施してきた補助事業を継続するとともに、就職フェアについては、実施手法について法人保育園会と協議を行いながら実施する。また、引き続き、保育施設等の巡回支援を実施するとともに、保育士及び潜在保育士を対象とする研修についても集合研修の他、オンラインや動画配信等を用いて受講しやすい環境を整えることで、保育の質の維持、向上を図る。

②保育ニーズの推移を十分に見定めながら、ニーズが非常に高い地域においては、引き続き保育施設の新設等を行う。

③既存の法人保育園について、定員増を伴う建替え等に対して整備費の一部を補助する。

④公立保育所について、武庫東は令和3年4月より新園舎での保育を開始した。また、北難波・大西の建替工事を行い、年度内の完成を目指し、北難波については、年度途中から供用を開始する。この他、公立として残る保育所のうち、建替用地の確保に至っていない3保育所について、引き続き、用地確保に努める。

⑤神崎を令和3年4月に民間に移管した。また、元浜の引継ぎや七松の移管法人の選定等を進めるとともに、南武庫之荘の民間移管手続きを開始する。

⑥より多くの児童の受け入れにつなげるため、利用調整事務において本格的にAIを導入する。また、未入所児童の保護者に引き続きアフターフォローコールを実施し未入所児童の減少につなげる。

⑦保育料の収納率向上に向けて、これまでから実施している滞納抑制策及び徴収強化策に加えてキャッシュレス納付を導入し、納付しやすい環境整備を行う。

⑧⑩⑪保育施設等に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助事業や、感染者が発生した場合の臨時休業等の調整について、引き続き実施する。

【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

⑨老朽化したプレハブ児童ホームについて、学校等と協議し、教室へ移転する。民間児童ホームについては、補助事業の活用により事業者の参入促進を図り、指導員の確保に取り組む。また、10月から市によるおやつを提供を実施するほか、引き続き、わいわいキッズプランあまがさきに基づき、児童ホーム・こどもクラブの運営のあり方についても検討する。

**評価と取組方針**

・保育施設等の待機児童対策については、認可保育所や小規模保育事業の新設等により定員増を図るとともに、国の考え方を踏まえ待機児童の対象範囲の整理を行ったが、待機児童数は減少したものの未だ解消には至っていないことから、引き続き、わいわいキッズプランあまがさきに基づく取組を進める。

・とりわけ、新たに設置する「保育士・保育所支援センター」における保育士確保の取組を進め、弾力枠の活用等による受入枠の増加を促進していく。

・放課後児童対策にあたっては、児童ホームの待機児童解消に向けて引き続き定員拡大に取り組むとともに、児童ホーム・こどもクラブにおける活動内容や役割分担等について今後のあり方を引き続き検討していく。

・また、児童ホームの延長ニーズに対応するため、閉所後の迎えにおけるファミリーサポートセンターの活用支援など、効果的な支援策を検討する。

**主要事業の提案につながる項目**

【保育事業】

①現在実施している保育士への補助制度の継続に加え、更なる保育士確保につなげるための支援について検討する。

②今後の保育需要の動向を見据えた上で、早期の待機児童解消のため、引き続き、認可保育所や小規模保育事業の公募等について検討する。

⑤令和4年度に元浜保育所の民間移管を行う。

【放課後児童対策(児童ホーム)・こどもクラブ運営】

⑨校舎を活用した公設児童ホームの整備等について、教育委員会等と調整を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	03	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。
主担当局	子ども青少年局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	54.4	%	48.4	49.3	48.2	51.9	45.6		83.8%
B 要保護児童に関する個別ケース検討件数	↑	332	件	286	293	416	391	371		100%
C 要保護児童対策地域協議会の相談件数	→	—	件	2,506	2,423	2,566	2,709	2,952		—
D ひきこもり等に関するユース相談支援事業申請件数(累計)	↑	78	件	—	—	—	6	43		55.1%
E 少年補導委員による補導活動の延べ人数	↑	17,760	人	16,690	16,141	16,305	15,701	13,720		77.3%

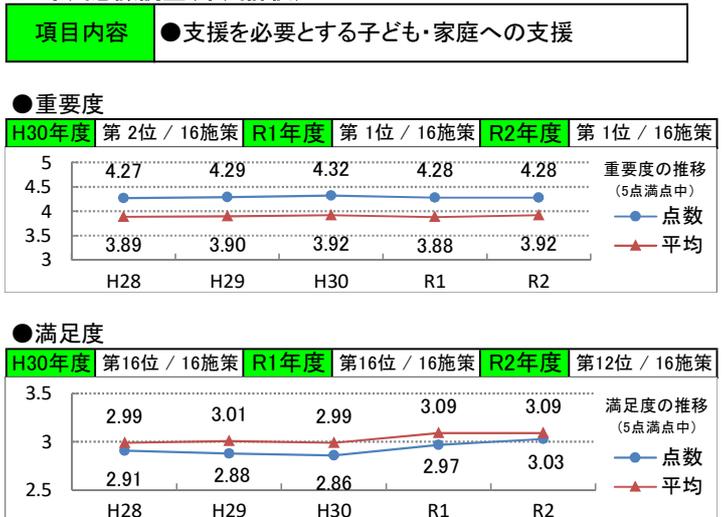
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■支援を必要とする子ども・家庭への支援
総合戦略	①
<p><b>【子どもの育ち支援センター(いくしあ)の運営】</b>                      (目的)様々な困難や課題を有する子どもに対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。                      (成果)①子育てや発達相談など約400件/月に対して、助言や専門的機関へつないだほか、南北保健福祉センターと連携、支援を行った。また、診察前に心理相談を実施するなどにより、来所者調査での満足またはやや満足の割合は91.9%であった。(目標指標A)                      ②人材育成のため、西宮子ども家庭センターへ職員を研修派遣(2人)するほか、スキル向上に向け、外部研修を積極的に受講した。                      ③発達特性のある子ども943件に相談や診察等を実施した。(目標指標A)また、学校園等に専門職員が訪問し助言等の支援を行い、更に教育委員会と連携し就学時健診における質問項目の市内統一化を図り、集団面接を取り入れた。(41校中32校、実施率78%)                      (課題)①いくしあの機能強化を図るため、専門家等からの意見聴取や関係機関と顔の見える関係づくりを行う必要がある。                      ②複合的な課題に対応するため、引き続き職員の質の向上及び人材育成を行っていく必要がある。                      ③発達特性のある子どもの早期発見・早期支援への取組として就学時健診の標準化を目指し、実践的な工夫を進めていく必要がある。</p> <p><b>【要保護児童等の対応】</b>                      (目的)児童虐待防止等に関する関係機関との連携を図り、虐待の早期発見や早期予防など要保護児童対策の促進を図る。                      (成果)④要保護児童対策地域協議会(要対協)を開催し、緊密な連携・協力を行い、適切な支援に努めた。(目標指標B・C)                      ⑤コロナ禍の学校休校措置により、生活困窮・ネグレクト等で食事を摂ることが困難な児童等へのあまっこ応援弁当の提供などで、食支援を通じた児童虐待防止を図った。                      ⑥本市が将来設置する児童相談所について、他市を視察するなど検討を開始した。                      (課題)④児童相談所との連携や、要保護児童の転入・転出対応等について、関係機関との連携、自治体間での情報共有が必要である。                      ⑤新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっている。                      ⑥今後、市として児童相談所を設置することを見据え、人材育成や機能の検討などを進める必要がある。</p> <p><b>【ひきこもり青少年への支援】</b>                      (目的)市内のあらゆる青少年が社会性を身につけ、自己肯定感を育むことを目指す。                      (成果)⑦概ね15から29歳の「ひきこもり」等の青少年・保護者を対象に相談支援を実施した。市内公立高校へのチラシ配付、市立中学校不登校担当教員等への事業周知、長欠中学生の進学先の訪問等を行った。37名の事業利用申請があり、アウトリーチ型の相談支援を計369回、当事者会26回、家族交流会を5回実施した。また、先進的なNPO法人へ職員を派遣し、支援スキルを習得した。(目標指標D)                      (課題)⑦申請者のうち、中学生からの相談は4件であり、中学校が行う不登校支援から、義務教育修了後に切れ目なく当事業の支援につながるよう、引き続き教育委員会と連携を図る必要がある。また、対象者の状態変化等の管理や調整をより適切に行う必要がある。</p> <p><b>【非行化防止】</b>                      (目的)問題行動を起こしている青少年の早期発見・早期指導を行い、青少年の非行化を防止するとともに、青少年の健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題として捉え、その防止に取り組むよう意識の向上を図る。                      (成果)⑧コロナ禍での臨時休校、分散登校等があり、少年補導委員や職員による登下校時のきめ細かい補導、見守り活動を実施した。また、補導、啓発においては、人が密集しないよう地域補導に重点を置くほか、パネル展等、新たな啓発手法に取り組んだ。(目標指標E)                      (課題)⑧青少年の遊びがインターネットを介したものになり、問題行動が見えにくく、指導が難しくなっている。一方、登下校時の見守りは、安全確保や困難を抱える子どもの早期発見につながるため、少年補導委員が減少する中、より効果的な手法の検討が必要である。</p> <p><b>【子どもの人権擁護のための取組】</b>                      (目的)体罰等の人権侵害から子どもを守るとともに、子どもの声を十分に聴き、児童の権利に関する条約に規定された権利を保障する。                      (成果)⑨体罰、心を傷つける言葉、性的な事案を調査する「子どもの権利に関するアンケート」を実施し、回答に基づき調査を行った。                      ⑩子どもの権利保障を強化するため、尼崎市子どもの育ち支援条例を改正し、第三者的な立場から子どもを支援する「子どものための権利擁護委員会」を規定するとともに、児童の権利に関する条約の精神に則った規定の整備を行った。                      (課題)⑨引き続き、体罰等の根絶に向けた取組を進める必要がある。                      ⑩同委員会を周知するとともに、同条例改正の主旨である子どもを権利の主体として捉えることを、研修等を通じて啓発する必要がある。</p> <p><b>【ヤングケアラー支援】</b>                      (目的)家事や家族の世話を日常的に行う子ども(ヤングケアラー)に対する支援を行う。                      (成果)⑪教員向けの研修(12名参加)や、事例検討会(25名参加)を実施した。また、支援方法の検討に向け、大学の研究員と協力し、居宅介護支援事業所等への実態調査を行った。(247事業所、計679名)                      (課題)⑪本市及び厚生労働省実施の調査結果等を踏まえ、行政の支援体制の在り方や具体的な支援策について検討する必要がある。</p>	

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等見守り強化事業
2	子どものための権利擁護委員会運営事業
3	児童相談所設置準備事業
4	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業(要保護児童等に関する情報共有システムの導入)
5	ユース相談支援事業
令和2年度 主要事業名	
1	子どもの育ち支援センター運営事業(児童虐待再発防止モデル事業)
2	子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業
3	ユース相談支援事業(ひきこもり青少年支援事業)
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	子どもの育ち支援センター開設運営事業
2	発達相談支援事業
3	ユース相談支援事業
4	支援者サポート事業
5	子ども・子育て総合相談事業

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組

【子どもの育ち支援センター(いくしあ)の運営】

①②「いくしあ専門家会議」を開催し、専門家の意見を聴くなど、いくしあの機能をより高める取組などを継続する。南北保健福祉センターと連携会議の部会(発達、ひきこもり等)を開催し、連携体制を強化する。支援に関する基礎・専門研修受講、職員の対応に関して専門家の指導を受けるなど人材育成に努める。

③就学時健診における面接の実施項目や観察項目等についてさらにスクリーニングの精度を高めるとともに、課題を抱える児童や就学時健診を通じて支援が必要と思われる児童の円滑な学校生活について庁内関係課と協議する。また、より早い段階での適切な支援について保健・福祉部門と療育の共通理解や役割分担、施設活用に係る意見交換を行い、一層の連携を図っていく。

【要保護児童等の対応】

④児童虐待の事案について、児童相談所と日常的に迅速な情報共有を行うため、全国統一の情報共有システムを導入する。

⑤食材等の提供などの支援を行う民間団体等も含めた地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守るための体制を強化する。

⑥本市独自の児童相談所の設置に向け、準備担当課を設置し、県の児童相談所といくしあの運営状況を検証するなど、効果的な児童相談所の運営を図れるよう、外部団体との意見交換・連携を行い、検討を進める。人材確保・人材育成、体制・機能及び施設整備等について定めた基本方針を策定する。

【ひきこもり青少年への支援】

⑦教育委員会と連携し、市立中学校への事業周知や研修に取り組むほか、定期的に支援ケースの状態評価とモニタリングを行い、委託事業者との協働契約において、支援内容や支援量の協議等を行い、効果的な事業運営を行う。

【非行化防止】

⑧非行の形態がインターネットを使用したものに変化していること及び少年補導委員が減少する状況を踏まえると、依然として青少年の見守りの必要性が高いことから、効果的な補導・見守り活動のあり方について検討する。

【子どもの人権擁護のための取組】

⑨体罰等の根絶に向け、令和2年度のアンケート結果を踏まえた取組を進める。アンケートに回答のあった事例を子どもの権利の擁護に関する啓発等に活用するとともに、アンケートを継続実施する。

⑩子どものための権利擁護委員会について、学校や関係機関へリーフレット等、効果的な手法を検討し周知する。当委員会は、子どもの権利に関する事項についての相談を受け付けるとともに、子どもの権利擁護のために必要な提言を市の関係機関等に対して行う。児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を実施し、子どもが自由に意見表明できる環境づくりを行う。

【ヤングケアラー支援】

⑪研修や事例検討会を継続実施するほか、アセスメントシートを作成し、ヤングケアラーを捕捉する。具体的な支援策を検討するにあたり、実態調査の分析を進め、子どもの状況や意向に応じた支援メニューを選択できるよう、関係機関等との連携体制を構築していく。

評価と取組方針

- ・児童相談所の設置に向けては、いくしあと一体的かつ効果的支援が実施できるような体制整備に向け、ハード・ソフト両面から引き続き丁寧にあり方を検討していく。
- ・子どもの人権擁護のための取組については、新たに設置した権利擁護委員会がしっかりとその役割を果たせるよう、取組を進めていく。
- ・ヤングケアラー支援については、実態調査の分析等により支援ニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強める中で、子どもの状況や意向に応じた支援策について検討していく。
- ・子育て分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	04 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。
担当当局	子ども青少年局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	全国平均以上 (小)84.0 (中)78.8	%	小 71.3 中 64.3	小 72.2 中 64.1	小 83.4 中 77.5	小 79.2 中 72.1	—	—	—
B ユース交流センターのイベントについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	59.9	%	—	—	—	58.4	58.9		98.3%
C ユース交流センターの月平均利用者数	↑	3,800	人	3,409	3,677	3,654	4,825	3,626		95.4%
D 青少年の居場所の数	↑	15	箇所	7	10	10	11	12		80.0%
E										

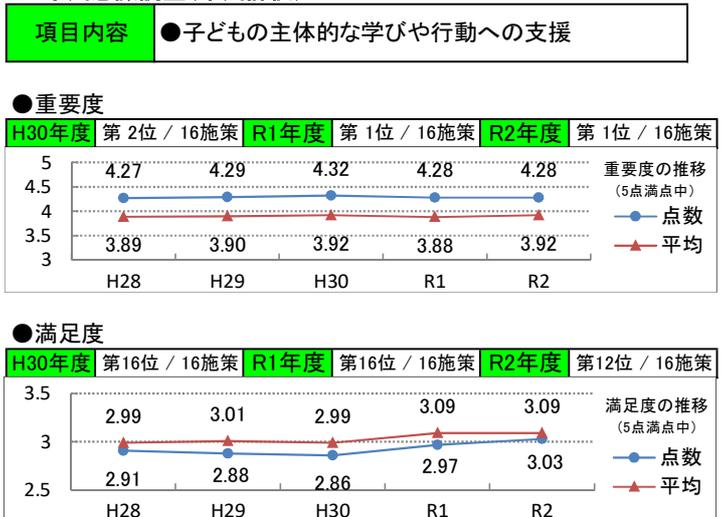
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	子どもの主体的な学びや行動への支援	総合戦略 ①
<p><b>【ユースワークの取組】</b>                      (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくりなど各種事業を行うことで、中学生・高校生をはじめとした青少年が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性を身につけ、自己肯定感を育む。                      (成果)①ユース交流センターでは、青少年の交流を目的としたお祭り(ama-youth-fes)など青少年自らが企画立案したイベントの実施や、大学生スタッフが勉強を教えるスタディイベント、体を動かしてストレスを発散するためのSports Dayを定期的に開催した。その他、みんなの尼崎大学などと連携して、ひと咲きプラザ内のDIYなど様々な大人と交流できるような事業を実施した。また、課題を抱えた青少年の相談を受けることも増えており、学校や子どもの育ち支援センター(いくしあ)等の関係機関と情報共有を行い連携して対応した。(目標指標A・B)                      ②公共施設を活用したサテライト事業として、高校内居場所カフェや音楽イベント等を6地区で計50回実施し、延べ1,079人が参加した。(目標指標C・D)                      ③小学生を対象としたティーンズミーティング事業から転換し、若者自身が身の回りの困りごとや課題について主体的に考え解決を目指していく「ユースカウンスル」を開始した。これにより、中学生から社会人まで幅広い年代の参加が得られ(計22名)、若者の社会参画のきっかけとなる活動基盤を構築した。                      ④ユースワークの取組の推進を協議する場として、青少年問題協議会に新たにユースワーク推進部会を設置し、本市のユースワークの在り方やユース交流センターの課題について、助言をもらった。                      (課題)①イベント等を実施する際には、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。また、課題を抱えた青少年への支援については、学校や関係機関との更なる連携が必要である。                      ②実施回数の少ない地区に関しては、サテライト事業に対する意識や取組の方向性の共有を図る必要がある。                      ③大人が若者の思いや考えを尊重する気運を高めるとともに、若者の声を社会や地域に届ける仕組みを構築する必要がある。</p> <p><b>【美方高原自然の家】</b>                      (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。(小学5年生の自然学校の実施を含む。)                      (成果)⑤新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントの人数制限やソーシャルディスタンスの確保、消毒・除菌の徹底など、万全の感染症対策を講じたほか、自然学校の代替事業支援として、市内32校を対象に、日帰りで西武庫公園、ベイコム記念公園でのツリーイングや、学校内での飯ごう炊さん、キャンプファイヤーなどに職員を派遣するなど、コロナ禍に対応した運営を行った。また、自然学校は一部の小学校が丹波少年自然の家を利用しているが、令和4年度から、本市のすべての自然学校をより満足度の高い美方高原自然の家において、受け入れることを視野に入れた調整を行った。野外活動施設管理運営においては国内初である、ISO9001(運営の信頼性の担保と継続的顧客満足度向上の取組)を取得した。                      (課題)⑤新型コロナウイルス感染症の影響により多数のキャンセルが生じたことを踏まえ、更なる利用促進と、利用者が安全・安心して利用できるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。また、築25年が経過し、今後、老朽化に伴う建物及び設備など大規模改修に向けて予防保全による長寿命化を図るための維持管理を計画的に行っていく必要がある。</p> <p><b>【青少年いこいの家】</b>                      (目的)野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成と福祉の増進を図る。                      (成果)⑥尼崎市公共施設マネジメント計画においては、老朽化した宿泊棟を廃止し、野外活動を中心とした施設へ再整備することになっていることを踏まえ、利用者が野外活動施設に求めるニーズを把握するためにアンケート調査・分析を実施したほか、「野外教育」の観点を取り入れたプログラムを実施する県立の施設を視察し、施設運営者と意見交換を行い、さらには、再整備の内容等について関係部局と調整やディスカッションを行った。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントの人数制限やソーシャルディスタンスの確保、消毒・除菌の徹底など、万全の感染症対策を講じたほか、自然学校の代替措置として、日帰りで利用してもらうなど、コロナ禍に対応した施設運営を行った。                      (課題)⑥青少年いこいの家について、民間事業者から意見聴取などを行い、ハードとソフトの両面において最適な施設運営ができるよう検討が必要である。また、猪名川町や県土木事務所などの関係機関との調整を行っていく必要がある。なお、施設運営にあたっては、利用者に安全・安心に利用してもらえるよう、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要がある。</p> <p><b>【成人の日のつどい及び成年年齢下げに伴う成人式の在り方】</b>                      (目的)成人の日のつどいの実施方法及び民法改正により成年年齢が引き下げられることに伴う成人式の在り方を見直す。                      (成果)⑦成人の日のつどいについては、新型コロナウイルス感染症対策(2部制、時間短縮、検温・手指消毒の徹底、オンライン配信など)を講じた上で実施した。また、令和4年4月以降の成人の日のつどいについては、アンケート調査結果及び青少年問題協議会での意見を踏まえ、これまでと同様に対象年齢は「20歳」、実施時期は「1月」として実施することを決定した。                      (課題)⑦成人の日のつどいについては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、新たな名称について検討していく。</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	青少年木育等推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	ユースワーク推進事業費
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【ユースワークの取組】  
 ①専門機関と連携しながら悩みや不安の相談に対応していく。また、ユース交流センター職員のさらなる知識向上を図るために研修を充実させていく。  
 ②引き続きサテライト事業の全市展開に向け、各地域振興センターと情報共有や意見交換の場を定期的に設け、ニーズを把握し事業実施につなげていく。  
 ③引き続きユースカウンスルを実施し、市に取組内容を提言する場を設けるなどし、大人が若者の主体性を尊重する意識を醸成していく。

【美方高原自然の家】  
 ⑤家族利用者などの獲得に向けて、指定管理者と連携しながら、SNS等のデジタルコンテンツの充実の検討を進めていく。  
 ⑤令和3年度で指定管理期間の最終年度になるため、指定管理者選定委員会において次期指定管理者の選定を行う。

【青少年いこいの家】  
 ⑥野外活動を中心とした施設へ特化していく方針のもと、再整備の方向性を定め、サウンディングの手法を用いて民間事業者からハードとソフトの両面において魅力的かつ最適な施設運営ができるよう意見聴取を行う。

【成人の日のつどい及び成年年齢引下げに伴う成人式の在り方】  
 ⑦新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種状況等を踏まえ実施方法の検討を進めていく。「成人の日のつどい」の新たな名称については、当事者に近い年齢層へのアンケートの実施などを経て決定していく。

**評価と取組方針**

- ・青少年の支援については、ユースワーク推進部会の設置やユースカウンスルの開始など、ユースワークの推進に向けた様々な取組に着手することができた。
- ・引き続き、生涯学習プラザにおけるサテライト事業を含めた居場所づくりのさらなる充実に向け、ユース交流センターが中心となりユースワークの取組を深化させていく。
- ・青少年いこいの家の再整備に向けては、教育委員会と連携し、学校における校外活動での活用など教育的プログラムの実践も見据え、今後のあり方についての検討を進める。

**主要事業の提案につながる項目**

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	05	人権尊重・多文化共生	展開方向	01	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
主担当局	総合政策局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した割合	↑	90.0	%	75.3	74.2	80.1	81.1	80.6		89.6%
B 市民意識調査の「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の割合	↑	80.0	%	69.3	69.4	72.8	70.8	77.2		96.5%
C 審議会等の女性の委員割合	↑	40.0	%	37.3	38.1	37.1	36.6	39.7		99.3%
D 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	15.0	%	8.9	9.6	10.8	11.1	12.2		81.3%
E 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合	↑	100	%	98.8	98.7	99.4	99.3	100		100%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	■多文化共生社会の実現	—
<p>【外国人等が生活しやすくなる環境の整備】</p> <p>(目的)お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。</p> <p>(成果)①市内行政窓口多言語化を図るため、令和元年5月に電話通訳・テレビ通訳を導入した。(延べ16件)</p> <p>②日本語教室で学ぶ外国籍住民の日本語能力や国籍が多様化していることから、日本語ボランティア向けに「日本語ボランティアスキルアップ講座」を実施し、指導方法等のスキルアップに取り組んだ。</p> <p>③外国籍住民にも分かりやすく情報を発信できるよう、市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施(10月27日、12人)するとともに、職員を対象に「やさしい日本語研修(市政課題研修)」を実施した(3月12日、39人)。また、「国際交流のつどい」を実施し、外国人との交流を図った(10月27日、日本人17人、外国人5人)。(目標指標A)</p> <p>④外国籍住民のニーズを把握するため、12月からメール相談窓口を開設したほか、コロナ禍における緊急雇用対策として、7名の外国籍住民を雇用了。</p> <p>②③④(連携強化)各取組を、尼崎市国際交流協会と共催、委託などにより実施したことで、多様な外国籍住民とつながりができ、また日本語ボランティア同士のネットワークづくりにも取り組むことができた。</p> <p>⑤多文化共生庁内連携会議を開催し、外国籍住民への就労支援も含め、多文化共生の推進に向けた課題の抽出・意識の共有を図った。</p> <p>(課題)②～⑤引き続き、外国籍住民及び日本人のニーズを把握し、効果的な施策を検討する必要がある。</p> <p>⑥差別ピラなど外国籍住民への誹謗中傷が生じており、ヘイトスピーチを許さない、傍観者にならないよう啓発を推進する必要がある。</p> <p>【平和への取組】</p> <p>(目的)平和の尊さや大切さについて、啓発を行い、人権意識の高揚を図る。</p> <p>(成果)⑦北朝鮮による日本人拉致問題啓発映画「めぐみ～引き裂かれた家族の30年～」を内閣府、兵庫県、尼崎市の3者共催で実施するとともにパネル展を実施し、北朝鮮拉致問題に関する啓発を行った(12月24日、67人)。</p> <p>⑧原爆被害者の会が作成した紙芝居アニメ3部作を尼崎市公式YouTubeに新たに公開し、誰でもいつでも見られるようにした。</p> <p>⑨みんなの尼崎大学と協力し、広島で平和活動を行っている講師による講演会及びグループワークをオンライン上でを行い、平和について理解を深めた(10月21日、18人)。</p> <p>(課題)⑦⑧⑨平和の尊さや大切さへの意識を高めるためには、幅広い世代への啓発を行う必要がある。(目標指標E)</p>		
行政が取り組んでいくこと	■男女共同参画社会の実現	①・③
<p>【性の多様性の尊重と男女共同参画の推進】</p> <p>(目的)「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する啓発事業等を実施する。</p> <p>(成果)⑩女性センタートレビエにおいて市民企画講座(ストレス緩和を目的としたアロマハンドジェルづくり・感染への不安軽減も含めた防災)、自分にあう就職先の見つけ方講座のほか、オンラインを活用した「女性と政治参画」(同志社大大学院教授)の講演会を実施するなど、コロナ禍を意識した啓発を行うことができた。(目標指標B・C・D)</p> <p>⑪性的マイノリティへの理解促進を図るため、性的マイノリティに関する情報や配慮すべき事項等をまとめたサポートブック(職員用・市民用)を作成した。また、職員を対象に当事者4名のパネリストによる座談会形式の研修会(参加者71人)を実施し、啓発を推進した。さらに、性的マイノリティが悩みを共有したり、経験者からアドバイスを得られたり、アライ(性的マイノリティの理解者(なりたい方々))も気軽に参加できる居場所事業を当事者団体と共催で5月からスタートすることができた。(参加者延べ225名)(目標指標A)</p> <p>⑫性的マイノリティ電話相談を7月から実施し(第4火曜午後5時～8時)、当事者や周りの人への助言や情報提供を行った。(延べ21件)</p> <p>⑪⑫(連携強化)各取組を、当事者団体と意見や情報交換を行いながら進めてきた。その結果、当事者のネットワークを活かした情報発信力と行政への信頼感が相乗効果を生み出し、多様な年代やセクシュアリティの方々からの利用につながった。</p> <p>(課題)⑩コロナ禍における女性の現状や、「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和2年10月)の結果からも、ケア的役割の多くを女性が担っていること、経済的にも不安定な状況に置かれていることが明らかになっており、男女共同参画の取組を推進していく必要がある。</p> <p>⑪⑫性の多様性への理解促進に向けて、広域的な取組を検討するなど、さらなる啓発を推進していく必要がある。</p>		

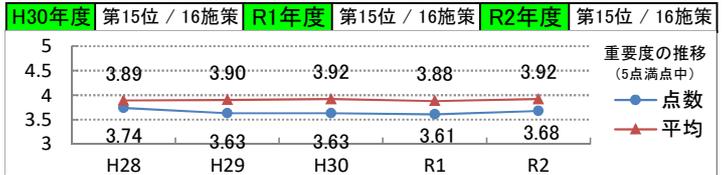
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	多文化共生社会推進事業(外国人総合相談窓口の設置)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	多文化共生社会推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●多文化共生社会の実現 ●男女共同参画社会の実現
------	-----------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

令和3年度の取組
<p><b>【外国人等が生活しやすくなる環境の整備】</b>                      ①～⑤外国人総合相談窓口を設置し、SNS(でのつながり)を通じて外国籍住民に協力を得るなどその周知に努めるとともに、外国籍住民の相談支援を通じたニーズ把握を行い、今後の多文化共生施策の検討を行う。また災害時における外国籍住民の支援についても関係部局と連携の上、検討を行う。                      ③市民提案制度を活用し、やさしい日本語講座及び外国人交流事業「ワンネス 〆尼崎」を尼崎市国際交流協会と共催で実施する。事業を通じて日本人の外国人への苦手意識の解消を図るとともに、外国人に尼崎のことを知ってもらい、今後の多文化共生事業に協力・参画してくれる人材発掘に努める。                      ⑥ヘイトスピーチを許さないまちを目指し、予防啓発を促進するための取組を検討する。</p> <p><b>【平和への取組】</b>                      ⑦⑧⑨平和の尊さや大切さについて、オンラインを活用するなど幅広い世代への啓発に取り組む。</p> <p><b>【性の多様性の尊重と男女共同参画の推進】</b>                      ⑩令和2年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果を踏まえ、性の多様性を前提とした、性別にかかわらず誰もが共同参画できることを意識した「第4次男女共同参画計画」を策定する。                      ⑪⑫性的マイノリティサポートブックを職員、教職員に周知するとともに、経済団体等市民への周知を進めていく。                      また、令和3年4月1日に阪神7市1町全てにおいて「パートナーシップ宣誓制度」が導入されたことから、8自治体で「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結した。締結に基づき、宣誓者の転出時の手続きの簡略化を図るほか、阪神間で連携した取組について検討する。</p>

評価と取組方針
<p>・外国籍住民の相談支援については、外国籍住民に必要な情報が届くよう努めるなど、全庁横断的に、外国籍住民が相談しやすい環境整備に注力する。</p> <p>・性の多様性の尊重や男女共同参画の推進に向けては、ジェンダー平等の視点も意識した教育・啓発をあらゆる場面において行う。また、特に子どもへの教育を行うにあたっては、子どもが権利の主体であることを理解した上で、一人ひとりの違いを認め尊重し合えるよう、教育活動全体を通じて取り組んでいく。</p>

主要事業の提案につながる項目
<p><b>【外国人等が生活しやすくなる環境の整備】</b>                      ①～⑤外国人総合相談窓口における相談支援等を通じて得た外国籍住民のニーズを踏まえ、必要な施策の構築を図る。</p>

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	05	人権尊重・多文化共生	展開方向	02	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。
担当当局	総合政策局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	↑	60.0	%	43.7	44.7	45.8	45.5	44.0		73.3%
B 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↓	30.0	%	43.8	42.1	41.9	40.3	39.3		76.3%
C 人権啓発推進員の活動回数	↑	684	回	404	416	340	383	322		47.1%
D 啓発事業への参加者数	↑	400	人	301	185	276	282	—		—
E 差別落書き件数	↓	0	件	1	2	1	1	7		—

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■人権問題の啓発と人権教育の取組</p> <p>【人権文化いきづつまちづくりの推進】                      (目的)令和2年3月に制定した、人権尊重の基本理念を示す「人権文化いきづつまちづくり条例」に基づき、人権施策を推進する。                      (成果)①条例に基づき人権文化いきづつまちづくり審議会を新たに設置し、「人権文化いきづつまちづくり計画」の策定に取り組んだ。委員には、他の付属機関(障害者、子ども、男女共同参画)の委員を委嘱するなど、施策間連携を意識した構成とした。                      ②「人権文化いきづつまちづくり計画」には、人権について丁寧に記載するとともに、個別の人権問題として、「性的マイノリティ」、「見た目問題」など新たな人権問題や「新型コロナウイルス感染症」についても盛り込んだ。(目標指標A・B)                      (課題)②「人権文化いきづつまちづくり計画」を、広く市民に周知啓発を進める必要がある。また、計画の進捗については、より効果的な人権施策の展開につなげていく必要があるため、取組内容について、現状と課題を明らかにする。</p> <p>【あらゆる場における人権教育・啓発の推進】                      (目的)学校、地域、市職員等への人権教育・啓発、研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権意識の高揚を図る。                      (成果)③(学校)互いを尊重する関係性を構築し、いじめ防止や正しい性の知識を得られるよう情報モラル教育に取り組んだ。また、こころの教育推進事業のテーマに「人権」を新たに追加したことで、性的マイノリティや障害者など新たな人権課題をテーマに人権講演会を実施することができた。また、小学校高学年を対象にした情報モラル教育推進事業では、ネット上のトラブル事例や正しいスマートフォン等の使用などについて学習することができた。                      ④(地域・事業者)尼崎人権啓発協会と連携し、講演会や映画上映など全市的な啓発に取り組んだ。地域総合センターは、女性センターと7館合同で交流フェアを実施し、「見た目問題」など新たな課題をテーマにした講演会にも取り組んだ。(目標指標C・D)                      ⑤生涯学習プラザでは、尼崎人権啓発協会との共催による映画上映を実施したほか、市民グループの人権に係る主体的な学びを支援するため、人権教育小集団学習グループのリーダー等を対象に、見識を高める研修に取り組んだ。また、性の多様性に関する学習会、拉致問題啓発映画の上映、「いくしあ」を見学し、そこで意見交換する場を設定するなど、専門の関係部局と連携した取組のほか、障害者団体と共催による防災学習会や視覚障害者との生け花講座の実施など、障害者と健常者がともに学ぶインクルーシブを意識した取組を行った。                      ⑥事業者に対しては、LGBT以外の性的マイノリティも含めた「LGBTQ+に対する理解促進」をテーマに実施するなど様々なテーマで研修を実施した。                      ⑦(市職員等)全所属長を対象に、新型コロナウイルス感染症による外国人への影響や課題に関する人権研修を実施し、職場伝達研修も行った。災害時と同じく3つの壁(言葉、文化、心)について学習することができた。新規採用職員に対しては座学に加え、インターネットモニタリング事業や地域総合センターと連携して、実地やフィールドワークを取り入れた研修を行い、意識の醸成や学びを深めた。地域総合センターでは、職員としての相談スキルや地域課題掘り起こしへの意識向上のため、様々なテーマでの研修に取り組んだ。                      (課題)③様々な人権課題について、学校ごとに課題意識を持って、今後も啓発・推進していく。                      ④令和2年度度の監査委員指摘を受け、現在尼崎人権啓発協会に委託している人権啓発事業について、効果的かつ効率的に実施するため、実施主体のあり方(市か協会か)を整理する必要がある。</p>	総合戦略 —
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>【人権に関する相談体制の充実と差別防止への取組】                      (目的)相談しやすい効果的な窓口の運用や差別・偏見を許さない風土の醸成を図る。                      (成果)⑧女性センターでは、「新型コロナウイルスに伴うこころのケア電話相談」(5~12月)を増設し、コロナ禍における女性の不安や悩みに対応した。(コロナ関連相談件数155件/全相談件数1837件)                      ⑨感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や偏見が見られることから、尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会(尼崎市・神戸地方法務局尼崎支局・尼崎人権擁護委員協議会)において啓発ポスターを作成した。                      ⑩新型コロナウイルスに関する正確な基礎知識や最新の知見、また感染事例などを共有することにより、人権侵害や差別をしないよう「正しく恐れるための基礎知識と事例集」を作成し、啓発を行った。                      (課題)⑧コロナ禍を起因とする相談について、今後とも状況を注視していく必要がある。</p> <p>【施設や情報に関する環境整備】                      (目的)誰もが利用しやすい施設等の整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備に取り組む。                      (成果)⑪公立保育所における外国籍児童の増加に伴い、ポケットウ(翻訳機)の導入を検討するとともに、ごみ分別アプリでは、英語・中国語・韓国語に加え、ベトナム語へ10月に対応した。                      ⑫コロナ禍における障害のある人への情報支援の取組として、遠隔手話サービスを導入するほか、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや拡大・音声読書器を設置した。</p>	総合戦略 —

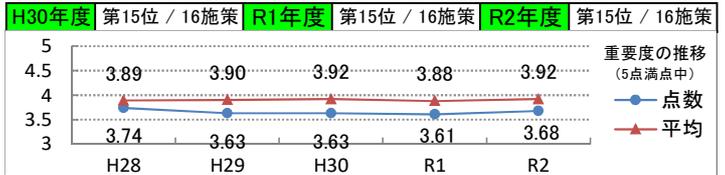
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	地域総合センター整備事業
2	
3	
4	
5	

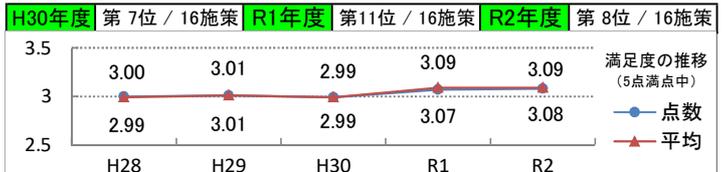
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●人権問題の啓発と人権教育の取組 ●人権侵害の防止と被害者への支援
------	--------------------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

令和3年度の取組	
【人権文化いきづまづくりの推進】	②計画の内容をイラスト等を用いてわかりやすくまとめた「じんけんまなぶ本」を作成し、学校や人権研修等、あらゆる場を活用して周知と啓発に取り組んでいく。また、計画の効果的な進捗を図るため、どのような取組が行われ、どのような効果があったのか、またどのような課題があるのかについて検証できるよう、施策評価を意識した進捗管理シートの作成や人権文化いきづまづくり審議会の運営を行う。
【あらゆる場における人権教育・啓発の推進】	③引き続き、こころの教育推進事業で実施した講演会の講師リストを学校に送付し、各校の課題にあった講演会ができるようにする。また、情報モラル教育推進事業では、対象を中学校にも拡充する。 ④より効果的かつ効率的な人権啓発事業の実施に向け、尼崎人権啓発協会が担うべき役割、すなわち実施主体のあり方について、これまでの実態を含めて整理し、人権文化いきづまづくり審議会の意見も聞きながら整理を行う。 ④指定管理者職員が交流しながら学び、連携強化につながる場を多く設定する。 ⑦行政の立場からハンセン病患者の隔離政策による人権侵害の歴史を振り返るなど、多様なテーマで人権研修を実施し、人権行政を推進する職員としての人権感覚の醸成と人権意識の高揚に取り組む。
【人権に関する相談体制の充実と差別防止への取組】	⑧女性センターにおいては、コロナ禍における女性の困難や課題を意識した事業展開を図っていく。 ⑨⑩引き続き、コロナ禍における人権侵害や差別防止にむけた啓発に取り組む。
【施設や情報に関する環境整備】	⑪市内9所の公立保育所にポケットーク(翻訳機)を設置し、保護者との円滑なコミュニケーションに取り組む。 ⑫障害のある人への情報支援の取組として、遠隔手話サービスの本格稼働に取り組むとともに、新たに設置した点字プリンターを活用して、本市から発出する通知情報の点字化を進めていく。

評価と取組方針	
・人権文化いきづまづくり計画に基づき、学校や地域などあらゆる場における人権啓発・教育を進めるにあたっては、人権を「思いやり・やさしさ」という心情主義的な価値観のレベルではなく、人間らしく生きるための大切な条件として「どんな権利を持っているか」という自らの人権について学ぶ(教える)視点を意識する必要がある。	
・また、計画の推進にあたっては、人権啓発事業の効果的かつ効率的な実施を目指し、市と協会のそれぞれの強みをいかしたものとすため、今後の役割分担のあり方について整理する。	

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	01 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支えあい」をはぐむ人づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 身近な地域活動に参画している市民の割合	↑	30.0	%	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
B 市民活動団体と共催による福祉学習受講者数	↑	720	人	—	351	137	218	24		3.3%
C 市民活動団体と協働する高校・大学生数	↑	450	人	—	—	350	344	368		81.8%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■支えあいをはぐむ人づくり	総合戦略 ②・④
<p><b>【福祉学習の推進】</b>                      (目的)市民が地域や福祉等に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成する。                      (成果)①地域福祉推進協議会で「要配慮者」への理解を目的とした講座実施の協議を行うとともに、6地区での実施に向けて地域振興センター及び尼崎市社会福祉協議会(市社協)と協議を行った。その結果、立花地区でのインクルーシブ防災講演会や地域の集まりで災害時要援護者支援の勉強会が行われ、自分たちも学びの場をつくりたいといった意見や避難行動要支援者名簿の提供につながるなど、地域課題を我が事とする意識醸成が進んだ。                      ②福祉学習の周知に向け、みんなの尼崎大学学びの検索サイト等を活用するほか、地域振興センター、市社協と連携し活動の未実施地区を対象としたポスティングや福祉関係事業所への呼びかけ等の情報発信に努めたものの、コロナ禍での講座の延期等で受講者数の減となった。(みんなの尼崎大学ささえあい分野等・登録講座数R1:12講座 R2:11講座)(目標指標B)                      ③活動を補助する市社協では、感染症対策として地域の活動団体のリーダー等に限定し、小規模での研修会等を開催した。(市社協主催講座等開催数、参加者数、R1:118回/2,952人、R2:62回/1,244人(延べ参加人数))                      (課題)①②③コロナ禍で受講人数の制限など開催方法に制約があるため、地域ごとに少人数での開催やICTを活用した学びの場づくりなどの開催方法の検討が必要となる。</p> <p><b>【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】</b>                      (目的)地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくために、性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進める。                      (成果)④コロナ禍で活動を躊躇していた大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センターと連携し、コロナ禍でも活動する市民活動団体の情報提供を行い、子ども食堂での活動の継続や新たな子育て支援などの学生主体の地域貢献活動が行われた。(目標指標A・C)                      ⑤こうした取組により、「支え合いの人づくり支援事業」を活用して合計10校15グループ368人の高校生・大学生が市民活動団体と協働し地域貢献活動に取り組んだ。(R1:9校15グループ344人、R2:10校15グループ368人)(目標指標A・C)                      ⑥様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの導入に向けて、地域資源を把握する地域振興センター等の関係部局や市社協と検討を行った。                      ⑦学生等の活動のきっかけや新たな担い手の確保に向け、みんなの尼崎大学のポータルサイトやFMあまがさき等で、学生等と市民活動団体が連携した取組の情報発信を行ったほか、民生児童委員や保護司の担い手確保に向けて、FMあまがさきや市ホームページによる活動紹介を行った。                      ⑧市社協が各支部に設置したささえあい地域活動センター「むすぶ」では、地域住民や支援機関からの買い物等の困りごと相談に登録者をマッチングする取組を進めた。一方で、コロナ禍でボランティア登録の呼びかけ機会が減少し、新規登録者数は減少する結果となった。(「むすぶ」新規登録者数 R1:80人 R2:59人、マッチング数 R2:60人)                      (課題)④~⑦市民の主体的な参画を促進するために、地域福祉活動に取り組む市民活動団体や活動場所等の最新の情報提供が必要となる。</p> <p><b>【地域福祉活動を支援する人材の育成】</b>                      (目的)多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域の様々な活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成する。                      (成果)⑨南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域振興センター職員向けに、地域の支援関係者に対する理解を促進するため、民生児童委員の役割や活動等の研修動画の作成や国の保護司活動紹介動画、民生児童委員活動紹介の機関紙送付による周知を行った。また、新任民生児童委員等に関係機関や各種制度に関する研修を実施した。                      ⑩市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)に対して、兵庫県社会福祉協議会が主催するCSW研修受講経費等を補助することで、住民ニーズの多様化・複雑化に対して様々なネットワークを活かした活動や支援を行うための専門性の向上に取り組んだ。                      (課題)⑨コロナ禍で課題を抱え、潜在化する市民の早期把握のために、これまで以上に地域の支援関係者と専門機関が連携し取り組む意識を高める必要がある。                      ⑩多様化・複雑化する課題の解決に向けて、引き続き、地域福祉活動専門員の個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上が必要となる。</p>		

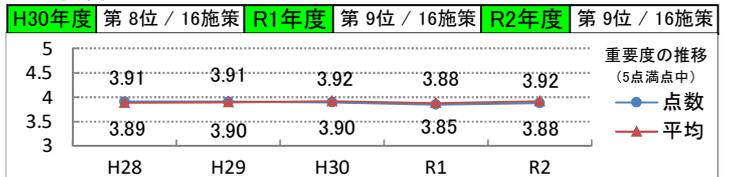
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

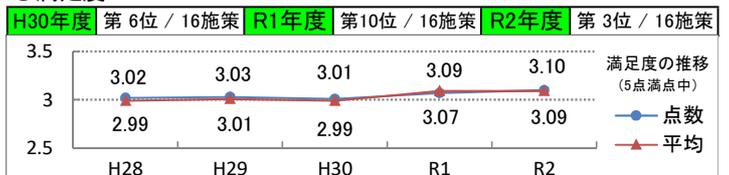
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	● 支えあいをはぐくむ人づくり
------	-----------------

#### ● 重要度



#### ● 満足度



### 6 評価結果

令和3年度の取組	
【福祉学習の推進】	①②③地域振興センターや市社協と連携し、身近な地域課題を共有するためのICTの活用等も含めた学びの場づくりを行う。
【地域福祉活動の新たな担い手の発掘・育成・支援】	④～⑦学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、協働先となる市民活動団体の紹介等を行うとともに、様々な地域資源情報を公開し、検索できる地域情報共有サイトの運用を通じて、市民の主体的な活動を支援する。 ⑧活動の協力が得られやすい既存の活動団体での活動者や「むすぶ」登録者への勧奨等、効果的、効率的なマッチングの手法について、地域振興センター及び市社協と協議を行う。
【地域福祉活動を支援する人材の育成】	⑨引き続き、南北保健福祉センター、いくしあ、地域振興センター職員と地域の支援関係者との相互理解を図るための研修や情報発信を行う。 ⑩地域福祉活動専門員の研修経費の補助や人事交流などの支援を通じて、個別支援や地域づくりに向けた専門性の向上を図る。

評価と取組方針	
・「むすぶ」登録者数は順調に増加している。今後は活動希望者と地域活動のマッチング内容を分析する中で、ニーズを把握するとともに、分野を問わず地域活動への参加を希望する者に対して、地域で必要とされている分野の具体的な地域活動を提示するなど、さらなるマッチングを推進する。	
・そのため、地域情報共有サイトの稼働を機に地域振興センターと市社協の連携を強化し、担い手の確保が必要となっている地域活動の把握と共有を進める。	

主要事業の提案につながる項目	

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	02 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。
担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 身近な地域活動に参画している市民の割合	↑	30.0	%	24.1	19.9	17.6	19.3	15.3		51.0%
B 要介護高齢者等見守り活動地域	↑	75	地区	42	42	43	45	46		61.3%
C 高齢者ふれあいサロンの実施数	↑	225	団体	69	97	107	110	114		50.7%
D 地域福祉活動等把握数(延べ)	↑	964	団体	683	786	887	947	1,080		100%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり</p> <p>【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】                      (目的)複雑化・多様化する地域課題にきめ細やかに対応するために、多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組むため、地域、専門機関、市の協議の場を構築する。                      (成果)①6地区の地域福祉ネットワーク会議では、コロナ禍での地域活動の実施に向けた各団体独自で取り組む感染症対策の紹介パンフレット等の作成のほか、ゴミ屋敷等の事例の協議が行われた。(地域福祉ネットワーク会議参画団体数:中央7、小田25、大庄8、立花8、武庫12、園田39)                      ②地域振興センターや関係部局、尼崎市社会福祉協議会(市社協)とともに、市や市社協が把握する様々な地域資源情報を共有する地域情報共有サイトの導入に向けた検討を行った。                      (課題)①会議参加者が拡大することで各団体選出メンバーの交代により継続協議が困難といった課題があることに加え、コロナ禍においては、会場の利用人数の制限や福祉事業者等の支援関係者の参画が困難といった課題もあり、会議の開催手法等の検討が必要となる。</p> <p>【地域での見守り・支え合いの充実】                      (目的)支援を必要としている、いないに関わらず、子どもから高齢者まで、誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で安全・安心に暮らすために、多様な見守り、支え合いを進める。                      (成果)③社会福祉連絡協議会圏域に限定しない見守りの実施に向けて、各地域振興センター、市社協と協議を行った。立花地区では試行的に見守り未実施エリア約1,500世帯に活動希望者を募るきっかけとなる要配慮者への理解を深める防災×福祉講座を開催した。受講者からは「地域活動へ発展させ実践したい」といった声があったほか、ボランティア登録にもつながった。                      ④見守り活動者の負担感の軽減につなげるため、見守り名簿と避難行動要支援者名簿を一体的に管理・運用するシステムを各地域振興センター等に設置するとともに、このシステムを活用して、地域からの問い合わせへの迅速な対応や日ごろの見守りにおける地域への情報提供等が行えるよう市社協と協議を行った。                      ⑤市社協と連携し、「高齢者等見守り安心事業」重点地区11カ所に働きかけを行い、新たに1地区が立ち上がり計46地区で見守り活動が行われた。また、コロナ禍で停滞する活動再開に向けて、「新しい生活様式」を踏まえた見守りのポイントをまとめたチラシを作成・配付した。(目標指標A・B)                      ⑥ふれあい喫茶等の活動団体に対し、地域福祉活動専門員が、感染症対策を実施して活動する団体の事例を紹介したパンフレット等の配布や感染症対策の助言を行い、活動継続を支援した。(目標指標C)                      (課題)③試行的取組により、ボランティア登録につながった受講者を中心に、活動につなげるための働きかけや組織化支援等が必要となる。                      ⑤⑥コロナ禍で活動が停滞しないよう、引き続き、安心して活動できる取組の周知等の支援が必要である。</p> <p>【地域福祉活動の推進】                      (目的)誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、多様な手法により、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進する。                      (成果)⑦コロナ禍で活動を躊躇する大学等に対し、ICTを活用した活動例の紹介や、市社協や地域振興センター等とともにコロナ禍で活動する市民活動団体の情報提供を行った。学生が関わることで、子ども食堂で学習支援が行われるなど既存の地域福祉活動の充実が図られた。(目標指標D)                      ⑧地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「地域活動の場所の確保」をテーマに、会場確保における課題や活用可能な場所の協議を行うとともに、高齢者が活用できる会館等の情報が掲載された「尼崎市シニア元気UPパンフレット」による情報提供を行った。                      ⑨教員とスクールソーシャルワーカーから、コロナ禍で小学校が休校になったことで、一人親世帯等の「心配な家庭」の子どもの相談を受けた地域福祉活動専門員が、子ども食堂関係者や地域ボランティアに働きかけたことにより、弁当等を提供する「子ども食堂出張プロジェクト」が新たに立ち上がった。                      (課題)⑥⑦⑧コロナ禍でこれまでの地域福祉活動の実施が困難となる中で、虐待等のコロナ禍でリスクが高まる課題に対応した、地域で安心して過ごせる居場所など、様々な地域福祉活動が必要となる。</p> <p>【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】                      (目的)社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域の様々な団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進する。                      (成果)⑩尼崎信用金庫と見守りや災害時支援に関する連携を図るための「地域福祉の推進に関する協定」を締結したほか、地域住民の避難支援に取り組む株式会社が運営する老人福祉施設2施設を福祉避難所に指定する協定を締結した。                      (課題)⑩社会福祉法人、企業、NPO等の活動の把握とともに、活動につながるよう社会資源等の適切な情報提供が課題となっている。</p>
総合戦略	④

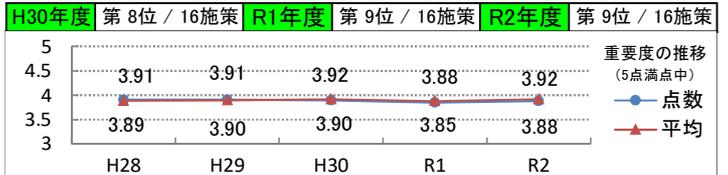
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

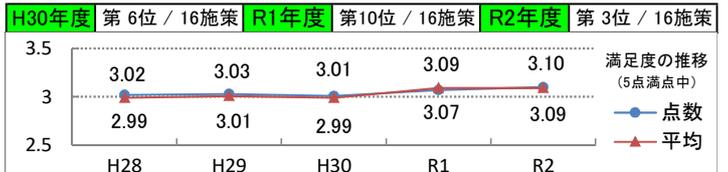
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●市民や多様な主体の参画と協働による地域づくり

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・地域での見守り活動については、令和2年度に構築した要支援者システムを活用する中で取組を推進する。
- ・見守り未実施地区については、立花地区での取組を参考に、見守り活動の担い手の発掘やグループ化を進め、未実施地区の解消に取り組むとともに、全市域での見守り活動の実現に向けた、より効果的な進め方について検討する。

#### 令和3年度の取組

【地域が主体的に課題解決を図るための多様な活動主体が協議する場づくり】  
 【社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進】  
 ①～⑩地域振興センター及び市社協とコロナ禍でも多様な団体が参画できる会議開催方法や安全に地域活動を行う方策について検討を行い、その周知を行う。  
 ①～⑩地域振興センター及び市社協と、地域情報共有サイトを活用し、様々な地域課題解決や地域福祉活動を推進するための方策について検討を行う。

【地域での見守り・支え合いの充実】  
 ③～⑥引き続き、地域振興センター及び市社協がそれぞれの強みを活かし、連携して訪問型の見守りや通い型の見守り等重層的な見守り活動を進めるとともに、活動未実施エリアでの活動立ち上げに向けた働きかけについて協議を進める。  
 ③見守り未実施地区の受講者を中心に、見守りについての学習会を小規模単位で実施し、新たな支援者の発掘と組織化に向けて取り組むとともに、その取組成果等について他地区でも共有を行う。  
 ④見守り活動者の負担を軽減するため、要支援者システムを活用した問い合わせへの迅速な対応や、地域との情報共有について市社協と協議を進める。

【地域福祉活動の推進】  
 ⑥⑦⑧地域福祉の裾野を広げるため、引き続き、高校生・大学生等と市民活動団体が福祉課題の解決に向けて市社協や地域振興センター等と連携しながら協働する取組を支援する。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	06	地域福祉	展開方向	03	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 孤立感を感じている市民の割合	↓	32.1	%	36.8	41.1	44.6	38.0	40.1		80.0%
B 民生児童委員平均相談支援件数	↑	30.5	件	—	29.5	30.3	29.5	24.7		81.0%
C 地域福祉活動専門員相談支援件数	↑	720	件	—	377	354	339	462		64.2%
D 成年後見等に係る相談支援の終了件数	↑	—	件	—	467	700	591	588		—
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり</p> <p>【包括的・総合的な相談支援体制の充実】                      (目的)社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間であって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関によるネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図る。                      (成果)①地域担当職員に対しWeb会議による地域福祉の研修を行うとともに、課題を抱え潜在化する市民の早期把握と支援に向け、南北保健福祉センター、子どもの育ち支援センター(いくしあ)、地域振興センター職員向けの民生児童委員の役割や活動等についての研修動画を作成し、周知を図った。(目標指標A)                      ②地域福祉推進協議会において、地域福祉ネットワーク会議で課題提起された「ひきこもり等の支援を拒否する事例の対応」をテーマに協議を行い、支援関係者が情報共有し、課題解決に取り組むための個別支援会議を活用した支援方法の共有を図った。                      ③民生児童委員の平均相談支援件数は4.8ポイント低下するなど、4月の緊急事態宣言下で民生児童委員活動が制限されたため、民生児童委員が把握する気がかりな高齢者等の情報をもとに、南北保健福祉センター、いくしあ、地域包括支援センター職員による安否確認等を実施し、民生児童委員活動の支援を行った。(対象者90名)(目標指標B)                      ④今後、相談対応の増加が懸念される生活困窮や虐待事例に、民生児童委員が関係機関と連携し適切に対応できるよう、生活保護制度や児童虐待の研修、いくしあ職員との意見交換を実施した。(研修実施回数 H30:13回、R1:12回、R2:5回)(目標指標B)                      ⑤市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が地域住民や地域振興センター等と連携を図り、ゴミ屋敷などの制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯の支援に取り組むことなどにより、早期発見・支援のための地域や専門機関との情報共有のネットワークが広がっている。(目標指標C)                      ⑥市民福祉総合政策学識者会議の会議運営を支援し、社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業(地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための事業)に資する提言がまとめられた。                      (課題)①~⑥課題を抱え地域で潜在化した市民の早期把握と支援につなげるために、南北保健福祉センターをはじめとした専門機関、地域の支援関係者等が連携する仕組みづくりが課題となっている。                      ④民生児童委員が、コロナ禍で増加が懸念される課題に適切に対応できるよう、関係機関との連携の充実を図る必要がある。                      ④民生児童委員や地域包括支援センター等との連携が進むことで、多様化・複合化した相談対応が増えているため、地域福祉活動専門員のより一層の専門性の向上が必要となる。</p> <p>【権利擁護に関する支援】                      (目的)高齢化の進展等に伴う福祉サービスの利用、金銭管理等の支援にあたり、成年後見に係る相談から、申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、地域の中で支え合い、誰もがその人らしい生活を送れる体制の充実を図る。                      (成果)⑦市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)の人員体制整備のための補助を行うとともに、制度の利用促進に向けて市社協と協議し、地域包括支援センターや特別支援学校に事業周知を図った結果、契約件数が増加した。(相談件数 R1:1,770件 R2:1,971件、契約件数 R1:77件 R2:93件)                      ⑧成年後見に係る相談支援に努めている中で、例えば、親族による後見の申立てに関する支援の途中で、その親族と連絡が途絶えるなど、結果的に支援の長期化や終結に至らない相談が増加したものの、市長による後見の申立てを行うなど可能な限り当事者の権利擁護を図った。また、成年後見等支援センター運営委員会において、関係機関が連携して支援にあたる地域連携ネットワーク機能について協議を進め、連携の重要性につき認識を共有した。(成年後見等支援センターにおける相談対応件数 R1:781件→R2:742件、うち支援終了件数 R1:591件→R2:588件)(目標指標D)                      ⑨介護事業所や相談支援事業所、民生児童委員など地域で活動する団体・グループに成年後見等支援センターから講師派遣等を行い、制度や市民後見人の活動等について周知啓発を行ったが、コロナ禍の影響により実施回数は5回(R1:12回)に留まった。その一方で、「尼崎市シニア元気UPパンフレット」(令和3年1月発行)に成年後見制度や成年後見等支援センターを紹介する記事を掲載したほか、新たな取組として特別支援学校の進路だよりに成年後見制度や相談窓口を紹介する記事を掲載し高等部3年生に配付することで啓発に取り組んだ。                      ⑩令和2年度の市民後見人養成研修については、コロナ禍の影響で中止が懸念される中、施設実習等の体験学習をビデオ学習に代えることで実施を可能とし、11人の受講者に養成研修を実施することができた。なお、令和2年度において8人(R1:6人)が市民後見人として活動しており、登録者を対象としたフォローアップ研修を5回(R1:5回)実施した。                      (課題)⑦福祉事業者向けアンケートの結果では、市民、事業者への制度周知不足といった意見が多く、より一層の利用方法の周知とともに、高齢化に伴い増加する相談対応に向けて、関係機関と連携し、相談から制度利用までの時間の短縮を図る必要がある。                      ⑧⑨地域包括支援センターや相談支援事業所等が制度利用が必要な人を発見した場合に備えて、関係機関が連携して適切な支援につなげる「地域連携ネットワーク」機能の強化が必要である。                      ⑨尼崎市の地域福祉に関するアンケート調査(令和3年3月)によると、成年後見制度の相談先としての成年後見等支援センターの認知度は、事業所47.0%、民生児童委員30.2%、一般市民においては9.5%に留まり、相談先を全く知らない一般市民は59.5%であった。市民や事業所等の制度に対する理解や相談窓口の周知を引き続き進めることが必要である。</p>
総合戦略	④

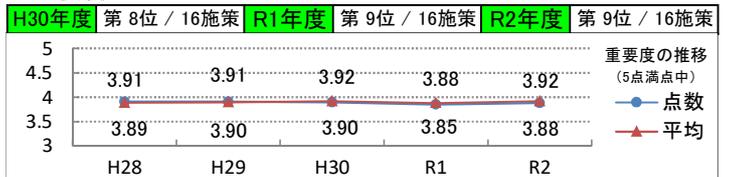
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

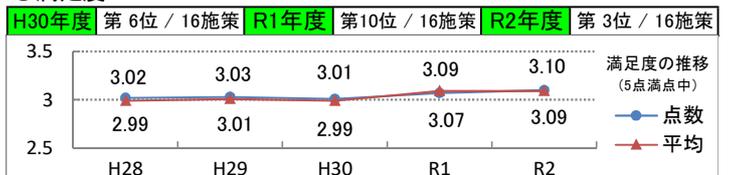
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
------	-----------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・重層的支援体制の構築にあたっては、具体的な事例をもとに検討を進め、複雑・複合化した市民の課題に対して、様々な分野の支援関係者がつながり、支え合いながら、柔軟な支援ができるよう、体制の構築とともにその役割を担える人材の育成に取り組む必要がある。

・成年後見制度については、制度対象者への周知とともに、市民後見人の更なる養成を目指し、新たな広報媒体の活用など効果的な周知・啓発に取り組む。

#### 令和3年度の取組

【包括的・総合的な相談支援体制の充実】  
 ①～⑥複雑・複合化した課題を抱える市民の早期把握と支援に向けて、重層的支援体制の構築に向け、地域住民・支援機関のネットワークを支える体制づくりや支援に必要な情報共有の仕組みづくり等について検討を進める。  
 ④引き続き、地区民生児童委員協議会や民生児童委員に対して、継続した支援を行うとともに、関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図る。  
 ⑤地域福祉活動専門員の研修経費の補助や人事交流などを通じて、専門性の向上に向けた支援を行う。

【権利擁護に関する支援】  
 ⑦支援機関向けの制度利用マニュアルの整備や、制度利用の際に各支援機関が担うべき役割を記載したチラシ等を作成、周知することで、相談から制度利用までの期間の短縮を図り、制度利用の促進につなげる。  
 ⑧成年後見等支援センターを成年後見制度利用促進の中核機関とし、弁護士や民生児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所等で構成する成年後見等支援センター運営委員会を通じて、「地域連携ネットワーク」機能が有効に活用できるよう協議を進める。また、個別の相談事例についても、個別支援会議を活用することで、関係機関が連携して支援ができるよう取り組む。  
 ⑨成年後見制度の相談窓口である成年後見等支援センターの認知度を向上させるため、市民向け、事業者向けの啓発講座の実施を継続するほか、成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発の方法として、グループや団体が発行する広報紙の活用等を検討していく。  
 ⑩コロナ禍における研修の実施方法を工夫するとともに、市民後見人のやり甲斐や魅力を発信し、市民後見人候補者の確保に努める。

#### 主要事業の提案につながる項目

【包括的・総合的な相談支援体制の充実】  
 ①～⑥地域の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を実施し、相談支援体制等の充実を図る。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	01 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかわかれるよう支援します。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 生きがいを持つ高齢者の割合	↑	75.9	%	64.0	59.2	64.3	66.2	61.5		81.0%
B 介護予防体操の登録者数	↑	5,040	人	1,654	2,577	3,128	3,540	3,800		75.4%
C 自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	72.9	%	67.2	67.9	68.6	64.7	67.2		92.2%
D 高齢者ふれあいサロンの登録者数	↑	4,928	人	—	2,125	2,808	2,869	2,660		54.0%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
総合戦略	④
<p><b>【健康づくり・介護予防・社会参加の促進】</b>                      (目的)・高齢者が自分らしく健康的な生活を継続できるよう、認知機能の低下や老化の進行を防ぎ、健康寿命の延伸を図る。                      ・高齢者が地域の介護予防活動や交流活動等に気軽に参加できるとともに、生活上の必要な支援を受けられるよう、住民主体の活動の運営等を支援する。                      ・高齢者自身が気軽に地域活動や就労等により社会参加を果たすことができるよう、その仕組みづくりを進める。</p> <p>(成果)①いきいき百歳体操(百歳体操)等の実施グループ(151グループ)へは、緊急事態宣言に伴い、年度当初は活動休止を要請していたが、6月下旬から感染予防対策を講じ徐々に活動を再開した。コロナ禍において、未だ20グループ程度が再開に至っていないが、5グループが新規で立ち上がったこと等により、全体の登録者数は増加した。(目標指標B)</p> <p>②コロナ禍におけるフレイルチェック会については、フレイルサポーターの新たな活動の場として位置付けるとともに、地域の高齢者の百歳体操等への参加のきっかけづくりにつなげるため、7月から再開し、感染予防対策を講じて13回開催したところ、132人が参加した。また、関係部局等と連携し、生涯学習プラザで運動とフレイル予防講座、フレイルチェック会をパッケージ化した事業を開始した。</p> <p>③ヘルスアップ戦略会議介護予防対策部会において、高齢者の健康課題を医療・介護の両側面から抽出し、課題解決策の検討を行うとともに、令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を開始することとした。</p> <p>④高齢者ふれあいサロン(サロン)は、コロナ禍において、2割程度が廃止または長期休止し、114か所・登録者2,660人(令和元年度110か所・登録者2,869人)となったが、感染予防対策を徹底して再開することで、高齢者の貴重な交流の場となった。(目標指標D)</p> <p>⑤シニア情報ステーションは、店頭での何気ない会話から必要に応じ、地域包括支援センター等の関連機関への案内や気がかりな事項等の情報取得ができる場として、薬局やスーパー、金融機関等約150か所に設置した。また、介護予防活動等、地域資源の見える化のため、サロンや百歳体操ほか、利用可能施設等を紹介する「尼崎市シニア元気UPパンフレット」を発行し、同ステーションに配置するとともに、地域情報共有サイトへの掲載に向け、協働部と協議を開始した。</p> <p>⑥コロナ禍において、介護予防活動を継続できるよう、市ホームページで体操動画の掲載や日常生活の注意点について情報の発信を行うとともに、インターネット環境のない高齢者向けに紙媒体の情報発信や体操動画が収録されたDVDの配布等を行った。また、体操だけでなく栄養・口腔ケア等のフレイル予防に資する日常生活の送り方についてまとめた介護予防・重度化防止動画を医療・介護の専門職との協働により作成した。</p> <p>⑦認知症の人等を支えるグループ活動の継続支援となるよう、フレイル予防や認知症対策に関する講義を行う講師謝礼等の助成事業を開始し、コロナ禍において、6団体が利用した。</p> <p>⑧老人福祉センターで実施する元気づくり工房は、感染予防対策のため、開催時間の短縮や参加人数の縮小により、本来の目的であるリーダー支援や介護予防メニューの紹介にまで至っていない。しかしながら、コロナ禍において、既存グループが新規参加者の受け入れが困難な状況にある中で、新たに百歳体操を始めたい高齢者の受け皿として機能することができた。</p> <p>①～⑧定期的な体操や参加者間の交流機会を確保するとともに、欠席者の安否確認による見守り機能の一部を担いながら、健康づくり・介護予防や社会参加を推進した。(目標指標A・C)</p> <p>⑨老人福祉センターでは、コロナ禍において、事業の縮小を余儀なくされたが、感染予防対策を講じながら、事業を継続することができた。また、感染予防対策として、総合老人福祉センターと和楽園のトイレの洋式化・自動水洗化等により、利用環境を改善した。老朽化している千代木園と福喜園については、(仮称)健康ふれあい体育館への機能統合に向けてワークショップ等を実施するとともに、今後の方向性について関係部局と協議を行った。</p> <p>⑩老人福祉工場の見直しについては、これまで実施してきた生きがいや就労の場づくりを介護保険制度における地域支援事業へ転換すること等も含め、今後の施設の方向性等の検討を進めた。</p> <p>(課題)①④コロナ禍でも活動を再開・継続できるよう、実施団体・グループへの支援や環境整備、参加忌避のある高齢者への介護予防活動を促す取組が必要である。</p> <p>②より多くの高齢者にフレイルチェックを行えるよう、更なるフレイルサポーターの養成が必要である。また、コロナの影響によりフレイルチェック会の機会が少なかったことから、効果的な事業実施について更なる検討が必要である。</p> <p>③これまで実施してきた事業の効果や高齢者の健康状況の把握をするとともに、ヘルスアップ戦略会議介護予防対策部会において、より効果的・効率的な事業実施に向け、関係部局等と連携し検討する必要がある。</p> <p>⑥コロナ禍において、高齢者のフレイルの進行が懸念されることから、介護予防・重度化防止動画の活用等により、更なる市民への周知啓発を図っていく必要がある。</p> <p>⑦コロナ禍において、活動自粛の影響もあり、講師費用助成事業の利用団体が少ない。</p> <p>⑧元気づくり工房は、感染予防対策のため、利用時間や参加人数の制限を実施しなければならず、リーダー支援の役割を果たしにくい状況である。また、コロナ禍の影響もあり、リーダーのニーズ把握ができていない。</p> <p>⑨(仮称)健康ふれあい体育館については、運動機能の向上などその機能を明確にし、残る3園も社会保障審議会の意見を踏まえ、それぞれ特色を持った運営手法の検討を行う必要がある。</p> <p>⑩高齢者の社会参加の促進については、より効果的な事業の検討が必要である。</p>	

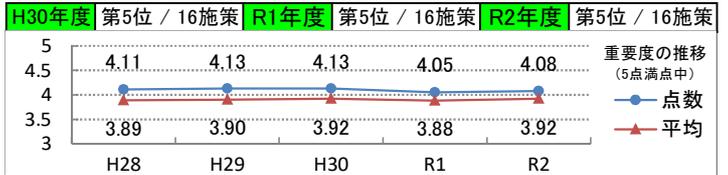
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	高齢者ふれあいサロン運営費補助金
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	いきいき百歳体操等推進事業
2	高齢者元気アップ活動情報発信等事業
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	介護予防対策事業
2	
3	
4	
5	

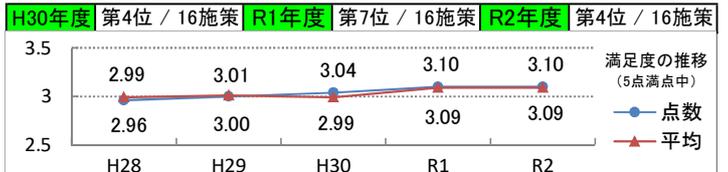
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進
------	------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・高齢者への地域情報の提供については、随時更新され最新の情報を提供できる地域情報共有サイトを活用したより効果的な情報発信に取り組む。
- ・あわせて、デジタル化等コロナ禍で加速化した社会構造の変化に対しては、スマートフォン講座の実施などその変化への対応を支援するとともに、ネット以外の情報伝達手段としてシニア情報ステーションを活用するなど、高齢者が地域とつながる機会の確保に取り組む。
- ・シニア情報ステーションについては、設置協力者と今後の展開について意見交換する中で情報発信の効果検証を行う。
- ・令和3年度末の指定管理期間終了にあわせて現行の老人福祉工場の事業については廃止し、引き続き、高齢者の社会参加の促進に向け、事業の転換を進める。

#### 令和3年度の取組

- 【健康づくり・介護予防・社会参加の促進】
- ①④行政と活動団体が協働で運営体制の確認を行えるようチェックリストを導入し、コロナ禍での活動継続に向けた支援を行う。
  - ②新たなフレイルサポーターの養成を行うとともに、市内6地区の生涯学習プラザ等でフレイルチェック会を行い、希望者が誰でもフレイルチェックを受けられるようにすることで、高齢者のフレイル予防に対する意識の向上を図る。
  - ③まずはサロンや百歳体操等通いの場を利用し、フレイル予防の講話や高齢者の質問票による健康状態の把握を行う。また、介護・医療中断者へ個別アプローチを行い、状況を把握するとともに、必要な支援につなげることで、高齢者のコロナ禍での状況把握やフレイル予防の推進を図る。
  - ④参加意欲を喚起するための補助対象の多様化や商業施設等の新しい開催場所の開拓、団体の活動効果測定等の導入などの視点から、補助制度を拡充し、参加者増を図る。
  - ⑤尼崎市シニア元気UPパンフレットについて、シニア情報ステーションへの設置に留まらず、関係機関での積極的な活用等により、情報の見える化を促進するとともに、地域情報共有サイトへの登録を進める。
  - ⑥作成した介護予防・重度化防止動画を医療機関の待合室で映写するなど、医療・介護関係者の協力を得ながら、市民への周知啓発を図る。
  - ⑦新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、通いの場へ講師費用助成事業の再周知を行う。また、利用促進に向け、講師リストを作成し公表する。
  - ⑧百歳体操・サロンのリーダー交流会を開催するなど、コロナ禍における介護予防リーダーのニーズを掴み、支援や育成方法を検討する。
  - ⑨(仮称)健康ふれあい体育館については、タウンミーティング等を実施し、利用者のニーズや意見を踏まえ、ソフト面やハード面の運用内容について検討を行う。
  - ⑩高齢者の社会参加の促進にかかる事業については、先進市や民間事業者での実践事例の調査や研究等を行うとともに、関係機関等と協議を進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【健康づくり・介護予防・社会参加の促進】
- ⑩高齢者の社会参加の促進にかかる事業については、介護保険制度における地域支援事業への転換等を含め、効果的な事業手法について検討を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 福祉サービスの充実と、地域の支えあいや相談支援の基盤づくりを進めます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 地域の中で頼れる人がいる割合	↑	54.8以上	%	54.8	50.0	51.9	52.3	50.8		92.7%
B 認知症サポーター数	↑	42,692	人	13,766	16,507	19,519	22,341	23,297		54.6%
C 地域包括支援センターの認知度	↑	100	%	60.7	61.7	63.2	63.5	61.3		61.3%
D 特別養護老人ホーム入所待機者の割合(要介護3以上)	↓	3.2	%	3.7	4.5	3.2	3.1	3.4		94.1%
E 生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	1,800	人	-	315	510	613	645		35.8%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)			
行政が取り組んでいくこと	■福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり	総合戦略	④
<p><b>【認知症に対する取組】</b>                      (目的)認知症の進行等に応じ、医療・介護・住民等が連携し、適時適切かつ切れ目のない支援につながる仕組みづくりを進める。                      (成果)①令和2年10月から認知症高齢者等個人賠償責任保険を導入し、565人が加入した。当該保険の加入要件となる認知症みんなで支えるSOSネットワーク登録者についても647人が加入(前年度比93人増)し、併せて周知が図られた。                      ②認知症の人やその家族が集える場の充実のため、認知症カフェ運営助成を開始し、コロナ禍においても6か所が利用している(全15か所・休止7か所)。また、認知症疾患医療センターと連携し、若年性認知症カフェを開始するとともに、専門職向けの対応力向上研修を実施した。(目標指標A)                      ③認知症サポーターの養成については、サポーターの更なる活躍のため、ステップアップ講座の実施を試みたが、コロナ禍で連続講座が行えず、今後の同講座開催につなげるため、意欲の高いサポーターの交流を兼ねたフォローアップ研修を開催した。(目標指標A・B)                      (課題)②地域活動に参加していた人が認知症になっても、引き続き地域住民と交流できるよう、新規カフェの立ち上げ支援が必要である。                      ③引き続き認知症サポーター数の拡大を図るとともに、より具体的な活動に結び付くよう、サポーターのスキルアップや、地域で暮らす認知症の人や家族など支援を必要とする場とサポーターを結びつける「チームオレンジ」のような仕組みづくりが必要である。</p> <p><b>【高齢者支援の相談窓口の強化・多職種の連携】</b>                      (目的)地域包括支援センター(包括センター)において、南北保健福祉センター等と連携を図りながら、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のための援助を行う。また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供する連携体制を構築する。                      (成果)④包括センターの認知度は63.5%から61.3%と低下したが、コロナ禍において、年間約33,000件の総合相談に対応するとともに、外出を自粛していることで安否等が気がかりな高齢者を訪問し、困りごとの相談を行うなど、地域の高齢者の対応に積極的に取り組んだ。(目標指標A・C)                      ⑤介護予防等の意識啓発や行動変容、それにより得られる生活の質の向上について周知を図るための「介護予防・重度化防止動画」を多職種協働により作成した。                      ⑥「身寄りのいない高齢者への支援」の質を高めるため、医療介護の専門職が支援する上での困りごとについて原則的な考え方とアドバイスをまとめた「身寄りのいない高齢者支援のための」知恵袋」を活用し、多職種が連携を深めながら互いに学びあう勉強会を開催した。(課題)④包括センターへの相談内容が複雑・複合化しており、包括センターだけの支援が困難なケースが増加している。</p> <p><b>【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】</b>                      (目的)・高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、民間事業者による介護保険施設等の整備促進を図る。                      ・元気な高齢者をはじめ多様な地域活動団体や幅広い世代の地域住民等が様々な福祉活動の担い手・支え手として活躍できるよう、その仕組みづくりを進めるとともに介護事業所等における福祉人材の確保、育成に取り組む。                      (成果)⑦特別養護老人ホーム2施設37床、介護医療院1施設48床の整備を推進した。(目標指標D)                      ⑧生活支援サポーターの確保に向けては、6回の養成研修を通じて新たに30人が認定を受けるとともに、新たな取組として、生活支援サポーターの雇用意欲のある事業所において養成研修を実施し、2人が認定を受けた。(目標指標E)                      ⑨介護人材を確保するための課題やニーズを把握することを目的に、介護事業者やその従業者に対してアンケートを実施し、介護人材のキャリアアップや未経験者に対する研修への支援が効果的であるとの回答を得られた。                      ⑩訪問型支え合い活動を類似の軽度生活援助事業と統合するほか、参加団体の増加につなげるため、補助要件の見直し等を行った。                      ⑪新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のために、介護保険施設等へ簡易陰圧装置の設置費用の一部補助や新規入所者で希望する人に対するPCR検査等を実施し、介護サービス等提供体制の確保に取り組んだ。                      ⑫緊急通報システム普及促進事業は、近隣協力員がいなくても利用できるようなするなど、利用要件の緩和等により、利用促進につながるよう事業構築を行った。                      (課題)⑦特別養護老人ホームの待機者数は前年度より微増(291人→309人)していることから、特別養護老人ホームの整備に向けて計画的な公募を行うとともに、軽費老人ホームから特別養護老人ホームへの転換に向けた調整を行うなど、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいた整備を着実に進める必要がある。                      ⑧介護事業所での就職実績が低調なため、4人の養成研修修了者に対し、就労時にケアマネジャーと同行訪問し、現場で支援内容の助言を受けることができるようにするなど、就労に向けた取組を強化する必要がある。                      ⑨アンケートの結果を踏まえ、介護職員の発掘と資質の向上を図ることを目的に、介護従事者の確保支援を検討する必要がある。                      ⑩軽度生活援助事業の利用者の中で、訪問型支え合い活動を利用希望される人を円滑に移行していくとともに、引き続き参加団体と事業の実施状況や支援内容などについて協議し、連携を図る必要がある。                      ⑪新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組と併せ、介護保険施設等の従事者へのワクチン接種体制の構築が必要である。                      ⑫現利用者に対する利用要件緩和後の事業周知や移行手続を円滑に行う必要がある。</p>			

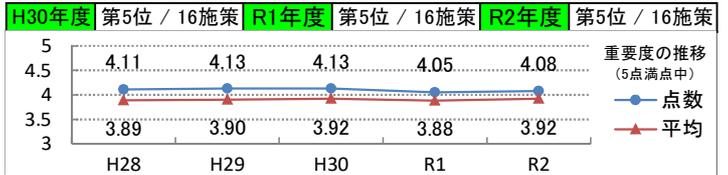
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	介護保険施設等新規入所者PCR検査事業
2	特別養護老人ホーム等整備事業
3	在宅高齢者等あんしん通報システム事業
4	訪問型サービス事業(訪問型支え合い活動補助事業)
5	介護人材確保支援事業
令和2年度 主要事業名	
1	認知症対策推進事業
2	生活支援サポーター養成事業
3	地域包括支援センター運営事業
4	軽費老人ホーム運営費補助金
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	訪問看護師・訪問介護員安全確保事業
2	
3	
4	
5	

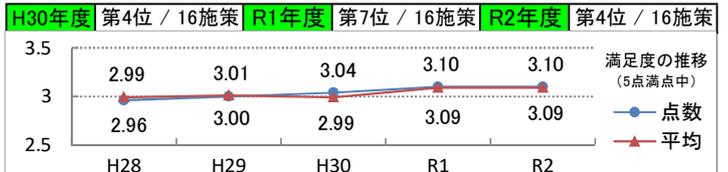
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●福祉サービスの充実と地域の支えあいや相談支援の基盤づくり

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・高齢分野における地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

・支援にあたっては、引き続き、高齢者自身が今ある能力を生かして人や社会とつながり生活を送ることができるよう、気づき支援型のケアを推進し、介護予防・重度化防止につなげる。

・「むすぶ」と連携し、地域活動やボランティアに関心をもつ活動希望者へ情報提供するなど認知症サポーターの増加を目指す。

・生活支援サポーターの養成については、今後の介護従事者不足に備えて、引き続き、研修終了後の就労者数にも着目した振り返りを行う。

#### 令和3年度の取組

- 【認知症に対する取組】
- ②認知症カフェ運営助成事業の周知やボランティアの紹介など、新たな認知症カフェの立ち上げに向けた支援を行う。また、既存のカフェ運営者の意見も取り入れながら、認知症カフェ運営助成事業がより利用しやすいものとなるよう検討を行う。
  - ③認知症サポーターフォローアップ研修を全国キャラバン事務局が定める講座内容に発展させて開催するとともに、チームオレンジ設立に向けた準備を行う。
- 【高齢者支援の相談窓口の強化・多職種の連携】
- ④8050問題やこみ屋敷問題が増加の傾向にあることから、特に南北保健福祉センターとの連携を密にし、重層的な支援に取り組む。
- 【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】
- ⑦特別養護老人ホーム等の整備目標に向けて、計画的な整備事業者の公募や、市内の軽費老人ホームの運営法人と特別養護老人ホームへの転換に向けた協議を行う。
  - ⑧生活支援サポーターの養成研修を行う事業所の拡充を図り、雇用につなげるとともに、認定後、同行支援を図るなど、効果的に就労に結びつける。
  - ⑨アンケート結果を踏まえ、資格取得研修費用の助成や有資格者への学びなおし機会の提供、介護に係るボランティア活動へのポイント付与などを進め、介護人材の確保・定着支援を図る。
  - ⑩軽度生活援助事業の利用者のうち、訪問型支え合い活動を利用したい人の移行手続を進めていくとともに、参加団体と具体的な実施状況や支援内容などについて、協議を行い、連携を図ることで、参加団体の増加につなげていく。
  - ⑪介護保険施設等の新規入所者へのPCR検査等を継続実施するとともに、施設従事者等へのワクチン接種に向けた円滑かつ効果的な体制を構築する。また、感染拡大の端緒を早期に探知するため、介護保険施設等の従事者を対象としたサーベイランス検査を実施する。
  - ⑫新たな事業の周知により利用者の拡大を図るとともに、当該システムの情報を災害時の情報伝達や民生児童委員の訪問活動等に活用できるよう、他機関と共有する方策を検討する。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	08	障害者支援	展開方向	01	障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。
担当当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	44.1	%	39.0	34.5	35.3	38.3	39.7		90.0%
B グループホームの利用者数	↑	391 (R2)	人	264	279	300	301	349		89.3%
C 成年後見制度利用支援事業の利用者数	↑	53	人	15	36	29	35	44		83.0%
D										
E										

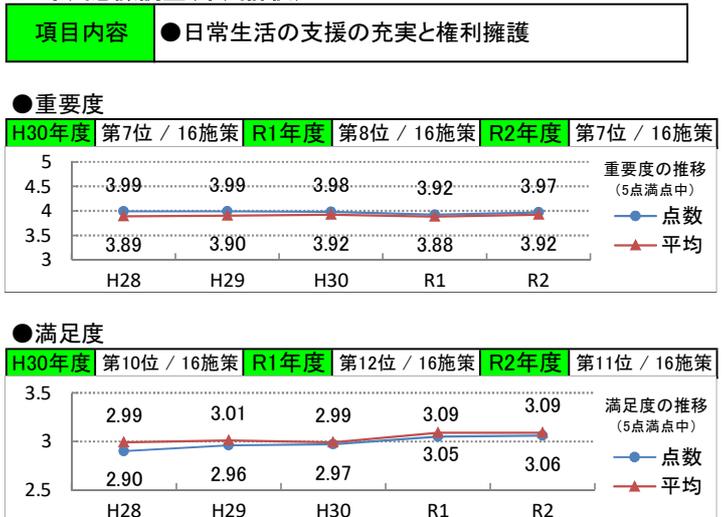
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■日常生活の支援の充実と権利擁護
総合戦略	④
<p><b>【適正なサービスの給付等】</b>                      (目的)日常生活を営むために必要な障害福祉サービス等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果)①居宅介護サービス等の利用者数は、令和元年度の1,694人から令和2年度は1,693人と横ばいで推移しており、障害のある人の在宅生活に対して一定のサービスが提供されている。(参考:障害福祉サービス全体の支給決定者数4,541人)(目標指標A)                      ②児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和元年度の1,363人から令和2年度は1,494人と大幅に増加しており、障害のある児童の療育支援に寄与している。(参考:障害児通所支援全体の支給決定者数1,991人)(目標指標A)                      ③発達障害のある児童への適切な支援に向けて、子どもの育ち支援センター(いくしあ)から療育機関への引継ぎ等の円滑な連携を進めるため、南北保健福祉センターといくしあの連携会議の部会を開催し、業務連携フローや障害児通所支援の事業所リスト等をまとめた。                      ④障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍であったため、指定事業所への実地指導は見合わせたが、指定基準や支給決定基準(ガイドライン)、学校や保護者との連携等に関する説明会を開催し、各種制度や本市の状況等について周知を図った。                      ⑤第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)の対象施設である障害福祉サービス事業所(2か所)の機能移転については、コロナ禍であったため、運営法人に対して具体的な機能移転策の折衝まで進めることはできなかったが、関係部局で今後の方策について協議を進めるとともに、改めて法人の意向や今後のスケジュールについての確認と共有を図った。                      ⑥コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に向けては、国の対応方針や緊急経済対策による支援策のみならず、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入など市単独事業も創設し、対象となる事業所と緊密に連携・調整を図りながら、障害のある人の日常生活が維持されるよう取り組んだ。                      (課題)④障害児通所支援の利用が依然増加する中、実地指導等の効果的な実施に加えて、学校と事業所間で十分な連携を図ることができない事例もあるため、教育委員会との連携の下、双方の相互理解や保護者も含めた情報共有等を進めていかなければならない。                      ⑤運営法人の意向を確認した結果、基本的に現在の場所での事業継続を希望していることから、現行施設の建替えや期限付きの継続利用等を視野に入れ、機能移転に係る協議・折衝を進めていかなければならない。                      ⑥コロナが収束するまでの間、サービス利用者等に必要な支援が継続されるよう、指定事業所の支援体制等の維持・確保が求められる。</p> <p><b>【グループホーム、地域生活支援拠点等】</b>                      (目的)地域で安心して暮らしていくための基盤を整備することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果)⑦グループホームの市内定員数は、令和元年度の453人から令和2年度は497人、利用者数は、令和元年度の301人から令和2年度は349人と着実に増加しており、障害のある人の地域生活に寄与している。(目標指標B)                      ⑧グループホームの整備促進に向けては、新規開設サポート事業を実施し、7ホーム(定員25人)に開設経費の一部を助成した。また、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」については、コロナ禍で整備法人が関係機関との調整に時間を要し、工事の開始が遅れたため、改めて工期や事業実施に向けた調整を行った。                      ⑨第4期障害者計画の策定過程において、市内の障害者団体(5団体)に個別調査を実施し、グループホームの利用ニーズの把握に取り組んだ。                      ⑩「地域生活支援拠点」の機能強化に向けては、コロナ禍で会議開催等を制限したため、新たに生活介護事業所のネットワーク会議を開催することは見合わせた。グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、関心が高かったコロナ禍でのサービス継続や支援・対応策にテーマを変更するとともに、ビデオ通話サービスも活用する中で2回開催し、意見交換と情報共有を図った。                      (課題)⑧⑨当事者団体の個別調査(回答数357人)では、4割以上の人が希望の住まいとしてグループホームを挙げるなど利用ニーズは依然として高く、一層の整備が必要と考えられる。また、「日中サービス支援型グループホーム」については、運営に係る評価方法等の整理まで至っておらず、実際の支援状況等を開設法人に聞き取りながら、その評価方法を整理していかなければならない。</p> <p><b>【権利擁護】</b>                      (目的)権利擁護のための取組を進めていくことにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果)⑪成年後見制度の認知度は、当事者を対象としたアンケート調査において、平成29年度の22.0%から令和元年度は28.0%と6.0ポイント上昇しており、成年後見制度利用支援事業の利用者数も、令和元年度の35人から令和2年度は44人に増加した。(目標指標C)                      ⑫成年後見制度の周知啓発に向けては、コロナ禍であったため、家族会や相談支援事業所等への研修は令和元年度の12回から令和2年度は5回に留まった。そのような状況の中、特別支援学校の生徒の保護者から、子どもの将来を憂える声が学校に寄せられ、生徒・保護者向けの進路だよりに制度の紹介記事を掲載してもらい、高等部3年生全員に配付し周知を行った。                      ⑬障害者虐待防止センターで常時の通報受付体制を確保し、虐待事例には複数職員で対応することで、OJTによる人材育成にも取り組んでいる(令和2年度通報・相談件数53件。うち、虐待認定9件)。また、虐待通報先の一層の周知については、尼崎市人権文化いきづまづくり条例の啓発パンフレットへの掲載や市内事業所と「地域福祉の推進に関する協定書」を締結するなど、啓発に向けた取組を進めた。                      (課題)⑪⑫成年後見制度については、引き続き、支援を要する人への制度理解と利用を進めていく必要がある。その周知啓発にあたっては、従来の研修形式が望ましいが、会場での開催が困難な状況もあるため、その手法について工夫していかなければならない。</p>	

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	濃厚接触者等在宅支援提供事業
2	要介護者一時受入事業
3	障害者支援施設新規入所者PCR検査事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	社会福祉施設等施設整備費補助金
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【適正なサービスの給付等】  
 ③支援機関間の業務連携フロー等が効果的に活用されるよう、連携会議の部会を開催して運用状況等の評価・検証を行っていく。  
 ④障害児通所支援の適正給付と質の向上については、県内中核市の連絡会で実地指導の手法や結果、課題等の共有を進めるなどして、本市での効果的な実施につなげていく。また、学校と指定事業所、保護者の連携促進に向けては、教育委員会が作成した連携マニュアル等の指定事業所への周知・啓発に取り組んでいく。  
 ⑤対象施設の機能移転に向けては、法人の意向や運営状況等も十分に考慮しつつ、土地や建物の条件等も踏まえて関係部局等との協議・調整を進め、具体的な機能移転策をまとめていく。  
 ⑥コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、既存施策の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組むとともに、感染状況に応じた新たな展開や取組への対応にも努めていく。

【グループホーム、地域生活支援拠点等】  
 ⑧⑨グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、市内グループホームの受入状況等の調査を実施して、今後の整備の方策を策定する。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備と運営の評価等について整理を進めていく。  
 ⑩「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和3年度は生活介護事業所のネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化につなげていく。

【権利擁護】  
 ⑪⑫成年後見制度の周知啓発の方法については、会場で行う研修だけではなく、対象者が必要とする内容に即した資料を作成し、学校や相談支援事業所等に提供して配付するなど、より身近で手にしやすい方法を工夫し進める。また、家族会や相談支援事業所等と連携して、引き続き、支援を要する人に対する制度利用を促進する。  
 ⑬虐待防止制度や緊急通報先の一層の周知に向けては、これまでの取組に加えて、協定先と連携した啓発活動や障害児通所支援の指定事業所等も含めた合同研修会を企画・開催するなど、より効果的な方法を取り入れていく。

**評価と取組方針**

・障害児通所支援については、いくしあとの連携によって支援が必要な児童のサービスへのつながりが進んだこともあり、サービス利用者が増加している。

・一方、増加するサービス事業所への適正給付とサービスの質の向上にあたっては、コロナ禍においても事業所の指導等に取り組むとともに、学校、事業所、保護者との情報共有や事業所とのネットワーク構築に向け協議を進める。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	100	%	22.3	42.1	62.2	70.8	78.2		78.2%
B 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	—	回	19,020	20,313	20,780	22,902	27,818		—
C 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	↑	—	人	230	222	223	269	262		—
D										
E										

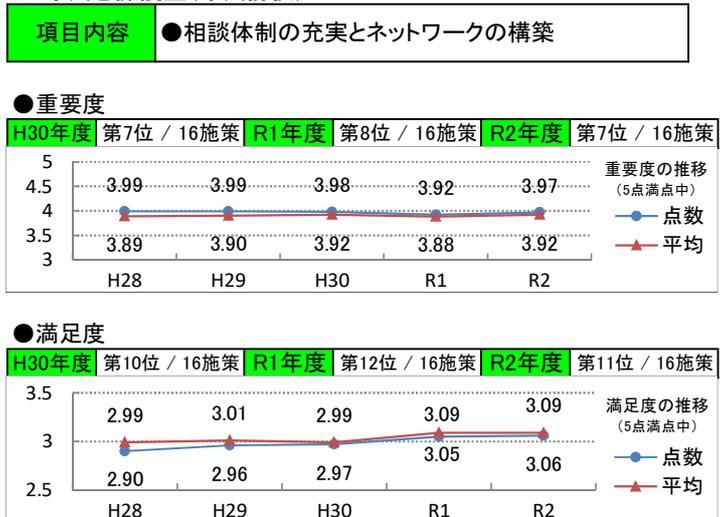
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■相談体制の充実とネットワークの構築
	総合戦略 ④
<p><b>【相談体制の充実】</b>                      (目的)日常生活やサービス等に係る相談に応じ必要な情報等を提供することにより、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果)①「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」(以下「利用計画」という。)の作成については、基幹相談支援センターが中心となり、指定事業所への連絡・研修会や個別の指導・助言を行うとともに、障害種別や利用サービス別の作成状況の進捗管理や各事業所の運営状況を考慮した作成依頼(配分)を進めることで、令和元年度末の作成達成率が70.8%(6,099人に対して4,318人を作成)から令和2年度末は78.2%(6,473人に対して5,062人を作成)と作成対象者が増加する中で着実に向上することができた。(目標指標A)                      ②利用計画の作成促進に向けては、計画未作成者が特に多い「知的障害(日中系サービス利用者)」を主な支援対象とする委託相談支援事業所を新たに確保(1か所)して、当面の間、計画相談支援に専念させ、基幹相談支援センターにおいてその進捗管理や助言等を集中的に行うことで、計画作成数の増加につなげた。                      ③支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及に加え、子どもの育ち支援センター(いくしあ)など関係機関からの支援の引継ぎ等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和2年度27,818回)や当該事業所等における発達障害の人等の相談者数(令和2年度262人)は、近年高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、毎月開催する連絡会で情報共有や事例検討、テーマ別研修を行うほか、いくしあと連携・調整を図った。(目標指標B・C)                      (課題)①②③障害分野における相談支援体制の整備や機能の充実、専門性の向上等に取り組みながら、支援・対応にあたっているが、8050問題や引きこもりなど複雑・複合化した事例については、障害分野だけでは支援が困難な場合もあるため、より包括的な支援体制の構築が求められている。</p> <p><b>【ネットワークの構築等】</b>                      (目的)地域の支援体制等の協議を行うネットワークの構築等により、障害のある人の地域生活を支援する。                      (成果)④本市の相談支援体制の中心的役割を担う委託相談支援事業所が事務局となり、障害当事者をはじめ地域の様々な関係者で構成する自立支援協議会(テーマ別部会を含む)を計19回(令和元年度:39回)開催した。コロナ禍で開催回数は半減したが、テーマを絞り更新したあまっこファイルの周知・活用やコロナ禍における地域課題など各部会の優先事項について、協議と情報共有等を進めることができた。                      ⑤「相談支援」「就労支援」「地域生活支援」の中核を担う本市の委託機関が中心となり、指定事業所のネットワーク会議等を計15回(令和元年度:38回)開催した。コロナ禍で開催が難しい中、テーマを絞り主にコロナ禍におけるサービス提供の課題や支援体制の維持・確保に向けた感染症対策等について、情報共有や連携強化を図ることができた。                      ⑥自立支援協議会や指定事業所のネットワーク会議等については、コロナ禍での感染拡大防止や負担軽減を図るため、協議するテーマを極力絞り込むとともに、事前アンケートやビデオ通話サービスを活用する等、開催手法を工夫することで効率的な協議につなげることができた。                      ⑦医療的ケア児の適切な支援に向けては、コロナ禍であったため、部会の開催は見合わせた。医療的ケア児支援コーディネーター(4名)を中心とした相談支援機能を基幹相談支援センターに設置するとともに、関係機関と連携して作成した医療的ケア児リストの更新(2回)や情報共有、管理方法の整理を行った。また、当該リストを基に訪問調査等を実施し、生活状況の把握や関係機関との連携を進めた。                      ⑧精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、これまで支援機関を中心に開催していた「地域移行・地域定着推進会議」や精神障害の当事者団体と協議を重ねながら、新たな協議の場として、当該システムの構築推進会議を設置し、11月に開催した。                      (課題)④⑤福祉サービスを利用する児童が大幅に増えており、サービス事業所と通学先の相互理解や保護者も含めた情報共有等の必要性が高まる中、新たに障害児通所支援事業所とのネットワークの構築を求める声がある。                      ⑦総合病院からの退院件数の増加やコーディネーターによる訪問調査の推進により、相談・対応件数も増加しているため、支援機能の向上やサービス提供体制の整備等が求められている。                      ⑧現状、従来から地域移行・地域定着支援に取り組んでいる機関と新たに協議の場に参加する機関・団体との間には、精神障害のある人の地域生活に関する課題についての認識や知識等に差が生じている。</p> <p><b>【障害者計画等】</b>                      (目的)障害者施策を総合的・計画的に推進することにより、障害のある人が自立した生活を営むことができるよう支援する。                      (成果)⑨尼崎市障害者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)の策定にあたっては、コロナ禍で会議開催スケジュールを変更せざるを得ない状況であったが、障害者福祉等専門分科会(計画策定部会を含む)を中心に計18回の会議や障害者団体への個別調査等を実施して、幅広い意見を取り入れながら策定することができた。また、今回の計画では、できる限り分かりやすい表現を用い、記載内容・要点を絞った市民向けに読みやすい「本編」と、具体的な施策内容等について、当事者団体や支援機関等との共通認識を図るための「施策推進編」の二つの構成でまとめた。                      (課題)⑨本計画に掲げる施策は幅広く、関係部局や取組項目が非常に多いことから、より効果的・効率的な運用とするため、これまでの進捗管理や評価の手法等を検証していく必要がある。</p>	

3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	障害者(児)相談支援事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和3年度の取組

**【相談体制の充実】**  
 ①②利用計画の作成促進に向けては、引き続き、基幹相談支援センターを中心に現行の取組を着実に進めていくとともに、作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析結果や現状の課題を基に、委託相談支援事業所(計8か所)と今後の進め方や新たな対応策について協議・検討を進めていく。  
 ①②③⑥⑦⑧相談支援体制の充実に向けては、現行の取組を継続して、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所を中心とする障害分野の支援機能の向上を図るとともに、より包括的な支援に向けて、関係部局と本市における重層的支援体制の構築に向けた検討を進めていく。

**【ネットワークの構築等】**  
 ④⑤⑥障害者施策に関するネットワークの構築については、引き続き、「地域生活支援拠点」の中核機関が各会議体の事務局を担い、障害当事者や地域の関係機関による協議の場を継続するとともに、障害児通所支援事業所とのネットワーク構築に向けても、協議・検討を進めていく。あわせて、会議運営の負担軽減に向けては、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。  
 ⑦医療的ケア児への適切な支援に向けては、OJTによる人材育成に取り組むとともに、部会を開催して、更新したリストや実際の支援状況等を基に、病院や診療所、訪問看護ステーションと必要な支援やサービス提供体制等について協議を進めていく。  
 ⑧新たな協議の場において、精神障害のある人やその家族等が地域で抱える課題や社会資源の状況などを共有しながら地域定着の取組を推進する。

**【障害者計画等】**  
 ⑨これまでの「評価・管理シート」による進捗管理や評価の手法等について、障害者福祉等専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例施策推進協議会等で意見を伺うとともに、他の行政計画の取組等も参考にしながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを行っていく。

評価と取組方針

- ・利用計画の作成については、作成対象者が増加しているものの、新たに委託相談支援事業所を確保するなど対策を講じ、新規サービス利用者については概ね計画を作成できたことから、着実に作成達成率が向上している。
- ・未作成ケースについては作成が困難なケースも含まれることから、作成状況の分析をもとに委託相談支援事業所と意見交換を実施し、全ての対象者への計画作成に向けた取組を進める。
- ・精神障害のある人の地域定着に向けては、新たに協議の場に参加する機関・団体とも課題を共有しながら取組を推進する。
- ・また、障害分野における相談支援機能の強化や支援ネットワークだけでは対応できない複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	55	人	44	35	54	31	27		49.1%
B 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	12 (R2)	件	8	7	8	12	7		58.3%
C 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	80	人	50	39	62	56	46		57.5%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	
<b>行政が取り組んでいくこと</b> ■日常生活での交流の支援 <b>【交流・活動支援】</b> (目的)地域における交流や活動機会の提供を支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)①地域交流の場となる「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」については、実行委員会等の創意工夫のもと、コロナ禍での感染拡大防止に配慮した新たなイベント(市内を駆け巡る「車いすリレーマラソン」や手話やジェスチャーで注文を行う「声のないお店」)やビデオ通話サービスによるオンライン参加を組み合わせ、新たな形態での開催を行った。 ②尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づく「身体障害者福祉会館」の「教育・障害福祉センター(2階)」への移転を進めていくため、移転に係る改修工事の設計内容や設備仕様、工期スケジュール等について、関係部局や委託業者と協議・調整を行った。また、会館の指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の役員との打ち合わせや団体会員への説明会を行い、工事内容についての情報共有を図った。 (課題)②工事内容は概ね整理できたが、複合施設での改修工事となるため、当初の予定より工期が延びることとなった。また、移転後の身体障害者福祉会館と併設施設となる身体障害者福祉センターの効果的な事業実施について、検討していかなければならない。		総合戦略	—
<b>行政が取り組んでいくこと</b> ■社会参加の促進 <b>【差別解消・コミュニケーション支援】</b> (目的)差別解消や障害特性に応じたコミュニケーションを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進する。 (成果)③コロナ禍での会議開催等を制限したため、障害者差別解消支援地域協議会や啓発講座の開催は見合わせた。第4期障害者計画の策定過程において、本市の差別解消の取組に対する課題等の意見を聴取し、当該計画に反映した。 ④意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍で講座会場の人数制限等が出される中、講座スケジュールや会場の調整等を行い、当初予定していた課程を全て終えることができた。なお、令和2年度の養成講座修了者数は全体で46人であった。(目標指標C) ⑤手話の普及等に向けては、「親子手話講座」など市民向けの講習会を3講座開催して、計34人の参加があった。コロナ禍であったため、新たな手法による講座の広報までは実施できなかったが、本市の公式YouTubeチャンネルで、コロナ関連情報や障害者計画等の策定に関する手話の動画を配信すること等により、手話の普及啓発につなげた。 ⑥コロナ禍における情報支援の取組として、遠隔手話サービスを導入し、登録利用者に個別の利用説明を行った。また、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや拡大・音声読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。 ⑦障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けては、第4期障害者計画の策定過程において、市内の視覚障害と聴覚障害の当事者団体に個別調査を実施し、具体的な支援ニーズ等の把握に取り組んだ。また、今後の施策の方向性等を同計画や「尼崎市民権文化いきづまづくり計画」に盛り込んだ。 (課題)③障害者差別解消法の認知度は未だ低い状況にあるため、より効果的な啓発手法を検討・実施していかなければならない。 ⑤コロナ禍での影響もあったが、市民向け手話講習会の参加者数は依然として少ないため、開催手法の工夫やより効果的な広報・啓発手法が求められている。		総合戦略	—
<b>行政が取り組んでいくこと</b> ■働く場の確保 <b>【就労支援等】</b> (目的)就労や働く場・機会の提供を支援することにより、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 (成果)⑨「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた令和2年度就労者数は27人であった。(目標指標A) ⑩市役所での障害者雇用については、「障害者就労チャレンジ事業」で7人を受け入れ、主に就労意欲の喚起に向けた支援にあたるほか、令和2年12月から実施している尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3(アップスリー)」で6人を雇用し、庁内業務の進捗アップ等に取り組んだ。また、両事業の目的や役割、支援内容等について整理するとともに、庁内業務の共同実施を行うなど連携を図った。 ⑪コロナ禍によって生産活動が停滞し減収している就労継続支援事業所や工賃が減少した障害者就労施設の利用者を支援するため、生産活動の再起に必要な事業経費や工賃減少分の補助事業を実施した。また、当該施設の受注機会の拡大に向けては、企業イベントの中止が多かったため、庁内販売「にゅるフェア」の開催方法を工夫し、小規模の販売会も含めて計14回開催するほか、共同受注の支援により、発注企業(12社・19件)から22施設への契約に結び付けた。(目標指標B) (課題)⑩障害者雇用に係る両事業について一定の整理は行ったが、事業対象者や庁内業務の内容など共通するところも多く、「ハートフルオフィスup×3」事業も開始して間もないことから、実施状況や課題の共有を進めていかなければならない。		総合戦略	—

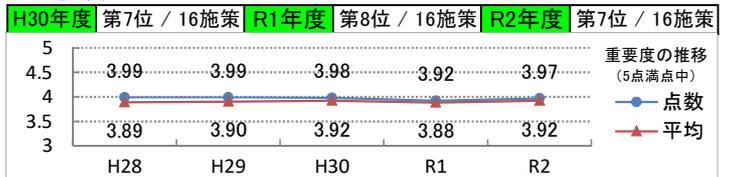
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	身体障害者福祉会館移転事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	意思疎通支援事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●日常生活での交流の支援 ●社会参加の促進 ●働く場の確保
------	----------------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・障害者差別解消法については、市民に対して身近な事例をもとに具体的にわかりやすく制度の周知・啓発を行うとともに、市職員向け研修を強化するなど、制度の普及促進に取り組む。

・障害者の就労支援は、先進市の取組事例を参考にすることで課題分析を行い、本市の障害者雇用に係る両事業を通して一般就労へつながるよう取組を進める。

・身体障害者福祉会館の移転に伴う情報・コミュニケーション支援の取組にあたっては、当該会館及び身体障害者福祉センターの指定管理者と丁寧に協議を重ね、施設の機能向上や事業展開だけでなく、本市の防災や人権関連の取組にもつながるよう検討を進める。

#### 令和3年度の取組

**【交流・活動支援】**  
 ②身体障害者福祉会館の移転に向けては、当事者団体の意向等も十分に考慮しつつ、情報通信機器等の整備内容や移転後の事業運営等について、身体障害者福祉会館及び身体障害者福祉センターの指定管理者との検討会議を設置し、協議・調整を進めていく。

**【差別解消・コミュニケーション支援】**  
 ③障害者差別解消法や制度の周知・啓発に向けては、新たな啓発パンフレットを活用した講座・研修会等を開催するとともに、障害者差別解消支援地域協議会で、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法等について協議していく。  
 ⑤手話の普及啓発に向けては、広報冊子の配布先を拡大していくとともに、本庁舎や公式YouTubeチャンネルを活用して、市民向け講習会の案内や普及啓発用の動画を作成するなど効果的な情報発信に取り組んでいく。  
 ⑥障害のある人への情報支援の取組として、「尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携し、遠隔手話サービスの本格稼働に取り組んでいく。また、新たに設置した点字プリンターを活用して、本市から発出する通知情報の点字化を進めていく。

**【移動支援等】**  
 ⑧同行援護の運用整理に向けては、中核市の運用状況等の分析に取り組むとともに、当事者団体の意向等を踏まえて、自立支援協議会(ガイドライン検討部会)で協議を進めながら、新たな基準等を整理していく。

**【就労支援等】**  
 ⑩障害者雇用に係る両事業の特色が活き、より良い支援となるよう、引き続き、具体的な連携方法や効果的な事業実施に向けた協議・検討を進めていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

**【交流・活動支援】****【差別解消・コミュニケーション支援】**  
 ②⑥尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)に基づき令和4年度に移転する身体障害者福祉会館については、障害者計画や人権文化いきづくまちづくり計画の取組の一つとして、情報支援に係るバリアフリー改修を行うとともに、併設する身体障害者福祉センターに情報支援に係る機器を設置すること等で、それら施設機能を活用した情報・コミュニケーション支援の充実に向けた取組を進めていく。また、当該施設は「福祉避難所」としての役割も有するため、コロナ対策で設置した情報支援機器の活用状況やこれら施設の取組等も検証しながら、多様な障害特性に配慮した取組へとつなげていく。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	09	生活支援	展開方向	01	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。
担当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 生活困窮者自立相談支援事業による就労・増収率	↑	70.0	%	56.0	80.1	68.2	87.0	71.3		100%
B 自立相談支援窓口で相談した市民の割合	↑	0.02	%	0.015	0.015	0.019	0.019	0.117		100%
C 地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合	↑	100	%	96.9	96.9	93.8	90.0	81.2		81.2%
D 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談・支援件数	↑	764	件	490	634	531	473	449		58.8%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■幅広い支援に向けた連携
総合戦略	—
<p><b>【生活困窮者に対する支援】</b>                      (目的)しごと・くらしサポートセンターにおいて、生活困窮者からの幅広い相談に応じ、様々な課題に対応した支援計画を策定して、就労支援等を実施するほか、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行うことで、生活困窮者の自立の促進を図る。                      (成果)◆10万人あたりの月平均新規相談者数: 令和元年度 19.4人(0.019%)→令和2年度 116.5人(0.117%)(目標指標B)                      ◆継続相談回数/実人数: 令和元年度 7,573回/659人→令和2年度 15,228回/1,899人                      ◆住居確保給付金支給総額/実人数: 令和元年度 2,920,900円/19人→令和2年度 196,874,753円/794人                      ①コロナ禍の中、相談が激増したため、他部署から職員の応援を得て、住居確保給付金の支給や離職者等の就労支援などに傾注した一方、相談内容等の分析や、複合的な課題を抱えた相談者への寄り添い型の支援までは十分に至らない状況であった。                      ②南北保健福祉センターと子どもの育ち支援センター(いくしあ)との部会において、個別支援会議(出席者に守秘義務をかけ、当事者の同意なしで支援機関相互の情報共有・支援策の検討を行う会議)の円滑な実施に向けた課題の洗い出しや対象事例についての意見交換等を行うとともに、個別支援会議を4回実施し、支援方法の検討や情報共有を行った。                      ③南北保健福祉センターといくしあとの部会において、「ユース相談支援事業」をはじめとするひきこもり支援に関する事業内容の整理や共有を図る中で、保健福祉センターから2名を「ユース相談支援事業」での支援につなげた。                      (課題)①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、今後も多くの生活困窮者からの相談が寄せられるものと思われる。そのような状況下においても、きめ細やかな寄り添い型の支援を展開することができるよう、適切な相談支援体制の確保が課題である。                      ①③相談件数が増加する一方で、従来増加傾向にあったひきこもり等に関する相談が減少しており、社会的孤立にある人が相談につながりにくくなっている傾向が見える。自ら相談に来れない人に支援を行うには、当事者や家族に対するアウトリーチに加え、関係機関へ相談窓口を周知し、相談者を円滑につないでもらう必要があるが、十分にアウトリーチや周知を行うことができなかった。</p> <p><b>【DV被害者支援】</b>                      (目的)配偶者暴力相談支援センター(支援センター)の機能を強化し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。                      (成果)④県や警察、トレピエなど様々な相談窓口がDV相談を受け付ける中、支援センターでは、DV被害者の自立支援と生活の安定を図るため、相談支援のほか各種福祉制度を利用するための証明書の交付を行い、適切に支援を行った。(福祉制度利用のための証明書等の交付件数: 令和元年度152件 令和2年度176件(特別定額給付金申出書の証明を含む))(目標指標D)                      ⑤令和3年3月に庁内職員に対する「DV加害者更生プログラム研修」を開催し、支援センター相談員やいくしあ児童ケースワーカー、保健師、保育士等が、加害者心理や関わり方等を学び、対応スキルの向上を図った。(参加者49名)                      ⑥支援センター相談員に対して弁護士と心理の専門家によるスーパービジョンを定期的に開催し、困難を抱える相談者への支援において心情理解と適切なアプローチにつながるよう取組を進めた。また、DVと児童虐待は密接な関わりがあることから、いくしあ児童ケースワーカーとの合同スーパービジョンを2回開催し、事例検討を通じて相互の役割の理解や支援方法の考察を行った。                      (課題)⑥背景に様々な事情を抱えた相談者が増えているが、コロナ禍の中、国・県等の会議や研修が中止になり関係機関と密に情報交換や支援情報を得る機会が減少した。いくしあとの連携強化とともに、DV被害者支援の専門性、相談スキルの一層の向上が必要である。</p> <p><b>【中国残留邦人等に対する支援】</b>                      (目的)中国残留邦人等に対して、経済支援や、日本語教育・通訳派遣等の生活支援を行い、その生活の自立と安定を図る。                      (成果)⑦コロナ禍による外出抑制、集会への参加制限等により、地域生活支援制度の利用は前年度より減少したが、支援・相談員が医療・介護機関等と緊密な連携を図り、介護サービス等の利用につなげることで、引き続き安定した生活を送っている。(目標指標C)                      (課題)⑦高齢化の進展、コロナ禍による外出抑制により、地域生活支援制度の利用が難しくなる被支援者が増加し、地域とのつながりが希薄化する懸念がある。また、今後のワクチン接種時に必要な情報提供が被支援者に正確に伝わるよう支援が必要である。</p>	
行政が取り組んでいくこと	■生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
総合戦略	②・③
<p><b>【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】</b>                      (目的)相談者の状況に応じて、意欲喚起からマッチングまでの段階的な就労支援を行う。                      (成果)⑧相談者のニーズにあわせた支援を円滑に行えるよう、しごと支援課の雇用就労支援員を窓口に応援配置するなど、しごと支援課との連携を深めた。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、一時期事業所訪問ができず、相談者の増加に対応できるほど、求人を増やすことができなかった。その結果、相談者で就労・増収につながった割合は71.3%と減少した。また、無料職業紹介によるマッチング件数(求人を紹介し採用に至った件数)も、令和元年度155件から令和2年度は118件と減っている。(目標指標A)                      ⑨中間的就労については、令和2年度には新たに2つの事業所を認定した。これまでに6法人(企業組合3、社会福祉法人2、株式会社1)で合計8事業所の認定を行っており、延べ17人が利用している。                      (課題)⑧新型コロナウイルスの感染拡大を境に、相談者のニーズはより多様なものとなっている。そのため、しごと支援課やハローワークが抱える求人のさらなる積極活用を図るほか、より幅広いニーズに対応できる求人の開拓が必要である。また、相談者との相談支援を通して、希望の雇用条件を調整し、マッチング件数を増やしていくことも必要である。</p>	

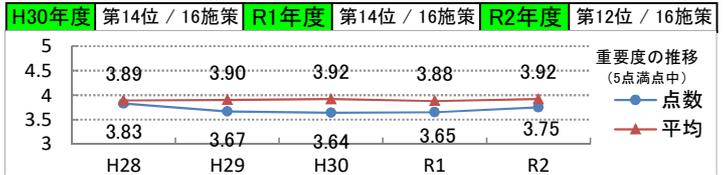
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●幅広い支援に向けた連携 ●生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援
------	---

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・コロナ禍により、生活に困窮する人の新規相談件数が増加している中、引き続き関係部局が連携し、適切な相談支援体制の確立に努める。また、コロナ禍における相談者の特性の変化を捉えて、個々のケースに応じた就労支援に取り組み、マッチング件数の増加につなげる。

・ひきこもり支援事業については、いくしあにおける若年層へのアウトリーチの取組を参考に、中高年層への取組も検討するなど、8050問題の未然防止に取り組む。また、このような複雑・複合化した課題に対応するため、ケースに応じて他分野の支援関係者とも円滑に連携し、重層的な支援に取り組んでいく。

#### 令和3年度の取組

**【生活困窮者に対する支援】**  
 ①③コロナ禍において増加した相談者に対し、引き続き兵庫県社会福祉協議会等と連携を図りつつ、迅速かつ適切な支援に努める。また、社会的孤立防止の観点から、地域振興センターなど、地域に近い関係機関からのつながりを促進するため、相談窓口の周知を進める。  
 ②③引き続き、南北保健福祉センターといくしあとの連携を進める中で、特にひきこもり相談支援については、民間事業者に研修派遣した職員の知見を活用しながら、重層的支援体制におけるアウトリーチ事業を含めた効果的な支援体制の整備を進める。

**【DV被害者支援】**  
 ⑥DVや児童虐待の研修等への参加を通じて、DV被害者支援に求められる知識・技術の向上を図る。また、弁護士と心理の専門家によるスーパービジョンを引き続き活用することで、支援者への対応力の向上を図り、相談者の抱える課題や悩み等に寄り添い、相談者が安心して意思表示できるよう精神的なサポートにも注力する。  
 ⑥子どもを連れた相談者の支援においては、いくしあ児童ケースワーカーなど関係機関と顔の見える関係作りを進め、個別支援会議を活用するなど相談者の置かれた状況に応じて臨機に連携した支援を行っていく。

**【中国残留邦人等に対する支援】**  
 ⑦中国語対応可能な介護事業所の活用などによって、高齢化した被支援者の実情に沿った支援を行い、地域とのつながりを維持し安定した生活を継続できるように努める。また、ワクチン接種時における丁寧な情報提供を行う。

**【しごと・くらしサポートセンター尼崎による就労支援】**  
 ⑧相談者の様々なニーズや特性に応じた求人の開拓を推進する。また、経済部局との連携を維持しながら、就労に向けた迅速な支援を行う一方、多様な課題を抱える人に対しては、寄り添い型の支援を行うなど、個々の状況に合わせた支援を行うことで、マッチング件数を増やしていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

**【生活困窮者に対する支援】**  
 ①③ひきこもり相談支援に関するアウトリーチ事業については、重層的支援体制における相談支援として、中高年層を含めた支援体制の整備を進める。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 生活保護受給者就労支援事業による就労開始率 ※下段( )は就労開始件数	↑	45.0 (315)	% (件)	35.0 (220)	32.0 (184)	35.1 (200)	42.6 (220)	31.9 (138)		70.9%
B 生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数	↑	700	人	628	575	569	516	433		61.9%
C 不正受給による費用徴収決定の適用率	↓	1.32	%	1.52	1.32	1.18	0.93	0.78		100%
D 生活保護受給世帯の子ども的高校進学率	↑	98.5	%	96.9	93.5	93.7	97.1	93.2		94.6%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■生活保護の適正運営と自立支援	総合戦略 ②・③

### 【適正運営】

(目的)生活保護受給者への適切な支援と自立助長に向けた助言・指導の機会を増やすため、ケースワーカーの訪問活動を充実させていく。併せて、不正受給の未然防止を図り、市民の信頼を損なう不正受給に対して組織的かつ厳正に対応していく。

(成果) <参考>生活保護世帯数=13,636世帯、生活保護受給者数=17,400人、保護率=3.86%(令和3年4月1日現在)

①訪問活動件数 平成30年度=45,339件(2.80回) 令和元年度=47,117件(3.12回) 令和2年度=37,560件(2.79回)  
※件数は不在を含む家庭訪問数、( )内は不在を除く高齢世帯以外の世帯1世帯あたりの年間平均訪問回数  
生活保護受給者の支援充実のため、令和2年度から進学予定者のいる世帯等への訪問件数増を図ったが、国通知による新型コロナ緊急事態宣言下の訪問活動自粛により、年間訪問実績は減となった(ただし、訪問に代え電話等での状況確認を9,161件実施)。一方でマニュアルに基づく訪問活動においては、月途中の進捗確認とケースワーカーへの助言・指導を組織的に行い、訪問計画達成率を上昇させた。

②新任・2年目等現業経験に応じてケースワーカーを中心に計画的な所内研修の実施及び国・県等の主催する研修への参加により、積極的な人材育成に取り組んだ。また、「①」の取組を通じてマニュアルにある訪問活動における初動の重要性の浸透を図った。

③不正受給による費用徴収決定件数 平成30年度=212件、令和元年度=165件 令和2年度=137件(目標指標C)  
これまでの訪問活動の強化の結果、収入申告義務の周知が浸透しつつあり、費用徴収決定件数が減少しているものと考えている。

④生活保護システム再構築は、コンサルタントの支援のもと業務分析や費用対効果などの検証を進めた結果、新システム稼働を令和5年10月とし、ケースワーカー1人に1台の端末を配置して業務効率化を進め、生活保護受給者への支援の充実を図ることとした。

⑤緊急事態宣言下、高齢者がいる全世帯に電話や手紙での状況把握を行い、18歳未満の子どもがいる全世帯には、電話ではなく訪問により状況を把握した。また、児童ケースワーカーと連携し、食事支援を要する世帯を訪問する等の活動を行った。

(課題)①⑤コロナ禍における緊急事態宣言時の効率的な訪問活動や世帯状況の把握のあり方の検討が必要である。

③不正受給の適用率は令和2年度0.78%と減少しているが、引き続き、不正受給の未然防止に向けて申告義務の周知を図る必要がある。

④本市に最適なシステムの構築とともに業務効率化を図るためには、システムと連動した効率的な事務処理方法等の確立が必要である。

### 【自立支援】

(目的)「ワークサポートあまがさき南・北」などを活用した求職活動支援や、直ちに求職活動を行うには課題のある人を対象とした就労準備支援事業による支援を行うなど対象者の段階に応じた一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援事業を実施し、就労や経済的自立に向けた支援を行う。

(成果)⑥稼働能力の活用が見込まれる全ての生活保護受給者に対する支援において、毎年、組織的なケース検討を行うことで支援の評価とともに支援方針を見直す仕組みを定着させたほか、自主求職では就労に結びつかず就労支援事業にもつながっていないケース支援に対する進捗管理を徹底した。その結果、支援対象者の30.7%が就労開始や増収に至り、22.9%は就労支援・就労準備支援につながった(目標指標A・B)。また、就労準備支援事業は登録者減となったが、就労開始者は昨年より増加した(生活保護受給者の登録者【R1→R2年度】97人→96人(うち求職活動を行った者28人→28人、そのうち何らかの就労に至った者20人→21人))。

⑦「しごと・くらしサポートセンター尼崎(南北福祉相談支援課)」の職業紹介機能の活用により、課題を抱える人も就労の機会を得ることができた(就労開始件数34件→38件)。

(課題)⑥コロナ禍における有効求人倍率の低下や支援対象者の適性に合った求人不足等への対応が必要である。

### 【世代間連鎖の防止】

(目的)生活保護世帯や生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生に対して居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習や体験学習などの学習支援を行うことで高等学校等の進学につなげ、学歴や能力が原因で生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する。

(成果) <参考>生活保護世帯の中学生と市内中学生の高等学校等への進学率の比較  
平成30年度=▲3.9ポイント、令和元年度=▲1.2ポイント、令和2年度=▲4.7ポイント(目標指標D)

⑧前年に対象年齢の子どもがいる全世帯(732人540世帯)に参加意向調査を行い、ケースワーカーの働き掛けで教室への参加を促した。

⑨中・高校生が将来を考えるきっかけづくりのために作成した冊子「未来へススメ」を直接対象世帯に丁寧な説明をした上で手渡し、進学の相談などの際には、制度理解や共通理解を促すツールとして活用した。

⑩これまでの教育委員会との情報共有・連携に加えて、新たにスクールソーシャルワーカーや児童ケースワーカーとの連携強化を図った結果、各小・中学校との連携がさらに深まり、子ども食堂やNPOなど地域の社会資源とのつながりも進んだ。

⑪子どもの特性や家庭状況を把握する中で、発達障害や知的障害等の支援を要する子どもを適切な支援機関につなぐ等、取り組んだ。

⑫学習支援事業に参加する子どもたちの学力や非認知能力などの変容を検証するため、「学びと育ち研究所」へ利用者の教室への出席状況などのデータを提供した。同研究所による検証結果は、令和3年8月頃に報告予定である。

(課題)⑧コロナ禍においては、教室への参加率や使用施設の設定制限など不確定要素が多いため、ポストコロナも見据えて引き続き最適な実施場所を含めた事業規模の検討が必要である。

⑩⑪発達障害や知的障害等の疑われる子どもや不登校児童等への支援のため関係機関との連携強化が必要である。

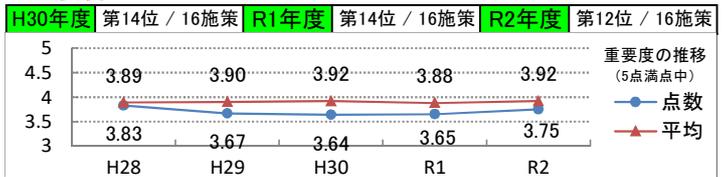
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	生活保護システム等運用事業(生活保護システムの再構築)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●生活保護の適正運営と自立支援
------	-----------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

評価と取組方針
<p>・コロナ禍における要保護児童を対象とした支援を南北保健福祉センターといくしが連携して行った経験を活かし、新たに実施する要保護・要支援児童等見守り強化事業の内容についても研修などを通じてケースワーカーへの周知を図り、引き続き連携した支援につなげていく。</p> <p>・学習支援教室については、「学びと育ち研究所」と連携し事業効果の検証に取り組む中で、高校進学を控えた中学3年生のみならず、小学生からの学習習慣の定着を推進する。</p> <p>・また、高校進学率については、これまでの取組により、一定の効果がみられる。今後は、高校進学後の中退防止・高校卒業後の進学・就職までを見据えた支援を強化していく。</p>

令和3年度の取組
<p><b>【適正運営】</b></p> <p>①⑤訪問活動の充実に向けて、組織的な進捗管理を徹底することで訪問実績を上げるとともに、査察指導員・ケースワーカー等の人材育成を継続して取り組むことで、支援の充実を図る。また、緊急事態宣言下における支援については、高齢者や子ども等に係る各種関係機関との情報共有・連携を図ることで世帯状況の把握を進める方法を検討し、実践につなげる。</p> <p>③訪問活動の充実を通じて不正受給の未然防止に向けた適切な収入申告義務の周知を図る。</p> <p>④本市に最適なシステムを調達するため、コンサルタントの知見を活用し、これまで積み上げてきた機能要件や調達仕様書、調達手法などのさらなる精査を進めるとともに、システムに連動した効率的な事務処理方法等について検討を進める。</p> <p><b>【自立支援】</b></p> <p>⑥組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認が、就労支援及び就労準備支援への移行に加えて、就労開始・増収に対して有効なため、引き続き取組を進める。また、コロナ禍の社会情勢等を踏まえ、就労支援の体制を含めた就労に結びつく有効な支援のあり方を検討する。</p> <p><b>【世代間連鎖の防止】</b></p> <p>⑩⑪発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関との情報共有・連携強化に努めるとともに、同教室への理解を深めるためケースワーカーを対象とした所内研修を実施する。</p> <p>⑫「学びと育ち研究所」との事業効果の検証については、より有用な分析を行えるよう必要な基礎データや新たに必要となるデータ収集への対応などさらなる連携と情報共有を進めていく。</p>

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	10 健康支援	展開方向	01 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 健康寿命の伸び (平均寿命の伸びとの比較)	↑	平均寿命伸び R1(男)0.01 R1(女)0.39	歳	男0.61 女0.36	男△0.29 女△0.02	男0.44 女0.44	男0.04 女0.26	—	—	—
B 健康寿命	↑	男80.1 女83.8	歳	男78.3 女83.0	男78.0 女83.0	男78.4 女83.5	男78.5 女83.7	—	—	—
C 健診における生活習慣病の有所見率 (尼っこ)	↓	41.5	%	63.0	54.5	57.2	50.6	51.4	—	80.7%
D 未来いまカラダ協議会協賛企業数	↑	65	社	33	35	35	32	35	—	53.8%
E がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	↑	50.0	%	7.6	7.1	6.2	5.1	3.3	—	6.6%

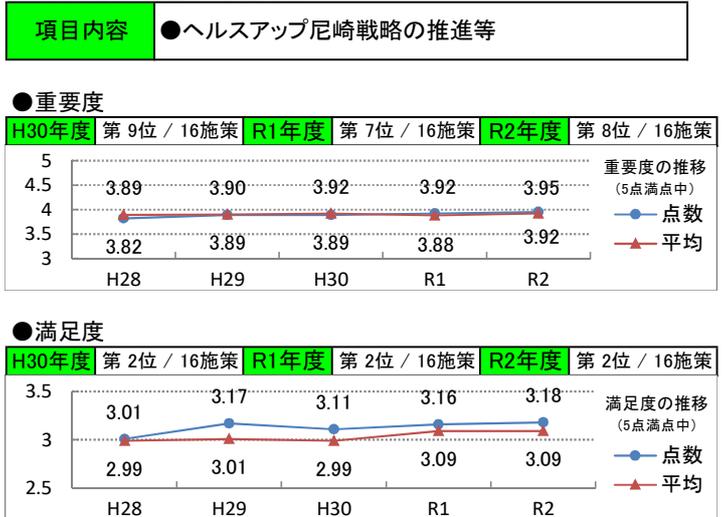
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■ヘルスアップ尼崎戦略の推進</p> <p>【ヘルスアップ尼崎戦略の推進】                      (目的)健康寿命の延伸のため、関連する施策を連携することにより、全てのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進め、生活習慣病予防・重症化予防の取組を推進し、結果として医療費・介護給付費等の適正化を目指す。                      (成果)①ヘルスアップ尼崎戦略推進会議に関連する施策の多くは、コロナ禍で各種事業の中止等が相次ぎ、参加する市民が大幅に減少したが、その中で高齢者の口腔状態と医療費の関係や、就学前後の子どもの肥満状況について分析した結果、特に就学前の子どもへの保健指導の重要性を認識した。(目標指標A・B)                      ②介護予防部会で、国保データベース(KDB)システムを活用して高齢者の健康課題を抽出し、保健事業と介護事業の一体的な実施に向け取組を進めた。                      (課題)①ライフステージごとの健康関連データの連携に向け、部会間での情報共有をより積極的に行う必要がある。                      ②より効果的・効率的な事業実施に向け、三師会とも連携し、市全体で市民の健康支援を継続的に行う体制の構築が必要である。</p> <p>【尼っこ健診】                      (目的)11歳、14歳に対して健診や保健指導の実施により、若年時から望ましい生活習慣を獲得し生活習慣病を予防する。                      (成果)③新型コロナウイルス感染防止対策のため、健診実施期間を延長して実施したことで、受診率は30.7%(前年比0.8ポイント上昇)、全体の有所見率は51.4%(前年比0.8ポイント悪化)であった。(目標指標C)                      ④学校検診と尼っこ健診データを突合し、共通の課題である小児肥満対策事業との連携について教育委員会と検討を行った。                      (課題)③当日キャンセルが多く、その理由を聞き取った結果、「急用のため」が最も多いため、柔軟な予約体制を検討する必要がある。                      ④コロナ禍では、各地域振興センターと連携した出前健診の推進が出来なかったため、コロナ禍での事業展開を検討する必要がある。</p>
行政が取り組んでいくこと	<p>■団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進</p> <p>【まちの健康経営の推進】                      (目的)健康寿命の延伸のため、市、市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。                      (成果)⑤未来いまカラダポイント事業と新たに実施されるSDGs地域ポイント事業との統合案を策定した。また、未来いまカラダポイントは、コロナ禍で対象事業の中止・縮小により1,000ポイント達成件数が大幅に減少した(令和元年度:1,556件→令和2年度:853件)。なお、新たに導入した市民自らが取組結果を確認できる仕組みによるポイント付与は、全体の34%であった。(目標指標D)                      ⑥まちの健康経営推進事業は、過去に事業参加意向のあった事業者へ令和2年度分の健診データ分析も行き、結果報告を行った。                      (課題)⑤SDGs地域ポイント事業の開始に向け、経済環境局と運用方法、精算方法等の詳細を協議する必要がある。                      ⑥健診データの分析によって、課題解決に向けた支援にまでつながった実績がなく、事業のあり方について抜本的に見直す必要がある。</p> <p>【健康的な生活習慣づくり】                      (目的)健康の保持・増進のための健康づくり及び早期発見・早期治療につながる定期健診(検診)を推進する。                      (成果)⑦肺がん検診を国保総合健診に追加したことにより約1,800人が受診した。肺がん検診バスの実施については、委託業者と調整できず実施に至らなかったが、働き盛り世代の乳・子宮頸がんについて重点的に委託業者と市の現状を協議した。(目標指標E)                      ⑧コロナ禍のため「給食版・アマメン」による情報は発信できなかったが、おうち時間の充実に向け、毎日レシピの掲載を継続し、新たに、地域の食育活動を「地域版・アマメン」として発信した。また、アンケート調査を実施し、市民の食生活の変化を把握することができた。                      ⑨歯科医師会も参加する「子どもの歯科保健意見交換会」において、幼児期から増加する本市のむし歯の状況を踏まえ、むし歯予防に効果のあるフッ素を取り入れた2歳児親子歯科健診の重要性について共有した。                      ⑩健康サポート事業は、今後は医療機関や地域巡回健診で対応することとし、週4日直営で実施してきた健診体制を見直した。                      ⑪市内13駅などで歩きたばこ等の巡回啓発を年間230回実施したほか、尼崎市社会福祉協議会等と連携を図り、市内全域に歩きたばこ等禁止啓発プレートの掲示等、地域と一体となった仕組みづくりに取り組んだ。また、受動喫煙防止等に関する法令の改正に伴い、まちづくり提案箱に寄せられる意見などの機会を捉え、施設内禁煙等の受動喫煙防止について、施設管理者等への周知や助言等を行った。                      (課題)⑦肺がんによる死亡率が高い一方で検診受診率が低下傾向にあることは、受診機会が十分ではないこと等が課題である。また、女性特有のがんに関しては発症しやすい働き盛り世代が一日で乳・子宮頸がん両方を受診できるような機会の拡充が必要である。                      ⑧自宅で調理・食事をする機会が増えていることがアンケート調査により把握できたが、家庭での実践に向けて展開してきた「料理体験」「試食」等の継続実施がコロナ禍では困難なため、食育の取組や手法について検討する必要がある。                      ⑨コロナ禍で保健所で歯科健診事業を3カ月程度中止したのち、感染防止対策を講じた歯科健診を実施したが、むし歯や歯周病の予防に関する啓発が望ましい時期に実施できなかった。                      ⑩各地域で積極的にたばこ対策を推進するための啓発物が十分に用意できていない。また、受動喫煙防止に係る県条例の規定に抵触する可能性のあるたばこ店の店先などに設置された吸い殻入れに対する取組を行う必要がある。</p>

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	たばこ対策推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	リハビリテーション事業の見直し
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組

【ヘルスアップ尼崎戦略の推進】

①ライフステージに応じた課題の解決に向けた取組を進めるとともに、ヘルスアップ尼崎戦略の達成状況を共有できるよう、データの見える化を進め、新たなKPIの設定を検討する。また、ヘルスアップ尼崎戦略の10年間における取組を検証する中で、次期総合計画の策定に向けた、現行の行財政改革計画である「あまがさき未来へつなぐプロジェクト」の振り返りにも取り組む。

②KDB・介護システムデータに加え、市で保有する高齢者関連の健康課題を引き続き分析し、三師会とも情報を共有する中で、介護予防部会で課題解決に向けた改善策の提案を行うとともに、いきいき百歳体操等の既存の通いの場への保健師等のより積極的な介入や、栄養口腔機能低下予防事業の開催により高齢者のフレイル予防対策等の強化を図る。

【尼っこ健診】

③コロナ禍でも健診を安全に安定して実施できる体制を確保する。あわせてキャンセル理由の分析から予約方法や広報の手法について検討した上で、工夫を図り実施する。

④有所見率減少に向け、肥満児童・生徒に対し、健診保健指導後のフォローアップの場として、小児肥満対策事業との連携を推進する。

【まちの健康経営の推進】

⑤引き続き協賛企業数の増加に努めるとともに、現行のポイント制度の見直し及び協賛企業との調整を図る。

⑥従業員の健康管理等、市内事業者の健康経営の支援に向け、現行制度の見直しを行う。

【健康的な生活習慣づくり】

⑦肺がん検診バスの効果的な実施について検証するとともに、次年度の肺がん検診のあり方を検討する。また女性特有のがんについては働き盛り世代が受診しやすい、セット検診・レディース検診等、時間・場所の選定と周知、また啓発場所を拡大していく。新たに県の随伴事業として「がん患者アピランスサポート事業」を周知しながら実施していく。

⑧市民の食生活の変化を踏まえ、オンライン等を活用し、食育の取組を実施していく。

⑨本市の幼児期からの歯科保健事業のあり方を検討する中で、コロナ禍に対応できるオンライン等を活用した歯科衛生教育について検討を進めるなど継続的な歯科保健事業を実施する。

⑩引き続き各地域と一体となった啓発活動に取り組む。特に受動喫煙防止対策を進める中で、通学路等の歩きたばこの禁止の徹底や、道路整備担当などと連携・協力を図りながら、阪急沿線各駅周辺の路上喫煙禁止区域の拡充に取り組んでいく。また、法令等の違反に対しては、吸い殻入れの撤去などについて強く要請する。

評価と取組方針

・ヘルスアップ尼崎戦略については、分野を横断した事業展開、効果検証及びその見える化に取り組んできた。今後も、さらなる効果検証を行う必要がある項目について整理し、より一層の見える化を図っていく。

・尼っこ健診については、引き続き教育委員会と連携し、個別データを共有する中で、特にリスクの高い対象者へのプログラムへの参加勧奨などの取組を強化する。

・たばこ対策については、県条例の改正に伴い違反状態となった吸い殻入れの撤去に向けた取組を実施するほか、歩きたばこの禁止の徹底及び駅周辺の喫煙禁止区域の拡充についても取り組む。

主要事業の提案につながる項目

【健康的な生活習慣づくり】

⑨口腔衛生事業の効果的な在り方については、引き続き歯科医師会と調整しながら検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	10 健康支援	展開方向	02 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。
主担当局	健康福祉局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 結核罹患率 (人口10万人対)	↓	19.3	人	23.2	16.2	18.8	20.4	17.3		100%
B 予防接種(法定)の接種率 (麻しん・風しん)	↑	95.0	%	1期99.7 2期88.9	1期94.9 2期90.7	1期99.1 2期91.9	1期97.4 2期92.9	1期100 2期94.9		1期100% 2期99.9%
C 自殺による死亡率 (5年平均/人口10万人対)	↓	19.6	人	—	23.0	21.6	21.0	20.2		97.0%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいくこと	■感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進		④
【結核・感染症対策】 (目的)感染症の発生予防及びまん延防止を図る。 (成果)①新型コロナウイルス感染症を含む全ての感染症の発生(結核(潜在性結核を含む)95件/年、3~5類感染症105件/年、新型コロナウイルス感染症1,240件/年)に対し、休日夜間を含め、迅速かつ確かな対応を図ることにより、まん延の防止を図った。また、マスクや消毒用アルコールなどの需要が高まり入手が一時困難な状況となる中、保健部関係課と協力し、必要な感染防護資材を確保するとともに、更なる感染拡大にも対応できるよう一定の備蓄を確保した。 ②新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応するため、医療機関に行政検査を委託するなど外来診療・検査体制の整備強化を図るとともに、クラスター防止に向けた大規模・集中的な検査、高齢者インフルエンザ定期接種の無償化、入院待機中の陽性患者に対する往診体制の整備、回復した陽性患者の転院支援、特別養護老人ホームの従事者に対する集中検査などに取り組んだ。 ③新型コロナウイルスワクチンの接種開始に向け、専任体制を敷き、ワクチン案内センターの開設等の取組を進めた。 ④結核については、コロナ禍においても疫学調査に基づく接触者健診、継続的な服薬支援、治療終了後の管理検診等を着実に実施し、まん延の防止を図った。また、生活保護受給者を対象としたがん検診受診券等の送付にあわせ、結核健診の案内チラシを送付した。このような中、外出自粛等の影響もあり、結核罹患率は3.1ポイント減少(R1:20.4人→R2:17.3人)し、目標を達成した。(目標指標A) ⑤令和元年度から令和3年度までの時限措置として実施している風しん第5期定期予防接種の対象者に対して、前年度末にクーポン券を送付したことにより、コロナ禍ではあったものの抗体検査受検者数は増加(R1:3,005人→R2:4,628人)した。 ⑥麻しん・風しん第2期定期予防接種の接種率向上を図るため、令和元年度に引き続き個別勧奨葉書を送付したことで接種率は上昇(R1:92.9%→R2:94.9%)し、目標を達成することができた(目標指標B)。また、令和2年10月から定期接種に追加されたロタウイルスワクチンについても尼崎市医師会と連携を図り、円滑に導入することができた。 ⑦令和元年度から肝炎ウイルス検診に係る無料クーポンの対象者を「40歳のみ」から「40歳から70歳までの5歳刻み年齢の未受診者」に拡充しており、コロナ禍であったものの、前年度と同程度の受診者数を確保(R1:5,578人→R2:5,402人)することができた。 (課題)②感染拡大の第3波においては、感染者が想定を大きく上まわり入院病床が逼迫する事態となったことから、感染状況に応じた効率的な病床の活用を図るため回復患者の転院を促進するとともに、自宅療養患者に必要な医療等を提供するための取組を着実に進めていく必要がある。また、感染の拡大傾向を早期に探知するため、感染状況や重症化リスクを踏まえた戦略的なサーベイランス検査や変異株の流行を把握するためのスクリーニング検査等を進めていく必要がある。 ④結核罹患率が減少したことで、コロナ禍での受診控えによる発見の遅れが危惧されることから、結核患者の約85%を占める60歳以上の高齢者に対して有症状時の早期受診や定期健診の受診促進に向けた取組を進めていく必要がある。			
【病原体検査】 (目的)感染症部門からの依頼検査を迅速・正確に実施し、感染症の感染拡大防止に寄与する。 (成果)⑧感染症部門と連携し、新型コロナウイルス感染症検査について実施可能な検査件数の拡充(通常時22検体→44検体、緊急時は88検体まで拡充)、変異株スクリーニング検査やプール法検査等の体制を拡充し、柔軟かつ迅速な検査対応を行った。(新型コロナウイルス感染症疑い検査9,090検体)また、検査技術については、OJTの中で衛生研究所職員相互の技術向上を図り、所内応援を5名増員し育成するとともに、オンラインで開催される研修などを活用することで、新型コロナウイルスに関する最新の検査手法に対応した。 (課題)⑧状況が随時変化していく新型コロナウイルス感染症に柔軟かつ迅速に対応していくため、検査体制の強化が必要である。			
行政が取り組んでいくこと	■健康回復や療養のための支援等	総合戦略	—
【健康回復や療養のための支援】 (目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。 (成果)⑨長期入院者へ対して地域移行・地域定着支援に取り組んだほか、第5期尼崎市障害福祉計画に基づいた保健・医療・福祉関係者と精神障害者当事者及びその家族による、新たな協議の場として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を開催した。また、措置入院が必要な者に対して退院後も継続的な支援を受けられるよう退院後支援計画を作成し、継続支援チームによる支援を引き続き実施した。(R2:支援対象者5名) ⑩思春期の自殺関連行動事案に対応するため、関係機関とより円滑に情報共有するための連携シートを作成した。(目標指標C) ⑪アスベスト対策は、令和2年度に他自治体と情報交換を行いながら読影調査事業を開始し、267人の参加者に対して事業を実施した。 ⑫アスベスト問題に係る啓発及び次世代への伝承の取組としては、中皮腫死亡小票調査のとりまとめ作業を進めた。 (課題)⑨従来から地域移行・地域定着支援に取り組んでいる機関と新たに協議の場に参加する機関との間で、地域社会資源や精神障害者のおかれている現状の課題についての認識や知識等に差が生じている。 ⑩若い世代には引き続き、研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、連携シートを活用した支援について教育委員会等と協議する必要がある。 ⑪⑫アスベスト対策については、令和2年度から開始の読影調査事業を着実に実施し、恒久的な健康管理制度の構築に資するためにその課題について検討を行うとともに、疫学調査の結果について市民に分かりやすく情報提供する必要がある。			

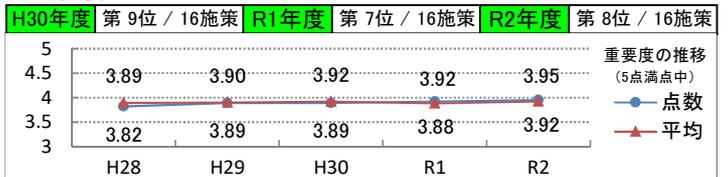
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	感染症対策事業(入院待機陽性患者医療提供支援事業)
2	ネズミ駆除薬剤配付の見直し(そ族昆虫駆除事業)
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進等
------	------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

評価と取組方針
・感染症対策については、市民・事業者の協力を得るなかで、全庁一丸となり取り組んでいる。引き続き、市民への速やかなワクチン接種を重点的に感染拡大防止に取り組む。

### 令和3年度の取組

<p><b>【結核・感染症対策】</b></p> <p>②感染者の急増により、自宅や施設での入院待機を余儀なくされる陽性患者の重症化を防ぐため、医師による往診診療を継続して実施する。</p> <p>②感染拡大の端緒を早期に探知するため、高齢者施設等の従事者を対象としたサーベイランス検査を実施する。</p> <p>②変異株の発生を早期に探知するため、市立衛生研究所で陽性が確認された検体について変異株のスクリーニング検査を実施する。</p> <p>③新型コロナウイルスのワクチン接種については、集団や個別といった接種機会を確保するなど、一人でも多くの市民に安心して接種してもらえるように接種体制の整備に努める。</p> <p><b>【病原体検査】</b></p> <p>⑧感染症部門と連携し、高度な手法や新たな技術を用いる病原体検査の導入に対応できるように研修や情報収集等を通じて技術の向上に努める。また、持続的に迅速・正確な検査を行っていくために人材育成や精度の管理を適正に行っていく。今後、強毒化が懸念されるコロナ変異株に対応できる安全実験室の改善や機器の整備を図る。</p> <p><b>【健康回復や療養のための支援等】</b></p> <p>⑨長期入院者の退院促進について引き続き取り組むとともに、新たな協議の場で地域の社会資源等の課題を共有しながら地域定着の取組を推進する。</p> <p>⑩情報連携ツールを活用したケース対応の中で、関係機関との情報共有の方法や支援体制のあり方を検討する。</p> <p>⑪⑫アスベスト対策については、読影調査事業の実施に加え、疫学調査の結果について市民に分かりやすく情報提供する場を設ける。また、現在の課題等を国へ要望していく。</p>
---

### 主要事業の提案につながる項目

--

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	10	健康支援	展開方向	03	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。
担当当局	健康福祉局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4		
A 食品衛生監視実施率	→	100	%	73.9	100	100	100	100	96.5		96.5%
B 休日・夜間の入院加療を要する重病患者に対する当番病院の応需体制	→	100	%	100	100	100	100	100	100		100%
C											
D											
E											

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	
<b>行政が取り組んでいくこと</b> ■地域医療体制・健康危機管理体制の確保 【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】 (目的)安定的かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。 (成果)①早期の建替えを目指し、市役所第2駐車場及び職員臨時駐輪場敷地を建替え候補地とした中で、施設更新における基本的な考え方や今後の進め方について、庁内及び関係団体と協議を重ね、整理を行った。 (課題)①施設の老朽化や狭隘化、感染症対策等の必要性に加え、建設や運営費用等の財政負担軽減を踏まえた施設更新方針を策定するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえた施設レイアウトや運営手法について関係団体と協議していく必要がある。 【尼崎口腔衛生センター事業の充実】 (目的)障害者(児)・休日急病歯科診療をはじめとした尼崎口腔衛生センター事業の安定的な運営と歯科口腔保健の充実を目指す。 (成果)②令和2年4月から尼崎市歯科医師会が新たな運営者となる中、スムーズな事業運営の移行を果たすと同時に、事業の安定運営と高齢化の進展に合わせたニーズに対応すべく歯科医師・歯科衛生士の人材育成のための研修事業(令和3年度向け)を成案化した。 (課題)②令和3年度から始める研修事業を確実に実施し、将来に向けて地域の診療所での患者受入れを推進するとともに、既存事業の経営分析を踏まえたより合理的な事業の運営方法について、今後、尼崎市歯科医師会と協議していく必要がある。 【災害救急医療体制の確保】 (目的)災害発生時に関係機関が迅速に行動できる災害救急医療体制を確保する。 (成果)③国においてDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)やDPAT(災害派遣精神医療チーム)など災害時の保健医療活動を支える制度が構築される中で、県の保健医療マニュアルが改正されたことから、本市の災害時保健医療マニュアルについても改正を行った。 (課題)③本市の災害時保健医療マニュアルに基づく初動の具体的な動きについて関係機関と確認を行い、速やかに災害時保健医療体制の構築ができるよう連携を図る必要がある。 【産婦人科救急(1次)への対応・2次救急医療】 (目的)休日夜間における産婦人科救急(1次)及び重症患者に対する医療体制を確保する。 (成果)④産婦人科当番医制及び2次救急医療は、365日の医療体制を構築し、応需体制を整備している。(目標指標B) (課題)④分娩取扱施設の減少に伴い、産婦人科当番医の担い手不足の現状があることから、当番医制の維持について、医療機関へ継続して協力を求めていく必要がある。		総合戦略	①・④
<b>行政が取り組んでいくこと</b> ■食品・環境などの衛生面の体制確保 【生活衛生】 (目的)食品衛生面では飲食に起因する危害を未然に防止し、環境衛生面では衛生水準の維持向上を図る。 (成果)⑤新型コロナウイルス感染症の影響で新たにテイクアウト等を開始した施設に対して監視指導を行い、大規模かつ重大な食中毒の発生防止を図った。また、衛生管理計画作成の講習会や立入指導を行い、事業者のHACCP導入準備を支援した。(目標指標A) ⑥国際的な大規模イベントの開催予定を踏まえ、旅館業全施設への立入検査において、宿泊者名簿の正確な記載及び旅券の写しの保存を指導することで、営業者に対する健全な運営の意識付けを図った。また、レジオネラ症対策の強化を図るため、浴場業に関する条例を一部改正した。 (課題)⑤HACCP未導入の施設が多く、とりわけ小規模飲食店に対して効率的なHACCPの導入を支援する必要がある。 ⑥市内公衆浴場の浴槽水の水質検査において、例年、複数の施設からレジオネラ属菌が検出されている状況を踏まえ、レジオネラ症対策を強化した衛生管理を営業者に徹底するよう指導していく必要がある。 【弥生ヶ丘斎場・市墓園】 (目的)今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。 (成果)⑦経年劣化が認められた火葬炉等の改修工事を実施するとともに、今後の火葬需要に備え、施設長寿命化の整備計画案を作成した。また、市墓園の弥生ヶ丘墓園では72区画の墓地募集を実施した。 (課題)⑦長寿命化に向けた火葬炉等の整備を実施するとともに、より効率的な斎場運営の検討が必要である。また、墓地需要への対応として、利用者資格の適正化を目的とした無縁墓地調査など、墓地区画の提供へつなげる取組を継続する必要がある。 【動物愛護】 (目的)動物愛護に関する取組の推進に努める。 (成果)⑧多頭飼育問題の大部分は立入指導を行えたことから解決できた。また、動物福祉や譲渡率の向上につなげるための収容施設の改修について具体的な計画を策定した。 (課題)⑧企業版ふるさと納税制度の開始を見据え、動物愛護基金の寄付をより多く募るための仕組みづくりが必要である。		総合戦略	—

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	動物愛護推進強化事業(動物収容譲渡施設整備)
2	尼崎口腔衛生センターの事業補助金(障害者歯科診療等に係る人材育成事業)
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	尼崎口腔衛生センターの組織統合に伴う見直し
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組	
【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】	①公募型サウンディング調査により民間事業者の意見を聴取しつつ、庁内にて協議を重ね、施設更新に向けた方針を決定していく。また、施設レイアウト及び運営手法についても、安全に安心して利用できる施設となるよう、関係団体と協議を進めていく。
【尼崎口腔衛生センター事業の充実】	②事業運営全般についての実施状況を確認し検証する中で、歯科医師会と協議を重ね、さらなる口腔衛生センター事業の充実に努めていく。
【災害救急医療体制の確保】	③本市の災害時保健医療マニュアルの改正を行ったことから、初動の具体的な動きについて災害時訓練を行うなどの取組を進める。
【産婦人科救急(1次)への対応・2次救急医療】	④産婦人科当番医制を維持していくため、関係機関と協議を行っていく。
【生活衛生】	⑤施設が提供品目に応じた衛生管理計画を作成する講習会の定員数を増やすとともに、日常監視や営業許可更新の際にHACCP運用状況を確認し、適切な運用についての助言・指導を行う。 ⑥全公衆浴場の立入検査を実施し、循環設備から供給される浴槽水の消毒における塩素濃度管理やレジオネラ属菌の繁殖による汚染リスクが高い設備の衛生管理の徹底を指導することで、レジオネラ感染を未然に防止する。
【弥生ヶ丘斎場・市墓園】	⑦効率的な斎場運営への検討を進めるとともに、施設長寿命化に向けた計画的な火葬炉等の改修工事を実施する。また、弥生ヶ丘墓園で103区画の墓地募集を実施する。
【動物愛護】	⑧動物愛護基金と国庫補助金を原資として収容施設改修工事を行うとともに、多頭飼育問題の予防と発見に向けた地域と連携した仕組みづくりを行う。また、オフィシャルサポーター制度を活用し、動物愛護事業の安定運営を図る。

評価と取組方針	
・休日夜間急病診療所の施設更新については、民間の知見も活用する中で、感染症対策を踏まえた施設レイアウトや運営手法などについて、関係団体と意見交換を行いながら、着実に進めていく。	
・動物愛護センターについては、センターの収容施設の拡大やオフィシャルサポーター制度の拡充、多頭飼育問題の予防など取組を強化していく。	

主要事業の提案につながる項目	
【休日夜間急病診療所の老朽化等への対応】	①令和3年度に施設更新方針を具体化することに伴い、令和4年度に実施する事業者選定に係る必要な体制を構築する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	10 健康支援	展開方向	04 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。
主担当局	総務局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 特定健診受診率	↑	60.0	%	38.5	38.6	32.9	31.2	26.9		44.8%
B 保健指導実施率	↑	60.0	%	39.9	38.2	40.8	35.1	25.4		42.3%
C 国民健康保険料の収納率(現年)	↑	93.0	%	91.5	92.1	93.1	93.9	94.5		100%
D 後期高齢者医療保険料の収納率(現年)	↑	99.4	%	99.3	99.4	99.5	99.6	99.6		100%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■医療保険制度の適切な維持・健全運営	総合戦略 ②・④
【医療費適正化対策】		
<p>(目的)健康寿命の延伸に関する取組を中心とした医療費適正化対策を推進することにより、医療保険制度の安定的な運営に資する。</p> <p>(成果)①受診率向上対策としては、健診事業が新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に中断を余儀なくされたものの、再開後は、引き続き、セグメント別の受診勧奨、Webサイトでの告知や予約、コールセンター対応等を実施した。集団健診は、感染拡大防止策として、完全予約制とした上で人数制限を設けるなどにより再開できた。尼崎市医師会との連携で医療機関において個別健診の受診勧奨ポスターを掲示し、各地域に対しても尼崎市社会福祉協議会(市社協)や市民運動推進協議会を通じて健診を広報した。(目標指標A)</p> <p>②保健指導においては、新型コロナウイルス感染症の流行下においても実施機会を確保するため、人数制限など実施方法の工夫や、感染対策を行った。また、公募選定した委託業者と、保健指導の効果的な方法や対応について協議しつつ、個別支援を行った。(目標指標B)</p> <p>③後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発については、毎月1回、変薬通知を実施し、1回あたり約3,800万円の効果があつた。普及率は令和2年12月現在、77.93%と前年同期の75.79%を上回っており、80%以上を目標に引き続き変薬通知を定期的に行う。</p> <p>④国民健康保険に係る医療費適正化対策として、レセプト点検、医療費の通知等に積極的に取り組んでおり、また、第三者行為に係る療養費等の支給の適正化についても、兵庫県国民健康保険団体連合会等に事務の一部を委託するなどして促進を図っている。</p> <p>⑤後期高齢者医療制度においては、兵庫県後期高齢者医療広域連合のデータヘルス計画に基づき、被保険者の重症化予防等に努めており、個別健診による後期高齢者歯科健診事業を実施している。また、歯科検診事業については被保険者全員に配布する保険料決定通知書に案内チラシを同封するとともに、チラシの改善を図ったため受診者数が急増した。</p> <p>(課題)①コロナ禍での健診は、再開後も、感染拡大防止の対策として、集団健診を完全予約制とした上、当日申込の受け入れを行わず、受診人数を制限せざるを得ないため、受診率はさらに下回る状況にある。また、健診事業において成果連動型の委託契約を締結するには、受診率向上の取組効果の評価方法等に課題がある。(目標指標A)</p> <p>②健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるよう、保健指導の質の向上、保健師のスキルアップが必要である。また、受診率の向上に合わせて、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。(目標指標B)</p> <p>⑤後期高齢者の健診受診率は少しずつ低下しており、また、医療費は依然として高い水準にあるため、引き続き、被保険者の健康づくりや疾病対策、重症化予防を図るための取組を行う必要がある。</p>		
【保険料収納率向上対策】		
<p>(目的)国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る収納対策を実施することにより、被保険者間の負担の公平を確保するとともに制度の適切な維持及び安定的な運営に取り組む。</p> <p>(成果)⑥新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付を取り巻く環境は厳しい状況にあつたが、保険料の納付が困難な状況にある被保険者には積極的に減免を案内するなどの配慮をした上で、従来の取組を丁寧に継続した結果、前年度を上回る収納率を確保することができた。コロナ禍という未曾有の状況にあつて、こうした結果を残すことができたのは、平成27年度以降職員を増員するとともに、収納率向上に係る各種取組を充実させてきた成果である。(目標指標C)</p> <p>⑦国民健康保険料の納付について、利便性向上を図るとともに新型コロナウイルス感染症対策として、非対面式の納付サービスであるキャッシュレス納付を令和3年1月に導入した。</p> <p>⑧後期高齢者医療保険料についても、国民健康保険料同様、納付を取り巻く環境は厳しい状況にあつたが、保険料の納付が困難な状況にある被保険者に配慮した上で、従来の収納対策を丁寧に継続しつつ、納付相談の有無に関わらず減収の可能性のある滞納者へ積極的な減免勧奨を電話や文書で繰り返し行った結果、前年度と同程度の収納率を確保することができた。コロナ禍という未曾有の状況にあつて、こうした結果を残すことができたのは、コロナ禍以前からの地道な収納対策の実施と納付資力がある滞納者への差押え、滞納者との日頃からの収入状況に関するヒアリング結果の蓄積によるものである。(目標指標D)</p> <p>(課題)⑥国民健康保険料の収納率は11年連続で向上しているが、依然として県下でも低位にあるため、コロナ禍の完全な収束が見えない中ではあるが、県内保険料の統一に向けた取組としても、引き続き収納率向上に努める必要がある。</p> <p>⑧後期高齢者医療の保険料収納率は制度発足以来毎年上昇し、今年度においても前年度と同程度の収納率を確保しているものの、引き続き、収納率向上の取組を進める必要がある。</p>		
【被保険者資格の管理】		
<p>(目的)被保険者資格の管理を的確に行い、保険給付や保険料の賦課徴収など、制度の適切な維持・運営に努める。</p> <p>(成果)⑨これまで世帯単位であった国民健康保険の被保険者番号の個人単位化を実施したことにより、被保険者資格の管理をより的確に行うことができるようになった。</p> <p>(課題)⑨令和3年中にマイナンバーカードの保険証利用が本格運用される予定であるため、保険者として普及啓発を行う必要がある。</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	キャッシュレス納付の推進(後期高齢者医療保険料)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	国民健康保険料の減免に係る財源の見直し
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組

【医療費適正化対策】  
 ①新型コロナウイルス感染症拡大防止への適切な対応を前提に特定健診の効果的な実施時期を整理するとともに、周知方法等の強化を図る。また、成果連動型委託など受診率向上に係る効果的な手法を引き続き研究する。  
 ①特定健診の受診率向上を図るため、引き続き、かかりつけ医での受診などの勧奨を尼崎市医師会との連携により強化するとともに、地域の市社協や各地域振興センター、国保年金課や各サービスセンターの窓口なども連携して市民の受診機会の拡大を図る。  
 ②かかりつけ医での受診に伴う保健指導のあり方を検討するほか、委託業者との連携により保健指導の実施率の更なる向上を図るとともに、保健指導の質についても充実を図る。  
 ⑤後期高齢者歯科健診事業については、令和3年度に受診定員を増やすとともに、引き続き、健診受診率の向上を図る。  
 ⑤令和3年度から、兵庫県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業を一体的に取り組む「保健事業と介護予防の一体的実施事業」を実施する。

【保険料収納率向上対策】  
 ⑥国民健康保険料の収納率向上に関しては、これまでから実施している滞納抑制策及び徴収強化策を積極的に実施していくが、特に滞納対策については、コロナ禍により保険料の納付が困難な状況にある被保険者に配慮する中で、丁寧な説明を基本に粘り強く滞納保険料の徴収に努めていく。  
 ⑧後期高齢者医療保険料の収納率向上に関しては、コロナ禍により保険料の納付が困難な状況にある被保険者に配慮しながら、これまでの収納対策を積極的に行う。また、令和4年1月からはコンビニ納付及びキャッシュレス納付を開始し、納付しやすい環境整備を行う。

【被保険者資格の管理】  
 ⑨マイナンバーカードの健康保険証利用について、国保年金課及び後期高齢者医療制度担当の各窓口にご利用設定が可能な端末を配備し、設定の支援を行う。

評価と取組方針

- ・保険料収納率については、10年以上にわたり上昇が続いている。引き続き、収納率の向上に努めていくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける被保険者に対しては、支援制度を周知していく必要がある。
- ・特定健診の受診率については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり低下したが、ターゲット層に応じた受診勧奨をしていくことで受診率を向上させるとともに、委託業者とも連携し、保健指導の実施率も向上させていく必要がある。あわせて、成果連動型委託についても研究を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	11	消防・防災	展開方向	01	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
担当当局	消防局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く) ※下段( )は全国平均値	↓	全国平均値以下	人	0.43 (0.87)	0.22 (0.90)	1.51 (0.93)	0.65 (0.94)	0.65 (0.87)		100%
B 消防団員の充足率 ※下段( )は全国平均値	↑	全国平均値以上	%	90.1 (92.5)	88.2 (92.2)	89.9 (91.8)	89.4 (90.4)	86.2 ( )		—
C バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率(目撃のある心原性心肺停止)	↑	60.0	%	48.3	51.5	53.2	56.8	55.8		93.0%
D 高齢者の一般負傷のうち、屋内転倒が占める割合	↓	50.0	%	56.1	56.6	55.1	55.2	57.6		86.8%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	■消防・救急・救助体制の充実	⑤
<p><b>【消防団の充実強化】</b>                      (目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、震災や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保するもの。                      (成果)①市報への特集掲載が一定数の入団に繋がったが、コロナ禍により消防団活動が制限されたことで入団促進活動は十分に実施できなかった。結果、消防団員数は32人の減少となった。(退団者58人:新規入団者26人)(目標指標B)                      しかしながら、緊急事態宣言下等においては、新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、各地域での感染拡大防止に資する広報活動等を積極的に行うなど、今までにない取組を継続的に実施した。                      (課題)①消防団員の確保と更なる組織の活性化を図るため、消防団員の処遇改善等に係る消防庁長官通知を踏まえ早急に検討を行う。</p> <p><b>【予防救急の推進】</b>                      (目的)高齢者の家庭等における転倒、転落による負傷が増加しているため、救急搬送につながる事故等を予防する方策を普及啓発するとともに、子育て世代のニーズに合わせ、乳幼児の家庭内における事故等を防ぐことにより、市民の安全・安心につなげるもの。                      (成果)②救命講習受講者等への予防救急を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により回数及び受講者数は減少した。(R2:27回、514人、R1:71回、2,436人)(目標指標D)                      (課題)②予防救急の普及啓発については、関係部局等と連携し、高齢者等に対して定期的な取組を行う必要がある。                      ②コロナ禍により実施されなかった尼崎市地域ケア代表者会議を通じ、高齢者の予防救急の普及について関係機関と協議や調整を行う必要がある。</p> <p><b>【救急体制の充実強化】</b>                      (目的)複雑多様化する救急需要に対し、救急隊員の教育訓練体制を充実強化し、救急業務の更なる向上を図るとともに、高齢者人口の増加を見据え不要不急な救急要請の抑制を図るもの。                      (成果)③令和3年度からの救急隊増隊にあたり、救急車をはじめ資器材の整備、増隊に伴う人員の配置、仮眠室の整備等を実施した。                      ④救急車の適正利用に関する動画を作成し、公式YouTubeチャンネルにおいて配信した。また、転院搬送に関しては、医師会等と調整を行い、尼医ニュースを用いて周知した。                      (課題)③④令和2年の救急出動件数は28,411件、搬送人数24,450人となり、前年よりも減少した(R1:31,757件、27,701人)。これは新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の衛生意識の向上や不要不急の外出自粛等の行動変容もその一因であると考えられる。引き続き、救急隊増隊の効果を検証しつつ、新型コロナウイルス感染症収束後の救急件数の反転増加を見据え、今後の救急体制のあり方を検討する。</p> <p><b>【市民、事業者による救命活動の推進】</b>                      (目的)心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するもの。                      (成果)⑤講習の中止及び定員の縮小を行う中で、感染防止対策を講じつつ可能な範囲で受講機会を確保した。(R2:311回、5,246人、R1:464回、12,856人)(目標指標C)                      (課題)⑤コロナ禍で通常の救命講習を受講しにくい状況を踏まえ、応急手当普及員の更なる活動を推進する。また、小・中学校の教員を対象とした「救急シミュレーション訓練」については、感染防止対策を行い実施に向けた調整を行う必要がある。(R2:3回)</p>		
行政が取り組んでいくこと	■消防施設等の整備・充実	—
<p><b>【火災による死者数0(ゼロ)】</b>                      (目的)災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)を充実させ、引き続き火災による死者数を全国平均値以下(最終目標は死者数0)とするもの。                      (成果)⑥令和2年中の火災による死者数は、前年より1人増の4人であったが、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)は0.65人となり、目標値である全国平均値以下となった。(目標指標A)                      (課題)⑥直近5か年の本市の平均は0.69であり、全国平均値0.91を下回っているが、単年度比較では上回る年がある。継続して目標値を達成するために、迅速的確な災害対応を実施し、引き続き消防施設等の整備・充実を図るとともに、隊員のスキルアップと消防活動体制の更なる充実が必要である。</p> <p><b>【持続可能な消防体制の構築】</b>                      (目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、署所の将来的な適正配置を図る。                      (成果)⑦常に安定稼働を要する消防指令管制システムについては、更新整備(2箇年整備)が完了し、令和3年度から運用開始となった。                      ⑧消防庁舎については、関係部局と調整のうえ、予防保全部位等の詳細調査を実施し、改修計画を策定した。                      (課題)⑧高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続し、署所の将来的な適正配置を検討する必要がある。                      ⑧消防庁舎は24時間勤務庁舎で、職員が業務を行いながらの工事となることから、災害出動等に影響が無いよう詳細な調整が必要となる。また、感染防止等の観点から仮眠室の個室化について検討する必要がある。</p>		

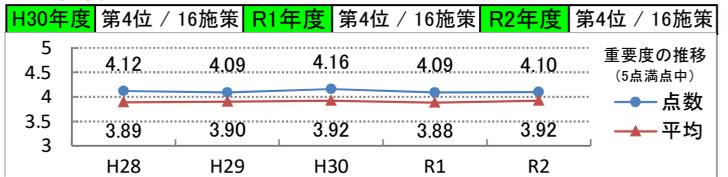
3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	消防庁舎等整備事業(北部防災センターの長寿命化)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	救急隊増隊事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	消防庁舎等整備事業(西消防署大庄出張所建替え)
2	
3	
4	
5	

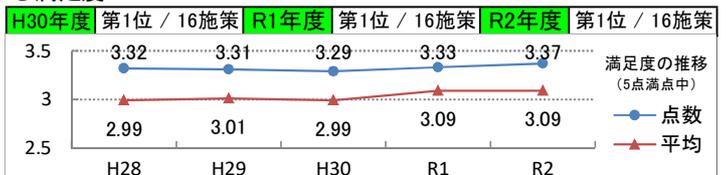
4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●消防・救急・救助体制の充実 ●消防施設等の整備・充実
------	--------------------------------

●重要度



●満足度



6 評価結果

令和3年度の取組
<p><b>【消防団の充実強化】</b>                      ①消防団員に占める女性の割合が増加する中、女性団員を中心とした本部分団を組織することで、新たな入団促進を展開するとともに、防火協会事業所等に対し「消防団応援事業所」への参画を依頼する。                      ①抜本的な消防団員の確保策として、消防庁長官通知を踏まえた処遇の改善について検討する。引き続き、コロナ禍における各地域での感染拡大防止に資する広報活動等を継続する。</p> <p><b>【予防救急の推進】</b>                      ②新たに高齢者等に対する定期開催の予防救急講習を創設し、受講機会・受講者の拡大を図る。                      ②尼崎市地域ケア代表者会議を通じ、高齢者の予防救急の普及について関係機関と協議や調整を行う。</p> <p><b>【救急体制の充実強化】</b>                      ③北消防署に増隊した救急隊の効果を検証する。                      ④大手前大学とのコラボレーションにより、救急車の適正利用に関する動画を新たに作成し、公式YouTubeチャンネル、公共施設、医療機関、その他民間施設等において動画を再生し、市民等に対する普及啓発に取り組む。                      ④コロナ禍により十分な協議が行えなかった医療・福祉事業者と協議し、不要不急な救急要請の抑制を図る。</p> <p><b>【市民、事業者による救命活動の推進】</b>                      ⑤事業所等のニーズに応じ、応急手当普及員の活用などによる救命講習の実施を推進し、受講機会の拡大を図る。                      ⑤昨年度未実施となっている小・中学校への「救急シミュレーション訓練」を継続実施する。</p> <p><b>【火災による死者数0(ゼロ)】</b>                      ⑥本市の地域実情に即した火災防ぎょ戦術の更なる体制強化のため、年間を通して実践的な訓練及び研修を実施する。また、新消防指令管制システムの指揮タブレット等を有効活用するため、警備計画等の見直しを図る。</p> <p><b>【持続可能な消防体制の構築】</b>                      ⑧新設した財務担当を中心に、出動範囲、現場到着時間等を踏まえた署所の将来的な適正配置を具体的に検討する。                      ⑧仮眠室の個室化を計画し、消防署所内での感染防止を行う。</p>

評価と取組方針
<p>・持続可能な消防体制の構築に向けては、高齢化や人口減少等の中・長期的な社会情勢の変化を見据え、適正な規模の消防体制・配置を検討していくとともに、消防吏員の年齢構成を踏まえた計画的な職員採用や女性消防吏員の活躍を推進するための勤務制度についても検討していく。</p> <p>・消防団についても、引き続き入団促進に努めるとともに、時代に即した持続可能な消防団のあり方について検討を進める。</p>

主要事業の提案につながる項目
<p><b>【消防団の充実強化】</b>                      ①消防団員の士気向上と入団促進による消防団員数確保のため、報酬や出動した場合の費用弁償に係る処遇改善について検討を行う。</p>

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	11	消防・防災	展開方向	02	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
主担当局	危機管理安全局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合	↑	90.0	%	79.6	76.5	78.5	77.6	79.7		88.6%
B 情報伝達の取得手段が無い(取得したことが無い)市民の割合	↓	13.6	%	21.2	20.6	15.3	15.1	11.7※		100%
C										
D										
E										

※指標Bは、より正確な実績値となるよう、R2年度より市民意識調査の質問を見直した

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■防災対策の充実
	総合戦略 ⑤
<p><b>【防災情報の確実な伝達に向けた取組】</b>                      (目的)災害時に必要不可欠となる「避難情報」や「生活情報」等の防災情報を確実に市民等に伝達するため、多層的な情報伝達手段の整備等に取り組む。                      (成果)①屋外拡声器やホームページ、SNS等での情報伝達に止まらず、啓発パトロールや公共施設等へのポスター掲示などアナログ的な手法を含めた多層的な手段により、防災情報の確実な伝達に努めた。(目標指標A・B)                      ②地域への情報伝達に関して、各地区民生児童委員協議会等と意見交換を重ねることで、地域の特性に応じた取組を進めるとともに、感染防止対策や防災情報等の伝達に取り組んだ。(目標指標A・B)                      ③市からの防災情報を電話で再生し確認できる「災害情報電話サービス」について、令和2年6月から運用を開始し、市報への掲載等のほか、ステッカーを作成し、民生児童委員を通じて高齢者へ配布するなど周知徹底を図った。(目標指標B)                      ④「尼崎市防災ネット」の登録者数は27,300人(令和3年3月31日現在)となり、令和元年度と比べ1,886人増加し、また、「尼崎市防災ネットアプリ」の登録者数は17,413人となり、令和元年度と比べ5,684人増加した。(目標指標B)                      ⑤防災行政無線のデジタル化に伴い、アナログの防災ラジオ等に代わる新たな機器として、携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」の導入を決定した。(目標指標B)                      ⑥市内主要駅において啓発チラシ付きマスク等の配布を行い、感染防止対策の徹底を市民に呼びかけた。また、緊急事態宣言中、関係機関と連携し、広報車による啓発パトロールを実施し、外出自粛や時短営業への協力を呼びかけた。                      (課題)①②⑥引き続き、社会全体での感染防止の徹底が求められる中、多層的な手段により、市民等への情報発信、啓発に努める必要がある。                      ②地域における情報伝達について、どのように情報が拡散されているか検証するとともに、社会福祉連絡協議会の加入率の低い地域について、防災情報伝達の協力体制を構築していく必要がある。                      ⑤防災情報伝達システムについては、防災ラジオ等がデジタル化の期限を迎えるまでに、早期に導入を進める必要がある。                      ※R2年度より、市民意識調査に追加質問を設け、本市のみならず本市以外からの防災情報も取得できていない方を明確にした。</p> <p><b>【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】</b>                      (目的)津波や洪水等の災害発生時ににおける円滑な避難行動を支援するための取組を推進し、市民等の生命と身体を守る。                      (成果)⑦令和元年8月に兵庫県から公表された想定最大規模の高潮浸水想定区域図を反映した高潮ハザードマップについて、令和2年4月に公表し、令和3年2月には市内に全戸配布を行った。                      ⑧「在宅避難」、「お知り合い避難」等の必ずしも指定避難場所への避難を前提としない多様な避難方法の普及、啓発に取り組んだ。                      (課題)⑦市民等が災害を「わがごと」と捉え、具体的な避難行動につなげてもらうための啓発に取り組む必要がある。                      ⑧多様な避難行動について、時機を捉えた効果的な方法による啓発を行う必要がある。</p> <p><b>【行政の災害対応力の向上】</b>                      (目的)災害時における迅速かつ確かな初動対応や関係機関との連携強化等、行政の災害対応力の向上を図る。                      (成果)⑨被害情報等を把握するために、Twitterのハッシュタグを活用した情報収集を開始するとともに、災害時に発生する膨大な情報をリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」を導入した。(目標指標A)                      ⑩感染症に対応した避難所対策について、令和2年5月にガイドラインを作成し、7月に避難所運営マニュアルを策定した。また、9月にはコロナ禍における避難を想定した実働形式の防災総合訓練を兵庫県、阪神間各市町、防災関係機関と共同で実施した。                      ⑪関西国際大学及び尼崎信用金庫と協定を締結し、災害時の帰宅困難者への対応や情報伝達等について連携していくこととした。                      ⑫新型コロナウイルス感染症対策本部を開催するとともに、本市の対応方針について随時、改訂を行った。                      ⑬高齢者介護施設、障害者施設等及び学校園等の感染防止対策として、マスク、除菌剤、消毒液を配布した。また、マスクについては、南海トラフ巨大地震の1日あたりの想定避難者数(3.3万人)の14日分に相当する約46万枚を備蓄した。さらに、感染症対策に必要な備蓄品を小学校41校及び5生涯学習プラザに配置した。                      ⑭平成28年度に策定した備蓄計画に基づき、食料については、令和元年度末の約11万食から12万食に拡大し、備蓄目標数量を達成した。また、保管場所は17箇所から19箇所に拡大した。                      (課題)⑨出水期までに職員を対象とした災害マネジメントシステムの操作研修や、システムを活用した訓練を行うことで、災害マネジメントシステムの適正な運用を図る必要がある。                      ⑩新規感染者数の急増、自宅療養の実施など、刻々と変化する状況に対応するため、避難所開設・運用マニュアルの点検・確認を行うとともに、訓練を通じてマニュアルの検証を行う必要がある。                      ⑫国・県の動向を注視し、全庁的な取組の充実を図るため、庁内各部局との連携を密にし、情報の収集と発信に努める必要がある。                      ⑬⑭備蓄品について、適正管理を行うとともに、使用期限を迎える前に活用を図る必要がある。</p>	

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	防災情報通信事業(防災情報伝達システムの導入)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	防災対策等事業(災害マネジメントシステムの導入)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	防災情報通信事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組

【防災情報の確実な伝達に向けた取組】

①②⑥新型コロナウイルス感染症に係る取組として、ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車、地域での掲示による情報発信をはじめ、街頭での啓発活動を実施する。

②⑤地域への情報伝達に関して、協力体制を構築していく中、地域振興センターと連携し、様々な地域団体へ対象を広げ、地域防災力の更なる向上を図る。また、新たな防災情報伝達システムについては、地域への事前説明を行いながら、年度内の導入に向けて着実に取組を進めていく。

④「尼崎市防災ネットアプリ」については、兵庫県が今年度予定している大雨や河川の危険度によるプッシュ通知などの機能追加に併せて、引き続き普及、啓発を進めていく。

【市民等の円滑な避難行動を支援する取組】

⑦市政出前講座や地域の訓練・研修会等において、各種ハザードマップや防災マップを活用し、災害時における自らの具体的な避難行動となるマイタイムラインの作成などの啓発に取り組む。

⑧⑨⑩昨年度に引き続き、コロナ禍での災害対策に万全を期す中で、「在宅避難」や「お知り合い避難」などの多様な避難行動について啓発するとともに、出水期までに避難所の収容状況の公表に取り組む。

【行政の災害対応力の向上】

⑨災害マネジメントシステムを本格運用するにあたり、出水期までに研修を実施するとともに、防災訓練などで改善点の洗い出しを行い、より効率的で効果的なシステム運用の確立を図っていく。

⑪市内企業等との協定などにより、災害時の各種支援等について連携する取組を進める。

⑫本市新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局として、国・県との連絡調整を担うとともに、各部署の取組状況を把握し、対策本部員会議を運営する。

⑬⑭備蓄品について、備蓄計画の改定を行い、引き続きローリングストックによる適正管理を行うとともに、使用期限を迎えるものについても有効活用を図る。

評価と取組方針

・対策本部が災害情報をリアルタイムで一元集約・共有する「災害マネジメントシステム」については、防災訓練等で活用し改善点の洗い出しを行う中で、災害時に速やかな運用が可能となるよう進める。あわせて、多層的な情報発信手段を活用し、市民への情報伝達の取組を確実に実行していく。

・昨年度は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や海外からの帰国者等の自宅待機者が避難できるような避難所対策のガイドラインを定めた。引き続き、現行の対処方針や現場の状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行っていく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	11	消防・防災	展開方向	03	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。
担当当局	危機管理安全局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	↑	75	会	54	51	52	54	20		26.7%
B 立入検査の実施率	↑	20.0	%	23.3	24.2	26.7	31.2	28.7		100%
C 地域が自主的に作る防災マップの作成団体数	↑	75	団体	44	53	61	70	71		94.7%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■市民・事業者における火災予防等</p> <p>【違反是正の促進】                      (目的) 防火対象物の消防法令違反を立入検査等で改善指導することで、災害の未然防止を図るもの。                      (成果) ①違反対象物公表制度を適正に運用するとともに、不特定多数の者や自力避難が困難な者が出入りする特定防火対象物を重点的に5,216件(28.7%)の立入検査を実施した。また、違反処理の実効性向上や効果的な査察をさらに推進するため、査察員の増強など予防査察体制を強化する中で、防火対象物・危険物施設11対象物に対し、14件(警告8件、命令6件、重複含む)の違反処理を実施した結果、7対象物の消防法令違反が是正された。(目標指標B)                      (課題) ①ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、届出書等のオンライン化や事業者の状況に応じた立入検査の手法を検討しつつ、消防法令違反の是正促進を図る必要がある。</p>	総合戦略 ⑤
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■地域における防災体制の充実支援</p> <p>【地域防災力の向上支援】                      (目的) 地域住民が主体となって行う防災訓練や防災研修会等を支援し、「自助」「共助」といった地域の力で災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。                      (成果) ②令和2年度は、地域防災活動の支援に継続して取り組み、市内75自主防災会の全団体が防災マップの作成を完了させることとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、地域の防災活動についても自粛せざるをえない期間があり、防災マップを作成した団体数は令和元年度から1団体増の71団体となった。また、市内75自主防災会のうち防災訓練等の活動を実施した20団体について、防災訓練の実施を支援した。(目標指標A・C)                      ③地域における防災訓練において、避難所での外国人住民等への配慮について啓発するとともに、避難所における避難者間の円滑なコミュニケーションを図るための一助として、「多言語指差しボード」の内容や使い方を紹介するなど、多様な避難者への配慮に対応した避難所開設、運営訓練を支援した。                      ④東日本大震災10年フォーラムを開催し、災害情報の伝え方や平時からの防災活動等に関して気仙沼市関係者等による講演やパネルディスカッションを行い、その模様をYouTubeでライブ配信するとともに、より多くの市民等に伝達するため動画を公開した。                      (課題) ②③コロナ禍においても、地域の防災活動の維持、促進を図るとともに、引き続き防災意識の維持、向上のため、防災マップの作成支援や自主防災会とその他の地域活動団体とが連携できる環境づくりを行う必要がある。また、感染症に対応した避難所開設、運営や多様な避難者への配慮を含めた地域防災活動の支援に取り組む必要がある。</p>	総合戦略 ⑤
<p>【要配慮者(災害時要援護者)支援】                      (目的) 高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。                      (成果) ⑤コロナ禍で啓発機会が減少する中、各地域振興センター及び尼崎市社会福祉協議会(市社協)と協議を進め、立花地区では市と市社協の共催で「コロナ禍を踏まえた支援のかたち」をテーマに講座を開催した。参加者の中で「地域で力になりたい」「地域で情報共有をしたい」といった防災意識の向上が見られた。                      ⑥「自助」「共助」の重要性とともに、コロナ禍における分散避難などの災害対策について、地域の集まりや市政出前講座(R1:32回、R2:9回)等の機会に啓発を行った。令和2年度は新たに4つの社会福祉連絡協議会(連協)、2つの福祉協会が名簿を受領し、20団体が日頃の見守りや声掛け(R1:19団体)、14団体が名簿を活用した避難訓練(R1:8団体)等の取組が進められた。                      ⑦新たな地域防災活動の担い手づくりに向けて、地域団体と防災学習に取り組む高校をつなぐほか、大学生が地域団体と協働する防災イベントやエフエムあまがさき、YouTubeによる情報発信等の支援を行った。(R2:2高校18回、3大学10回)                      ⑧避難行動要支援者名簿と高齢者等見守り名簿を一体的に管理・運用する「要支援者システム」を導入し、各地域振興センター、保健福祉センター等10施設に設置した。また、個別支援計画の試行的作成に向けて、ケアマネジャー協会等の支援関係者と意見交換を行うとともに、連協や民生児童委員に地域振興センターや市社協と連携して働きかけ、5地区の自主防災会等で取り組むこととなった。                      ⑨新たに子どもの育ち支援センター(いくしあ)、ユース交流センター(あまぼーと・アマブラ)、株式会社では本市初となる老人福祉施設2施設の計4施設を福祉避難所に指定し、充実を図った(R1:36施設、R2:40施設)。また、災害時要援護者支援連絡会等で協議してコロナ禍における開設運営マニュアルに見直すとともに、マニュアル作成支援のために福祉避難所指定7施設で研修を行い、1施設でマニュアルが作成された。                      (課題) ⑤⑥⑦コロナ禍で地域のつながりの希薄化がより懸念される中、地域の防災意識を一層高め、要配慮者(災害時要援護者)支援に取り組む支援関係者を増やすために、市社協や福祉専門職等の支援関係者と関係部局が連携し、市民の共助意識を高めていくための手法検討や実践に取り組む必要がある。                      ⑧個別支援計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の心身状況や生活環境、災害リスクなどを踏まえるとともに、地域や福祉専門職等との適切な役割分担、災害時の福祉専門職からの受援(応援の受入)体制の構築が必要となる。                      ⑨引き続き、災害時の福祉避難所の円滑な開設運営に向け、各施設のマニュアル作成や訓練等の実施を支援していく必要がある。</p>	

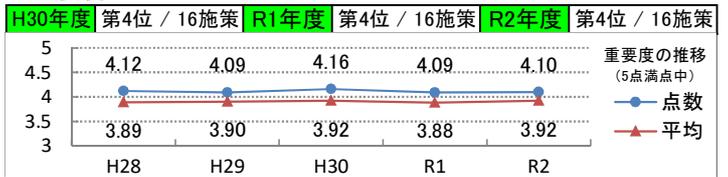
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	災害時要援護者支援事業(支援体制づくりの推進)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

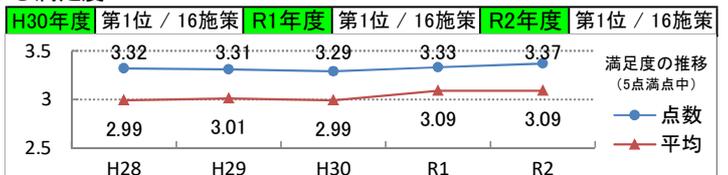
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●市民・事業者における火災予防等 ●地域における防災体制の充実支援
------	--------------------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・要配慮者支援においては、「要支援者システム」を活用し、平常時の地域の見守り活動を全市展開していくとともに、自主防災会等の地域住民とも連携しながら個別支援計画の試行的な作成に取り組む。

・また、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を機に、災害時に支援や配慮を要する人が、その態様に応じて安心して避難ができるよう、関係部局・機関が連携して多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、職員や設置者など関係者が共有するとともに、市民への効果的な周知方法についても検討する。

#### 令和3年度の取組

**【違反是正の促進】**  
 ①重大な消防法令違反に対し徹底した違反処理(警告、命令等)を引き続き実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、立入検査の実施が困難な場合の対策及び届出書等のオンライン化を検討する。  
 ①予防研修計画に基づく効果的な査察員育成により、予防査察体制の充実を図る。

**【地域防災力の向上支援】**  
 ②③地域防災訓練等において、防災マップなどを活用し、参加者自らが避難経路について考えることで確実な避難行動につなげるとともに、自主防災会とその他の地域活動団体とが「わがまち」の災害リスクを共有し、訓練を共同開催するなどの連携できる環境づくりを行う。また、感染症に対応した避難所開設、運営や多様な避難者への配慮を含めた地域防災活動の支援に取り組むとともに、少人数で分散して行う訓練等、感染リスクの伴わない方法を提案することにより、地域における防災活動の維持、促進に取り組む。

**【要配慮者(災害時要援護者)支援】**  
 ⑤⑥⑦引き続き、地域振興センターや市社協と連携し、高校生、大学生の防災教育の支援や市政出前講座等の様々な機会を捉えて、身近な地域における「自助」とともに、地域のつながりづくりを意識した「共助」の重要性の周知啓発を進める。  
 ⑥⑧地域振興センターや市社協と連携し、地域への名簿提供とともに、名簿を活用した見守り活動を推進する。  
 ⑧要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の中でより災害リスクの高い方の把握等を行うとともに、地域振興センターや市社協と連携し、5地区の自主防災会等において個別支援計画の試行的作成に向けた取組を進める。  
 ⑧福祉専門職からの受援体制の整備に向けて、専門職団体との意見交換を行うとともに、災害時のケアマネジャーの対応マニュアルの作成支援を行う。  
 ⑨引き続き、福祉避難所の拡充に向けて、民間企業など様々な施設と協議を行う。また、福祉避難所指定施設のマニュアル作成を支援するとともに、施設での福祉避難所開設運営訓練の実施に取り組む。また、要配慮者の支援を強化するために災害対策基本法や、それに係る「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が見直されたことに伴い、本市の要配慮者の避難支援のあり方や多様な避難所の確保について、改めて整理する必要がある。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	01	地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
担当当局	危機管理安全局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 尼崎市の交通安全、治安等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	80.0	%	53.8	56.2	60.8	59.7	60.8		76.0%
B 市内の街頭犯罪認知件数	↓	2,131	件	4,280	3,962	3,152	2,805	2,293 速報値		92.9%
C 市内のひったくり認知件数	↓	0	件	42	59	16	38	37 速報値		—
D 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,162	件	2,256	2,193	1,729	1,502	1,233 速報値		94.2%
E 市内の自転車関連事故認知件数	↓	525	件	825	840	924	785	512		100%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■防犯力の高い地域コミュニティづくり
総合戦略	⑤
<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】</p> <p>(目的)職員による青色防犯パトロール、可動式防犯カメラの設置運用、地域団体への防犯カメラ設置補助やあなたを守り隊事業等を引き続き実施することにより、安全で安心な地域社会の実現を図る。また、本市の街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難被害の対策についても継続して取り組み、本市の街頭犯罪等の更なる減少につなげる。</p> <p>(成果)①防犯事業でこれまで培ってきたノウハウに基づき、犯罪分析や緊急時の対応策等を盛り込んだ「尼崎市防犯戦略」を策定した。②ウォーキングパトロール隊やドラレコ見守り協力者など、市民等の協力を得て実施している複数の見守り事業を統合し、通称「あなたを守り隊」事業として包括的に運用を開始することで、事業自体の戦略性・効果性を高めた。(目標指標A)</p> <p>③防犯カメラ設置補助事業にて、地域団体21団体23箇所の設置に対し補助を行ったことで、累計178台の防犯カメラが補助を受けて市内に設置された。市内の街頭犯罪認知件数は、3年連続で目標を達成したため目標値を変更した(3,643件→2,131件)。(目標指標B)</p> <p>④令和2年のひったくり認知件数については、職員による土日祝日・昼夜を問わない防犯パトロールや可動式防犯カメラの設置運用などの取組効果もあり、37件(速報値)となった。ここ数年では低い件数であるが、前年と比較すると下げ止まっている状況にある。(目標指標C)</p> <p>⑤令和2年の自転車盗難認知件数は1,233件(速報値)となり、自転車盗難対策(アラミー)の効果もあって大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられる。(目標指標D)</p> <p>⑥市内で発生した発砲事件を受け、地域団体が安全安心のため設置する防犯カメラの費用を支援した。(目標指標A)</p> <p>(課題)①～⑤新型コロナウイルス感染症対策の自粛要請等の影響も含め、街頭犯罪等の発生状況をより詳細に分析する必要がある。③兵庫県防犯カメラ設置補助事業の開始当初に補助を受けて設置した防犯カメラは、税法上の耐用年数である6年を超えており、経年劣化等の理由で破損し更新が必要となっていることから、更新費用の補助についても検討を行う必要がある。④ひったくりについては、減少が鈍化していることから、更なる減少に向けた取組を行う必要がある。⑤自転車盗難については、引き続き、更なる減少に向けた取組を進める必要がある。⑥特定抗争指定暴力団の警戒区域に市内全域が指定されている中、市内で複数の発砲事件が発生したことから、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら地域団体とも連携し、取組を進めていく必要がある。⑦利用状況や形態が公道と類似している私道に設置されている町会灯については、その公益性の高さを踏まえ、補助制度の検討を行う必要がある。</p>	
行政が取り組んでいくこと	■交通安全対策の推進
総合戦略	⑤
<p>【交通安全対策の推進】</p> <p>(目的)幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図る。</p> <p>(成果)⑧自転車関連事故マップの情報を基に「園田小学校区」を自転車関連事故対策の重点地区に選定し、特に事故の多い交差点で条例に基づく市職員による自転車適正利用指導や公用車による音声啓発パトロールを実施した。同小学校区での自転車関連事故認知件数は、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられるものの、令和元年の32件から18件と減少し(約44%減)、市内全域の自転車関連事故認知件数も785件から512件まで減少し(約35%減)、2年連続で平成以降最少の件数となった。また、園田小学校区では、今後は地域の方々による見守り活動の一環として、交差点でピブス型の看板(ピブサイン)を用いた啓発に取り組んでもらうこととなり、この取組を地域へ繋ぐことができた。(目標指標A・E)</p> <p>⑨新型コロナウイルス感染症の影響により自転車教室が中止となった小・中学校において、普段、自転車教室時に実施している自転車の交通ルール・マナー習熟度テストの実施を各学校に呼びかけ、自転車の交通安全教育を推進した。(目標指標E)</p> <p>⑩自転車運転時の「ながらスマホ」について、市職員による自転車適正利用指導の中で、行為者に直接指導を行うほか、「歩きスマホ」についてもポスターの掲示や交通安全教室などで積極的に啓発を行った。(目標指標E)</p> <p>⑪令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者向けの交通安全教室を実施することが困難であったため、自転車適正利用指導時やキャンペーン時などに、交通安全リーフレットなどを配布し、高齢者の交通安全意識の向上を図った。(目標指標A・E)</p> <p>⑫令和元年度から実施している子どもの移動経路における交通安全対策については、緊急点検で安全対策の要望があった94件のうち、2年間で93件の対策を完了した。</p> <p>(課題)⑧園田小学校区では、地域の方々が可能な範囲で、事故多発時間帯や事故多発場所において取組を実施していただいているところであり、その後の自転車関連事故認知件数について検証していく必要がある。また、自転車関連事故分析の結果、本市では自転車対自動車の事故が多いことから、自転車利用者だけでなく、可能な範囲で自動車運転者への指導・啓発を行っていく必要がある。⑨自転車関連事故の当事者は就労世代が多いことから、これらの年代に対する自転車の交通安全教育を強化していく必要がある。⑩現在のところ、「ながらスマホ」等が原因による重大事故はないと警察から聞き及んでいるが、改めて実態を把握する必要がある。⑪令和2年の交通事故死者数のうち、半数以上が高齢者(死亡者12名中高齢者7名)であることから、引き続き、高齢者の事故防止に向けた取組を実施する必要がある。⑫安全対策が必要な残りの1件(桂木交差点の改良)についても、ハード面から対策を行う必要がある。子どもの移動経路における交通安全対策を今後も継続して実施する必要がある。</p>	

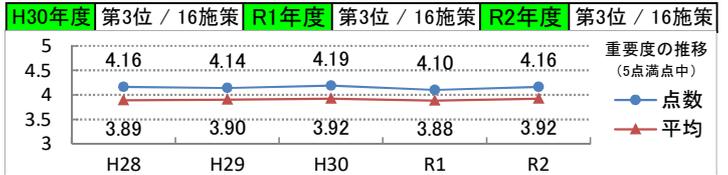
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業(防犯カメラ更新設置補助事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	街頭犯罪防止等事業(特殊詐欺被害の未然防止)
2	
3	
4	
5	

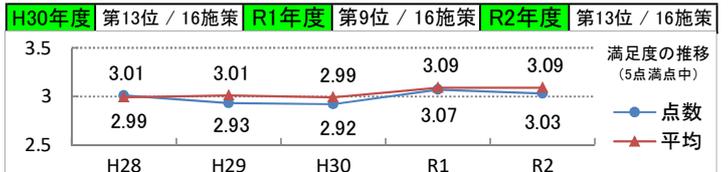
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●防犯力の高い地域コミュニティづくり ●交通安全対策の推進
------	----------------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・防犯対策においては、ひったくりや自転車盗難等の種別ごとに、常時・警戒時・緊急事案発生時の段階に応じた総合的な対応策をまとめた「防犯戦略」を策定し、その上で状況に応じた臨機応変な対応を行った。
- ・引き続き、こうした本市の防犯対策の成果を広く情報発信することで、「あなたを守り隊」での活動等の市民の協力意識の向上や本市のイメージの向上へとつなげていく。
- ・自転車盗難は、年々着実に認知件数が減少している。引き続き、市民の防犯意識の向上に加え、自転車盗難に対する犯罪意識の両面から啓発を行うことで、「犯罪抑止」の取組を推進していく。

#### 令和3年度の取組

**【防犯力の高い地域コミュニティづくり】**  
 ①～⑤尼崎市防犯戦略は期中であっても適時見直し、戦略的な事業展開を行うとともに、戦略を公表することで体感治安や本市のイメージの更なる向上を図る。  
 ③地域への防犯カメラ新規設置補助を引き続き行うとともに、経年劣化等の理由により、破損し更新が必要な防犯カメラの更新費用についても補助を行い、地域防犯力の低下を防ぐことで、体感治安の向上及び犯罪抑止につなげる。  
 ④ひったくり多発地域への可動式防犯カメラの集中移設や、寄付された防犯カメラ5台の国道2号沿線への設置を実施する。また、場所や時間帯等の発生状況に応じてダイヤグラムを使用した緻密で戦略的なパトロールを実施する。  
 ⑤より詳細な発生時間帯分析に基づき、自転車盗難の多発する集合住宅の駐輪場における対策を進めていく。  
 ⑥地域住民の安全安心を確保することを目的に、引き続き警察や関係機関と情報共有を図りながら、暴力団排除活動支援基金を活用し、地域団体等への暴力団排除活動の支援を適宜行っていく。また、発砲事件の現場となった暴力団関連施設の買取りを確実に進める。  
 ⑦町会灯の実態調査に合わせて他都市の事例の調査を行い、助成可能な条件の設定などの検討を進める。

**【交通安全対策の推進】**  
 ⑧～⑫交通事故のない尼崎を目指し、交通安全対策の総合的・計画的な推進を図るため、今後5年間に実施すべき陸上交通の安全に関する施策を取りまとめた「第11次尼崎市交通安全計画」を市民にもわかりやすい記載で策定する。  
 ⑧生活道路における自転車関連事故が多発している下坂部小学校区を3箇所目の重点地区として選定し、対策を講じていくとともに、地域の方々にもビブス型の看板(ビブサイン)による啓発等に取り組んでもらえるよう働きかける。あわせて、これまでの地域の取組についても適宜効果検証を行い、より効果的な手法への見直しを行う。また、企業等を通じ、自動車運転者向けに啓発チラシを配布するとともに、自転車の安全通行を阻害するおそれのある自転車レーン上の違法駐車などについて調査を行い、必要に応じて自動車運転者に対しても条例に基づく指導・啓発を行っていく。  
 ⑨就労世代に対する自転車の交通安全教育の実施率を高めるため、学校園と連携し、自転車教室を受講する児童の保護者に対して、同教室への参加を積極的に呼びかけるなどの取組を行う。  
 ⑩「ながらスマホ」や「歩きスマホ」については、自転車適正利用指導や交通安全教室など様々な機会を捉え、引き続き、指導・啓発を実施するほか、実態把握に努め、取組内容を検討する。  
 ⑪引き続き、高齢者交通安全指導員を通じ、交通安全だよりの配布などによる地域への啓発を行うなど、高齢者の事故防止に向けた取組を進める。  
 ⑫桂木交差点の改良工事を確実に完了させる。また、今後も子どもの移動経路にある危険箇所に必要な対策がとれるよう、点検・対策・効果検証のサイクルを庁内で連携しつつ確立する。

#### 主要事業の提案につながる項目

**【防犯力の高い地域コミュニティづくり】**  
 ⑦利用状況や形態が公道と類似している私道の町会灯に対して、助成制度の創設に向けた検討を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	02	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。
担当当局	危機管理安全局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 尼崎市で安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合	↑	60.7	%	40.7	38.2	41.2	38.1	44.0		72.5%
B 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	117	台	570	319	257	158	131		89.3%
C 市内の自転車盗難認知件数	↓	1,162	件	2,256	2,193	1,729	1,502	1,233 速報値		94.2%
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	525	件	825	840	924	785	512		100%
E 自転車走行環境の整備割合	↑	32.6	%	5.0	9.7	16.6	21.8	23.6		72.4%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■自転車総合政策の推進	総合戦略 ⑤・⑥
<p><b>【自転車総合政策の推進】</b>                      (目的)自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置付け、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進する。                      (成果)①「尼崎市自転車まちづくり推進計画」(平成30年3月策定)について、都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)の解決が進んでいることから、都市魅力(観光振興や環境負荷の低減等への活用)に向けた内容へと改定し、併せて、自転車活用推進法に基づく国や県の自転車活用推進計画の市町村版として位置付ける改定を行った。市内の自転車盗難認知件数と自転車関連事故認知件数は、計画の改定にあわせて目標値を変更した(C:1,661件→1,162件、D:608件→525件)。(目標指標A~D)                      ②尼崎市自転車総合ポータルサイト「尼っ子リンリン」及び同Twitterを活用し、都市魅力への自転車活用に関する情報や、都市課題の解決に向けた取組情報など、最新情報の発信を行った。また、同サイトに、尼崎城を中心とした城下町と寺町、近松門左衛門ゆかりの地など文学の足跡を自転車で巡る散歩マップ及びキッズ向け交通ルールテストといった新たなコンテンツを追加した。(目標指標A)                      ③自転車のまちづくりに取り組む「グッと！尼っ子リンリンサポーター」の活動をホームページで周知するなどPRを行った。(目標指標A)                      (課題)①本市の自転車のまちづくりのうち、都市魅力(観光振興や環境負荷の低減等への活用)への転換について、具体的な取組を進める必要がある。                      ②ポータルサイトのうち、市民等による意見投稿機能の利用が少なく、市民等からの意見や情報収集が不十分であるため、更なる周知が必要である。                      ③サポーターについては、新たな応募がなく自転車のまちづくりの浸透が不十分であるため、制度の検証が必要である。</p> <p><b>【都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)への対応】</b>                      (目的)自転車関連の事故や盗難、駅前の放置自転車の問題などの都市課題について、行政や市民、事業者等の取組により改善を図る。                      (成果)④令和元年度から実施した、土曜日の放置自転車撤去の実施回数を増やし(4回→7回)、平日以外の放置自転車の縮減を進めた。また、夜間における一部の店舗前路上の迷惑駐輪に関して、店舗事業者と協力を要請するなどの取組を行った。(目標指標B)                      ⑤緊急事態宣言発令に伴う学校の休校措置等により、駐輪場を利用することがなくなった期間を含む定期券について利用期間の振替を実施した。(対応件数:625件)                      ⑥令和2年の自転車盗難認知件数は1,233件(速報値)となり、自転車盗難対策(アラーム)の効果もあって大幅に減少したが、新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛なども影響していると考えられる。(目標指標C)                      ⑦自転車関連事故対策として、重点地区である園田小学校区において、自転車適正利用指導などを継続的に行うとともに、同小学校区の地域の方々にも参加を働きかけ、地域と連携して啓発を行うなどの取組を進めた結果、市内全域の自転車関連事故認知件数は、対前年比で約35%減少した。(目標指標D)                      (課題)④夜間の店舗利用者の一時的な放置への対策については依然課題の解決に至っていないことから、引き続きの取組とあわせて新たな対策が必要である。                      ⑤市職員の対応業務のうち、撤去すべき放置自転車等の特定と保管所における返還料徴収業務について、効率的な事業執行となるよう見直しを進める必要がある。                      ⑥自転車盗難について、引き続き、更なる減少に向けた取組を進める必要がある。                      ⑦地域の方々と連携し取組を進めたが、その効果について、引き続き検証していく必要がある。また、自転車関連事故において相手方の多くを占める自動車に対する対策として、自動車運転者への指導・啓発を行っていく必要がある。</p> <p><b>【自転車の更なる活用等】</b>                      (目的)自転車の活用等により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。                      (成果)⑧電動アシスト付自転車を好きなポートで借りて好きなポートで返せる「コミュニティサイクル実証実験(令和元年度)」については、鉄道駅相互間における南北方向の移動の利便性の向上に資する及び尼っ子リンリンロードなど新たな魅力の発見の手段となりうるという2つの効果が実証された。したがって、自転車を活用した魅力面への展開を図る取組として、令和3年度以降も民間事業者と共同で実施することとした。なお、自転車を貸し借りできるポートについては、維持及び拡大に努め累計28箇所となった。(目標指標A)                      ⑨自転車ネットワーク路線(山陽新幹線側道)における矢羽根型路面表示や補完路線(山手幹線)の自転車歩行者道における歩行者と自転車の分離通行を促すシールの設置など0.9kmの整備を行った。(整備済み延長約20.1km(R10までの整備計画延長85.2km)に対する整備割合:23.6%)(目標指標A・E)                      (課題)⑧主要駅前の民間駐輪場に市が無償で設置しているポートについては、令和4年度以降は有償となる可能性があり、事業規模の維持のためには、今後の財政措置について検討する必要がある。また、調整を継続中の歴史博物館などへの新たなポート設置について速やかに進める必要がある。                      ⑨自転車ネットワーク整備方針における未整備路線の着実な実施を図るため、地元や警察等と協議を進める。また、整備計画策定後5年が経過することから、県道等の整備進捗も踏まえ、整備路線の優先順位等の見直しが必要である。</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業における執行体制の見直し
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	借地駐輪場用地の見直し
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

**【自転車総合政策の推進】**

①引き続き、都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)の解決を推進するとともに、都市魅力(観光振興や環境負荷の低減等への活用)への転換を図る取組を進めていく。特に魅力面については、令和2年度に作成した散走マップの充実など現行事業の更なる推進に加え、今後の新たな事業実施についても積極的な取組を進める。

②ポータルサイトについては、定期的な情報発信を引き続き実施するとともに、市民等が意見や感想を投稿しやすいよう、新たなコンテンツの追加や意見投稿ページへの効果的な誘引を検討するなど、自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換し、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち「あまがさき」の周知を図る。

③引き続きサポーターの活動及び市の取組を周知すると同時に、同制度の検証を行い、新たなサポーターの応募に資するような周知を行う。

**【都市課題(自転車関連の事故、盗難、放置)への対応】**

④駅周辺の夜間における店舗前路上の迷惑駐輪対策として、市内6駅の啓発業務を18時から19時まで延長し、近隣駐輪場への誘導など夜間の放置対策の強化に努める。

⑤駅前放置禁止区域内における放置自転車等の撤去業務及び保管返還業務について民間事業者への委託を拡大し、執行体制の見直しを行う。

⑥より詳細な発生時間帯分析に基づき、自転車盗難の多発する集合住宅の駐輪場における対策を進めていく。

⑦生活道路における自転車関連事故が多発している下坂部小学校区を3箇所目の重点地区として選定し、対策を講じていくとともに、地域の方々の取組効果を検証し、より効果的な手法への見直しを行う。また、自動車運転者に対する対策として、企業等を通じた啓発を行うとともに、自転車レーン上の違法駐車などについて条例に基づく指導・啓発を行っていく。

**【自転車の更なる活用等】**

⑧コミュニティサイクルについては、より利便性を高めるため、ポートの維持及び拡大に努める。

⑨令和2年度に引き続き、自転車ネットワーク路線や補完路線の整備を行う。また、自転車ネットワーク整備方針については、事業進捗を踏まえた中間総括を行う中で、整備路線の優先順位や整備手法を見直すとともに、自転車利用の啓発を含めた効果的な整備計画へ見直しを図る。

**評価と取組方針**

- ・自転車総合政策の推進については、自転車関連事故の件数は減少傾向が続いているが、小学校区別の重点地区における取組を他地区にも展開していく等、引き続きその対策を進めていく。また、自転車を活用した観光振興や健康増進等の取組についても、あわせて進めていく。
- ・コミュニティサイクルについては、利用状況のデータ分析を行い、観光振興等の側面からも事業効果を検証する中で、今後の展開を検討していく。
- ・自転車ネットワーク整備方針の見直しにあたっては、前期整備の中間総括を行うとともに、他の自転車を活用した取組等とあわせて、費用対効果を踏まえた戦略的な検討を行っていく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	12	生活安全	展開方向	03	消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
担当当局	危機管理安全局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 尼崎市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	90.0	%	82.7	80.2	86.0	86.5	89.3		99.2%
B 消費生活相談件数	↓	2,768	件	3,164	3,036	3,418	3,364	3,687		75.1%
C 市内の特殊詐欺認知件数	↓	83	件	37	85	121	48	91 速報値		91.2%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■安心できる消費生活を実現する環境づくり</p> <p>【消費生活情報の発信等】</p> <p>(目的)悪質商法やインターネットを介した詐欺、架空請求など、消費者被害が複雑化するなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済のための消費生活相談を実施するだけでなく、消費生活問題について、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となることで、消費者被害に遭わないよう備える必要があり、そのための支援策についても推進していく。また、高齢者を中心に被害が発生している還付金詐欺などの特殊詐欺についても、関係機関等と連携し、被害の未然防止を図る。</p> <p>(成果)①消費生活相談業務及び消費者啓発業務を委託していた尼崎消費者協会が解散することに伴い令和2年4月1日から直営化した。7月には、本庁舎内への移転により距離的な制約が解消されたことから、相談者の相談内容に応じた庁内各部局への案内や庁内各部局からの紹介の受け入れが速やかにできるようになり、市民の利便性の向上に寄与できた。(目標指標A・B)</p> <p>②県の消費者行政推進事業費補助金を活用したくらしのトラブル防止セミナーの実施により、地域社会における消費者自身の問題解決力強化による消費者被害の未然防止や、倫理的消費の普及促進や食品ロス削減推進講座の実施により、人や社会・環境に配慮した倫理的行動の意識醸成を図った。(目標指標A・B)</p> <p>③教育機関等と連携し、成年としての消費行動の心構えや契約の重要性など、若年層向けの講座や啓発等を実施するとともに、小・中学生向けには啓発チラシを作成し、市内の全児童生徒に配布するなど、若年層の消費者被害の未然防止を図った。(目標指標A・B)</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る対策として国が実施する施策に便乗した特別定額給付金詐欺やマスクの送り付け商法などが消費者問題として発生したことから相談件数は増加しており、消費者に対し適宜、注意喚起することで被害の未然防止を図るとともに、消費生活相談を行うことで、被害者救済を担った。(目標指標B)</p> <p>⑤令和2年の特殊詐欺認知件数は91件(前年比43件増)と大幅に増加する中、民生児童委員等の協力を得て、受話器を上げると注意喚起の啓発メッセージが飛び出す啓発手形POPを、詐欺被害に遭う可能性の高い高齢者宅の固定電話機に設置した。市内の特殊詐欺認知件数は、2年連続で目標を達成したため目標値を変更した(98件→83件)。(目標指標C)</p> <p>(課題)①直営化及び移転に伴う課題や改善された点などについて振り返りを行い、今後の業務運営につなげていく必要がある。また、デジタル化など情報化の進展にともない、消費生活相談の窓口へのアクセス手段の多様化に向けた研究が必要である。</p> <p>②倫理的消費の普及・促進及び食品ロスの削減推進については、消費者庁の動向を踏まえ取り組む必要がある。</p> <p>③成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月に施行されることに伴い、親権者の同意がなく契約などの法律行為が可能になることから、社会経験の少ない若年層を対象とした消費者教育を教育機関等と連携しながら推進し、若年層の消費者被害を未然に防止する必要がある。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国・県が実施する事業等に便乗した悪徳商法などの新たな事案の発生が想定されることから、こうした被害の未然防止に向け、迅速に取り組む必要がある。</p> <p>⑤高齢者を対象とした特殊詐欺の被害について、全国的には減少傾向にあるものの、本市においては、前年と比較すると大幅に件数が増加しており、被害の認知状況に大きな波があることから、引き続き関係機関と連携し、更なる被害の未然防止に向けて取り組む必要がある。</p> <p>【適正な計量の実施の確保】</p> <p>(目的)適正な計量の実施を確保することにより、消費者が商取引上の不利益を被らず、適正な商取引の安全の確保を行う。</p> <p>(成果)⑥適正な計量の実施を確保するため、計量法第20条に規定する指定定期検査機関として「一般社団法人兵庫県計量協会」を指定し、同法第19条に規定する定期検査及び特定計量器の使用、管理等の指導を委託し、実施している。(定期検査実績件数:検査戸数376、検査器数1,189、合格率1,180、合格率99%)なお、商品量目などの立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、令和2年度については実施を見送った。</p> <p>(課題)⑥商品量目などの立入検査は、新型コロナウイルス感染症の状況や他都市の実施状況に留意しながら実施の是非を検討していく必要がある。</p>
総合戦略	—

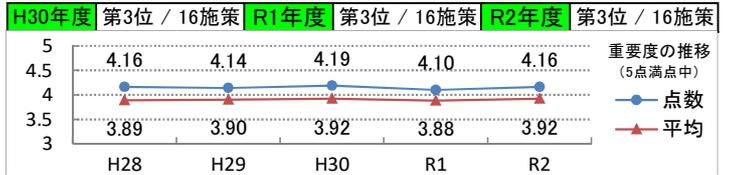
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	----------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・消費生活相談については、SNS等を活用した新たな相談体制の検討を進めるとともに、寄せられた相談内容の分析や効果的な情報発信を通じて消費者被害の未然防止へとつなげていく。

#### 令和3年度の取組

【消費生活情報の発信等】  
 ①巡回講座等の啓発活動を通じ、賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談を実施することで、被害にあった消費者を救済する両輪の取組で、消費者を支える。今後、消費者のより一層の安全・安心確保のため、直営化などに伴う課題、改善点や近年の相談者のニーズ等を検証する中で、情報化の進展に対応した相談のあり方や相談者の利便性の向上を図れるよう、研究を行う。  
 ②倫理的消費の普及・促進や食品ロスの削減を内容とする啓発講座の開催や啓発チラシの配布等を行う。  
 ③成人年齢引き下げの民法改正を直前に控え、改正内容や消費行動の心構えや契約の重要性などを身近に学習できる講座を、若年層に限らず広く実施する。  
 ④新型コロナウイルス感染症に係る対策として、国・県が実施する事業等に便乗した悪徳商法などの被害の未然防止を図るため、市報、ホームページ及び各種講座等による広報、啓発を積極的に実施する。  
 ⑤特殊詐欺については、犯行の手口や被害の特性等を分析した上で、被害が多発している日時や地域を対象に、警察等の関係機関と連携しながら、密度の高い対策を展開する。

【適正な計量の実施の確保】  
 ⑥新型コロナウイルス感染症の状況等に留意しながら、特定計量器の定期検査及び事業所への量目立入検査などを行うことにより、適正計量の実施・確保に努める。

#### 主要事業の提案につながる項目

【消費生活情報の発信等】  
 ⑤特殊詐欺対策については、これまでの事業成果と分析結果を踏まえながら、状況に応じてより効果的な取組を進めていく。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	13	地域経済の活性化・雇用就労支援	展開方向	01	製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。
担当当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市内事業所の利益計上法人の割合(尼崎市税務統計)	↑	43.2以上	%	43.2	44.5	45.8	47.2	44.3		100%
B 市内製造業の製造品出荷額(工業統計)	→	1,347,362	百万円	1,347,150	1,361,983	1,368,173	1,449,763	—		—
C AMPI機器利用・依頼試験件数	↑	1,146	件	1,156	1,192	1,257	1,075	1,025		89.4%
D										
E										

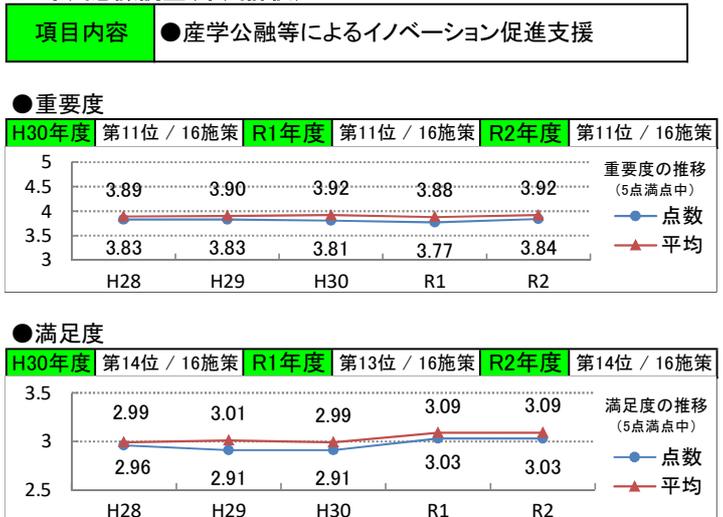
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■産学公融等によるイノベーション促進支援	総合戦略 ③・④
<p><b>【ものづくり産業、技術等支援】</b>                      (目的)労働生産性が高い「ものづくり」産業については、本市産業の中核として、イノベーションを軸に成長分野への積極的な展開を支援するとともに、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的発展と安定的な雇用の確保を目指す。                      (成果)①近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)の利用件数は、コロナ禍の中で減少したが、「製造業設備投資等支援補助金」における事前相談等の支援を通じ、接点のなかった事業者と関係を構築し、活動内容の理解と利用促進に努めた。(目標指標B・C)                      ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し「事業継続支援給付金」や「感染症拡大防止対策等支援補助金」等を交付した。                      ③外国人労働者の雇用状況について、実情やニーズを把握するため、市内企業から聞き取りを行った。                      (課題)①共同研究や技術相談等の件数が減少傾向にある中で、IoT対応など時代に相応した支援が必要である。また、施設や機器の老朽化、周辺環境、社会情勢等の変化を踏まえたAMPIの担うべき機能・役割を検証する必要がある。                      ②コロナ禍における経済状況の中でも、積極的に事業の展開に取り組む事業者に対して支援を行う必要がある。                      ③外国人材の受入れに際し、雇用環境整備を行うなど中小企業が社会的役割を果たせるよう支援する必要がある。</p> <p><b>【事業承継の円滑化に向けた取組】</b>                      (目的)全国的に事業所数の減少が著しく、廃業の増加等、地域産業活力が損なわれる懸念があるとともに、災害による事業中断・廃業の恐れもある。市内事業所の実態を把握するとともに、地域に根ざした健全な事業所の円滑な事業承継及び事業継続に向けた取組を促す。                      (成果)④事業承継セミナーは、新型コロナウイルス感染症のため開催中止となったが、事業承継バトンタッチ診断を新規3件実施した。                      ⑤産学官連携事業として精巧な予測データを用いた津波避難訓練を南部臨海部にて実施し、企業の減災意識の向上に努めた。                      (課題)④事業承継は、着手から実行に至るまで一定の期間を要するため、引き続き関係機関との密接な連携のもと、地域の中小企業経営者に対して事業承継対策の早期着手を促し、事業承継診断受診企業に対して、継続してフォローしていく必要がある。                      ⑤減災対策等の重要性については、業種を問わず、より多くの企業への啓発及び自主的な取組を継続して促していくことが必要である。</p> <p><b>【販路拡大・技術交流】</b>                      (目的)取引拡大や販路開拓への支援や本市産業の製品や技術力等の魅力発信の機会を増やし、市内企業の競争力強化を図る。                      (成果)⑥「あまがさき産業フェア2020」の開催中止を受け、非対面での商談マッチング等が可能なWebサイト「AmaLinks(アマリンクス)」を開設した。ビジネスマッチングに加え、就労機会の提供にもつながっており、計27社の出展があった。(ビジネス13社、就労14社)・ビジネスマッチング数:17件、問合せ30件以上・就労マッチング数:3件、問合せ70件以上&gt; (目標指標A)                      (課題)⑥新型コロナウイルス感染症の影響により対面での商談機会が減少する中、市内企業の競争優位性を高め、経営の安定化及び人材確保に資する施策の展開が求められる。</p> <p><b>【環境と産業の共生を目指す取組】</b>                      (目的)「市内の環境の向上」、「地域経済の活性化」を図る取組を推進し、地域経済の持続的な発展を目指す。                      (成果)⑦「SDGs企業登録事業」では、SDGs達成に資する取組を行う15社を登録し、事業者におけるSDGsの推進に努めた。                      ⑧「SDGs地域活性化基金」を新たに設置し、SDGs達成に資する市民の行動や、事業者の取組を促進することで、地域活性化につなげる。                      (課題)⑦⑧様々な事業所に対し、SDGsを普及啓発するとともに、積極的な参画を促していく必要がある。</p> <p><b>【ネットワーク】</b>                      (目的)産業振興・起業・雇用就労等に関する施策について、産業団体等と連携し、それぞれの強みを活かして効果的に推進する。                      (成果)⑨産業振興推進協議会や産業振興連絡会議は開催できなかったが、随時、産業団体等と、事業所の影響や市の施策の情報共有等を図ることで、「あま咲きチケット事業」や「事業継続支援給付金関係事業」等の有効な施策構築につなげることができた。                      (課題)⑨引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、産業振興連絡会議や事業所訪問等を通じて中小企業者の現状を把握し、各団体と連携しながら、効果的な施策に取り組む必要がある。</p> <p><b>【調査研究】</b>                      (目的)常に変化している経済動向や景況感等を把握するため、市内事業所の実態調査を行い、効果的な施策の構築を図る。                      (成果)⑩時宜に合ったテーマで実施する経済活性化調査では、新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響に関する調査を行い、現状や支援策のニーズ等を把握することができた。また、事業所景況調査(約1,000社/年4回実施)も継続して実施しており、様々な業種の景況感や課題を把握することができた。                      (課題)⑩調査結果を分析し、公表するだけでなく、産業施策を構築する上での基礎資料として活用するとともに、デジタル化に向けた調査手法を検討する必要がある。</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	コロナ対応小規模事業者向け製造業設備導入等支援事業
2	産業振興・雇用就労施策の再構築
3	産業・雇用就労オンラインシステム関係事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	中小企業国際化支援事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

令和3年度の取組	
【ものづくり産業、技術等支援】	①事業者の新技术・新製品の開発とともにIoT化の導入など、競争力向上の取組を支援する。また、AMPI及びものづくり支援センターの今後のあり方についての検討を進める。
	②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた製造業小規模事業者に対し、生産活動の活性化や技術力向上を目的とした「コロナ対応小規模事業者向け製造業設備導入等支援事業」を実施する。
	③関係機関と連携し、国際化支援コンソーシアムを設立し、外国人材に係る問題やニーズ等の意見交換を行い、人材確保及び適切な雇用環境整備につなげる。
【事業承継の円滑化に向けた取組】	④事業者の廃業を防ぎ経済活動を維持するため、事業所訪問や産業団体と連携した啓発及び専門家による助言を実施し、円滑な事業承継を促す。
	⑤令和2年度取組をモデルケースとし、減災アドバイザー等との連携協力体制をより強化し多くの事業者に本事業への参画を働きかけ、減災意識向上に努める。
【販路拡大・技術交流】	⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する製品等を市内外にPRする「コロナ対策プロダクツ認証事業」を実施するとともに、出展支援等の販路拡大を含めたポストコロナに対応した事業を検討し、市内企業の魅力発信及び競争力強化を図る。また、市内企業情報や雇用就労情報を集約し、ビジネスマッチングや雇用就労支援等に活用できるポータルサイトを令和4年1月に本格稼働する。
【環境と産業の共生を目指す取組】	⑦登録事業者のPRを行うとともに、AG6などの産業団体等と連携して、SDGsの普及啓発や具体的取組に向けた支援を行う。
	⑧企業版ふるさと納税を活用し、SDGs地域活性化基金の周知を図るとともに寄付をいただいた企業の紹介、基金活用事例を明示することで、多くの企業からの賛同を得られるよう市ホームページ等で公表し、企業PRIにもつなげる。
【ネットワーク】	⑨産業振興推進協議会等を活用する中で、新型コロナウイルス感染症による影響を把握し、ニーズにあった施策を検討する。
	また、既存の会議体の整理や情報共有ツールの作成を行い、外部評価の仕組みを再構築する。
【調査研究】	⑩尼崎地域産業活性化機構とともに市内企業の新型コロナウイルス感染症の企業活動への影響に関する継続調査を実施し、今後のより一層の効果的な事業構築につなげる。また、システム更新に併せて、オンライン調査導入も検討する。

評価と取組方針	
・コロナ禍において実施した事業者支援について、課題を振り返るとともに、支援を通してできた事業者とのつながりを継続していくことで、今後の取組に活かしていく。	
・新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、事業所数は減少傾向にあるが、廃業の要因を分析し、事業承継・事業継続につなげることができる支援策を検討する必要がある。	
・新型コロナウイルス感染症の影響で企業訪問はできなかったが、訪問するという姿勢は維持し続けるとともに、企業訪問情報を一元化したデータベースを作成する。	
・「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるにあたっては、市内事業所への影響を踏まえながら必要に応じて支援策を講じていく。	
・経済施策の実施にあたっては、費用対効果を見据えた効果検証が重要であることから、引き続き、より適切な成果指標の設定も含めた検討を行う。	
・本市の現状の取組を記載している経済白書については、より多くの人に親しみを持ってもらえるようコンパクトにリニューアルするとともに、ツールとしての機能を高め施策展開に活かしていく。	

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	13	地域経済の活性化・雇用就労支援	展開方向	02	本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。
主担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市内事業所の利益計上法人の割合(尼崎市税務統計)	↑	43.2以上	%	43.2	44.5	45.8	47.2	44.3		100%
B 市の施策を利用して固定資産の取得等を行った事業所数	↑	10	件	11	5	6	9	5		50.0%
C 市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合	↑	85.1	%	85.1	83.4	84.2	87.2	90.5		100%
D 尼蒔栽培(援農)ボランティアの活動延べ人数	↑	935	人	902	744	524	528	450		48.1%
E 尼崎市公設地方卸売市場年間取扱金額	→	11,829	百万円	11,561	10,778	8,742	8,220	8,720		73.7%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■地域に根ざす産業集積支援</p> <p>【企業投資活動の促進】                      (目的)企業の設備投資の促進や市外転出の抑制、さらには転入促進を図る。                      (成果)①製造業を中心に企業投資活動促進制度の利用が5件、先端設備等導入計画の受理が50件で設備投資等が多く見られた。(目標指標A・B)                      (課題)①新型コロナウイルス感染症の影響により、景気回復は依然厳しい状況の中、尼崎市内での事業活動を希望する事業者へ施策を周知し、投資活動を促進するとともに、事業効果の検証を行う必要がある。</p> <p>【商業活性化の取組】                      (目的)市場・商店街等の魅力向上や地域活性化に資する、商業者の主体的かつ意欲的な取組を支援する。                      (成果)②電子地域通貨「あま咲きコイン」の実証実験を行い、電子版プレミアム付き商品券(プレミアム率20%)の販売や決済額に応じた買い物ポイント還元(還元率5%)の実施(加盟店469店舗)、SDGsに沿って市が実施する事業への参加に対してポイントの付与を行うとともに、本市の既存のポイント制度(未来いまカラダポイント、クールチョイス等の計33事業)を統合するための取組を実施した。(目標指標C)                      ③飲食店等へ「あま咲きチケット事業」(参加店舗564件)や、「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」(281件)を実施した。                      (課題)②「あま咲きコイン」の本格導入時においては、安定した運営システムの構築や制度内容の周知など多方面のニーズを反映した運営を図る必要がある。                      ③新型コロナウイルス感染拡大の影響は継続しており、依然厳しい経営を余儀なくされる事業者に対して支援策を講じる必要がある。</p> <p>【農業振興】                      (目的)市内産野菜の愛称「あまやさい」を用いた市内産野菜のPRや、営農者への支援を行うことで都市農業の存続を図る。                      (成果)④都市農業の存続を目標とした有効な農業支援の基本的な考え方を整理した。また、有機肥料や結束帯など既存の補助メニューに、農業残さの処理、ハウスや農機具の購入等のメニューを追加するなど、農家ニーズに合わせた制度変更を行った。「あまやさい」のPRについては観光案内所で販売を行うなど、農地の少ない市南部における周知を図るほか、尼蒔などの伝統野菜に関しても引き続き普及に向けた活動を行い、都市部における本市の農業の持続的な振興に取り組んだ。(目標指標D)                      (課題)④都市農業を存続させるため、より農家ニーズに沿った効果的な支援策を継続して行う必要がある。</p> <p>【公設地方卸売市場】                      (目的)生鮮食料品等の安定供給・取引の適正化を図り、市場の適正運営の確保、安心できる消費生活の実現に資する。                      (成果)⑤場内事業者の経営や市場活性化関連の事業において、新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、市場を閉鎖することなく、昨年度を上回る取扱高を確保するなど、生鮮食料品等の安定供給という役割を果たした。(目標指標E)                      ⑥今後の市場のあり方については、市場規模や機能、事業・契約手法の決定に向け、場内事業者には継続意向や必要面積、消費者や利用者にはニーズ、民間事業者には事業参画の条件などを調査し、各々の分析を進めた。                      (課題)⑤コロナ禍の中での事業継続とコロナ禍収束後の市場の活性化、取扱高の増加が課題であり、場内事業者と連携した集荷・販売力強化への取組を進める必要がある。                      ⑥市場規模や事業手法等は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、慎重に判断する必要がある。</p>
行政が取り組んでいくこと	<p>■企業の魅力発信支援</p> <p>【企業の魅力体感・課題解決】                      (目的)取引拡大や販路開拓に対する支援や本市産業の魅力発信の機会を増やすことで、地域に根ざす企業を増やしていくとともに、若者の社会人基礎力の養成と、企業の課題解決や魅力向上を図る。                      (成果)⑦新たな試みとしてリモートを活用した実践型インターンシップ(長期・短期)を実施したことにより、関東から学生の参加もあり、コロナ禍でも学生の受入れ人数の維持ができた。長期実践型インターンシップ(企業4社、学生9人受入)では、企業の課題解決の一助となる取組を行い、短期インターンシップ(企業13社、学生27人受入)では、高校生の参加が増えたため、受入れ人数が増加した。                      (課題)⑦採用活動につながる人材確保や社内の活気づけ等といった受入メリットのPRや普及への働きかけを行い、受入事業者のさらなる拡大に努める必要がある。また、リモートでの実施に伴う事業者へのサポートが必要である。</p> <p>【若手技能者の定着】                      (目的)市内製造業の若手技能者が一堂に会して技術を競うことで、技術力及び定着率の向上とともに所属企業等のPRを図る。                      (成果)⑧新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の「第5回尼崎ものづくり未来の匠選手権」は開催中止となった。                      (課題)⑧新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢を鑑み、技能者が安心して参加できるような開催方法を検討の上、PR・周知に努める必要がある。また、組織の垣根を跨いだ交流機会の創出や、技能伝承の仕組みづくりに資する取組を進めることに加え、競技種目の拡充・変更等についても検討していく必要がある。</p>

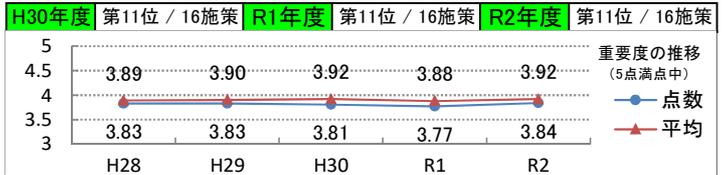
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	産業振興・雇用就労施策の再構築
3	都市農業活性化推進事業
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	SDGs地域ポイント制度推進事業
2	マイナポイント関係事業
3	尼崎市商業活性化対策事業(まちなか再生協議会等運営支援事業)
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	新規就農者支援事業
2	
3	
4	
5	

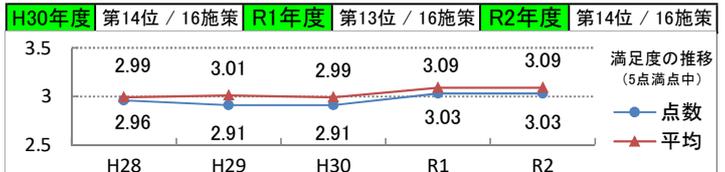
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域に根ざす産業集積支援</li> <li>●企業の魅力発信支援</li> </ul>
------	---

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あま咲きコインについては、コロナ禍における事業者支援やキャッシュレスの推進といった視点を持ち、実証実験を行った結果、469店舗の加盟店において5億円近い利用実績があった。</li> <li>・今後、その効果の検証・分析を進めていく必要がある。あわせて、公共施設での支払いを可能とするなど、他の仕組みとの差別化を図るとともに、加盟店負担のあり方など、自走可能な仕組みを検討していく。</li> <li>・実践型インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインで実施した。オンラインでの実施は、受け入れ側の事業者の意識改革にもつながるとともに関東圏からの参加もあり、Uターン就職等にもつながる可能性が見込まれることから、今後も継続して実施していく。</li> <li>・公設地方卸売市場の今後のあり方については、市場関係者のみならず、広く情報共有する中で、検討していく。</li> </ul>

令和3年度の取組
<p><b>【企業投資活動の促進】</b>            ①事業者の投資活動について、本市がワンストップ窓口の役割を果たす中で、国や県の施策や本市独自施策をより一層PRしていくとともに、制度利用事業者へのヒアリングを実施し、効果検証を行う。</p> <p><b>【商業活性化の取組】</b>            ②③電子地域通貨「あま咲きコイン」の実証実験の検証結果を踏まえ、令和3年度より本格導入し、SDGsポイントの付与事業の拡充、「あま咲きコイン」購入時及び決済時のポイント還元事業の実施、加盟店の一層の開拓、さらに公共施設での使用料の支払いにも対応できるよう利用価値の更なる向上に向けた取組を推進する。また、将来的に自走化できる仕組みの構築に向け取り組む。</p> <p><b>【農業振興】</b>            ④引き続き「あまやさい」のPRに努めるとともに、令和3年度から制度変更を行った「都市農業活性化推進事業」について広く周知する。また、市内農家の声を参考に補助メニューを改善するなど、より効果的な農業支援策を行う。</p> <p><b>【公設地方卸売市場】</b>            ⑤新型コロナウイルス感染症対策を継続する中で、場内事業者の集荷及び販路開拓事業を支援するとともに、市場の利用促進及び新規顧客獲得を目的とする市内小売業者等に対するPR事業等を展開し、市場の活性化を図る。また、場内事業者の経営状況を改善する一助として、財務検査等を実施する。            ⑥「今後の市場のあり方」については、新型コロナウイルス感染症に係る市場環境の変化、場内事業者への影響、民間事業者の参画動向を十分に把握、分析し、同感染症の状況に応じて適切に判断していく。</p> <p><b>【企業の魅力体感・課題解決】</b>            ⑦引き続きリモートを活用した実践型インターンシップを行うとともに、受入れ事業者の拡大に向けて、人材確保のみならず様々な角度から受入れメリットをPRし、引き続き事業者への働きかけを行う。</p> <p><b>【若手技能者の定着】</b>            ⑧新型コロナウイルス感染症による影響が引き続き見込まれる中、令和3年度の開催可否の判断と共に情勢に即した取組を検討する。</p>

### 主要事業の提案につながる項目

--

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	13	地域経済の活性化・雇用就労支援	展開方向	03	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。
主担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 求人充足市内事業所数(延べ件数)	↑	75	件	57	105	82	85	44		58.7%
B 窓口相談件数(延べ件数)	↑	1,800	件	1,054	1,677	1,464	1,491	985		54.7%
C 労働相談件数	↑	150	件	94	101	73	51	89		59.3%
D キャリアアップ支援事業のうち、しごと塾の参加者数	↑	60	人	44	124	97	133	67		100%
E 従業員の健康づくりに取り組む事業者数	↑	40	社	25	44	77	102	110		100%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援	総合戦略 ②・③
<p><b>【個別丁寧な雇用・就労マッチング】</b>                      (目的)産業施策として企業の人材確保を支援するため、市内企業に対し企業が求める人材のあっせんを通じて雇用支援を行うとともに、市民に対して相談・無料職業紹介を通じて就労支援を行う。                      (成果)①コロナ禍の影響で、雇用対策協定に基づくハローワーク尼崎内での本市就労支援窓口の案内や若者サポートステーション等の関係機関との連携、企業訪問等に支障を来したことから、新規求職申込者数(125人)が前年度(過去最高214人)を大幅に下回った結果、求人を充足した市内事業所数及び窓口相談件数が減少した。こういった中、昨年8月以降、雇用就労支援員等をしごと・くらしサポートセンター尼崎北に派遣して庁内連携を強化し、求人企業開拓員による阪神間の各種専門学校訪問(33校)を新たに実施するなど、一般求職者の窓口への勧誘に注力したことで、新規求職申込者数が年度当初の厳しい状況から前年度の約60%の水準まで回復した。(目標指標A・B)                      (課題)①市内の雇用情勢は、有効求人数が対前年度(月平均)で約25%減少(R1年度9,281人⇒R2年度7,016人)しており、多くの事業所が採用を手控えていると見られる一方、新規の求職申込件数は対前年度(月平均)でほぼ変動がない(R1年度1,317件⇒R2年度1,330件)状況である。これは、新型コロナウイルス感染症関連の各種給付金や補助金等の効果によるものと推察され、こうした効果が薄れた際には、急激に求職活動が活発化すると予測されることから、雇用就労支援施策を更に充実させていく必要がある。</p>		
<p><b>【労働相談】</b>                      (目的)職場における労働トラブルに対する相談者の悩みや不安の解消と、相談者自身による早期の課題解決をサポートするため、専門の相談員が必要な指導、助言等を行うことで、勤労市民の就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。                      (成果)②コロナ禍の影響で、解雇や契約打ち切り、休業補償といった雇用関係の相談が多く寄せられ、上半期だけで昨年度を上回る相談件数(58件)があったが、下半期の相談件数の伸びは鈍化している。(目標指標C)                      (課題)②相談窓口の存在が広く知られていないことに加え、実施体制が相談者の希望する日時等に対応できていないケースもあることから、労働相談機能を持つ公的団体や兵庫労働局等の関係機関とさらに連携する必要がある。</p>		
<p><b>【キャリアアップ支援事業】</b>                      (目的)企業が求める即戦力として必要な人材を育成するため、求職者に対し、セミナー・業務内容説明会・職場体験から、就職マッチングまでを一括して行う「しごと塾」を実施し、市内企業の人材不足の解消と求職者の早期就労を図る。                      (成果)③計2回開催し、参加者は67人、うち就職者数は22人となった。(目標指標A・D)                      (課題)③コロナ離職に対応するために、これまで以上にセミナーの内容を就職に直結する形で構築する必要がある。</p>		
<p><b>【雇用創造支援事業】</b>                      (目的)市内企業の人材確保を図るため市内企業の魅力・情報を発信するとともに、新卒者等対象の合同就職面接会・説明会等を実施し、市内事業所への求人を充足する。                      (成果)④2020大卒等マッチング面接・説明会あまがさき(企業11社、参加者数17人、内定者1人)、採用力向上セミナー(企業18社、参加者数20人)、合同企業説明会(企業4社、参加学生34人)を実施したほか(目標指標A)、大学に市内企業大卒求人ファイルの配架(15大学28冊)や大卒求人ファイルを小型化した企業PR冊子を配布することで、市内企業の魅力・情報発信を行った。                      (課題)④セミナー参加企業へのアンケートを行った結果、採用基準の設定方法、内定承諾率の向上策や採用活動に伴うWeb、SNSの活用方法などを知りたいとの要望があったことから、引き続き、企業側採用担当者等の人材確保に対する意識改革を進めるとともに、オンラインを活用した採用広報活動の推進が必要である。</p>		
<p><b>【企業内人権研修推進事業】</b>                      (目的)市内企業に対し、様々な人権問題について正しく理解してもらう場を提供し、人権意識の啓発、高揚を図る。                      (成果)⑤企業向け人権啓発については、リーフレット等の配布や「LGBTQ+に対する理解促進」をテーマに講演会(参加:18社22人)を実施した。また、企業人権・同和教育合同研究会事務局業務を委託したことで、業務の効率化が図れた。                      (課題)⑤外国人労働者の増加が今後も見込まれるため、外国人労働者の人権問題をテーマとした研修を実施する必要がある。また、引き続き人権問題に対して関心の低い企業にアプローチし、会員拡大に努める必要がある。</p>		
<p><b>【健康経営】</b>                      (目的)生産性の向上、企業イメージ向上などの効果が期待できる従業員の健康づくりに取り組む中小企業に対するインセンティブとして、取組の後押しや企業PRなどに関する支援を行うことにより、市内企業における健康経営の取組を促進する。                      (成果)⑥従業員の福利厚生への向上の観点や学生の就職判断基準等からも、健康経営の必要性の理解が進み、市内事業所では補助金制度が無くとも健康経営に取り組もうとする機運が高まっていることから、令和2年度で事業を終了した。(目標指標E)</p>		

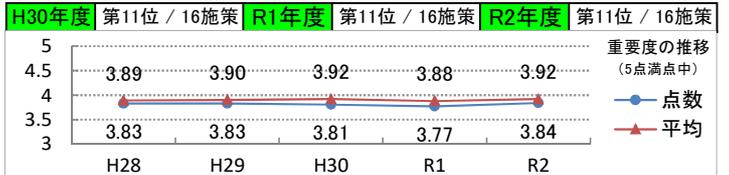
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	産業振興・雇用就労施策の再構築
2	コロナに負けるな合同就職面接会開催事業
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	企業人権・同和教育合同研究会の事務局運営手法等の見直し
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●動きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・雇用就労支援については、新規求職申込件数に大きな変化はないものの、しごと・くらしサポートセンターには多くの人が訪れている。引き続き、相談状況や国制度の切れ目を見据え、しごと・くらしサポートセンターと連携し、早期に就労が見込める方については、サポートを丁寧に行うなど、確実に就労につながるよう取り組んでいく。

#### 令和3年度の取組

**【個別丁寧な雇用・就労マッチング】**  
 ①ハローワーク等の関係機関や大学等と連携を図るとともに、庁内ではしごと・くらしサポートセンターや外国人総合相談窓口と一体的な支援体制を構築することで、年齢、性別、経歴、国籍、希望等が異なる様々な層の求職者に対して、個別丁寧な雇用就労支援を展開していく。合わせて「コロナに負けるな！合同就職面接会」(6月17日、9月8日実施予定)を実施し、コロナ禍の影響により、離職を余儀なくされた方等の早期の就労及び人材確保に悩む市内企業とのマッチングの機会を増やしていく。

**【労働相談】**  
 ②中核市4市(NATS)の連携による労働相談窓口の相互利用に加え、国の労働条件相談「ほっとライン」を併せて案内することで、平日休日昼夜間の相談に対応できる形を構築し、相談者の利便性の向上を図る。また、就労相談窓口とセットで、市報(4月号特集ページ)やSNS、コミュニティ連絡板等を活用した広報に取り組む、窓口利用者の増加に注力する。

**【キャリアアップ支援事業】**  
 ③従来のセミナー内容を一新し、パソコン講座やオンライン面接対策など、より就職に直結する内容へと転換するとともに、しごと塾生にとって魅力的な求人企業を開拓し、事業参加を積極的に求めていくことで、就職マッチングにつなげていく。

**【雇用創造支援事業】**  
 ④採用力向上セミナー及び合同企業説明会(3回)を開催する。また、参加企業に対しては、説明会参加学生を採用に結び付けられるよう、継続的な支援を個別に行うとともに、企業採用担当者等に対して、オンラインでの採用活動の必要性や人材確保に関する意識改革の必要性について、セミナーを通して働きかける。

**【企業内人権研修推進事業】**  
 ⑤今日的な人権問題をテーマとした研修を実施するとともに、機会を捉えて外国人労働者の人権問題についても周知を図る。加えて、会員拡大やリーフレット配布等により人権意識の啓発・高揚に努める。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	13	地域経済の活性化・雇用就労支援	展開方向	04	起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。
主担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 事業所新設率の全国との比較	→	0.6以上	ポイント	0.6 (H26) 本市7.1 全国6.5	0.0 (H28) 本市5.0 全国5.0	0.0 (H28) 本市5.0 全国5.0	0.0 (H28) 本市5.0 全国5.0	0.0 (H28) 本市5.0 全国5.0		0%
B 創業支援事業計画に基づく施策を利用して創業した者の数	↑	92	件	60	34	86	74	40		43.5%
C アビーズ利用者の起業後3年間の企業生存率	→	88.1	%	—	100	100	100	98.5		100%
D インキューベーションマネージャーによる創業に関する相談件数	↑	900	件	644	780	953	963	735		81.7%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■ 起業促進支援	総合戦略 ③
<p><b>【創業支援】</b>                      (目的) 創業者を支援することで創業の実現及び事業の早期安定化を促進するとともに雇用の創出などによる本市地域経済の好循環を図っていく。                      (成果) ①令和2年7月に尼崎創業支援オフィス「アビーズ」に併設する形で、兵庫県が新たに「起業プラザひょうご尼崎」(9室中8室入居R3.4現在)をオープンし、スモールオフィス機能は拡充された。また、兵庫県との連携が強化されたことにより、施設面だけではなく、ソフト面では、セミナーの共催や月1回以上の情報交換会等を行うことで、アビーズと一体で利用者等への支援に取り組むことができた。(目標指標A・B・C・D)                      ②新型コロナウイルス感染症の影響により、通常のセミナー等は開催出来なかったが、オンラインを活用し、セミナー・交流会(14回、218人)やインキューベーションマネージャー(IM)による相談等を実施した。(目標指標A・B・C・D)                      ③また、景気が冷え込んでいるため、創業者にとっては厳しい環境が続く見込みではあるが、20代などの若い世代や、ポストコロナを見据えたIT等のデジタル技術を取り入れた新たなビジネスモデルなどの創業希望者の相談が増えている。(目標指標A・B・C・D)                      ④5回目を予定していたあまがさきビジネスプランコンテストは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、実行委員会である産業団体や金融機関との創業支援の情報交換の場において、今後の連携事業などを検討した。(目標指標A)                      ⑤ソーシャルビジネスに取り組む人やフリーランスで活動する方への新たな支援手法等について、関係部局や関係団体等と意見交換を行った。(目標指標A)                      ⑥開業後、事業安定に向けて取り組む起業家に対し、エーリック賃貸オフィスの賃料補助(継続入居5件、新規入居2件)を実施し、財務基盤の安定に寄与するとともに、令和2年度より新たな登録IMによる積極的な相談業務を実施し、利用実績の増加へとつなげた。(利用実績: R1年度0件→R2年度5社22件)                      (課題)                      ①②③新型コロナウイルス感染症の影響により、創業予備軍への情報発信としてオンラインセミナー等を開催したが、セミナー参加だけに留まり、効果的な創業者の発掘につなげていない。                      ②③ポストコロナ時代を見据え、データとデジタル技術を活用して、製品やサービスのビジネスモデルを変革するなどのDX化が加速することが想定されるため、DX関係のセミナー等を開催し、創業者の競争力を高めていく必要がある。                      ④ビジネスプランコンテストは、他のコンテスト等と差別化を図るため、SDGsなどテーマを絞った取組を検討する必要がある。                      ⑥エーリックの賃貸オフィスに入居する起業家に対する経営相談については、入居者のニーズを把握し、さらなる利便性向上を図る必要がある。</p> <p><b>【金融支援】</b>                      (目的) 金融機関から必要な資金を有利な条件で借り入れできる制度により、事業者の資金需要に応える。                      (成果) ⑦セーフティネット保証認定は過去最高件数となり、事業者の資金需要に応える結果となった(認定件数: R1年度324件→R2年度6,519件)。新型コロナウイルス感染症への対応としては、4月20日から事業者向け臨時相談窓口会場を設置し、各種支援策の紹介や金融機関と連携した経営相談等を休日を含めて行った。                      ⑧国の給付金の支給に一定の時間を要することが見込まれたため、「市内テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付」(貸付件数457件、貸付金額163,245千円)を創設し、申請から1週間以内の迅速な貸付を実施した。また、返済方法についても新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、返済期限の延長や分割返済を行えるよう制度を変更した。                      (課題) ⑦⑧新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が運転資金を確保し事業継続するための支援を、産業団体等と連携して行う必要がある。また、緊急つなぎ資金貸付についても適切に回収する必要がある。</p>		

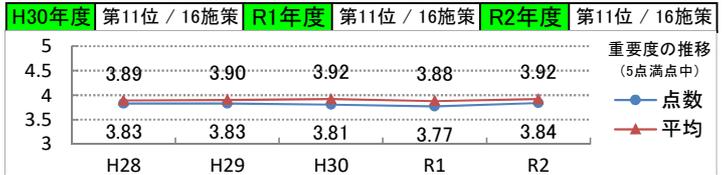
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	中小企業資金融資制度関係事業(信用保証料補助金)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●起業促進支援
------	---------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・市内のsmallオフィス機能については、兵庫県の「起業プラザひょうご尼崎」が開設され、アビーズと連携して支援を行うなど、ハード・ソフト両面で拡充されている。コロナ禍においても、創業に向けて取り組む人を応援できるよう、引き続き、兵庫県とも連携し、支援していく必要がある。

#### 令和3年度の取組

**【創業支援】**  
 ①創業者の発掘については、引き続き効果的な発掘手法等を検討するとともに、兵庫県や関係団体等と連携し、アビーズ以外の場所でPRの機会を設け、支援内容や取組内容の周知に取り組む。  
 ②③ポストコロナを見据え、DX化が加速していくことが見込まれることから、事業を継続し拡大していくため、ITやDXを活用するためのセミナーを重点的に開催するなど創業者の育成等に力を入れて取り組む。  
 ⑥IMのノウハウを通じて、エーリックに入居する起業家の多様なニーズと合致する最適な専門家へのマッチングを図る。また、アビーズ卒業生に対してエーリックへの入居を誘導するなど、継続して市内で事業展開ができるような支援体制の充実を図る。

**【金融支援】**  
 ⑦引き続き兵庫県中小企業融資制度の創業関係融資(新規開業貸付・第二創業貸付)及び、市内中小企業が自社のSDGs推進を目的に受ける融資への信用保証料補助を実施することで中小企業者の資金需要へ対応する。新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した中小事業者からのセーフティネット保証認定を、提出書類の簡素化等、実情を踏まえて柔軟に行い、事業者の資金繰りを支援する。  
 ⑧緊急つなぎ資金貸付金の回収については、電話・文書・訪問による催告を行い、事業者の経営状況を考慮した納付相談を行う。

#### 主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	14	魅力創造・発信	展開方向	01	まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。
担当当局	総合政策局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合	↑	66.0	%	42.6	34.8	52.6	58.9	56.6		85.8%
B ニノ國サイトのページビュー数(月平均)	↑	14,500	回	—	11,336	11,904	12,881	10,960		75.6%
C 日刊5紙への尼崎市に関する記事掲載件数	↑	2,050	件	—	1,702	1,800	1,608	1,273		62.1%

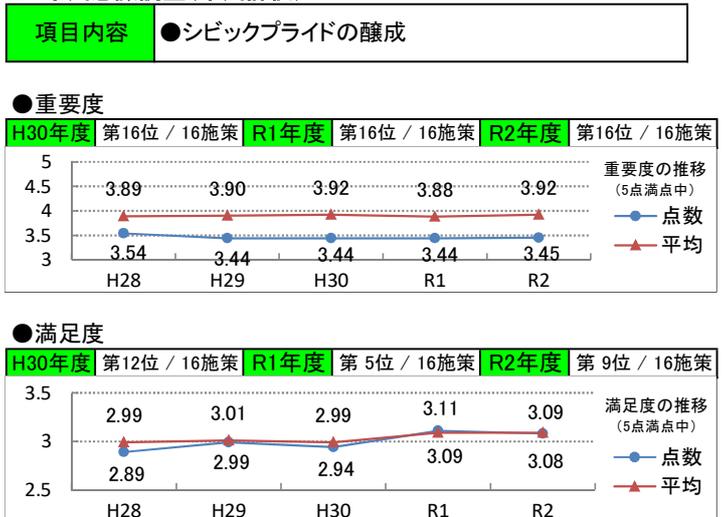
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■シビックプライドの醸成</p> <p>総合戦略 ⑤</p> <p>【情報発信力の強化】                      (目的)まちの魅力および全庁的な情報発信力を強化し、市民や尼崎に関わる人のまちへの愛着と誇りをさらに高める。                      (成果)①情報発信支援業務委託のなかで、PRやコミュニケーション分野で高い専門知識や実践経験を持つ事業者から次のとおり全庁横断的な情報発信に係るアドバイス等の支援を受け、本市の知名度向上及びイメージアップにつなげている。(目標指標A・C)                      ・週2回広報アドバイザーが庁内に常駐し、各所属の情報発信に係るアドバイスを受け、チラシデザインや記者発表資料、窓口表示の改善等につなげた(延べ相談件数105件)。                      ・コロナ禍において需要が高まった動画配信について、撮影・編集の研修を実施したほか、市公式YouTubeを開設し、時宜に応じた効果的な情報発信につなげた。                      ・各所属で開設しているSNSの発信状況を調査し、発信頻度の少ない場合は市代表SNSを活用することを提案し、実際にアカウントを閉鎖した事例もあった。また、SNS勉強会を実施して各媒体の特性を知ること、それぞれの所属が発信したい情報、届けたいターゲットに適した効果的な発信につなげた。                      ・写真をメインに「尼崎らしさ」をビジュアルでまとめた冊子を作成し、市内外へPRすることで、シビックプライドの醸成や本市のイメージの底上げを図った。                      なお、「尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合」は、昨年度と比較し2.3ポイント減少しているが、「変わらないの割合」が3.2ポイント増加、「悪くなったの割合」は0.8ポイント減少していることから、実質的なイメージはほぼ横ばいであると分析している。(目標指標A)                      ②小・中学生を対象としたイベント等をまとめた情報誌「まるっとアマガサキ」について、紙媒体で発行していたものをWebへ移行して発信する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響による夏・冬休みの短縮やイベントの中止などを受け、特設ページの作成はせず、市ホームページのイベントカレンダーを活用した。                      ③災害用Twitterを市公式Twitterに移行(令和2年7月1日)し、平常時には市の魅力や身近な話題を投稿、災害時、緊急時にはタイムリーな情報がより多くの人に届くよう努め、フォロワー数の増加につながった(4,606人から5,478人)。                      (課題)①委託を継続するなかで、何度も相談業務を活用する所属もあり、相談業務の認知は高まっていると思われるが、主要事業など市の取組を紹介する政策広報など十分ではない部分もあることから、その必要性を広く認識させるとともに、全庁横断的な情報発信についてより一層取り組んでいく必要がある。</p> <p>【庁内外連携型・市民協働型のシティプロモーション】                      (目的)市民自らがまちに関わり、魅力を発信する仕組みを充実させ、さらなるまちへの愛着と誇りにつながるシビックプライドの醸成を図る。                      (成果)④「尼ノ國」サイトにおいて、「尼ノ民」によるコロナ禍における感染対策動画の配信や、各記事に関連する場所の地図を追加掲載するなどし、見た人がより身近に感じ、次の行動に移しやすい共感できる見せ方を工夫した。また、各記事に関連する情報につながる内部リンクを設定し、サイト内の回遊率を高める取組など継続してSEO対策を実施した。(目標指標B)                      ⑤「尼崎市住まいと暮らしのための計画(R3.4~)」で掲げる尼崎だからできる自分らしい暮らし方の考えに沿って、自分の趣味や家族との暮らし方を、実際に住む地域や住居の建築に反映するなど、既に自分らしい暮らし方をしていの方を先行して取材し、配信した。                      ⑥「尼ノ國」Instagramを活用してハッシュタグキャンペーンを実施したことなどにより、フォロワー数は昨年度末から260人増加し1,188人となった。また「#尼ノ國」での投稿数は2,021件増加し9,250件となった。                      ⑦まちづくりの総合指標の1つである「市民参画指数」の考え方を提唱した河井孝仁教授による講義と地域担当職員による座談会を実施し、担当する業務において「市民参画指数」を構成する3つの意欲を高めるために何ができるのかを考える機会とした。                      (課題)④SEO対策に取り組んでいるが、回遊率が上がっていないため引き続き対策をしていく必要がある。また、サイトに掲載されている人や活動に動きがあればSNSで紹介しサイトに誘導していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりその機会が減少し、アクセス数が伸び悩んだと想定される。</p>

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	都市イメージ向上推進事業(尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりの発信)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	市報あまがさき等発行事業の見直し(まるっとアマガサキ発行事業)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	情報発信推進事業(情報発信支援業務委託)
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【情報発信力の強化】  
 ①情報発信支援業務委託を継続するなかで、職員の意識やスキルの向上に加え、本市の魅力伝えるプロモーションを実施することで、本市の知名度やイメージ向上を図るとともに、委託最終年度であることから、本市の情報発信にかかる課題や改善点について総括する。

【庁内外連携型・市民協働型のシティプロモーション】  
 ④⑤「尼ノ國」サイトにおいて、本市の多様な住宅地の特性を活かしたブランディングなどを掲げる「尼崎市住まいと暮らしのための計画」の取組に沿って、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりを効果的に発信していく。また、同サイトで過去に公開した記事をSNSを活用しながら再度紹介し、更なる拡散とサイトへの誘導を図り、サイトの認知度を上げるとともにまちの魅力や暮らしやすさをより多くの人に広めていく。

**評価と取組方針**

- ・本市のイメージについて、これまで大幅に上昇してきた「良くなったと感じる市民の割合」は横ばいとなったものの、「悪くなったと感じる市民の割合」は、3年連続で減少を続けている。
- ・イメージ向上に向けては、「尼崎市住まいと暮らしのための計画」で掲げる取組に沿って、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりを発信するなど、引き続き、まちの魅力の効果的な発信に取り組んでいく。
- ・また、情報発信の重要性については、民間活力の活用もあり、シティプロモーションの観点も含めて職員に浸透してきた。
- ・コロナ禍において、改めてその重要性が認識される中、市民が知りたいこと、市が伝えたいことを効果的に発信するための職員のスキル向上については、引き続き取り組んでいく必要がある。

**主要事業の提案につながる項目**

【情報発信力の強化】  
 【庁内外連携型・市民協働型のシティプロモーション】  
 ①④⑤さらなるイメージ向上に向けて、市の取組やまちの魅力の情報発信手法等について検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	14	魅力創造・発信	展開方向	02	尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人との交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。
担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市内の観光客入込客数	↑	280.0	万人	240.3	228.1	242.5	259.7	136.3		48.7%
B 市内の観光客入込客数のうち、ホテル等宿泊者数	↑	50.0	万人	41.2	44.0	44.8	43.7	27.0		54.0%
C 市内の観光客入込客数のうち、尼崎城有料入城者数	↑	R1 15.7万人 R2 ~ 10.5万人	万人	—	—	—	14.6	2.8		26.7%
D 観光指針における重点取組地域の中心地の地価	↑	397	千円/m <sup>2</sup>	379	383	392	410	414		100%
E										

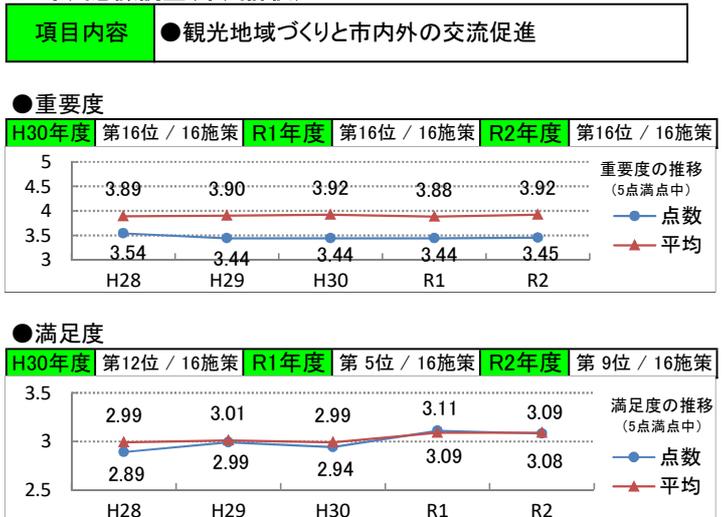
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■観光地域づくりと市内外との交流促進	総合戦略 ⑤
<p>【観光重点取組地域のまちづくり】</p> <p>(目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を重点取組地域(尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺)で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、交流人口の増加や経済活性化、シビックプライドの醸成につなげる。</p> <p>(成果)①新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令や、国や県からの行動制限による影響で、市内の観光客入込客数及び宿泊者数は昨年度を大きく下回り、また、尼崎城についても3月1日から5月22日まで尼崎城を臨時休城したこと等により、有料入城者は2.8万人と目標値を大きく下回った。(目標指標A・B・C・D)</p> <p>②(一社)あまがさき観光局で登用した民間人材の事業部長を中心に、市内の宿泊事業者との連携強化を図るためプラットフォームを立ち上げ、現場の意見やアイデアを吸い上げる仕組みづくりを行った。また、コロナ禍において市民をターゲットにした「あまがさき忍×人ツアー」の実施、あまがさき観光案内所の魅力向上としてコンテンツ開発(忍たま、市内事業者紹介のコーナー等)や、新たなお土産物の開発(あまらむね)等、新型コロナウイルス感染症収束を見据えた観光基盤の整備に取り組んだ。(目標指標A・B・C・D)</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の収束後に、尼崎城へ来城してもらえよう、指定管理者による尼崎城公式サイトや公式SNS(フォロワー数: Twitter795人、Instagram502人、Facebook294人)を活用した情報発信のほか、尼崎城やその周辺地域に関する歴史や文化を楽しく学べるコンテンツとして、YouTubeを活用し12本の動画を配信した。(12本計4,821回視聴)(目標指標A・B・C)</p> <p>④歴史的背景を通じて関係性が深い大阪城と岸和田城との連携キャンペーンとして、歴史博物館のオープン時や大阪城の秋まつりのそれぞれで各城のブースを出展PRを行った。</p> <p>⑤買収した尼崎城址公園の北東部について、イベントスペース及び園地として整備した。</p> <p>⑥尼崎城をはじめとする重点取組地域内の地域資源への円滑な案内及び誘導を目的とした「観光誘導サイン整備基本計画」に基づき、歴史博物館に総合案内サイン(1基)のほかエリアサイン(1基)、誘導サイン(3基)を追加で設置した。(目標指標A・B・C・D)</p> <p>⑦城内地区への来訪者を受け入れるため、歴史博物館のオープンに合わせて城内地区自動車駐車場を整備し供用を開始したが、収入見込みは当初想定を大きく下回っている。(令和2年度2,376台)(目標指標A・B・C)</p> <p>⑧開明庁舎の短期的な活用として整備した「なないろカフェ」に、新型コロナウイルス感染症防止対策として、また、地域の周遊拠点としての賑わいの場となるよう、ウッドデッキとテイクアウト窓口を整備した。(目標指標A・B・C)</p> <p>⑨令和2年6月に『伊丹諸白』と『灘の生一本』下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷が日本遺産に認定され、連携して取り組んだ阪神間の自治体で日本遺産推進協議会を設立し、PRツールの作成や連携事業等を行った。</p> <p>⑩阪神タイガースファーム施設の誘致を検討するため、小田南公園の近隣住民や公園利用者に説明会やアンケート調査等を実施した。</p> <p>(課題)①②新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、将来の観光需要回復に向けた方向性や取組を検討するため、関係部局や地域の観光関係者と密に連携し、重点取組地域の周遊につながる一体的な取組を行う必要がある。</p> <p>①②③ウイズコロナ、ポストコロナを踏まえた新たな観光事業と地域資源の魅力を活かす効果的にPRする必要がある。</p> <p>⑤尼崎城の北東部のイベントスペースについて、北側道路との一体利用について検討する必要がある。</p> <p>⑦城内地区駐車場の稼働率向上を図るため、駐車場のPRをはじめ、駐車料金の見直し等を検討する必要がある。</p> <p>⑧開明庁舎の空き床や旧警察署などの重点取組地域内の歴史的建造物について、今後の活用方策等を検討する必要がある。</p> <p>⑩阪神タイガースファーム施設の誘致については、近隣住民や公園利用者の意見を踏まえて検討を進めていく必要がある。</p> <p>【データに基づく観光プロモーション】</p> <p>(目的)観光面での尼崎に対する評価や魅力の有無を検証するとともに、今後の施策展開にあたっての方向性やターゲットを定める。</p> <p>(成果)①重点取組地域内に設置したWi-Fi/パケットセンサー解析システムを活用し、新型コロナウイルス感染症により行動が制限されていた人の行動状況を把握することで、流行前後の人の流れや変化を把握(可視化)することができた。(目標指標A・B・C)</p> <p>(課題)①②①可視化されたデータを観光関係者や地域で共有し、コロナ禍における人の周遊を促す施策を検討・実施する必要がある。</p> <p>【姉妹都市・友好都市との交流】</p> <p>(目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深め、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。</p> <p>(成果)①②姉妹・友好都市への使節団の派遣および受入交流については、コロナ禍のため実施できなかったが、鞍山市と本市の青少年による芸術交流展は本庁舎とキューズモールで実施した。本庁舎では3月2日~17日の16日間、秘書課前に作品展示し、キューズモールでは3月20日~31日の12日間、空き店舗の壁面に作品展示するとともに鞍山市の紹介も掲示した。また姉妹都市・アウクスブルク市とは両市長がZoomでオンライン交流を図ったり、アウクスブルク市内で活動しているオーケストラによるオンラインコンサートでは尼崎市にちなみ日本の曲が演奏され尼崎市長からオンラインコンサートへメッセージを送り交流を図った。友好都市・鞍山市からは5月に支援物資としてマスクが届けられた。</p> <p>(課題)③コロナ禍の中で、姉妹都市・友好都市との交流については使節団の派遣受入以外の交流方法、発信方法を検討する必要がある。</p>		

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	観光地域づくり推進事業(ミーツ・アートinあまがさき開催事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	尼崎城址公園整備事業
2	城内まちづくり整備事業(駐車場整備・管理運営事業)
3	尼崎城魅力向上事業
4	観光地域づくり推進事業(にぎわいづくり事業)
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	あまがさき観光局補助金(観光地域づくりの推進)
2	姉妹・友好都市交流関係事業(姉妹都市提携60周年記念事業)
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【観光重点取組地域のまちづくり】

①②関係部局や関係団体等が連携し地域一体となり、企業版ふるさと納税を活用した(仮称)ミーツ・アートinあまがさきや寄贈を受けた作品などを活用した尼子騷兵衛展等、来訪者獲得及び周遊促進の取組を展開する。

①～⑤⑧ウイズコロナを前提に、開放的かつ清潔で少人数といった観光のニューノーマルを意識した取組を進め、観光客数の回復を図る。

②(一社)あまがさき観光局の事業部長を中心に、観光マネジメント機能を発揮し、観光地域関係者との連携を一層強化するとともに、DMO法人の登録に向けて取り組む。

①⑤～⑧令和3年度に新設の都市整備局都市戦略推進担当をはじめ関係課と連携し、中央公園の活用等阪神尼崎駅周辺の賑わい創出を図っていく。また、歴史的建造物等の地域資源の活用についても検討する。

①③尼崎城魅力向上のため、基金を活用した展示の充実を図る。

⑩検討を進めている阪神タイガースファーム施設を誘致することで、小田南公園だけではなく、周辺エリアも含めた再整備を行うことにより、南部地域の活性化に向けた取組を進める。

【データに基づく観光プロモーション】

⑪(一社)あまがさき観光局がDMO法人を目指す上で必要な観光消費額調査や、ホームページを活用したWebマーケティング等を行い、その結果を踏まえ、尼崎城への来城者獲得及び地域への周遊促進につながる効果的な事業を展開する。

【姉妹都市・友好都市との交流】

⑫アウクスブルク市への尼崎市青年使節団の派遣及び鞍山市からの青少年使節団の受入については、現在の新型コロナウイルス感染症の状況により令和3年度は見送る。令和3年度はオンラインを使った交流など派遣・受入以外の交流を検討する。

**評価と取組方針**

・新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が減少する中、観光重点取組地域の取組については、コロナ後の回復も見据え、尼崎城や歴史博物館、商店街などが連携し地域の周遊につながるよう、一体となって取り組むとともに、尼崎独自のお土産物の開発や食べ歩きなども意識して取り組む。

・また、イベントの開催にあたっては、尼崎の魅力や認知度が高まったことなども含め、取組とその結果を確認できる仕組みづくりを行う。

・小田南公園への阪神タイガースファーム施設の誘致については、引き続き、丁寧に地域住民や公園利用者に説明を行いながら進めていく。

**主要事業の提案につながる項目**

【観光重点取組地域のまちづくり】

②③都市整備局に新設された都市戦略推進担当と連携し、阪神尼崎駅周辺のエリアマネジメントを検討していく中で、観光戦略についてもエリアマネジメントを踏まえた上で策定する必要があることから、観光戦略のあり方も併せて検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	14	魅力創造・発信	展開方向	03	まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。
担当当局	総合政策局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 尼崎市総合文化センター及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数	↑	349,000	人	302,975	304,420	287,010	292,057	66,577		19.1%
B 尼崎市総合文化センター稼働率	↑	55.0	%	46.0	45.0	42.5	38.4	24.0		43.6%
C 若者支援を対象にした文化芸術事業への参加者数	↑	4,950	人	3,515	3,583	4,369	4,896	4,123		83.3%
D 尼崎観光特使来庁回数(出席数累計)	↑	18,000	回	8,282	9,675	10,732	14,311	15,163		84.2%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■新たな魅力づくりによる文化振興	総合戦略 ⑤
<p><b>【文化活動の場づくり】</b>  (目的)(公財)尼崎市文化振興財団を文化振興の中核と位置付け、市民の文化活動を推進することで、本市文化の向上発展を図り、まちの魅力と活力を高める。  (成果)①文化ビジョンに基づく令和元年度事業評価会議をオンラインで実施し、専門家が視察した事業(公開レッスン&amp;コンサート、尼崎城薪能)については今後一層音楽活動に励むきっかけを提供したり伝統芸能に触れる機会を創出するものとして有効であったとの評価を得た。  ②(公財)尼崎市文化振興財団と連携し、文化事業の今後の展開や総合文化センターのあり方、また同施設の耐震化等の施設改修に向けた検討を行った。総合文化センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、市展や文芸祭などの文化振興事業や美術展を開催し、コロナ禍の中でも市民の文化芸術体験や活動を支えた。(目標指標A・B・C)  ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大により縮小となっている芸術文化活動の再開に向けて、総合文化センターアルカイクホール、アルカイクホール・オクト入口へのサーモセンサー設置経費を補助した。また県と協調し市内文化施設(総合文化センター、県立尼崎青少年創造劇場)に対し施設利用料の減免を支援する芸術文化公演再開緊急支援事業を実施した。その他コロナ禍の取組として、無観客動画配信のための機材購入経費に対する補助や「おうちでアルカイク」としてオンラインを使った白髪一雄記念室の案内やカルチャースクールのオンライン作品展、オンラインレッスン等を行った。(目標指標A・B)  ④第7回近松賞受賞作品を平田オリザ氏主宰の劇団青年団に依頼しアルカイクホール・オクトで上演し586人が来場した。白髪一雄発信プロジェクトとして高松市美術館と共催で展覧会を開催し来館者は2,786人であった。またニューヨークのギャラリーと連携し白髪作品のオンライン展示を行った。(目標指標A)  ⑤市民芸術賞1名、文化功労賞2名、若手芸術家を応援する第3回文化未来奨励賞1名を顕彰した。第2回文化未来奨励賞受賞者のワークショップ等発表会を行い119名の参加があった。参加できなかった人も楽しめるようオンライン配信を実施した。(目標指標C)  (課題)①令和4年度に文化ビジョンの計画期間が終了するのに伴い次期計画の策定に向けた準備を進める必要がある。  ②財団と連携しながら、文化事業の今後の展開や総合文化センターのあり方について整理を進めるとともに、耐震化等の着手に向け、施設整備の内容や手法、財源確保、指定管理者制度の導入に向けた検討・調整を行う必要がある。  ③今後も感染防止対策を講じながら、市民の文化活動の推進を図る必要がある。  ④白髪一雄発信プロジェクトとして白髪作品を展示できる美術館を探す必要がある。</p> <p><b>【若者の夢の応援】</b>  (目的)若年層をはじめとした市民に芸術や地域文化を発信し、その魅力に触れてもらう機会の充実を図ることで次代の文化の担い手を育成する。  (成果)⑥「ティーンズサポートチケットPR事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により前半期は実施できなかった。下半期は実施したが応募者数が25人に留まった。(目標指標C)  ⑦昨年度に引き続き、市・山岡記念財団・教育委員会の3者主催、(公財)尼崎市文化振興財団の協力で指揮者の大植英次氏が指導を行う公開レッスン&amp;コンサートを実施した。コロナ禍で三密を避けるため一般公開せず関係者のみに制限し来場者数は345人となった。来場できなかった人も鑑賞できるようコンサートの様子をYouTubeで配信した。(目標指標C)  ⑧あまらぶアートラボ運営事業では、展覧会を5回、作家とのトークイベントを同時ライブ配信、オンライン配信を3回実施したほか、コロナ禍で外出を控える中、A-Lab@Homeとして動画配信によるワークショップを10回、マンションのベランダから音楽鑑賞ができるA-Lab@Homeコンサートを2回実施した。姉妹都市・アウクスブルク市へ若手アーティスト派遣は新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの出場は中止となった。(目標指標C)  ⑨「尼崎落研選手権」は新型コロナウイルス感染症の影響により5大学しか出場校が無かったが各学校の大学生が落語の腕を競い合い、若者のチャレンジを応援できた。入替無しの事前申込制で入場制限を行ったため入場者数は59人と少なかったが地元ケーブルテレビで番組化したほかYouTubeで配信も行い鑑賞できなかった人も楽しめるようにした。(目標指標C)  ⑩子騷兵衛氏に焦点を当てた子騷兵衛展の開催は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため次年度に延期したが、A-Labで乱太郎のグッズ展開催、あまがさき観光案内所で子騷兵衛氏の原画の常設展示、NHK事業と協力し尼崎城周辺をクイズ形式で巡る忍たま乱太郎ミュージカルのライブ配信を行うなど、次年度の開催に向けた展開を図った。また、忍たま乱太郎ゆかりの地を巡るファンへのおもてなしとして行っている「影の尼崎観光特使・光の尼崎観光特使」の来庁者数は852回にとどまった。(目標指標D)  (課題)⑥⑦⑨新型コロナウイルス感染症防止策を講じ、オンラインを活用しながら多くの人々が楽しめるような展開を図る必要がある。  ⑧あまらぶアートラボでは新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら多くの人にアートに触れてもらえるような展開を実施する必要がある。またアートラボを活用して全国に本市の魅力を発信できるような展開を検討する必要がある。  ⑩新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら市内外の多くの人に楽しんでもらうと共に本市の魅力を発信できるよう効果的な展覧会にする必要がある。またコロナ禍で遠くまで出掛けられない中、市民等が日常生活で身近にアート作品を楽しめる機会を検討する必要がある。</p>		

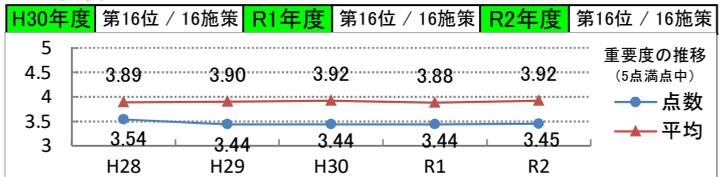
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業
2	若者の夢創造・発信事業(白髪一雄現代美術賞の創設)
3	まちの魅力発信事業(アート@シビック・ロビー事業)
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	郷土画家「白髪一雄」発信プロジェクト事業
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●新たな魅力づくりによる文化振興
------	------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・総合文化センターの耐震化等の施設改修に向けては、その整備内容とあわせ、文化事業の実施手法の検討を進めるとともに、その実施に際しての市及び文化振興財団それぞれの役割についても整理を行う。

・また、FMあまがさきについては、市の情報伝達手段としての役割を改めて整理し、今後のあり方を幅広い視点から検討していく。

#### 令和3年度の取組

【文化活動の場づくり】  
 ①文化ビジョンの次期計画策定に向けた準備を進める。  
 ②財団と連携し、文化事業の今後の展開について、市及び財団で実施している文化事業の再整理を進めるとともに、総合文化センター耐震化等の着手に向け、整備内容や手法、指定管理者制度導入について検討・調整を進める。  
 ③財団と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大によって縮小傾向にある市民の文化活動を推進するための取組を検討する。  
 ④白髪一雄発信プロジェクトに協力してくれる美術館を探し展示会の開催を調整する。

【若者の夢の応援】  
 ⑥～⑨新型コロナウイルス感染防止策を講じ、多くの人を楽しめるようYouTubeなどオンラインを活用しながら実施していく。  
 ⑧夏に開催される尼子騒兵衛展と連携を図り、アートラボでの展示会を効果的に発信していく。また新規事業「白髪一雄現代美術賞」を創設し、本市ゆかりの現代美術画家・白髪一雄氏に因み、若手アーティストによる斬新でチャレンジ精神に富んだ魅力的な現代美術作品を募集・表彰し、受賞作品を次年度にアートラボで展示する。  
 ⑩新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、アートラボ、尼崎城、地元企業など地域資源や地域関係団体と連携を図り、市内外に本市の魅力を発信する展示会を開催する。また、新規事業「アート@シビックロビー事業」では、本市が収蔵しているアート作品を活用し本庁舎他公共施設で巡回展示を行い、市民等へ身近にアート作品に触れる機会を提供する。

#### 主要事業の提案につながる項目

【文化活動の場づくり】  
 ②FMあまがさきについては、総合文化センター耐震化等工事に伴い、現在の場所から移転する必要があることから、行政情報や災害情報を発信するツールとして、どのようなあり方が相応しいのか、様々な観点から幅広く検討を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	14 魅力創造・発信	展開方向	04 まちの歴史をとともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。
主担当局	教育委員会		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	↑	4,792	人	3,699	3,187	2,566	1,791	616		12.9%
B 歴史博物館への来館者数	↑	50,000	人	-	-	-	-	24,579		49.2%
C 歴史博物館・田能資料館主催事業の参加者数	↑	2,912	人	2,185	2,346	2,231	1,883	1,045		35.9%
D あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数	↑	2,345	人	2,495	2,345	2,330	1,907	1,623		69.2%
E 学校教育と連携した事業の実施回数	↑	85	回	76	60	55	53	50		58.8%

※歴史博物館の開館(令和2年10月)以前の数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値

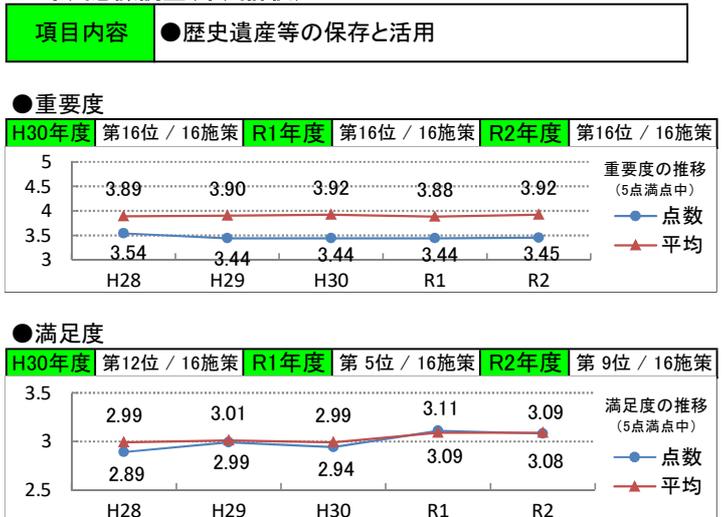
## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	⑤
<p><b>行政が取り組んでいくこと</b> ■歴史遺産等の保存と活用</p> <p>【尼崎の歴史に関する魅力と情報の発信】                      (目的)尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開することで、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。                      (成果)①歴史博物館では、豊かな尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や開館記念展及び企画展の開催などに取り組み、令和2年10月の開館以来、24,579人の来館者を迎えた。開館50周年を迎えた田能資料館では、特別展・企画展を開催したほか、歴史博物館の公式サイト開設やSNSを活用した積極的な情報発信に取り組んだ。(目標指標B・D)                      (課題)①尼崎の歴史を学ぶ機会の提供や情報発信機能を高め、市内外からの来館促進やリピーター獲得に努めるため、潤沢な収蔵資料を活かしつつ、常設展示をはじめとした展示事業のさらなる充実と魅力向上を図るとともに、近隣施設等との連携、PRが必要である。</p> <p>【歴史遺産の保存と活用】                      (目的)文化財や歴史資料等の収集・調査・整理を進め、地域資産として有効活用できるように保存・公開することにより、地域の歴史を学ぶ環境づくりを進める。また、歴史遺産を保存し活かす活動に取り組む市民グループ等との連携・協力を進め、地域の歴史遺産の保存・活用を図る。                      (成果)②令和2年度は新たに2点の文化財を市指定文化財に指定したほか、国庫補助金を活用した重要文化財の消火設備の改修など文化財保護に取り組んだ。講座・体験学習会といった事業については社会情勢を鑑み、縮小や休止を余儀なくされた。(目標指標A)                      (課題)②市民の貴重な財産である文化財を保護し後世に伝え、活用していく取組を着実に推進する必要がある。こうしたなか、地域とともに保存を実現した富松城跡について今後の活用の検討が望まれるほか、ユニチカ記念館については、保存活用に向け所有者を含めた関係機関等との連携や協力が求められている。</p> <p>【市民と共に歩む博物館の推進】                      (目的)歴史博物館・田能資料館の活動に参画するボランティアを積極的に養成し、市民グループとの協働も図りながら、市民と共に歩む博物館を創出していく。                      (成果)③令和2年度のボランティア活動については、開館準備に伴う休館期間と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により制限されたが、感染症対策に意を用いながら活動を再開した。                      (課題)③歴史博物館の事業運営は、市民ボランティア活動に支えられており、引き続き、新たなボランティアの養成や活動のさらなる活性化を図る必要がある。</p> <p>【地域の歴史に親しむ機会の充実】                      (目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。                      (成果)④市民参加事業の休止や規模縮小が余儀なくされるなか、歴史博物館の開館にあわせた記念講演会や市民向けの歴史講座、体験型ワークショップなど尼崎の歴史に触れる事業を実施した。また、学校教育と連携した企画展を開催した。(目標指標C・E)                      (課題)④市民や子どもたちが歴史に触れ、学ぶ機会の提供については、展示機能の充実に加え、参加型・体験型のワークショップ等により、市民等が自ら歴史に対する学びを深める工夫を凝らすなど、歴史博物館への来館促進に努めていく必要がある。</p>			
<p>※歴史博物館は令和2年10月に開館したが、開館以前の指標に掲げる数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値である。また、改修工事期間については事業実施が大幅に制限されたことに伴い、目標指標Bを除いたその他の指標については、平成30年度から令和2年度にかけての実績値は例年よりも低い数値となっている。                      ※目標指標Bの目標値(50,000人)については、歴史博物館の開館を機に設定したもの。</p>			

### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	歴史博物館展示事業(歴史博物館特別展事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	城内まちづくり整備事業(歴史博物館開館事業)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	城内まちづくり整備事業(新博物館開館準備事業)
2	
3	
4	
5	

### 4 市民意識調査(市民評価)



### 6 評価結果

**令和3年度の取組**

【**尼崎の歴史に関する魅力と情報の発信**】  
 ①歴史博物館では特別展1回と企画展3回を開催する。秋に開催する特別展「花開く江戸絵画」では、貴重な本市収蔵絵画や他施設から借用した資料を展示し、本市の魅力を発信する。リピーターの獲得に向けては、常設展示室の継続的な展示替えや、時宜に合った特別陳列など、様々な工夫や仕掛け、情報発信を行う。田能資料館では2回の企画展を開催する。

【**歴史遺産の保存と活用**】  
 ②ユニチカ記念館の保存と活用について、関係機関の動向を注視しながら、市として協力可能な取組について検討していく。

【**市民と共に歩む博物館の推進**】  
 ③新型コロナウイルス感染症対策を講じながら活動を再開させるとともに、活動の様子や成果を積極的に情報発信する。また、参加者の意見も聞きながら、新たなボランティア活動のあり方についての検討を行う。

【**地域の歴史に親しむ機会の充実**】  
 ④企画展に関連したテーマの市民講座の実施や学校教育と連携した事業を積極的に推進するとともに、尼崎の近現代史を学ぶ学習プログラムの構築及び実施に取り組むなど、尼崎らしい博物館として市民の学びを支える事業の充実を図る。また、引き続き尼崎城をはじめとした周辺施設等との連携事業を展開する。

**評価と取組方針**

- ・歴史博物館については令和2年10月の開館以降、新型コロナウイルス感染拡大防止にも取り組む中で、半年間で2万人を超える多くの来館者を迎えることができた。
- ・今後は、魅力ある展示会の案内や歴史・文化に関するトピックスを定期的に案内・配信するなど、情報発信に工夫を凝らし新規来館者はもとより、リピーターの増加も目指していく。
- ・小学生を対象とした環境教育プログラムの開始を機に、本市が公害と向き合ってきた歴史を子どもたちにも伝えていくため、学校教育との一層の連携を図るなど、市民の主体的な学びを支える尼崎らしい博物館を築いていく。
- ・今後も、来館をきっかけに子どもだけでなく、大人も本市の歴史や文化について一層興味を深めていくことができるよう、市内の歴史・文化の拠点施設を周遊できるような仕組みづくりについて検討していく。

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	15	環境保全・創造	展開方向	01	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。
主担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	70.7	%	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4		91.1%
B エコあまフェスタ参加者数	↑	2,943	人	2,002	2,715	1,961	2,531	—		—
C あまがさき環境オープンカレッジ主催事業・連携活動等参加者数	↑	3,286	人	2,160	2,501	8,513	8,448	1,927		58.6%
D 尼崎21世紀の森づくりに関する活動の取組数	↑	225	回	188	204	194	164	127		56.4%
E 尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑	30.0	%	—	—	22.5	18.5	22.4		74.7%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成	総合戦略 ②・⑤
【環境保全の啓発・活動支援事業】		
(目的)		
・環境負荷の低減に向けて、市民の環境への意識の醸成を図るとともに、自ら主体的に行動する市民を育てる。		
・市民主体の活動を活性化するため、環境活動に取り組む人やグループ、事業者を支援するとともに、団体間のネットワークを形成する。		
(成果)①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」の活動やイベントの参加者は1,927人(エコあまフェスタは中止)であった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動やイベントの中止、規模の縮小を余儀なくされたが、オンライン会議を重ね、イベントや学習のあり方を検討した。これにより屋内で予定していた映画会を屋外の打ち水イベントに変更し、各地域で分散開催を行うほか、活動やイベントでの入場規制や検温、消毒、換気等のコロナ対策を十分に実施するなど、市民、団体、行政が一丸となり活動の維持や質の向上に努めた。(目標指標A・B・C)		
②環境活動団体ミーティングでは、オンライン会議を実施することで、コロナ禍においても市内団体や企業とのつながりを維持した。その結果、これまでに300団体との連携が生じ、うち新規連携団体数は13団体となった。今年度が協働契約の初年度となるあまがさき環境オープンカレッジ事務局委託については、相互評価において、これまでの参加者数の増減に加え、新たに行動変容についても評価できるよう、市とNPOが連携し指標の作成に取り組んだ。(目標指標A・B・C)		
③あまがさき環境教育プログラムについては、関係部局や団体とも連携し、さらに本市ならではの特色である、環境(公害)問題解決への取組から環境モデル都市へのあゆみ、これからの脱炭素社会形成に向けた取組を網羅する内容とした。また、学習指導要領や教科書等に準拠することで「総合学習」の時間だけでなく、「社会」や「理科」などの教科時間でも活用できるプログラムとした。(目標指標A)		
④プラスチックごみの削減に向け、環境部局と経済部局が連携し、関係機関と調整を図りながら施策を検討した。		
(課題)①②「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」における環境学習のあり方については、参加者が地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動できるよう、その方法や内容について更なる工夫が必要である。		
③あまがさき環境教育プログラムについては、より多くの学校で実施してもらえるよう、各学校での授業に加え、校外学習等でも活用できるようにする必要がある。		
④プラスチックごみの削減や地球温暖化対策に向けて、身近に取り組める事業が必要である。		
【尼崎21世紀の森構想推進】		
(目的)臨海地域(運河含む)を魅力と活力のあるまちに再生する。		
(成果)⑤尼崎の森中央緑地では中止となったイベントが多く、活動の取組数は減少したが、森構想の推進を図るグループ同士の交流や情報交換は定期的実施できた。(目標指標D・E)		
⑥検温・消毒や事前申込み制・入れ替え制等の対策を講じてイベント(AMAGASAKI2020、森の文化祭)を開催したが、混乱なく実施できた。		
(課題)⑤情報発信についてはイベント告知に留まらず、森構想区域での取組等を継続的に発信する必要がある。		
【運河における環境学習】		
(目的)運河という資源を生かし、その魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。		
(成果)⑦新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を絞って北堀運河で環境体験学習(小学生運河域バスツアー、中高生版チャンネルガイド養成講座、わくわくチャンネルデイ)を実施したが、親子でじっくり学んでもらうことができ、満足度の高いものとなった。(目標指標E)		
⑧小学校向け環境体験学習については、年度当初から各小学校に働きかけを行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により校外活動が減少し、1校の実施に留まった。(目標指標E)		
⑨尼崎チャンネルガイドの会は環境体験学習に積極的に参加協力するとともに、チャンネルウォークも実施(1回)した。(目標指標E)		
(課題)⑦⑧⑨認知度アンケートにおいて依然認知度が低いため、さらに尼崎運河を知ってもらえるよう広くアピールする必要がある。		

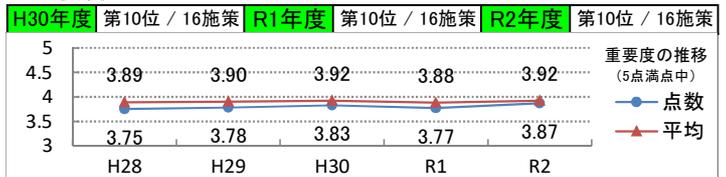
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	環境保全の啓発・活動支援事業(給水機設置によるマイボトル普及促進事業)
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	環境保全の啓発・活動支援事業(あまがさき環境教育プログラムの実施)
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

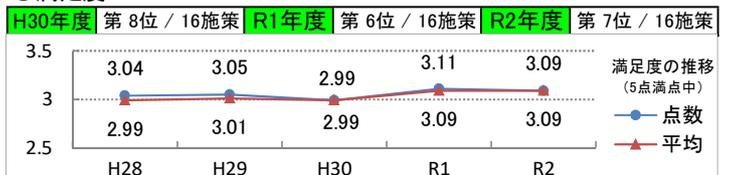
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・「尼崎市気候非常事態行動宣言」の表明を機に、二酸化炭素排出量の削減、自然エネルギーの促進、プラスチックごみの削減などに向けて、市民一人ひとりがその必要性を感じ、行動変容につながるよう、情報発信など実効性のある取組を進めていくことが必要である。
- ・そのためにも、尼崎の環境(環境白書)について、データだけではなく、読んでもらえる、共感してもらえる内容にリニューアルしていく必要がある。
- ・環境教育プログラムについては、教育委員会と連携することで、広く授業で活用できる内容として作成することができた。
- ・今後は、プログラムの学校現場での定着に向け、その活用方法や実施する中での課題を検証していく。

#### 令和3年度の取組

**【環境保全の啓発・活動支援事業】**  
 ①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」では、オンラインによるエコあまフェスタを開催し、尼崎市気候非常事態行動宣言を広く周知するほか、環境活動団体の紹介や中高生による環境活動発表、基調講演等を実施する。また、打ち水イベントについても、市内6地域で分散開催し、環境関連企業にも参画を促す。これらにより、事業者や参加者一人ひとりが宣言とそれに伴う行動について考えるきっかけとする。  
 ③令和2年度に作成した「あまがさき環境教育プログラム」を市内各小学校で実施する。また、公害と向き合ってきた歴史も学べる施設である歴史博物館とも連携し、同館でも活用できるプログラムを作成する。  
 ④「給水機設置によるマイボトル普及促進事業」については、本庁舎や尼崎城などの公共施設、市内の事業所において、市民等が自由に利用できる給水スポットを100箇所程度整備することで、マイボトルの普及促進を通じたプラスチックごみの削減等を図る。

**【尼崎21世紀の森構想推進】**  
 ⑤ホームページ等で、森でのイベント告知を始め、尼崎の森中央緑地が活動できる場であること等について発信していく。

**【運河における環境学習】**  
 ⑦引き続き認知度が向上するように、好評であった親子対象等の環境体験学習を実施し、内容の充実を図っていく。  
 ⑧小学校向け環境体験学習は土木部局と環境部局が連携した事業実施を目指し、協議を進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

**【環境保全の啓発・活動支援事業】【尼崎21世紀の森構想推進】【運河における環境学習】**  
 ③⑤⑧尼崎の自然(生物多様性)を学習できるプログラムの拡充を検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	15 環境保全・創造	展開方向	02 市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。
担当当局	経済環境局		

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 市内における二酸化炭素の年間排出量	↓	2,508 (令和12年度)	千t/年	3,188	2,958	2,571	2,471 速報値	—	—	—
B 市内民生家庭+業務部門二酸化炭素排出量	↓	751 (令和12年度)	千t/年	1,100	1,036	805	732 速報値	—	—	—
C 焼却対象ごみ量	↓	130,551	t	135,525	134,598	136,907	134,041	130,463	—	100%
D 1人1日当たりの燃やすごみ量	↓	448	g/人・日	458	461	462	457	452	—	99.1%
E 行政処分件数	→	0	件/年	1	0	0	1	0	—	—

※指標A・Bは、尼崎市地球温暖化対策推進計画の策定に伴い、H28・29の実績を修正

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略
行政が取り組んでいくこと	■地球温暖化問題への対応	③・⑥
<p><b>【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】</b>                      (目的)脱炭素社会の実現に向け、まずは尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき域内で排出されるCO2排出量の削減に努める。                      (成果)①クリーンセンターで発電した余剰電力を、CO2排出量ゼロのクリーンな電力として公共施設や市内事業者へ供給する「エネルギーの地産地消促進事業」を開始した。共に取組を進める事業者と連携協定を締結し、令和3年4月の供給に向け準備を進め、尼崎城や歴史博物館等の公共施設、市内事業者(23社)への供給が決定した。また、公共施設での啓発検討を行うほか、事業所訪問等により、エネルギーの地産地消を活用した脱炭素経営について、広く発信し理解を促した。(目標指標A・B)                      ②マンション単位でエネルギーの効率的利用ができ、環境・経済・社会の3要素を備えた尼崎版「SDGsスマートマンション」の認定、支援制度を開始し、阪急塚口駅前建替事業を第1号として認定した。ゼロエネルギー住宅(ZEH)等の普及促進も引き続き実施し、64件の補助により52tのCO2削減につながるなど、集合住宅と戸建住宅の両輪で家庭部門のCO2排出量削減に向けた取組を実施した。(目標指標A・B)                      ③「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」では、省エネとエネルギーの質の改善をとともに促進するため、「うちエコ診断の受診」や「再エネ電気への切り替え」を新たにメニューに加えた。また、市内全線のバス車内での広告掲示や、家電販売店の協力による来店者へのPR等、ターゲットを絞り集中的に周知したこと等により、43tのCO2削減につながった。(目標指標A・B)                      ④令和3年度からのじんかい収集業務の直営体制縮小に伴う環境性能車の減少を補うため、委託業者を対象にその導入を促進するための対策を検討した。(目標指標A)                      (課題)①クリーンセンターの電力供給が決定した需要家に対し、協定事業者と連携のもと確実に電力を供給し、市内外にこれらの事業者の取組をPRする。また、当事業をさらに進めるには、新たな再生可能エネルギーの買取など電源の拡大に向けた検討を行う必要がある。                      ②③④目標指標A・Bは達成見込であるが、政府が2050年までにCO2排出量実質ゼロとすることを宣言するなど社会情勢の変化を踏まえ、本市においても2050年までの脱炭素社会の実現を目指して、取組をさらに加速させる必要がある。</p>		
行政が取り組んでいくこと	■循環型社会の形成	—
<p><b>【ごみの減量・リサイクル】</b>                      (目的)ごみの減量とリサイクルを推進するとともに、ごみ処理施設等の更新にあわせ集約化を図るなど、効果的かつ効率的なごみ処理体制を構築する。                      (成果)⑤新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業系ごみが減少したため、焼却対象ごみ量は前年度比3,578t減少した。また、ごみの減量と適正処理に関する方針を定めた「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」(令和3~12年度)を策定し、食品ロス削減をはじめとする、ごみを作らない「リデュース」を最優先に取組を推進することとしており、本市の食品ロス削減推進計画としても位置づけることとした。この計画の減量目標値をもとに令和13年度稼働予定の新ごみ処理施設の整備を進める。(目標指標C・D)                      ⑥災害廃棄物の処理を円滑・迅速かつ適正に実施するための対策等を定めた「尼崎市災害廃棄物処理計画」を策定した。                      ⑦更なる効率的なじんかい収集業務実施体制を構築するため、委託範囲の拡大に向け、委託業者の選定を行った。                      ⑧社会のIT化と市民利便性の向上を目指し、大型・臨時ごみ等のインターネット申込への対応等収集受付体制の構築を図った。                      ⑨今後、耐用年数を迎えるごみ処理施設等の計画的な更新のため、令和元年度に策定した「新ごみ処理施設整備基本計画」を基に第3工場跡地整備事業に係る基本設計及び第1工場跡地整備事業に係る環境影響評価を実施した。                      (課題)⑤現第1工場の廃止(令和7年度予定)と新ごみ処理施設の稼働に向け、実効性の高い減量の取組を検討、実施する必要がある。さらに、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量削減の視点でもごみの減量等の取組を進めていく必要がある。</p>		
行政が取り組んでいくこと	■生活環境の保全	—
<p><b>【環境監視、規制・指導】</b>                      (目的)大気汚染や水質汚濁等の常時監視業務を継続して行い市内環境の状況を把握するとともに、工場、解体等工事現場や産廃処理業許可業者等への立入りを継続することで公害の未然防止に努め、また、市民からの相談や苦情についても解決に向けて取り組む。                      (成果)⑩平常時の石綿飛散防止対策については、石綿含有建材の見落とし防止のため全ての解体現場へ立入り、飛散性石綿含有建材の解体・改修工事の作業開始前、作業中、作業完了後の立入検査の実施に加え、使用中の公共施設に向けた石綿含有建材の管理の手引きを作成し周知した。一方、災害時の対策として石綿調査の技術者が所属する団体と災害協定を締結し、災害対応を迅速に行える体制を整えた。なお、事業所、工事現場等への立入検査や市内パトロールを継続して行うことにより、行政処分事案はなかった。(目標指標E)                      ⑪高濃度PCB廃棄物の期限内処理に向け、掘り起こし調査中であった約200件の事業者については、最終通告文書を発送し、調査を完了した。その他、市内の不動産所有者(14万5千件)に対して、固定資産税納税通知書に最終啓発チラシを同封したところ、約100件程度の相談があった。これらについては、環境省等と連携して立入り調査等を実施した結果、本市が把握する全ての保管事業者の所定の処理手続が完了した。なお、市内保有の高濃度PCB廃棄物については、処理計画に基づき適正処理を進めており令和3年度中に完了する。                      (課題)⑩石綿対策を強化する大気汚染防止法の改正が令和3年度より順次施行されるため、解体業者等の関係事業者へ周知を図る必要がある。また、環境汚染の未然防止のため、土壌汚染対策法などの環境法令の周知徹底を図る必要がある。                      ⑪高濃度PCB廃棄物について期限内処理を完了させたが、新たに発見された場合は、速やかに行政代執行等の措置をとる必要がある。</p>		

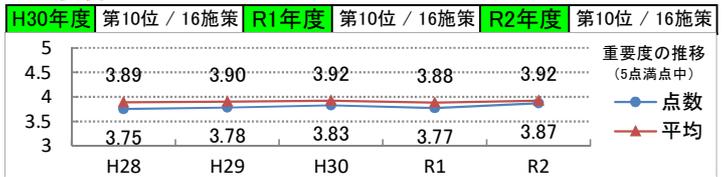
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	温暖化対策推進事業(低公害じんかい収集車導入補助の拡充)
2	大型ごみ収集等事業(大型ごみ受付センター事業)
3	ごみ減量・リサイクル推進事業(食品ロス削減事業)
4	じんかい収集事業の見直し
5	
令和2年度 主要事業名	
1	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金
2	次期焼却施設等整備事業
3	温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートマンション等普及促進)
4	さわやか指導員制度事業費
5	温暖化対策推進事業(エネルギーの地産地消促進事業)
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	温暖化対策推進事業(クールチョイスの推進)
2	温暖化対策推進事業(スマートハウス・スマートコミュニティ等普及促進)
3	廃棄物受入れ業務の一部見直し
4	
5	

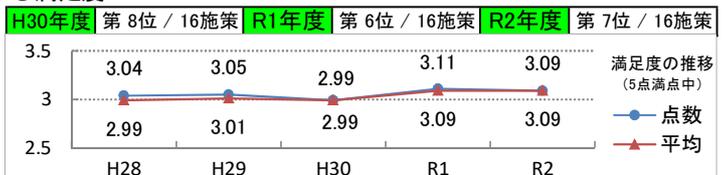
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●地球温暖化問題への対応 ●循環型社会の形成 ●生活環境の保全
------	------------------------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・尼崎市における二酸化炭素排出量は着実に減少している。更なる削減を進め、2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年に二酸化炭素排出量の半減を目指す取組の方向性などを示した「尼崎市気候非常事態行動宣言」に則り、取組の具体化を促進する。

・その推進にあたっては、二酸化炭素排出量の削減に係る成果について、「市民」「事業者」にとってわかりやすい指標やその見せ方を工夫する必要がある。

・空き缶などの資源物の持ち去り禁止については、廃棄物の適正処理につながることから、着実に条例改正を進めるとともに、広く周知徹底することが重要である。

#### 令和3年度の取組

**【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】**  
 ①「エネルギーの地産地消促進事業」について、4月から公共施設を含めた需要家への電力供給を開始するとともに、引き続き新たな需要家を募集する。また、これらの需要家について、協定事業者とともにPRや支援を行うことで、脱炭素経営に向けた取組を後押しする。  
 ②③地球温暖化による危機を市民や事業者とともに共有し、その危機を乗り越えるため、2050年までに脱炭素社会の実現を目指し「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明する。あわせて「尼崎市地球温暖化対策推進計画」について、バックキャストिंगの考え方に基づき2030年度のCO2削減目標を見直す。  
 ③「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」については、電子地域通貨「あま咲きコイン」と統合することで、さらなる行動変容を促す。  
 ④国や県などと協調して実施しているグリーンビークル導入補助制度に、市独自の低公害じんかい収集車を対象とした補助メニューを追加する。

**【ごみの減量・リサイクル】**  
 ⑤新たな基本計画を周知するほか、ごみ減量の取組事項の明確化や廃棄物の持ち去り禁止を規定するなど尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の改正を検討する。また、食品ロス削減行動拡大に向けて、食品ロスダイアリーのモニター調査を実施する。  
 ⑥関係部局へ計画内容の周知を図るとともに、仮置場候補地の検討を進める。  
 ⑦新たな業務実施体制による収集運搬業務を確実に行うとともに、委託業者へのモニタリングや排出者マナーの啓発強化を図る。  
 ⑧インターネットでの受付を開始するとともに、電話受付体制の効率化を行う。  
 ⑨第1工場跡地整備事業に係る基本設計及び環境影響評価を実施するほか、第3工場跡地整備事業に係る事業者選定委員会を開催し、事業者を選定する。

**【環境監視、規制・指導】**  
 ⑩引き続き立入検査や市内パトロールによる監視を行い、法令違反等による環境汚染の未然防止に努める。また、大気汚染防止法の改正内容について解体業者等が適切に対応できるよう手引きの作成等を行い周知を図る。  
 ⑪高濃度PCB廃棄物を保有する疑いのある事業者から新たに連絡があった場合は、処理方法等を説明し、環境省等と連携を取り迅速に対応する。

#### 主要事業の提案につながる項目

**【環境モデル都市の取組による二酸化炭素(CO2)排出量削減】**  
 ①エネルギーの地産地消の促進に向け、新たな再生可能エネルギーの導入促進及び事業者からの電力買取等について協定事業者とともに検討を行う。  
 ②③自動車交通量の減少を図りつつエコカーの導入を進めるため、エコカーによるカーシェアの普及等、新たな取組を検討する。  
 ②③公用車の保有台数の適正化や年間走行距離の長い車両を優先的に電気自動車に転換するなど環境負荷の低減及びコスト削減を図る。

**【ごみの減量・リサイクル】**  
 ⑤食品ロス削減等のリデュースに係る取組を強化するほか、改正条例に定めるルール等を市民・事業者等に周知し、ごみの適正処理・分別排出に取り組む。また、ごみの減量・リサイクルを推進するため、ごみの分別や排出マナーの徹底に係る取組を進める。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	15	環境保全・創造	展開方向	03	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。
担当局	経済環境局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	70.7	%	66.0	66.0	64.4	62.6	64.4		91.1%
B 市内農地面積	→	79	ha	91	89	87	86	86		100%
C 農業公園ボランティアの活動延べ人数	↑	100	人	73	233	223	130	121		100%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■自然環境・生物多様性の保全創出</p> <p>【身近な生物と生態系の保全】                      (目的)身近な生き物や自然に対して興味を持つことにより、自然環境及び生物多様性の保全を推進する。                      (成果)①「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」において、尼崎の森中央緑地での森の手入れ体験や生き物観察会、農業公園でのヒメボタルの幼虫調査や生息環境の保全などを行い、延べ190人の参加があった。ヒメボタルに関する取組については、市民団体内にサポータークラブが結成され、生息環境を改善するために竹林の周囲に竹垣を設置するなどの自発的な取組が行われ、活動に広がりが生じている。これらのイベント・講座を通じて、市内の自然に触れてもらうとともに、生物多様性の保全・創出の意義についての理解を促した。                      (目標指標A)                      (課題)①身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合については、横ばいの状況が継続していることから、市内の自然と触れ合う様々なイベント・講座等を通じて、自然や生き物の大切さについて広く市民の理解が深まるよう啓発していく必要がある。</p> <p>【農地を通じた自然とのふれあい】                      (目的)                      ・市民農園の開設支援を行うことで、市民が直接土に触れ農業に親しむことのできる貴重な機会を提供する。                      ・農業公園を適切に管理することにより、市民が身近な自然と触れ合える、花と緑豊かな環境を創出する。                      (成果)②農会長会等を通じて、市民農園制度の周知に努めるなかで、令和2年度は前年度と比較して、設置個所数及び総面積に変動は見られなかったが、既設農園については相続税の納税猶予が適用される「特定農地貸付」による手続を順次行った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による食への関心の高まりなどにより、入園希望者の応募倍率の増へとつながった。都市農地貸借円滑化法の活用による農地の貸借が前年度に引き続き実現したことにより、市内農地の減少幅縮小に一定の成果が見られた。(目標指標B)                      ③農業公園では、園内の植物管理や花壇の草花の植え替えなどを農業公園ボランティアと協働で行い、市民が身近な自然に触れ合うことのできる機会を提供するとともに、ホームページや各種メディアを通じ引き続き農業公園のPRIに努めた。また、農業公園内の農地所有者に対し、都市公園への変更も含めた検討状況を順次説明した。同ボランティアの活動延べ人数については、それ以前の活動延べ人数と比較して平成29・30年度の台風災害復旧に一定の目的が立った事もあり臨時作業日がなくなったことで減少したが、平常時の活動人数としては増加傾向にある。(目標指標C)                      (課題)②市民農園の申込が定員を上回ったことにより、入園できない市民等が発生したことから、ニーズの高い地域の開園を促す必要がある。また、並行して、都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法について、都市農地の保全に効果的であると考えられることから引き続き制度周知が必要である。                      ③農業公園を構成する土地に係る所有権の整理及び関係団体等との調整については、農地所有者の意向の確認を順次行っており一定の時間を要するが、関係部局と連携して都市公園への変更も含めた検討を行う必要がある。</p> <p>【農地の保全による良好な都市環境の形成】                      (目的)                      ・都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な管理を行う。                      ・都市農業の安定的な継続を支援することにより農地を保全し「都市にあるべき農地」の減少を少しでも食い止める。                      (成果)④令和4年に開始が予定されている特定生産緑地制度につき、そのメリットを分かりやすく解説した説明会を市内各地区で開催した。(計11回、延べ164人参加)生産緑地所有者に対し、意向調査を行ったところ、9割が特定生産緑地に移行する意思があった。また、農地のマッチングをJAと共に推進した結果、農地の貸借を行う事例が発生し、市内農地の保全につながった。(目標指標B)                      ⑤平成29年度末に創設した「認定農業者制度」により、都市における貴重な農地の担い手となる認定農業者及び認定新規就農者を平成30年度の4名、令和元年度の認定農業者2名、そして令和2年度は1名を認定することができた。                      (課題)④市内農地の保全につなげるために、都市農地貸借円滑化法や特定生産緑地制度に関する周知を引き続き行うほか、農地保全に向けて多様な手法を検討する必要がある。                      ⑤都市における貴重な農地を維持・保全していくためには担い手の育成と確保が必要であることから、認定農業者制度のさらなる周知や、新規就農者の掘り起こしを行うとともに、認定農業者などのモチベーション向上にもつながる「都市農業活性化推進事業」について補助上限を高く設定するなど、実質的な支援策を講じる必要がある。また、都市農業を行う上での課題の1つである農業残さへの対応に関しても検討を行う必要がある。</p>
総合戦略	—

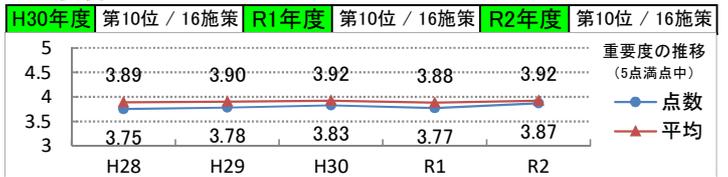
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

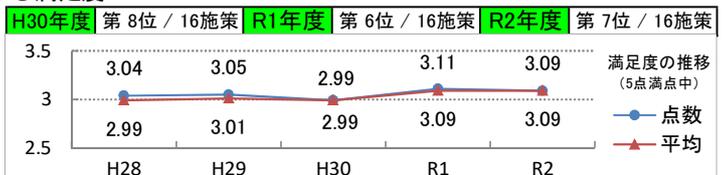
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●自然環境・生物多様性の保全創出
------	------------------

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全に向けては、特定生産緑地制度のメリットを丁寧に説明するほか、引き続き、市の関わり方について検討を行う。</li> <li>・また、農地が売却等により宅地に転用される際においても、その地域の特性を踏まえた開発となるよう取り組む必要がある。</li> <li>・農業公園の活用手法及び管理手法については、地域や関係団体と丁寧な協議を行い検討を進める。</li> </ul>

令和3年度の取組
<p><b>【身近な生物と生態系の保全】</b></p> <p>①尼崎の森中央緑地において、引き続き、市民や企業、行政との協働により自然と触れ合うイベント・講座を実施することで生物多様性の重要性を伝えていく。また、農業公園でのヒメボタルの生息調査を継続し、結果の蓄積を行いながら、幼虫の生息が確認されている竹林の環境改善について、市民団体とともに進めていく。</p> <p><b>【農地を通じた自然とのふれあい】</b></p> <p>②都市農地貸借円滑化法を活用した相続税納税猶予制度が適用される市民農園の新規開設方法及び既存の市民農園について制度の周知を引き続き行うとともに、ニーズの高い地域における新規開園を促していく。</p> <p>③来園者の満足度を高めるために農業公園の植物の育成管理を引き続き行う。また、農業公園については、引き続き関係部局と連携して都市公園への変更も含めた検討を進めていくとともに、知名度向上への取組を継続して行っていく。</p> <p><b>【農地の保全による良好な都市環境の形成】</b></p> <p>④都市農地貸借円滑化法を活用した農地の貸借についてのサポートを関係機関と連携して行う。また、令和4年度の特産生産緑地制度の開始に向け、制度のメリットを説明するとともに同意書受付などへの対応を関係部局と連携して計画的に行う。このほか、新たな農地保全の手法として、福祉農園としての農地の活用(農福連携)に取り組む。</p> <p>⑤令和3年度からの新たな「都市農業活性化推進事業」における認定農業者、認定新規就農者への優遇措置について周知することなどで、認定農業者などのモチベーションを高めることにより農地保全につなげていく。また、農業残さへの対応に関する補助メニューを加え、農業者がより営農しやすい環境を整える。</p>

主要事業の提案につながる項目

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	16	住環境・都市機能	展開方向	01	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にいかかわるしくみづくりを進めます。
主担当局	都市整備局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 現在の住環境は快適でくらしやすいと感じている市民の割合	↑	90.0	%	83.5	79.6	83.4	82.0	83.8		93.1%
B 密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長(累計)	↑	700	m	257.3	325.2	483.7	536.4	657.9		94.0%
C 市内の緑化に関する展示会等の認知度	↑	30.0	%	—	—	22.5	21.6	20.3		67.7%
D 目標未達成の重点密集市街地(5町丁目)における不燃領域率	↑	40.0	%	—	—	—	—	33.7		84.3%
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	■市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承	総合戦略 ⑥
【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】 (目的)地域の課題を共有し、自らまちづくりのルールを定め、住環境や防災性の向上に取り組む市民を支援するとともに、密集市街地の改善を図り、安全・安心なまちづくりを推進することで、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現する。 (成果)①良好な住環境の保全と形成に向けた手法を検討している地区に対して、随時支援を行っている。塚口町南東地区においては、地区計画等の策定に向けたアドバイザー派遣を2回実施し勉強会等を行ったが、地区内の協議が整わずまちづくり協議会の設立等には至らなかった。一方、東園田町6丁目地区については、住環境整備条例に基づく地区まちづくりルールの認定を行った。これは、平成29年度の制度創設以来、潮江・塚口北・下坂部川出地区に次いで4地区目となる認定で、これらの地区では、計画段階での建築事業者等との協議により、ルールに適合した建築が行われるなど(R2:22件、累計50件)、地区の考えに合致したまちづくりが進んでいる。(目標指標A) ②隣地統合促進事業補助金に関しては、令和2年5月に対象地域を市内全域とする制度改定を行った。これにより、狭小地等の隣地で住宅建築が行われる際に活用されるよう周知を図った結果、問合せ件数の増につながった。(R1:5件→R2:14件 利用実績R2:1件、累積2件) ③密集市街地における防災機能の確保や土地の合理的かつ健全な利用を図ることを目的とした「防災街区整備地区計画」の策定区域内においては、平成24年度以降、建替等に伴う後退用地の道路空間確保に取り組んでおり、令和2年度は121.5mの整備を行った。これにより、防災街区整備地区施設(道路)全体に対する整備の割合は6.7%となり、令和4年度の目標値に対する整備の割合は94%となった(民間整備分を除く)。また、現行制度における課題抽出のため、実態調査を行った。(目標指標B) ④重点密集市街地である開明地区において地域と課題共有を図るため、地域振興センターと連携し令和3年度まちづくり講座開催に向けた準備を行った。 (課題)①地区まちづくりルールの運用の中心となるまちづくり活動団体においては、メンバーの固定化や高齢化等の課題を抱えており、今後、後継者の育成等に向けた支援をしていく必要がある。 ②これまで広報した結果問合せはあったが、取得したい隣地が売却されなければ制度利用に至らず隣地統合が進まない。隣地統合を促進していくためには狭小地等を売却したい側に向けた広報について検討する必要がある。 ③実態調査の結果を踏まえ、引き続き適切な道路空間の確保がなされるような制度検討や制度周知を行う必要がある。 ④重点密集市街地の改善状況が見える化して評価する必要がある。(目標指標D)		
行政が取り組んでいくこと	■市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり	総合戦略 ⑥
【都市景観の向上】 (目的)都市美の形成を図ることにより、住み続けたい、住んでみたい、住んでよかったと思われる魅力的なまちづくりを進める。 (成果)⑤令和3年度に開催する第10回まちかどチャタリング賞に向けてのパネル展示等については、令和2年度はコロナ禍の状況により見送り、都市美形成計画に基づく指導及び啓発活動に努めた。 (課題)⑤市民アンケートの結果、「市内の景観に対する関心がある」との回答は43.9%と令和元年の42.4%と比べ上昇している一方、「まちかどチャタリング賞」に関しては「聞いたことあるもの」が8.4%、「見たことあるもの」が6.0%に留まった。都市景観への関心を更に高めていくためには、まちかどチャタリング賞の開催にあわせて都市景観について情報発信や周知を図っていく必要がある。		
【緑化の促進】 (目的)緑の普及啓発を行うことで、美しいまちなみを創出するとともに、花づくりを通じてコミュニティの醸成を図る。 (成果)⑥子育て世代である30代、40代における緑化に関する展示会等の認知度が低いという令和元年度の市民アンケートの結果を踏まえ、「みどりの学校」と題した子育て世代向けの講習会の実施や、市公式Facebook等のSNSを活用した情報発信を強化した。(目標指標C) (課題)⑥全体での認知度は依然として低いものの、30代、40代における認知度は向上したことから、更なる取組の拡充や情報発信の強化を図る必要がある。		
【分譲マンションの適正管理】 (目的)管理組合による適正管理を促し、マンションの良好な居住環境の確保を図るとともに地域の住環境の向上に寄与する。 (成果)⑦マンション管理に関する専門家の団体と連携し、動画配信型のセミナー(配信期間有)を継続して実施することになり、より多くの区分所有者が曜日・時間帯を問わず情報を得ることができるようになった。 ⑧マンションの管理状況を把握する仕組みを検討し、取組の方向性と時期を「尼崎市住まいと暮らしのための計画」に記載した。 (課題)⑦コロナ禍においてオンラインの活用が社会全体に急速に浸透しており、アドバイザーの派遣や管理組合同士の相互交流の機会の提供といった各事業についても、対面・オンラインそれぞれのメリットとデメリットを比較しながら、実施手法を再検討する必要がある。 ⑧計画に沿って取組を進め、管理不全の予防・改善を着実に進める必要がある。 ⑨マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、マンション管理適正化推進計画の作成や管理不全マンションに対する助言・指導等が可能になることから(令和4年4月予定)、具体的な実施手法について検討する必要がある。		

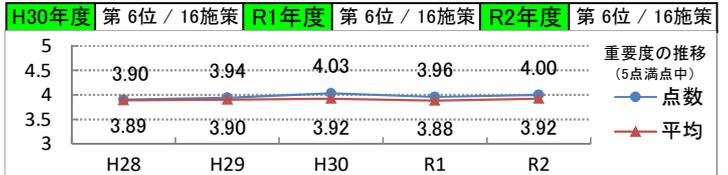
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	隣地統合促進事業補助金
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	密集住宅市街地整備促進事業
2	
3	
4	
5	

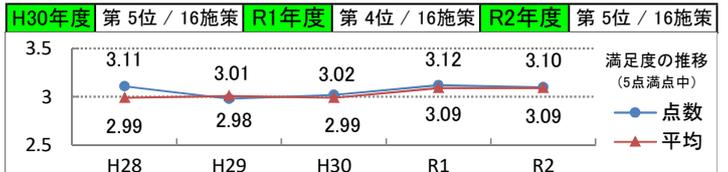
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承等

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・隣地統合促進事業については、効果的な広報や相談支援等を行う中で事業効果を検証しながら、空家対策で開始した専門家の活用など民間事業者と連携した取組を進めていく。

・密集市街地の改善に向けた取組については、不燃領域率のほか世帯密度や木造率など基準ごとに進捗状況を整理し見える化することで、事業効果の検証を進める。

・都市景観の向上については、駅前の市街地や住宅地等の特性を踏まえる中で、その成果指標の検討を進める。

#### 令和3年度の取組

##### 【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】

- ①引き続き地区計画等の策定に向けて活動する地区については、地域振興センターと連携してアドバイザー派遣等の支援を実施する。また、まちづくり活動団体に対しては、安定的かつ継続的な活動ができるような支援について検討を行う。
- ②狭小地等を売却する必要性が発生するタイミングをとらえ、隣接地の所有者と売却の相談をする機会を持ってもらうことに繋がりやすい広報手法を検証すると共に、空家対策や新たに策定した「尼崎市住まいと暮らしのための計画」とも連携しながら住環境の改善に取り組む。
- ③実態調査の結果を踏まえ、より利用しやすくなるよう制度の見直しを検討する。
- ④不燃領域率の目標が未達成の町丁目を多く含む開明地区においては、引き続き地域振興センター等と連携しながら整備・改善の必要性について地元理解を進め、重点密集市街地の改善に努める。

##### 【都市景観の向上】

- ⑤第10回まちかどチャミング賞を開催し、募集等を通じて市内外を問わず参加を促すとともに、応募作品やこれまでの都市美の取組等の本市の魅力 ホームページ、SNS等により広く配信する。

##### 【緑化の促進】

- ⑥尼崎緑化公園協会を中心に開催する子育て世代向けの取組について、親子で参加しやすい時期の開催回数を増やすことにより、内容の充実を図る。加えて、SNS等を活用した緑化に関する展示会等の情報発信を引き続き強化する。

##### 【分譲マンションの適正管理】

- ⑦動画配信型セミナーの周知に加え、その他の各事業もオンラインの活用を進め、区分所有者が必要とする情報を得ることができる機会の拡大を図る。
- ⑧個別の管理状況を把握し必要な支援につなげるため、高経年マンションから順に管理組合を対象とした定期調査を行う。また、個別カルテなど管理ツールについても検討を進めていく。
- ⑨国の基本方針等の情報に留意し、推進計画の作成や適正管理に向けた適切な管理計画に係る認定制度について検討を進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

##### 【市民参画の促進と規制・誘導による住環境の保全】

- ③防災街区整備地区計画区域内の建替等に伴う後退用地の道路空間を適切に確保していくため、制度の再構築を検討する。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	16	住環境・都市機能	展開方向	02	住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。
主担当局	都市整備局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	↑	90.0	%	83.5	79.6	83.4	82.0	83.8		93.1%
B 空家に関する市民の苦情・相談に対する解決率(累計)	↑	80.0	%	39.4	39.2	37.7	65.9	70.7		88.4%
C 新規分譲住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積が一戸建て100㎡以上、マンション75㎡以上)の割合	↑	60.0	%	51.3	46.2	46.2	37.1	48.4		80.7%
D 新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100㎡以上)の割合	↑	60.0	%	60.4	56.2	59.6	61.3	64.4		100%
E 公園を使いやすいと感じている市民の割合	↑	60.0	%	—	—	40.7	43.7	58.2		97.0%

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)		総合戦略	
行政が取り組んでいくこと	■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保		⑥
【安全安心のまちづくり】 (目的)安全安心なまちづくりに向け、市内に存する新耐震基準施行以前に着工された建築物の耐震化の促進を図る。 (成果)①新たに追加した屋根軽量化工事費等補助については実績はなかったが、代理受領制度の活用は6件であった。また、簡易耐震診断推進事業については新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申請件数が伸び悩み28戸(R1:57戸)の申請であった。(目標指標A) (課題)①今後発生が予想される南海トラフ地震等に備え、耐震性の不足する住宅に対し更なる意識啓発を図り耐震化を促す必要がある。			
【空家等の対策・利活用】 (目的)各法令に基づく取組により、所有者等による空家等の管理の適正化を図り、安全で安心な市民生活を確保する。 (成果)②平成27年度以降に受けた859件の相談に対して、解決数は607件(R2:202件)となり、解決率が上昇したほか、126件の自主解体を確認した。また、行政代執行(略式)を1件実施したほか、専門家が集うNPO法人と協定を締結し、ワンストップ相談体制を構築するとともに、専門家活用に係る補助制度を創設し、周知に努めた。さらに、令和2年度は空家等実態調査を実施した。(目標指標B) ③中古住宅売買時の不安を解消し空家の流通を促進するため、売買時の現況検査と売買瑕疵保険に係る補助制度を創設した(R2:1件)。 ④高齢者への効果的な啓発を図る空家の啓発冊子を作成し、地域団体等へ配布した。また、空家に関する出前講座を6回実施し、庁内外の関係団体へ取組等の発信や課題の共有を行うとともに、空家情報の共有手法について検討を進めた。 (課題)②引き続き、指導の強化と所有者への支援に取り組むとともに、空家が放置されにくくなる制度の検討が必要である。 ③④解決が困難な空家の所有者に対して支援が行き届き、かつ、モラルハザードを引き起こさないような補助制度の設計を行う必要がある。また、対象となる所有者に対し効果的な意識付けができるよう、周知方法の検討を行う必要がある。 ④所有者探索や空家の予防保全のため、関係部局や地域団体等との連携体制の確立が必要である。			
【住宅地の魅力向上と良好な住環境の保全・形成】 (目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。 (成果)⑤⑥尼崎市住宅政策審議会から住宅マスタープランの改定に係る答申を受け、従来からのハードの視点に加え、暮らしというソフトの視点を取り入れ、基本目標や施策の方向性、具体的取組を示した新たな計画として「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定した。 ⑦市内の特徴ある住宅地を例として検討した定住・転入促進等の取組については、優先度の高いものから取組イメージの項目出しを行うとともに、実施に向けて必要な条件整理や関係部局と協議を行い、順次取組の具体化を進めた。(目標指標C・D) (課題)⑤住宅地類型別の取組の考え方を念頭におき、多様な主体とも連携しながら、着実に計画を進めていく必要がある。 ⑥ファミリー世帯の定住・転入の促進に向け、新築分譲マンションに占めるゆとりある住まい(床面積75㎡以上)の割合が、新築一戸建て住宅に比べて上がらないことも含めた、新築住宅供給の動向について更なる分析が必要である。 ⑦地域との関わり方など具体化に向けての進め方は取組ごとに異なるため、それぞれにおいて検討していく必要がある。			
行政が取り組んでいくこと	■公園緑地、住宅等の維持・整備・更新		⑥
【公園緑地の維持・整備・更新】 (目的)安全で快適な公園及び子ども広場等を供用する。 (成果)⑧整備後30年以上を経過した93公園の遊具を対象とした長寿命化計画に基づき、26公園の改修を進めた。また、令和3年度における遊具の長寿命化計画の改定に向け、すべての公園遊具を対象とした点検を実施した。(目標指標E) ⑨すべての公園樹及び街路樹を対象に危険木調査を行い、危険度の高い樹木(都市公園等124本、街路89本)を撤去した。 ⑩新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総合体育館や魚つり施設等を一時的に利用中止し、市民プールは閉園とした。 (課題)⑧都市公園法の改正に伴い、毎年すべての遊具を点検することが完了し、これを契機に長寿命化計画を改定する必要がある。 ⑨危険木調査の結果を基に危険度の高い樹木から撤去する必要がある。 ⑪小田南公園は整備後30年を経過しリニューアルの時期を迎えており、かつ同公園の未供用区域の有効活用を図る必要がある。 ⑫電気料金の削減及びCO2排出量の抑制を図るため、水銀灯などの既存の公園灯を環境に配慮したLED灯に更新する必要がある。			
【市営住宅の維持・管理・整備・更新】 (目的)市営住宅の維持管理・整備・更新・耐震化等を進める。 (成果)⑬久々知住宅のコミュニティ活性化に向けて、社会福祉法人や市内の大学と連携・協力した交流活動の取組を進めた。また、他のシルバーハウジングの今後のあり方においても、緊急通報に関することなどについて、福祉部局と検討を進めた。 ⑭新型コロナウイルス感染症対応としての市営住宅の一時利用については、離職者等9件、インターネットカフェ利用者7件の利用があり、インターネットカフェ利用者全員が利用を終えているが、その内5件が支援等を通し民間賃貸住宅へ移転した。 ⑮宮ノ北住宅第2工区(294戸)と西昆陽住宅(140戸)で建替えが完了し、前年度不調分を含む9基のエレベーター設置の設計が完了した。 (課題)⑬市営住宅入居者の半数以上が65歳以上であり、コミュニティの希薄化や自治活動が困難になる等課題への対応が必要である。 ⑮耐震性が確保された市営住宅は、事後保全から予防保全への転換を進め、ライフサイクルコストの低減を図る必要がある。			

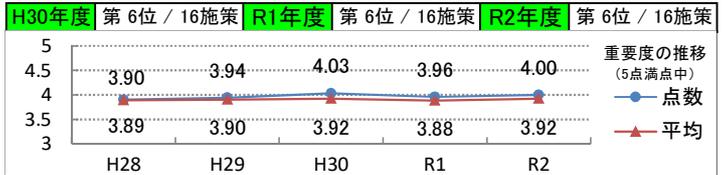
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	空家対策推進事業(空家等除却補助事業等)
2	空家利活用推進事業(空家改修費補助事業)
3	公園灯維持管理事業の見直し(公園灯のLED化)
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	空家利活用推進事業(既存住宅流通促進事業)
2	空家対策推進事業(老朽危険空家等除却促進事業)
3	市営住宅等駐車場の空区画有効利用
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	住宅マスタープラン改定事業
2	公園維持管理業務の執行体制の見直し
3	
4	
5	

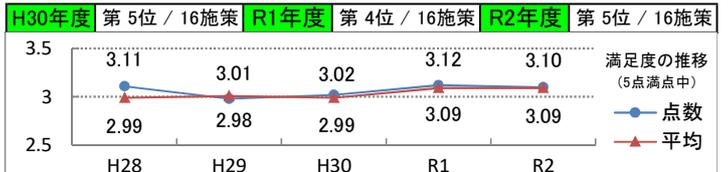
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保等

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

・新たに策定した「住まいと暮らしのための計画」に基づく具体的取組や、鉄道駅や商店街等を活かしたまちのブランディング等に効果的なエリアごとの取組については、全庁横断的に情報共有しながら着実に取組を進めていく。

・公園緑地はまちの緑や景観のみならず、憩いや活動の場としての機能も有する貴重な地域資源であるため、その整備・更新等に当たっては、近隣の公園とあわせた機能分担や地域における活用・管理等も含めて検討を行っていく。

・また、阪神タイガースファーム施設の誘致に伴う小田南公園等の整備にあたっては、地域住民や公園利用者の意見等も踏まえて、防災機能の充実に加え公園緑地としてもより活用されるよう検討を進める。

#### 令和3年度の取組

- 【安全安心のまちづくり】  
 ①市報等の既存メディアの利用が少ない若年層や子育て世代にもアプローチを図り耐震化意識を高めるため、YouTube等のSNSの活用に取り組む。
- 【空家等の対策・利活用】  
 ②③④空家にかかる実態変化の調査結果を踏まえ、これまでの取組を総括するとともに今後の方向性を検討し、「空家等対策計画」を改定する。  
 ②③空家の減少に向けた取組を進めるため、除却や改修に対する補助事業を創設し、各種支援制度のより効果的な情報発信に取り組む。また、関係部局と協力して危険度の高い空家の敷地にかかる固定資産税等の軽減措置を除外する取組を進めることで、空家の放置を抑制する。  
 ④関係部局との連携体制及び空家の現況把握手法について、令和4年度の実施を目標に検討を行う。また、関係部局や民間団体等と協力し進めている予防保全に関する啓発をさらに多くの人に広げていく。
- 【住宅地の魅力向上と良好な住環境の保全・形成】  
 ⑤個性豊かで多様な住宅地を持つ地域特性を活かしたブランディングに取り組み、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしを効果的に発信していく。  
 ⑥新築住宅供給の動向について様々な角度から分析し、課題を抽出するとともに、ファミリー向け住宅のあり方について、関係部局で連携し、調査・研究を行う。  
 ⑦新組織により推進体制を強化し、鉄道駅や商店街等を活かしたまちのブランディング等に効果的なエリアごとの取組を具体化する検討を進め、順次実施する。
- 【公園緑地の維持・整備・更新】  
 ⑧すべての公園遊具を対象に長寿命化計画を策定し、遊具の改修等を進める。  
 ⑨危険木調査結果から撤去対象樹木の優先順位を定め、順次撤去を進める。  
 ⑩小田南公園において、阪神タイガースファーム施設の誘致に伴い、民間資金を活用した施設のリニューアルや防災機能の充実を図るとともに小田南公園周辺の再整備を進める。  
 ⑫市内の公園灯をLED灯へ更新し、CO2排出抑制や電気料金の削減を進める。
- 【市営住宅の維持・管理・整備・更新】  
 ⑬共益費の徴収負担の軽減に繋がる制度の年度内実施を目指す。また、久々知住宅については、引き続き、市内の大学との交流事業等を進める。  
 ⑭尼崎市営住宅建替等基本計画に基づき、常光寺周辺地区の建替え等の耐震化の推進に引き続き工夫しながら取り組む。また、ライフサイクルコストの低減に向けて効率的な維持整備を進める。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【空家等の対策・利活用】  
 ②③空家の除却や改修に対する補助事業について、より有効な制度となるよう見直しや拡充を検討する。また、空家情報を庁内で効率的に収集・活用するために、システムの機能拡充等有効な手法を検討する。
- 【住宅地の魅力向上と良好な住環境の保全・形成】  
 ⑦阪神尼崎駅周辺エリアの魅力向上につながるよう、市民サービスの向上のため尼崎城を含む周辺の公共施設の管理手法について検討を行う。

# 令和3年度 施策評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

施策名	16	住環境・都市機能	展開方向	03	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
担当当局	都市整備局				

## 2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	↑	90.0	%	82.0	80.5	81.7	84.0	84.9		94.3%
B 災害に強い道路網の整備(都市計画道路の整備率)	↑	90.1	%	86.1	88.9	89.1	89.3	89.5		99.3%
C 日常における公共交通機関の利用意識	↑	87.6	%	—	79.9	79.7	77.9	74.0		84.5%
D										
E										

## 5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和2年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出</p> <p>【都市基盤の整備・維持】</p> <p>(目的)都市防災機能の向上、及び利便性が確保された生活空間を創出し、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>(成果)①尼崎駅前3号線や園田西武庫線などの整備を進めた結果、都市計画道路の整備率は89.5%となった。また、災害に強い道路網を構築するため、喫緊の課題のある猪名寺椎堂線(上園橋)、五合橋線と尼崎伊丹線との接続についてルート検討を行った。(目標指標A・B)</p> <p>②管理している水路機能の有無について、関係機関との協議を進めるとともに、園田・小田地区内の一般水路の現況調査92.8kmを行い、市内全ての水路現況調査を完了した(209km/209km)。また、平成29年度からの調査報告を含め52箇所の要補修箇所について優先順位付けを行い、優先順位の高いもののうち2箇所の補修を行った。(目標指標A)</p> <p>③総合治水対策として、各施設管理者と連携し、貯留浸透施設等の整備計画及び実績を把握するとともに、市民へのPRとしてパンフレット等を作成・公表した。</p> <p>④抽水場は老朽化に伴う応急措置を行いつつ、又兵衛抽水場の排水を継続しながら改築更新をするための仮設工事に着手した。</p> <p>⑤雨水貯留管の整備にあたり、周辺住民等に対し説明を重ね、発進立坑用地を兵庫県立武庫荘総合高等学校に確定した。また、兵庫県教育委員会との協議の結果、事業実施に係る協定書を取り交わすことができたため、事業計画の変更手続きを進めた。</p> <p>(課題)①猪名寺椎堂線(上園橋)の整備手法については構造面や経済面も考慮しながら、引き続き早急に検討を進める必要がある。</p> <p>②治水上必要な水路や農業用に利用している水路について下水道部局や農政部局との協議を行い、水路の要否を判断していく必要がある。また、残りの要補修箇所についても優先順位の高いものから順次補修を行う必要がある。</p> <p>③総合治水については、市内の学校・公園などの貯留浸透施設の整備に向けて検討する必要がある。</p> <p>④高校での事前整備工事について、引き続き協議する必要がある。</p> <p>⑤阪急塚口駅南駅前広場については、これまでから東西道路の車両通行を禁止する等の対応を行い、駅利用者の通行安全の確保に取り組んできた。さんさんタウン3番館の建替えを機に、歩行者を中心とした道路空間の更なる活用について検討していく必要がある。</p> <p>⑦複数の地理情報を閲覧するには各課の窓口を回らなければならない、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からもホームページで公開している地図情報の閲覧性を高め、不動産や建設関係事業者が来庁せずに済む環境づくりが必要である。</p> <p>【総合的な交通政策の推進】</p> <p>(目的)人と環境にやさしいまちの活力を支える交通環境を実現する。</p> <p>(成果)⑧新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自動車から公共交通などへの自発的な転換を促すエコ通勤トライアルウィーク等の取組を中止する一方で、市域を運行する路線バス事業者3社に対し、感染症拡大防止のための車両内の衛生確保等に要した経費の一部を補助した。(目標指標C)</p> <p>⑨西宮市、阪急電鉄株、兵庫県及び本市で構成する四者検討会において、武庫川周辺阪急新駅に関する検討報告書の成案化に向けた協議を行った。</p> <p>(課題)⑧ウィズコロナ・ポストコロナの新たな生活様式を見据えたモビリティ・マネジメントの推進に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化を注視しつつ、市民活動を支える持続可能なバスネットワークを維持するため、バス事業者等と連携を深める必要がある。</p> <p>⑨成案後の報告書に基づき、周辺地域の状況把握を進めていく必要がある。また、市域全体を見渡す中で、今後の本市の交通体系を構築していく必要がある。</p>
行政が取り組んでいくこと	<p>■適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減</p> <p>【道路等の適切な維持管理】</p> <p>(目的)適切な維持管理を持続的に行うために、計画的かつ効率的な手法により整備・更新・補修を行う。</p> <p>(成果)⑩市民から道路の損傷箇所を通報してもらった「あまレポ」を導入し、これまで408件の通報があり迅速な対応につながった。利用者からは「通報のハードルが下がった」「直してもらって実感があった」など好意的な意見を頂いた。さらに、現場確認の回数が減るなど職員の業務改善につながる運用ができた。</p> <p>(課題)⑩道路以外の分野への拡大ならびにアプリ導入を推進し、利用ユーザーを増加させる必要がある。また情報収集ツールとしての展開も検討していく必要がある。</p> <p>【橋梁等の適切な維持管理】</p> <p>(目的)適切な維持管理を持続的に行うために、計画的かつ効率的な手法によって整備・更新・補修を行う。</p> <p>(成果)⑪令和2年度は予防保全型と対処療法型をあわせて12橋の補修を完了するとともに、港橋の耐震補強工事が完了した。これにより、道路橋定期点検で5年以内に補修が必要と判定された71橋(1巡目68橋、2巡目3橋)の内49橋(69%)が完了した。また、利用頻度が高く優先順位の高い浜歩道橋の補修工事が完了した。</p> <p>(課題)⑪計画的な橋梁補修の確実な実施や、災害リスクに備えるためのレジリエンスを考慮した耐震改修を進める必要がある。</p>

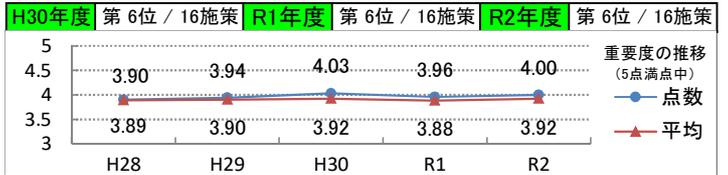
### 3 主要事業一覧

令和3年度 主要事業名	
1	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業(阪急塚口駅南側駅前広場の整備)
2	公共土木施設情報整備事業(公開型地理情報システムの導入)
3	
4	
5	
令和2年度 主要事業名	
1	市民協働型道路等維持管理事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	交通政策推進事業
2	道路橋りょう維持管理業務の執行体制の見直し
3	
4	
5	

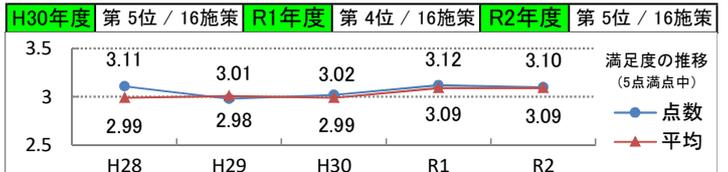
### 4 市民意識調査(市民評価)

項目内容 ●都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出等

#### ●重要度



#### ●満足度



### 6 評価結果

#### 評価と取組方針

- ・本市のイメージがよくなった理由としては、多くの市民が駅前周辺がきれいに整備されるなどまちの景観がよくなった点を挙げていることから、定住・転入の促進を図るためには、駅前周辺の景観を意識した整備が重要である。
- ・阪急塚口駅南駅前広場の整備にあたっては、社会実験の結果も踏まえ、まちの新たなシンボルとなるような雰囲気の良い空間づくりを行う。
- ・武庫川周辺阪急新駅については、引き続き、報告書に沿って関係機関と検討を進めるとともに、地域住民との協議も始めていく。
- ・「あまレポ」については、市民の満足度向上や業務改善につながる活用ができていく。今後も、道路以外へも活用分野を広げ、市民協働型の社会インフラの見守りを進めていく。

#### 令和3年度の取組

- 【都市基盤の整備・維持】
- ①猪名寺椎堂線(上園橋)の整備手法について引き続き検討する。
  - ②一般水路の現況調査結果を取りまとめるとともに、下水道部局や農政部局等との庁内調整会議を設置し、水路の要否について検討を進める。
  - ③総合治水対策として、武庫川流域内の常陽中学校の貯留浸透施設の整備手法について検討する。
  - ⑤事業計画を変更し、雨水貯留管の詳細設計を進める。また、高校での事前整備の詳細設計及び工事を実施する。
  - ⑥阪急塚口駅南駅前広場において、官民連携による公共空間の利活用に関する社会実験を実施し、実験結果を反映した上で居心地が良く歩きたくなる駅前空間の整備に着手する。また、舗装の修繕は自転車通行環境整備などの各計画を整合し、国庫補助事業と合わせて実施することで財政負担の軽減に向けた取組を進める。
  - ⑦複数の地図情報を一括して閲覧できるシステムを導入することで、より見やすい地図情報を公開し、来庁者数の削減や事業者の利便性向上につなげる。
- 【総合的な交通政策の推進】
- ⑧モビリティ・マネジメントの推進については、日常生活の移動にかかる自発的な行動変容を促すため、SDGs「あま咲きコイン」推進事業と連携するなど施策横断的に取り組むとともに、持続可能なバスネットワークを維持するため、地域公共交通会議の意見を踏まえつつ、各事業者と協議を進める。
  - ⑨武庫川周辺阪急新駅については、周辺地域の状況把握にかかる調査等の実施に向け、関係機関等と協議調整を行う。
- 【道路等の適切な維持管理】
- ⑩「あまレポ」については、道路以外へ分野の拡大を行う。さらに、災害時における情報収集ツールとしての活用、運用について関係部局と調整を進める。
- 【橋梁等の適切な維持管理】
- ⑪定期点検後、要補修判定となっている22橋のうち16橋の補修工事を着実に実施するとともに、災害レジリエンスを考慮し重要幹線に架かる橋梁の耐震改修に向けた検討を進めていく。横断歩道橋については、「横断歩道橋維持管理計画」に基づき、着実に横断歩道橋の補修工事(1橋)を実施するとともに、撤去方針の歩道橋については、撤去等に向けた調整を行っていく。

#### 主要事業の提案につながる項目

- 【都市基盤の整備・維持】
- ②水路については、水利権放棄を条件とした農地内の農業用井戸の助成制度創設に向けた検討を進める。
  - ②水路の利水を廃止した場合は、樋門等による浸水被害を未然に防止できるとともに、維持管理費用の削減、売却益などが見込まれる。

(このページは白紙です。)

## 4 行政運営の評価

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためには、効率的・効果的にまちづくりに取り組む必要があります。また、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能な行財政基盤を確立し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態を目指していかねればなりません。そのため、公共施設の再配置を含めた、行政サービスや支援についても、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

さらに、地域課題が複雑多様化するなかで、今後のまちづくりには、これまで以上に市民、事業者、行政がともになって進めていく必要があります。地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をより一層進めていく必要があることや、行政の役割が「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、職員一人ひとりの資質向上を図っていく必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、各施策の評価に加え、この「行政運営」についても評価を行っています。

### ○ 行政運営項目

- (1) ともにまちづくりを進めるために
  - まちづくり情報の共有化と参画の促進
  - 自治に向けた視点の醸成
- (2) 市民生活を支え続けるために
  - 持続可能な行財政基盤の確立
  - 公共施設マネジメントの着実な推進
- (3) 行政運営の実効力を高めていくために
  - 職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備

# 【行政運営評価表の見方】

## 1 基本情報

項目名	1	
取組の方向性		

## 2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値				進捗率 (R2)
			H28	H29	H30	R1 R2 R3~R4	
A							
B							
C							
D							
E							
F							
G							
H							

取組の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は総合計画の後期計画(まちづくり基本計画)期間の最終年度の令和4年度とし、現時点での進捗率を示しています。

【進捗率について】 100%を上回るものを100%、0%を下回るものを0%として記載しています。

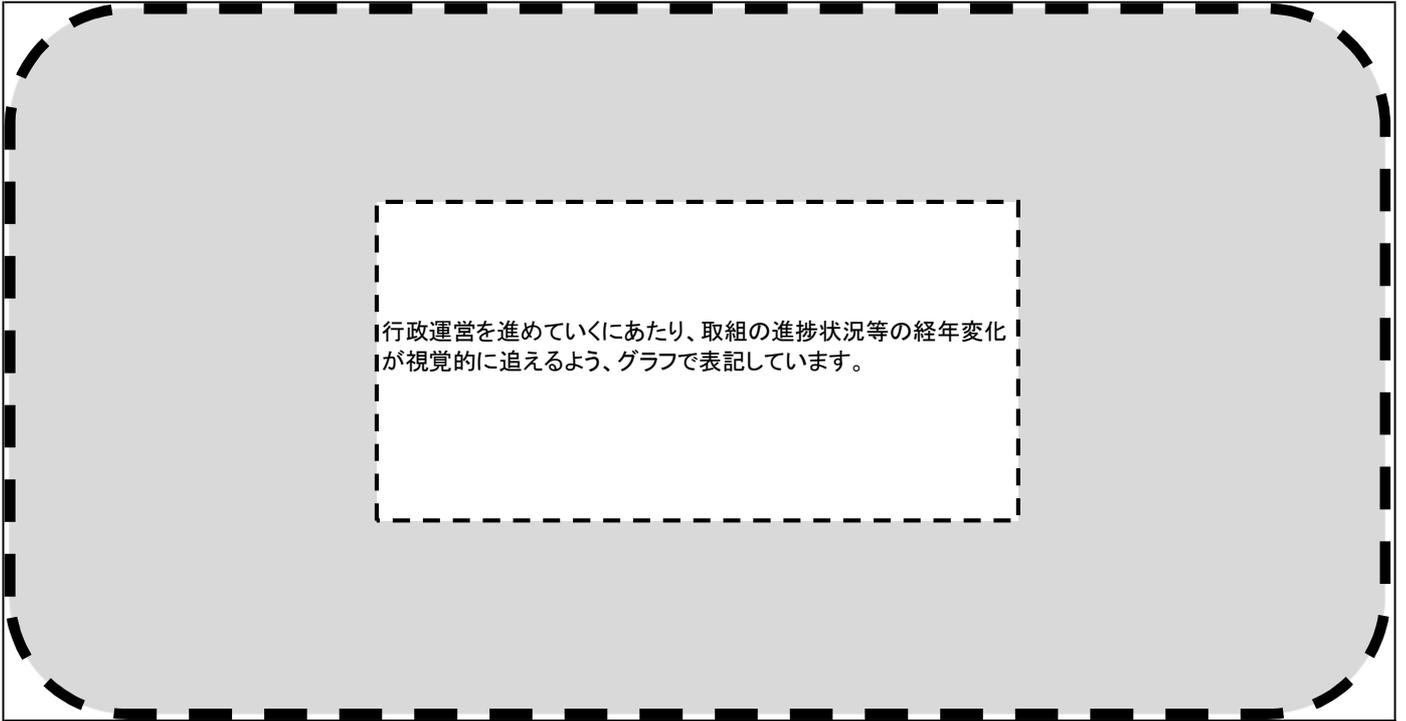
- 指標の方向性が「↑」の場合  
指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「+」 }  $R2\text{実績値} \div \text{目標値}$
- 指標の方向性が「↓」の場合  
指標の方向性が「→」かつ目指すべき方向性が「-」 }  $\text{目標値} \div R2\text{実績値}$

(目標値が0の場合は、進捗率は「-」)

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和2年度実績内容を記載)

取組の方向性	主担当局
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>総合計画に定める「行政運営」の「取組の方向性」の分類別に、令和2年4月から令和3年3月末までの主な取組内容の成果や課題についてを主担当局が記載しています。</p> </div>	
取組の方向性	主担当局

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



## 4 評価結果(今後の取組方針)



# 令和3年度 行政運営評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

項目名	ともにまちづくりを進めるために
取組の方向性	1 ■まちづくり情報の共有化と参画の促進 ■自治に向けた視点の醸成

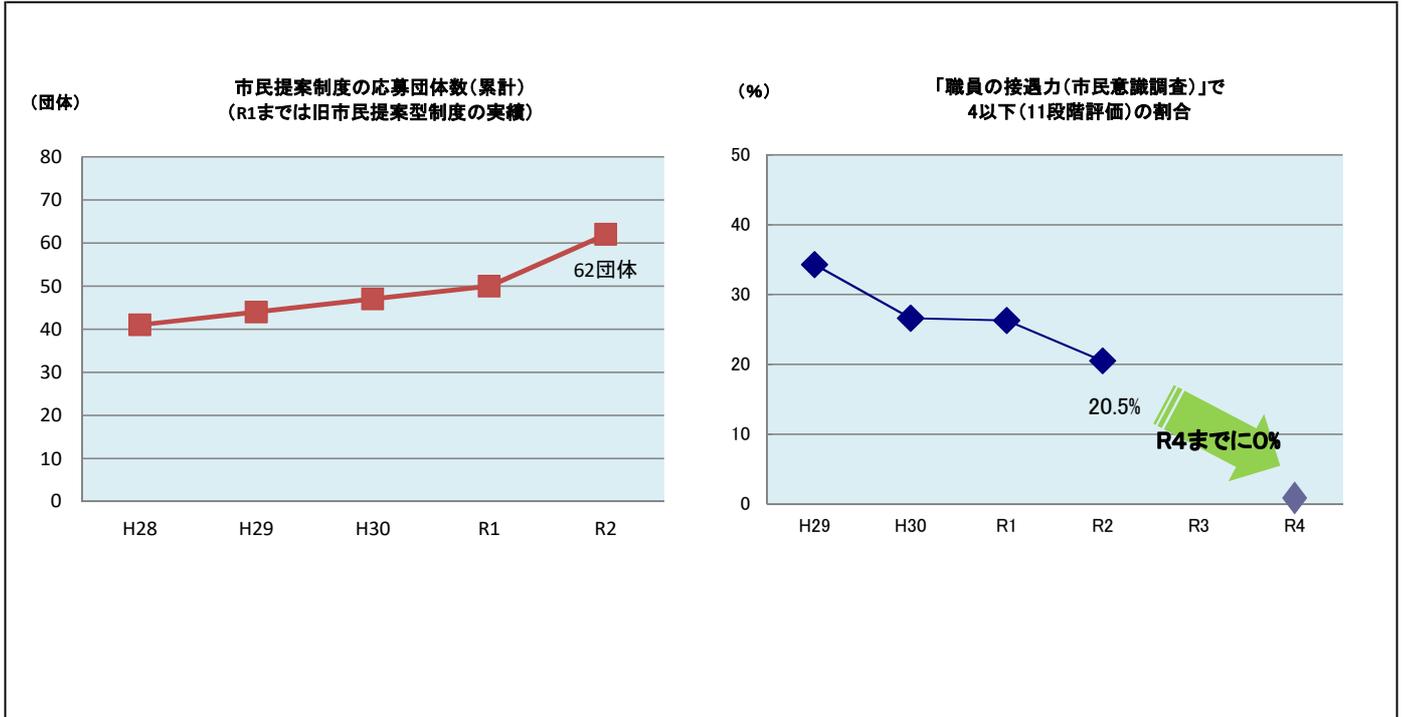
## 2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 市民提案制度の応募団体数(累計)(R1までは旧市民提案型制度の実績)	↑	79	団体	41	44	47	50	62		78.5%
B 指定管理モニタリング評価の「適正性」が全て「適正」評価である施設の割合	↑	100	%	—	—	—	—	86.5		86.5%
C 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合	↓	0	%	—	34.3	26.6	26.3	20.5		—
D										
E										
F										
G										
H										

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和2年度実績内容を記載)

取組の方向性	■まちづくり情報の共有化と参画の促進	主担当局   総合政策局
<b>【協働の取組の推進による事業等の効果的な実施】</b> (目的)「市民提案制度」や「協働契約」を始めとする協働施策の運用を通じ、市民等の市政への参画の推進と政策提案機会の拡大を図り、協働の取組を推進する。 (成果)①「市民提案制度」では、12団体から14事業の提案を受けた。単に委託又は補助の可否を判断するのではなく、提案者が解決したい課題や背景といった提案の趣旨をくみとり、相互理解を図りながら、様々な実施形態を視野に提案の実現に向けた対話を重ねた。結果、協働事業(補助金)が2件、委託及び補助に依らない連携の取組が3件生まれるとともに、対話を通じて職員の協働に関する意識醸成が図られた。(目標指標A) ②委託事業等において、柔軟な仕様の下で市と受託者とが強みを出し合いながら事業を作り上げ、協働による相乗効果が発揮されやすくするため、互いの対等な関係や相互理解、適切な役割及び責任の分担を契約行為によって明らかにする新たな手法として「協働契約」の運用を開始し、2事業で締結した。これによって、互いの信頼関係が高まるとともに、役割分担の明確化による円滑な事業実施が図られた。 ③包括連携協定の締結や、締結後の取組に係る庁内外の調整を丁寧に行うとともに、積極的に情報共有の機会を設ける中で、相手方との信頼関係強化につながった。 (課題)①職員一人ひとりが、協働の意識をより強く持ち、積極的に協働の取組を推進していくためには、引き続き丁寧なコーディネートを行うほか、職員側の協働の取組のアイデアも尊重されることが必要である。また、採択事業等が良好な協働関係の下に継続されるよう、庁内に対するフォローを行っていく必要がある。 ②活用事例も交えながら、協働契約のメリットを庁内に一層周知するとともに、事例を積み重ねる中で、検証を行っていく必要がある。 ③相手方との新たな協働の取組が生まれるよう、庁内への周知や協働の取組の提案をより積極的に行っていく必要がある。		
<b>【指定管理者制度】</b> (目的)公の施設の管理について、民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上とより効果的・効率的な運営を図る。 (成果)④評価項目を協議の上で設定するようモニタリング評価の見直しを行ったことで、指定管理者とのコミュニケーションが増え、指定管理者の声が評価表に反映されるなど、パートナーシップを意識した制度運用に向けた取組が前進している。 ⑤施設の適正な管理運営の促進を図るため、引き続き、関係部局及び指定管理者を対象とした制度説明会を行った。(目標指標B) ⑥新型コロナウイルスなどの感染症を含む、災害時等における市と指定管理者との役割や費用分担等について具体的な対応方針を示した特約を導入し、順次締結を進めた。 (課題)④評価が形式的なものにならないよう、評価に係る資料や普段のコミュニケーションによって得られる情報から問題点を的確に抽出することを意識づけする必要がある。 ⑤運用上のルールの複雑化とともに、一部で不適切な施設管理の状況が明らかになったことから、制度の趣旨や内容等、制度運用に係る情報をわかりやすく整理するとともに、随時、施設所管課が参照できるマニュアル等の整備が必要である。 ⑥災害等の突発的な事案に対して柔軟に対処するため、適宜必要な情報共有や協議等を行っていく必要がある。		
取組の方向性	■自治に向けた視点の醸成	主担当局   総合政策局
<b>【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】</b> (目的)担当業務以外にも市全体の取組を知るよう努め、適宜庁内外につなぐ意識を持ち、広い視野と視点から市民活動を支援する。(目標指標C) (成果)⑦何か活動したい、仲間を見つけたい方へ向けて毎月開催中の「尼崎大学みんなの相談室」を職員向けにも開催し、相談部署と尼崎大学とのコラボ企画が実現するなど、職員が庁内外の意見に耳を傾け多くの人を巻き込み、巻き込まれながら企画、実行する意識を高めた。 ⑧地域担当職員を対象とした相互学習(地域担当主事会)を毎月開催し、手ごたえある事例や悩み多き事例などを学び合い、自身の役割への理解を深めた。この気づきを市政課題研修(受講者83名)にて報告し、自治のまちづくりを進める視点を庁内で共有した。 ⑨ファンリレーションスキルを学ぶ研修も行き、地域の会議において、役立てる事例が増えている。 (課題)⑧⑨地域担当職員の相互学習は、全員を同時に対象とすることは難しいため、数年かけて全員が受講できるようにしてきたが、各年度の経験を引き継ぎ、積み上げながら改善していくことが必要である。顔の見える関係づくりに取り組み、それにより地域から相談してもらえる事例も増えているため、築いた関係を基にした事業や気づきを活かした事業を立案できるような研修も加えていく必要がある。		

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



## 4 評価結果(今後の取組方針)

### 【協働の取組の推進による事業等の効果的な実施】

①引き続き丁寧な制度運用を行うほか、全ての職員に協働の取組のアイデアを募った上で募集要領に掲載し、これに対する提案についても募集を行う。また、定期的実施状況や市と提案者との関係性の把握を行うなど、採択事業のフォローに努める。

②提案の実現化にあたっては、早期から政策・財政部門とも情報共有及び協議・調整を行い、円滑な政策調整並びに予算要求につなげ、協働の取組の一層の推進を図る。

③市民提案制度を通じた契約締結事例の創出や、あらゆる機会を捉えた庁内外への周知を行い、積極的な活用を促す。

④引き続き、協定の相手方との情報共有を密にするとともに、庁内及び相手方のニーズを捉えて、協働の取組の提案を行っていく。

⑤～④「きょうDoガイドライン」の改訂に向けた取組を進めるにあたっては、協働や市民参画の推進に係る好事例等の情報共有のあり方についても検討を行う。具体的には、市民提案制度や協働契約、指定管理者制度といった協働施策においては、提案内容や好事例、モニタリング評価の分析結果の共有を、また、市民意見聴取プロセス制度といった市民参画施策においては、熟度の低い段階から市民と建設的な議論を行った事例等の共有を行う。

### 【指定管理者制度】

⑥新たなモニタリング評価の結果を分析し、引き続きより良い評価に向けて検討を行うとともに、各施設所管課において、指定管理者による管理運営の適正性に係る確認が、より確実にされるよう、情報の共有を図っていく。

⑦より適正な施設管理を徹底するため、事務手続の手順及び制度運用上の留意事項について示したマニュアルについて、令和3年度中の整備に向けて検討を行うとともに、各施設所管課に対して、制度の趣旨等について一層丁寧な周知を行う。

### 【コーディネーター的な役割を担う職員の育成】

⑧引き続き職員に特化した相談室の開催により、個々の職員や各部署が多様な意見や関わり合いを重視する仕事の進め方へつながるよう取組を進める。

⑨地域担当職員が経験した事例をまとめていくことを通じて、相互学習を続けて改善を図りながら、職員の意識を高めていくとともに、「学びと活動の循環」を意識した事業が立案できるような研修も開始するほか、コロナで制限されている研修が再開されれば積極的に活用するとともに、場合によっては代替の措置も工夫していく。また、全庁的にも、地域担当職員やみんなの尼崎大学などが行った協働の取組事例を報告するなど、求められる職員の動きをより具体的にイメージできるような共有の機会を設ける。

# 令和3年度 行政運営評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

項目名	2	市民生活を支え続けるために
取組の方向性		■持続可能な行財政基盤の確立 ■公共施設マネジメントの着実な推進

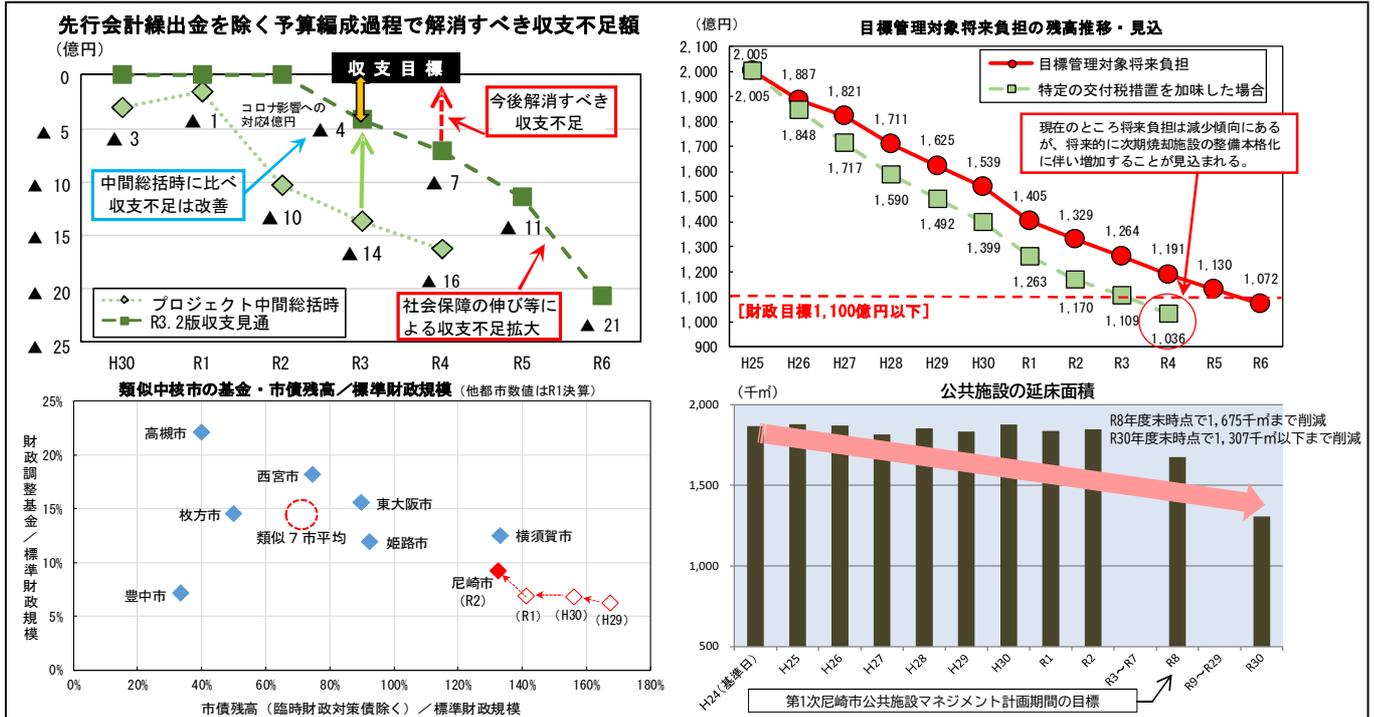
## 2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値					進捗率 (R2)	
				H28	H29	H30	R1	R2		R3~R4
A 当初予算における収支不足額 (先行会計繰出金を除く)	→	0	億円	0 (H29当初)	0 (H30当初)	0 (R1当初)	0 (R2当初)	4 (R3当初)		—
B 個人市民税収入率	↑	95.0	%	92.0	92.7	93.5	94.4	94.9		99.9%
C 市税収入未済額 ※下段( )内は猶予特例含む	↓	30	億円	39	34	28	25	23 (27)		100%
D 財政調整基金の残高 (交付税清算対応分を除く)	↑	100	億円	63	62	68	70	94		94.3%
E 交付税措置を加味した目標管理対象将来負担	↓	1,100	億円	1,590	1,492	1,399	1,263	1,170		94.0%
F 公共施設の床面積の削減(累積)	↓	△193 (R8末)	千㎡	△ 16	△ 34	8	△ 30	△ 22		11.4%
G										
H										

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和2年度実績内容を記載)

取組の方向性	■持続可能な行財政基盤の確立	主担当局	資産統括局
<b>【財政規律・財政目標の進行管理】</b> (目的)本市の行財政改革計画であるあまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの中間総括(以下「中間総括」という。)において掲げた財政規律と財政目標の適切な進行管理を図る中で、最終目標である持続可能な行財政基盤の確立を目指す。 (成果)①収支面では、令和3年度当初予算で、4.9億円の構造改善効果額(平成30年度から令和3年度までで累計18.7億円)を計上し、プロジェクト後半の目標15億円を達成したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、実質的な収支均衡には至らず、従来想定していた公共用地先行取得事業費会計繰出金相当額の2億円のほかに、4億円の財政調整基金の活用を図る必要が生じた。(目標指標A) 滞納整理の取組優先順位の設定、進捗管理の徹底などの取組により、個人市民税収入率は上昇している。また、市税収入未済額は新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予制度の特例の影響を除くと減少している。(目標指標B・C) ②財政調整基金は、新型コロナウイルス感染症による収支影響が今後も続く可能性を踏まえて、特例的に収益事業収入の増額措置を行ったことなどにより、69.5億円から94.3億円へ残高が増加した。(目標指標D) 減債基金(通常分)は土地売払収入などを積み立てた結果、残高は73.8億円から83.9億円へ増加した。 ③プライマリーバランス黒字の維持とともに、退職手当債等の10億円に加えて、その他の交付税措置のない市債を17.5億円早期償還し、将来負担の抑制を図った。(目標指標E) (課題)①高い水準で推移する公債費や扶助費等に加え、高齢化に伴う社会保障関係費の増、中学校給食に係るランニングコストの増等により、令和4年度には7億円の収支不足が見込まれることや、令和5年度以降に収支不足がさらに拡大することへの対応が必要である。 ②③市民の安全・安心や公共施設マネジメント等の必要な投資的事業の実施と、将来負担抑制の両立を図る必要がある。 ④令和4年度末でプロジェクトが計画期間の終了を迎えることから、不確定要素の多い新型コロナウイルス感染症の影響下においても、可能な限り財政健全化を確かなものとするともに、令和5年度以降の行財政運営の方向性について検討を進める必要がある。			
取組の方向性	■公共施設マネジメントの着実な推進	主担当局	資産統括局
平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。 <b>【方針1:圧縮と再編】</b> (目的)施設の圧縮と再編を図り、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量をR30年度末時点で1,307千㎡以下まで削減) (成果)⑤公共施設マネジメントの必要性・意義について市民・利用者の皆様に理解を深めていただけるよう、取組内容等について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、全戸配布を行った。また、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」に係る「今後の具体的な取組」について、コロナ禍の影響を踏まえ、着手済みの取組や、早期の収支改善につながる取組、地域や関係団体等と具体的な協議を進めている取組以外については、着手時期を次年度以降とするなど調整を行いながら、取組を推進した。(目標指標F) <参考 令和2年度の主な公共施設の増減> 【減少】旧青少年センター、旧武庫地区会館、旧園和幼稚園、旧大庄幼稚園、旧立花東幼稚園、旧元浜保育所 【増加】宮ノ北住宅(集約建替)、西昆陽住宅(集約建替)、園田東生涯学習プラザ、武庫東保育所 (課題)⑤公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう施設の集約化や統廃合などの取組を丁寧に進めていく必要がある。また、引き続き、コロナ禍による財政への影響を踏まえ、スケジュールの見直しなどを適宜行うとともに、国の財政的支援を活用しながら取組を進めていく必要がある。			
<b>【方針2:予防保全による長寿命化】</b> (目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。 (成果)⑥「第1次保全計画」に基づき、詳細調査を実施した。また、「保全システム」の運用など技術的支援を継続して行った。 (課題)⑥施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。			
<b>【方針3:効率的・効果的な運営】</b> (目的)施設運営にかかるコスト削減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。 (成果)⑦電力調達自由化を踏まえた取組を完了させ、都市ガス調達においても、大口施設の見積合せに移行した。 (課題)⑦都市ガスの自由化を踏まえた取組など、さらなる効率的・効果的な施設の運営に向けた対応を今後も行う必要がある。			

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



## 4 評価結果(今後の取組方針)

### ■持続可能な行財政基盤の確立

#### 【財政規律・財政目標の進行管理】

あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向け、中間総括に示す「財政規律」を踏まえた財政運営・予算編成を行うため、以下の取組を推進する。

①今後も社会保障関係費の増加が見込まれることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入等の減少が見込まれることから、さらなる構造改善を進め、令和4年度当初予算における公共用地先行取得事業費会計繰出金を除いた実質的な収支均衡の確保を目指す。

・引き続き新型コロナウイルス感染症による景気影響等を注視しながら、市民ニーズに対応した補助、単独事業について、地方創生臨時交付金を最大限活用した上で、財政調整基金や予備費の活用等も含め、迅速かつ適切な予算措置を行う。

・また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税収入等が当初予算を下回る水準となるなど、収支状況が当初予算以上に厳しくなることが見込まれる場合には、ハード・ソフト両事業において、収支改善につながる調整を行う。

・現年課税分に係る徴収体制の強化などの取組により、個人市民税収入率の向上及び収入未済額の縮減を図る。

②基金については、中間総括での整理等を踏まえ、次の通り取組を進める。

・財政調整基金は収支剰余金を積み立てる一方、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策に係る財源として活用する。

・減債基金及び公共施設整備保全基金は今後も継続的に公共施設マネジメントの取組の財源として取崩を行っていく予定であることから、今後の活用財源として、令和3年度に見込まれる土地売払収入の確保に努めるとともに、モーターポート競走事業会計における内部留保の状況や利益状況等を勘案しつつ、収益事業収入の繰入ルールの見直し及び繰入の増額措置について検討を行う。

③令和4年度の将来負担の財政目標を見据え、引き続き市債の早期償還を進めていく。

<当初予算編成にあたって注視すべき動向>

上記の財政目標・財政規律の適正な進行管理とともに、次の動向等に注視する。

・新型コロナウイルス感染症による景気影響等に伴う本市への影響及び国の補正予算等の地方財政措置

・経済財政運営と改革の基本方針における地方一般財源総額実質同水準ルールの特長の延長の有無

・令和4年度向け地方財政対策

④第6次尼崎市総合計画の策定検討とあわせて、令和5年度以降の行財政運営の方向性について検討を進める。

### ■公共施設マネジメントの着実な推進

#### 【方針1: 圧縮と再編】

⑤新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を優先する中で、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1: 圧縮と再編の取組)」における見直し対象施設の方向性に加え、施設規模、場所、スケジュールなどを示した「今後の具体的な取組」に基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。

⑥国の財政的支援活用の要件でもある、本市の所有するインフラ系施設も含めたすべての公共施設を対象とした公共施設等総合管理計画について、維持・管理に係る中長期的な経費見込みを明らかにするとともに、本計画策定以降の取組内容の追加などを行うため令和3年度中に改定を行う。

#### 【方針2: 予防保全による長寿命化】

⑦「尼崎市公共施設マネジメント計画(方針2: 予防保全による長寿命化の取組)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、長寿命化改修による予防保全への転換に重点を置いて取組を進める。

#### 【方針3: 効率的・効果的な運営】

⑧電力調達の自由化を踏まえた高圧・低圧区分に係る取組を継続するとともに、都市ガスの自由化の動向を踏まえた検討を進めるなど、施設の効率的・効果的な運営の更なる推進に向けた検討を進める。また、施設照明のLED化についても、方針1・2の取組と併せて、順次進めていく。

# 令和3年度 行政運営評価表(令和2年度決算評価)

## 1 基本情報

項目名	3	行政運営の実効力を高めていくために
取組の方向性		■職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備

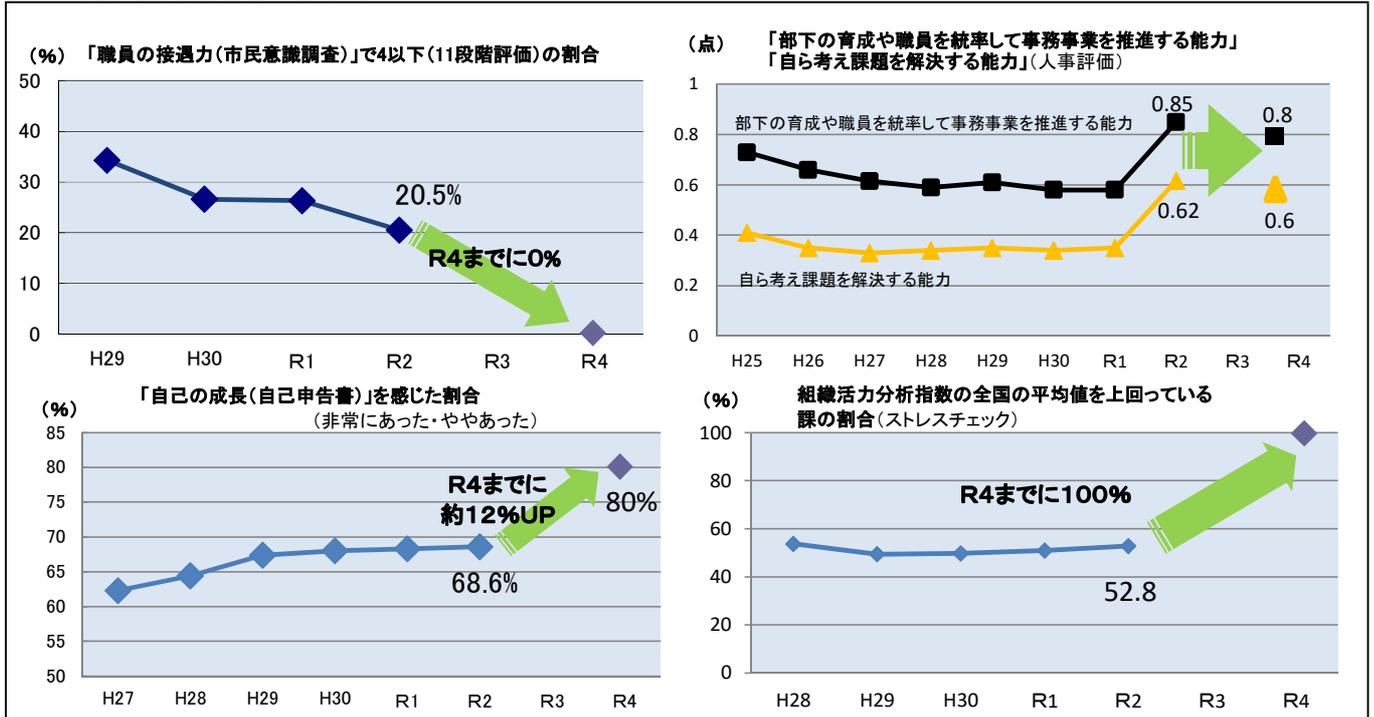
## 2-1 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値						進捗率 (R2)
				H28	H29	H30	R1	R2	R3~R4	
A 「職員の接遇力(市民意識調査)」で4以下(11段階評価)の割合	↓	0	%	—	34.3	26.6	26.3	20.5		—
B 「自己の成長(自己申告書)」が「非常にあった」「ややあった」の割合	↑	80.0	%	64.4	67.4	68.0	68.3	68.6		85.8%
C 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.8	点	0.59	0.61	0.58	0.58	0.85		100%
D 自ら考え課題を解決する能力(人事評価)	↑	0.6	点	0.34	0.35	0.34	0.35	0.62		100%
E 人事評価のフィードバック面談に対する満足度	↑	100	%	72.4	88.9	81.0	88.9	92.5		92.5%
F 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	0	%	12.6	12.3	13.5	12.8	12.6		—
G 組織活力分析指数(ストレスチェックに基づく組織の活性化を図る指数)	↑	50.0	ポイント	50.4	50.2	50.2	50.3	50.6		100%
H 組織活力分析指数の全国の平均値を上回っている課の割合	↑	100	%	54.3	49.4	49.7	50.9	52.8		52.8%

## 3 これまでの取組の成果と課題(令和2年度実績内容を記載)

取組の方向性	■職員の資質向上と課題に即した組織体制の整備	担当当局	総務局
<b>【職員の資質向上】</b> (目的)公権力の行使や政策立案などの、専門性の高い業務に取り組めるよう人事評価制度の効果的な運用、各種研修の充実を図る。 (成果)①(ア)職員アンケートで、コンピテンシーの浸透度や上司との関係性と面談満足度等を確認・分析し、評価者研修(補佐・係長)を行い、マネジメントの質の向上に取り組んだ。(目標指標E)(イ)「職場お悩み相談」を開始し、現場の実情把握がより図られた。(目標指標C・E) (ウ)新評価項目やコンピテンシーを活用し、強みや弱みに応じたOJTの推進により、目標値達成にもつながった。(目標指標A・B・C・D・E) ②Web会議システムや動画配信研修の導入、法務能力向上研修で実力確認試験を行った。市政への幅広い見識を持った職員育成に向け「尼崎検定」の実施、新採研修や人材育成通信等でゼミ形式の研修や自主研修グループの活動の紹介を行い、自発的な取組を促した。(目標指標A・B・C・D・E) (課題)①(ア)コンピテンシーの浸透度が低く(令和2年度:41%)、引き続き周知・啓発が必要である。(イ)「職場お悩み相談」で把握した職場の人間関係やマネジメント等の課題を解決するため、人事管理部及び職場等の対応力の向上が必要である。 ②新評価項目で分析した結果、「情報収集・自己啓発」が弱いことから、職員が主体的に成長できるような自己啓発を奨励する風土の醸成を図る必要がある。			
<b>【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】</b> (目的)職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組み、家庭でも自己啓発・育児・介護等に取り組めるようWLBを推進する。 (成果)③職員のWLBの実現等に向けて新たに策定した「特定事業主行動計画2020」について全庁的な周知・共有を図った。(目標指標F) ④超過勤務命令の上限を導入し、全庁的な超過勤務管理状況の見える化を図り、適正管理に向けた更なる意識改革を推進した。 ⑤新型コロナウイルス感染拡大防止策として特例的に実施した在宅勤務について、本格的に制度化し、早出遅出勤務制度等とも合わせて多様な働き方が可能となる仕組みを構築するとともに効果的な運用を図った。 ⑥職務と社会・地域貢献活動の両立を後押しする「尼崎市職員パラレルキャリア応援制度」を創設し、地域団体等の活動で届出があった。 (課題)③④⑤計画の趣旨や目標、また、男性版産休など各種制度の活用について、周知徹底を図り、更に取組を進めていく必要がある。			
<b>【持続可能な執行体制の構築(ウィズコロナ・ポストコロナを含む)】</b> (目的)「新しい生活様式」に沿った住民ニーズの拡大と多様化に対応するため、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。 (成果)⑦事業の休止等を行うことで、柔軟な人員配置を行い、コロナ総合サポートセンターの設置等必要な体制整備を行った。また、児童相談所の設置準備に向けた体制整備などの強化を行いつつ、執行体制の見直しを行い、職員定数の増加を抑制した。(目標指標G・H) ⑧オープン系システムの導入は令和3年1月で完了し、令和5年度の実現に向けたクラウド化等は費用対効果の分析を進めた。 ⑨「尼崎市官民データ活用推進計画」に基づきICTを推進し、RPAの更なる適用により3,750時間/年の効率化、保育業務へのAI導入、Web会議やテレワークシステムの環境整備、ローコードなどの専門知識が不要なツールによる総合相談業務のシステム化を実現した。 ⑩アウトソーシングに係るPDCAを効果的に行うため「尼崎市業務見直しガイドライン」を策定したほか、今後の業務執行体制の見直しに向けICT活用への重点化を示した計画として、『尼崎市行政手続等デジタル化推進計画』を策定し、オンライン申請等による業務の見直し等を方向づけた。また、押印が必要な行政手続のうち68%(国・県による見直しを含む。)について、押印を廃止することとした。 ⑪システム共同化・連携による事務の効率化と費用低減のため、西宮市と財務会計システム共同化の準備作業を進めた。 ⑫急速に進展するICTなどの課題に対応するため、専門的知識を有する人材を任期付き職員として令和3年度から採用することとした。 ⑬尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3(アップスリー)」事業を立ち上げ、障害者を会計年度任用職員として任用している。 ⑭公文書管理制度のあり方について庁内で検討するとともに、尼崎市公文書管理制度審議会を設置し、諮問した。併せて、条例制定に先行して文書規程を改正し、歴史的公文書の管理等について令和3年度に試行実施を行う環境を整えるとともに、職員の意識啓発を行った。(課題)⑦引き続き業務改善や見直しを進めることにより、ワンストップサービス等市民サービスの向上を図るとともに組織機能を十分に発揮できる持続可能な体制の構築を実現する必要がある。 ⑮国から自治体情報システムの標準化や国が整備する国及び自治体向け共通クラウドサービス等の考え方が示されたことから、システム及び業務の見直しが必要である。加えてクラウド化等については、関係部局から情報収集を行い、スケジュールの再検討が必要である。 ⑯アウトソーシング導入後の業務のノウハウ確保とリスク管理を充実させるため、事後評価等を適切に進めていく必要がある。 ⑰公文書のライフサイクル全般に関するルール化を段階的に進めるとともに、職員の意識を高め、組織に確実に定着させる必要がある。			

## 2-2 進捗状況を示すもの(グラフ)



## 4 評価結果(今後の取組方針)

### 【職員の資質向上】

①(ア)コンピテンシーの浸透度を職層ごとに分析した結果、特に一般職が低い(36%)ことから、研修による周知・浸透を図るとともに、部長級のコンピテンシーの明確化に取り組む。(イ)人事管理部及び職場等が連携し多角的な視点から具体的解決を目指し、実践を通じて相談者の気付きやモチベーション及び職場の対応力の向上を図っていく。

②公務員としての人権意識、倫理意識、及びコンプライアンスの徹底を図るため研修内容を工夫するなど、より効果的な取組を進めていく。併せて法務能力の向上に関する研修を拡充するとともに、職員の階層(課長、係長、一般職)ごとに、求められる能力や今後キャリアを積んでいく上で必要な能力を習得するための階層別研修について、従来の政策形成やマネジメント、接遇・コミュニケーション等の内容を一部見直し、様々な情報をひと目でわかりやすく伝えるためのスキルや行動経済学(ナッジ理論)を活用して相手の行動を促すスキルを習得する研修を追加するなど体系の充実を図る。新規採用職員に対し、尼崎検定を活用した研修を実施し、職員の資質向上に努める。ゼミ形式の研修参加者の増や自主研修グループの活性化に向けて、動画による研修のアーカイブ化を図り、全庁で共有を進めるとともに人材育成通信を通じて自主活動の見える化に努める。また、朝会等の会議を有効に活用して職員各々の取組を紹介する場の一つとする等、自己啓発を奨励する職場風土の醸成を図る。

### 【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】

③引き続き、計画の趣旨・目標の周知を徹底するとともに、長時間勤務の是正をはじめとする数値目標(目標年次:令和6年度)の達成に向け、各種休暇・休業制度の効果的な活用や、職員の意識改革・職場風土の醸成など更なる取組の推進を図る。

④超過勤務の適正管理・縮減に向けて、超過勤務の発生要因の把握・分析、上限遵守状況の定期的な確認を行いながら適宜注意喚起を図るとともに、朝会等も有効に活用しながら超過勤務の事前命令を徹底するなど、意識改革に向けた更なる取組を推進していく。また、上限を遵守できていない所属に対しては、要因の分析や縮減方策の検討を促すなど、速やかに改善が図られるよう対策を講じていく。

### 【持続可能な執行体制の構築(ウイズコロナ・ポストコロナを含む)】

⑦行政手続のデジタル化、オンライン化は喫緊の課題であり、デジタル技術を活用したワンストップ化の実践事例の一環としておくやみコーナーの設置に向けて取り組むほか、引き続き効果的な窓口サービスの在り方を検討していく。

⑧情報システムの標準化及びクラウド化・共通基盤の導入は、法令化の動向や国が発出予定のガイドラインを注視し、相關関係を見極め、スケジュールを再検討した上で、着実に進捗させる。また自治体DX推進計画に沿って的確に本市DXを推進する。

⑨⑩「尼崎市業務見直しガイドライン」に沿ったアウトソーシング導入後のモニタリングや事後評価を行うことで課題の抽出や整理を行うとともに、必要に応じてCOO会議を活用して協議を行い、その内容や結果について全庁で共有する。また、「尼崎市行政手続等デジタル化推進計画」は国の動向など状況に応じて修正を行い推進していくものとし、まずは、行政手続のオンライン化については申請件数が多いなど効果の高い手続から順次実現するとともに来庁者向けには受付予約のシステムを導入する。またRPAやローコードなどの専門知識が不要なツールを活用して庁内業務の効率化を一層推進するほか、テレワークの更なる推進のため、県が提供するテレワークシステムの導入を検討する。

⑪西宮市との情報システム共同化については、財務会計システムを令和3年9月から実現し、その他オンライン申請基盤の共同調達及び共同利用も視野に入れ、情報システムの包括的な連携協定を締結する。

⑫令和3年度からICT専門員を採用し、行政運営におけるデジタル化の推進や情報部門の職員育成の強化を図る。

⑬令和3年3月1日に引き上げられた障害者雇用率を達成し、庁内業務の進捗に寄与するとともに、障害者の更なる能力の発揮、職員の理解促進を図る。

⑭「(仮称)尼崎市公文書管理条例」を令和4年2月議会に提出するための取組を進める。また、審議会での審議内容を市民に情報発信するとともに、歴史的公文書の管理を含めた新たな公文書管理制度を適切に運用するための仕組み等を構築し、文書事務の見直し及び職員の文書作成能力の向上に取り組む。

### 【内部統制制度の構築】

①②⑨⑩⑭持続可能で質の高い市政運営、市民から信頼される市役所の実現に向け、行政事務の適法・適正な執行を確保し、もって市財政における経済的損失や組織への信用失墜を防ぐため、内部統制関連の仕組みの見える化を図り、よりマネジメント機能を発揮できる実効性の高い内部統制制度を構築する。

(このページは白紙です。)

**《參考資料》**  
**市民意識調查結果**

## 市民意識調査結果

### (1) 調査の目的

後期計画の16の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行っており、施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

重要度	重要	5点	満足度	満足	5点
	まあ重要	4点		どちらかといえば満足	4点
	ふつう	3点		ふつう	3点
	あまり重要でない	2点		どちらかといえば不満	2点
	重要でない	1点		不満	1点

### (2) 実施概要

- ① 調査対象 満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出
- ② 調査方法 郵送によるアンケート用紙の発送・回収
- ③ 調査期間 令和3年2月19日から令和3年3月16日
- ④ 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
3,000	33	2,967	1,045	35.2%

### (3) 調査結果

#### 結果概要

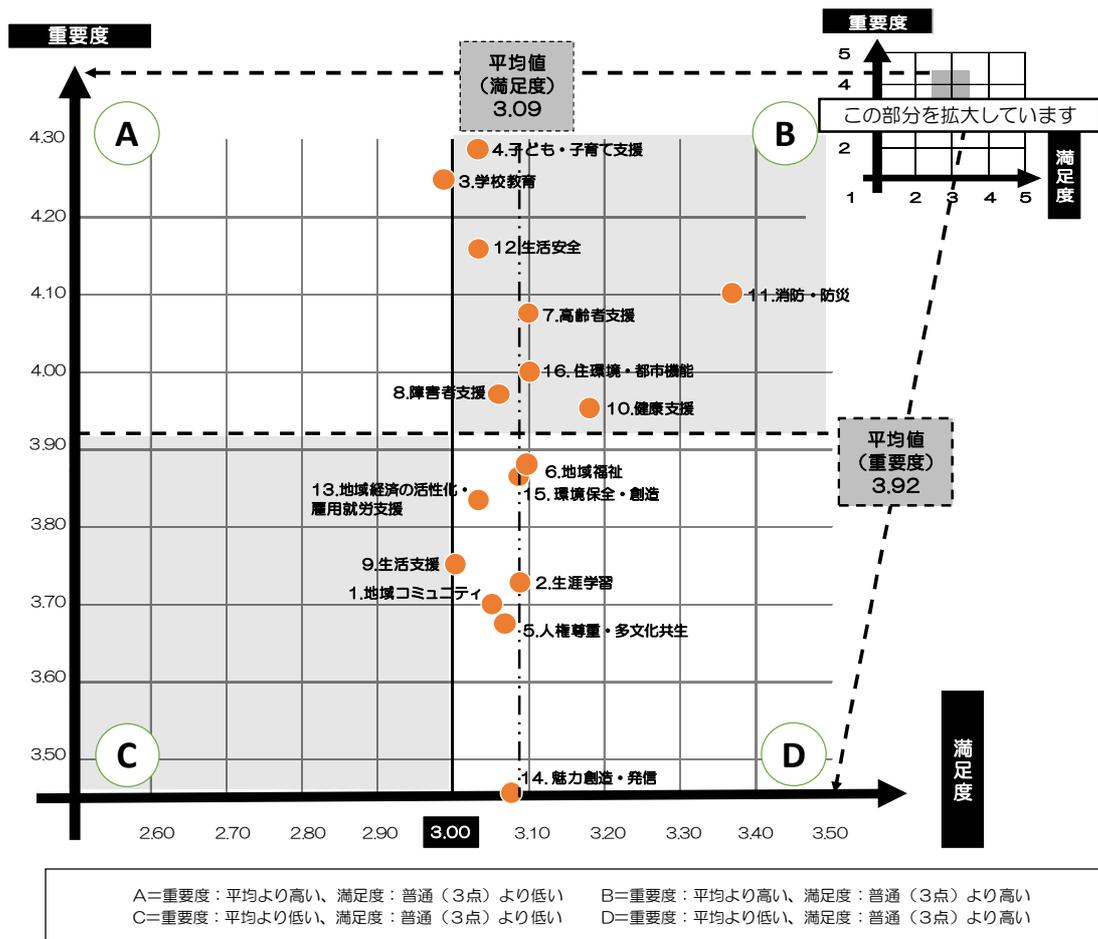
全16施策の平均値	重要度 3.92(前年3.88)、満足度 3.09(前年3.09)
重要度と満足度の乖離が大きい主な施策	学校教育(乖離幅1.27)、子ども・子育て支援(乖離幅1.25)、生活安全(乖離幅1.13)

「重要度」はすべての施策について普通(3点)以上、「満足度」の平均値は、普通をやや上回る3.09点という結果となっています。

#### (4) 傾向区分

市民意識調査の結果から、全16施策を重要度の平均点(3.92点)と満足度の普通(3点)を軸として、4つの傾向(A~D)に区分しています。

【市民意識調査における16施策の分布と傾向区分】



施策名	重要度	満足度	施策名	重要度	満足度
施策1 地域コミュニティ	3.70	3.06	施策9 生活支援	3.75	3.01
施策2 生涯学習	3.73	3.09	施策10 健康支援	3.95	3.18
施策3 学校教育	4.25	2.98	施策11 消防・防災	4.10	3.37
施策4 子ども・子育て支援	4.28	3.03	施策12 生活安全	4.16	3.03
施策5 人権尊重・多文化共生	3.68	3.08	施策13 地域経済の活性化・雇用就労支援	3.84	3.03
施策6 地域福祉	3.88	3.10	施策14 魅力創造・発信	3.45	3.08
施策7 高齢者支援	4.08	3.10	施策15 環境保全・創造	3.87	3.09
施策8 障害者支援	3.97	3.06	施策16 住環境・都市機能	4.00	3.10

(このページは白紙です。)

《參考資料》

施策別事務事業一覽表

## 【施策別事務事業一覧表の見方】

### 施策01【地域コミュニティ】

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
1 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	②・⑤	1	IE22	地域資源情報公開システム事業費	総合政策局	9
		2	IE2K	中央地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	10
		3	IE2L	小田地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	11
		4	IE2M	大庄地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	12
		5	IE2N	立花地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	13
		6	IE2O	武庫地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	14
		7	IE2P	園田地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	15
		8	IE1Q	地域とともにある職員研修事業費	総合政策局	—
		9	IE2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		10	IE2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		11	IE2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		12	IE2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		13	IE30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		14	IE31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		15	IE32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		16	IE33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		17	IE34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		18	IE36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		19	IE38	旧支所等管理運営事業費	総合政策局	—
		20	IE3B	生涯学習プラザ等施設整備事業費(債務負担分を含む。)	総合政策局	—
		21	IE3C	サンビック尼崎予防保全事業費	総合政策局	—
2 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組めます。	②・⑤	22	IE1D	コミュニティ助成事業費	総合政策局	16
		23	IE1F	車座集會事業費	総合政策局	17
		24	IE1H	市民提案制度関係事業費	総合政策局	18
		25	IE1M	市民運動推進事業費	総合政策局	19
		26	IE1O	市民活動情報発信事業費	総合政策局	20
		27	IE1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	総合政策局	21
		28	IE1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	総合政策局	22
		29	IE23	特定非営利活動促進事業費	総合政策局	23
		30	IE1L	コミュニティ連絡板維持管理事業費	総合政策局	—
		31	IE1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		32	IE1V	集會施設関係事業費	総合政策局	—
		33	IE24	特定非営利活動促進基金積立金	総合政策局	—
		34	IE1I	みんなの尼崎大学事業費	総合政策局	24

総合戦略(6つの政策分野)の該当番号を記載しています。

当該施策に関連する事業を展開方向ごとに記載しています。

事務事業シートの掲載ページを示しています。(「—」の事業は事務事業シートを作成していない事業です。詳細は「事務事業シート」の「事務事業シートの概要」をご確認ください。)

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
8,690	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
627	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
574	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
222	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
389	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
789	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
239	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,015	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
66,635	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
44,863	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
43,389	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
40,571	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
41,565	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
38,979	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,429	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,276	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,053	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,626	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
18,368	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,872,206	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,152	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
5,000	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
40	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
236	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,968	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
771	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,778	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
121,667	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,489	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,303	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
11,055	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
183,029	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
4,490	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
8,108	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費

令和2年度の事業費  
(決算額)を記載して  
います。(人件費を除  
く。)

当該事業の決算事  
項別明細書におけ  
る記載ページを示  
しています。

**施策別事務事業一覧表**  
**施策01【地域コミュニティ】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	②・⑤	1	1E22	地域資源情報公開システム事業費	総合政策局	9
		2	1E2K	中央地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	10
		3	1E2L	小田地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	11
		4	1E2M	大庄地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	12
		5	1E2N	立花地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	13
		6	1E2O	武庫地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	14
		7	1E2P	園田地区特色ある地域活動推進事業費	総合政策局	15
		8	1E1Q	地域とともにある職員研修事業費	総合政策局	—
		9	1E2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		10	1E2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		11	1E2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		12	1E2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		13	1E30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		14	1E31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		15	1E32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		16	1E33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		17	1E34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		18	1E36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	—
		19	1E38	旧支所等管理運営事業費	総合政策局	—
		20	1E3B	生涯学習プラザ等施設整備事業費(債務負担分を含む。)	総合政策局	—
		21	1E3C	サンビック尼崎予防保全事業費	総合政策局	—
2 地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	②・⑤	22	1E1D	コミュニティ助成事業費	総合政策局	16
		23	1E1F	車座集會事業費	総合政策局	17
		24	1E1H	市民提案制度関係事業費	総合政策局	18
		25	1E1M	市民運動推進事業費	総合政策局	19
		26	1E1O	市民活動情報発信事業費	総合政策局	20
		27	1E1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	総合政策局	21
		28	1E1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	総合政策局	22
		29	1E23	特定非営利活動促進事業費	総合政策局	23
		30	1E1L	コミュニティ連絡板維持管理事業費	総合政策局	—
		31	1E1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		32	1E1V	集會施設関係事業費	総合政策局	—
		33	1E24	特定非営利活動促進基金積立金	総合政策局	—
		34	1E1I	みんなの尼崎大学事業費	総合政策局	24

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
8,690	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
627	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
574	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
222	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
389	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
789	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
239	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,015	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
66,635	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
44,863	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
43,389	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
40,571	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
41,565	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
38,979	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,429	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,276	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,053	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,626	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
18,368	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,872,206	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,152	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
5,000	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
40	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
236	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,968	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
771	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,778	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
121,667	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,489	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,303	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
11,055	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
183,029	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
4,490	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
8,108	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策02【生涯学習】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 主体的な学習や生きが いづくりを支援し、その成 果を地域社会に活かすこ とのできる人づくり・しく みづくりを進めます。	②	1	1E2Q	中央地区生涯学習推進事業費	総合政策局	27
		2	1E2R	小田地区生涯学習推進事業費	総合政策局	28
		3	1E2S	大庄地区生涯学習推進事業費	総合政策局	29
		4	1E2T	立花地区生涯学習推進事業費	総合政策局	30
		5	1E2U	武庫地区生涯学習推進事業費	総合政策局	31
		6	1E2V	園田地区生涯学習推進事業費	総合政策局	32
		7	BZ25	学社連携推進事業費	教育委員会事務局	33
		8	BZ41	成人教育事業費	教育委員会事務局	34
		9	BZ5K	PTA連合会等補助金	教育委員会事務局	35
		10	C11A	図書館行事事業費	教育委員会事務局	36
		11	C11K	障がい者等サービス事業費	教育委員会事務局	37
		12	C121	図書等購入事業費	教育委員会事務局	38
		13	C12A	図書館サービス網関係事業費	教育委員会事務局	39
		14	C12K	資料整理事業費	教育委員会事務局	40
		15	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
		16	C12W	北図書館指定管理者選定委員会関係事業費	教育委員会事務局	—
		17	C131	施設整備事業費	教育委員会事務局	—
		18	C13F	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
2 健康の保持・増進のた め、気軽に運動やスポー ツを楽しめる環境づくりに 取り組みます。	④	19	CA1A	「スポーツのまち尼崎」促進事業費	教育委員会事務局	41
		20	CA1C	オリンピックを契機としたスポーツ推進事業費	教育委員会事務局	42
		21	CA2A	ふれあいスポーツ推進事業費	教育委員会事務局	43
		22	CA31	生涯スポーツ・レクリエーション事業費	教育委員会事務局	44
		23	CA3K	市民スポーツ振興事業費	教育委員会事務局	45
		24	CA41	スポーツ大会事業費	教育委員会事務局	46
		25	CA4K	学校開放事業費	教育委員会事務局	47
		26	CA5K	体育協会等補助金	教育委員会事務局	48
		27	CA4V	地区体育館等指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	—
		28	CA4W	指定管理関係経費	教育委員会事務局	—
		29	CA51	地区体育館施設運営事業費	教育委員会事務局	—
		30	CA5A	地区体育館整備事業費	教育委員会事務局	—
		31	CA5B	サンビック尼崎予防保全事業費	教育委員会事務局	—
		32	CA5C	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業費	教育委員会事務局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,148	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
473	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
876	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
747	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
897	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
778	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
5,004	419	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
38	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
340	425	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
182	425	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
131	425	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
32,700	425	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
21,643	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
312	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
98,894	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
6	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
28,254	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
72,552	427	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
5,546	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
3,145	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
35,292	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
836	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
1,122	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
6,343	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
63,837	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
10,239	441	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
265,955	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
452	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
7,758	439	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
25,620	441	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
23,302	441	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
25	441	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費

施策別事務事業一覧表  
 施策03【学校教育】

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	②	1	3D8P	学びと育ち研究所運営事業費	こども青少年局	52
		2	B21B	あまっ子ステップ・アップ調査事業費	教育委員会事務局	53
		3	B22A	児童生徒文化充実支援事業費	教育委員会事務局	54
		4	B22K	多文化共生支援員派遣事業費	教育委員会事務局	55
		5	B23P	小学校体験活動事業費	教育委員会事務局	56
		6	B24A	課外クラブ関係事業費	教育委員会事務局	57
		7	B24K	尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	教育委員会事務局	58
		8	B252	尼崎高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	59
		9	B25K	キャリア教育推進事業費	教育委員会事務局	60
		10	B25L	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	61
		11	B25R	琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	62
		12	B261	特別支援教育推進事業費	教育委員会事務局	63
		13	B271	トライやる・ウィーク推進事業費	教育委員会事務局	64
		14	B272	授業改善推進事業費	教育委員会事務局	65
		15	B273	学力定着支援事業費	教育委員会事務局	66
		16	B276	英語教育推進事業費	教育委員会事務局	67
		17	B277	英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業費	教育委員会事務局	68
		18	B278	理数探求事業費	教育委員会事務局	69
		19	B279	読書力向上事業費	教育委員会事務局	70
		20	B270	特別支援教育サポートシステム事業費	教育委員会事務局	71
		21	B31A	教職員研修事業費	教育委員会事務局	72
		22	B31N	未来の学び研究事業費	教育委員会事務局	73
		23	B32K	教育情報収集・提供事業費	教育委員会事務局	74
		24	B331	調査研究・教材開発事業費	教育委員会事務局	75
		25	B34K	学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	教育委員会事務局	76
		26	B34L	教育ICT環境整備事業費	教育委員会事務局	77
		27	B41K	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	教育委員会事務局	78
		28	B43A	修学援助金交付金	教育委員会事務局	79
		29	BA21	情報教育推進事業費	教育委員会事務局	80
		30	BF21	情報教育推進事業費	教育委員会事務局	81
		31	BL1N	情報教育推進事業費	教育委員会事務局	82
		32	BL21	尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費	教育委員会事務局	83
		33	BM1K	情報教育推進事業費	教育委員会事務局	84
		34	BV21	情報教育推進事業費	教育委員会事務局	85
		35	BV2A	スクールバス運転業務委託等事業費	教育委員会事務局	86
		36	BV2B	看護師派遣業務委託事業費	教育委員会事務局	87
		37	C91A	学校保健関係事業費	教育委員会事務局	88
		38	C91K	児童生徒幼児健康診断事業費	教育委員会事務局	89
		39	C921	小学校給食関係事業費	教育委員会事務局	90
		40	C922	学校給食費徴収管理関係事業費	教育委員会事務局	91
		41	C925	給食調理業務委託関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	92
		42	C926	中学校給食関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	93
		43	C928	中学校弁当推進事業費	教育委員会事務局	94
		44	C92A	定時制高等学校等給食事業費	教育委員会事務局	95
		45	C931	学校体育関係事業費	教育委員会事務局	96
		46	C932	体力向上事業費	教育委員会事務局	97
		47	C93K	準要保護児童給食費等扶助費	教育委員会事務局	98
		48	K01A	大学生奨学金 17人	総務局	99
		49	K01K	大学院生奨学金 4人	総務局	100
		50	B262	インクルーシブ教育システム検討事業費	教育委員会事務局	—
		51	BA1A	教材費	教育委員会事務局	—
		52	BA2K	給食用備品購入等事業費	教育委員会事務局	—
		53	BA31	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
		54	BF1A	教材費	教育委員会事務局	—
		55	BF2A	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,076	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
31,279	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,830	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,839	385	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
44,487	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
18,402	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
10,027	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
822	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
9,972	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,728	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,470	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
872	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
8,686	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,322	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
69,277	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
56,654	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,750	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,919	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,527	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,646	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,866	395	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
2,051	395	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
690	395	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
55,695	395	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
67,484	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
2,774,878	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
155,896	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
6,633	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
60,951	401	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
8,218	405	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
10,577	409	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
12,067	409	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
400	411	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
791	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
30,525	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
35,741	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
620	431	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
41,760	433	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
41,250	433	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
1,699	433	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
906,924	433	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
7,008	433	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
12,648	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
5,317	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
696	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
321	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
130,697	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
6,120	505	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
1,440	505	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
436	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
387,917	401	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
19,651	401	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
612,423	401	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
169,958	403	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
270,088	405	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費

施策03 【学校教育】(つづき)

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	②	56	BL1A	教材費	教育委員会事務局	—
		57	BL2A	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
		58	BM1A	教材費	教育委員会事務局	—
		59	BM21	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
		60	BR1A	教材費	教育委員会事務局	—
		61	BR2K	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
		62	BV1A	教材費	教育委員会事務局	—
		63	BV2H	給食用備品購入事業費	教育委員会事務局	—
2 体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	②	64	BV31	施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—
		65	B25G	不登校対策事業費	教育委員会事務局	101
		66	B25H	教育支援室運営事業費	教育委員会事務局	102
		67	B25I	学校支援専門家派遣事業費	教育委員会事務局	103
		68	B25J	情報モラル教育支援員派遣事業費	教育委員会事務局	104
		69	B26Q	学校行事新型コロナウイルス感染症対策事業費	教育委員会事務局	105
		70	B27L	こころの教育推進事業費	教育委員会事務局	106
		71	B27M	心の教育相談事業費	教育委員会事務局	107
3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	②	72	3D9O	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費	こども青少年局	—
		73	B23V	幼稚園教育振興事業費	教育委員会事務局	108
		74	B23W	すこやか子育て支援事業費	教育委員会事務局	109
		75	B25A	のびよっ子健全育成事業費	教育委員会事務局	110
		76	B27J	社会力育成事業費	教育委員会事務局	111
		77	B336	育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業費	教育委員会事務局	112
		78	BR1L	市立幼稚園一時預かり事業費	教育委員会事務局	113
		79	BR1N	市立幼稚園通園対策事業費	教育委員会事務局	114
4 子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。	②	80	B42M	子育て支援施設等利用給付費	教育委員会事務局	—
		81	C92K	学校安全関係事業費	教育委員会事務局	115
		82	C93B	熱中症予防対策事業費	教育委員会事務局	116
		83	C94A	学校災害見舞金	教育委員会事務局	117
		84	BB1K	特別支援学級教室整備事業費	教育委員会事務局	—
		85	BB21	各種施設整備事業費	教育委員会事務局	—
		86	BG1K	特別支援学級教室整備事業費	教育委員会事務局	—
		87	BG21	各種施設整備事業費	教育委員会事務局	—
		88	BG4A	学校適正規模・適正配置推進事業費	教育委員会事務局	—
		89	BG62	中学校給食配膳室整備事業費	教育委員会事務局	—
		90	BN1A	各種施設整備事業費	教育委員会事務局	—
		91	BR1K	施設整備事業費	教育委員会事務局	—
		92	C93A	学校環境衛生管理関係事業費	教育委員会事務局	—
		93	C94K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	教育委員会事務局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
52,247	409	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
137,805	409	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
15,319	411	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
16,715	411	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
20,827	413	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
27,950	415	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
10,910	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
608	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
18,117	417	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
1,317	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
9,091	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,008	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
180	389	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
10,971	391	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
956	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
6,849	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
15	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
3,862	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
249	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,538	387	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,530	393	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,470	395	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
109	415	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
159	415	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
648,311	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
35,507	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
1,259	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
240	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
5,898	403	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
347,036	403	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
20,534	405	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
12,370	407	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
2,618	407	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
226,181	407	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
17,625	411	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	20 学校建設費
106,664	413	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
119,377	435	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
32,336	437	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策04【子ども・子育て支援】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 安全に安心して産み育 てることができる家庭環境 づくりを支援します。	①	1	10H1	出産特別給付金関係事業費	総合政策局	120
		2	3D2K	病児病後児保育事業費	こども青少年局	121
		3	3D48	母子家庭等自立支援給付金事業費	こども青少年局	122
		4	3D4A	乳幼児等医療費助成事業費	健康福祉局	123
		5	3D4K	母子家庭等医療費助成事業費	健康福祉局	124
		6	3D4M	こども医療費助成事業費	健康福祉局	125
		7	3D6K	神戸婦人同協会等補助金	こども青少年局	126
		8	3D7I	交通遺児激励事業費	こども青少年局	127
		9	3D78	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども青少年局	128
		10	3D7D	子育てサークル育成事業費	こども青少年局	129
		11	3D7G	ファミリーサポートセンター運営事業費	こども青少年局	130
		12	3D87	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	こども青少年局	131
		13	3D88	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	こども青少年局	132
		14	3D90	赤ちゃんの駅事業費	こども青少年局	133
		15	3F1E	母子家庭等地域生活支援事業費	こども青少年局	134
		16	3Z1S	地域組織活動育成事業補助金	こども青少年局	135
		17	4515	乳幼児健康診査事業費	健康福祉局	136
		18	4518	幼児精密健康診査事業費	健康福祉局	137
		19	4521	母子保健相談指導事業費	健康福祉局	138
		20	4522	妊婦健診事業費	健康福祉局	139
		21	4524	特定不妊治療費助成事業費	健康福祉局	140
		22	4526	こんこちは赤ちゃん事業費	健康福祉局	141
		23	4527	育児支援専門員派遣事業費	健康福祉局	142
		24	4528	産後ケア(訪問型)事業費	健康福祉局	143
		25	452R	母子歯科保健対策事業費	健康福祉局	144
		26	453I	母子健康手帳作成事業費	健康福祉局	145
		27	455I	妊産婦総合対策事業費	健康福祉局	146
		28	R03D	子ども会連絡協議会等補助金	こども青少年局	147
		29	303K	すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
		30	303M	すこやかプラザ指定管理関係経費	こども青少年局	—
		31	3D4I	児童手当給付関係事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	—
		32	3D45	児童扶養手当給付関係事業費	こども青少年局	—
		33	3D9R	子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費	こども青少年局	—
		34	3D9S	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費	こども青少年局	—
		35	3D9V	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金	こども青少年局	—
		36	3I1A	指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
		37	452A	養育医療給付事業費	健康福祉局	—
		38	U52A	貸付関係事務経費	こども青少年局	—
		39	U54A	母子父子寡婦貸付システム運用事業費	こども青少年局	—
		40	UA2A	母子父子福祉資金貸付金	こども青少年局	—
2 保育施設等の定員増な ど、子どもの健やかな育ち と子育て家庭を支援しま す。	①	41	3D80	地域型保育事業従事者研修等事業費	こども青少年局	148
		42	3D8H	保育の質の向上事業費	こども青少年局	149
		43	3DAI	新型コロナウイルス感染症対策事業費	こども青少年局	150
		44	3G1K	公立保育所運営事業費	こども青少年局	151
		45	3G2I	公立保育所地域子育て支援事業費	こども青少年局	152
		46	3G23	一時預かり事業費(公立分)	こども青少年局	153
		47	3G2A	延長保育事業費(公立分)	こども青少年局	154
		48	3G2Q	食育推進事業費	こども青少年局	155
		49	3L1C	一時預かり事業補助金	こども青少年局	156
		50	3L1D	法人保育施設等特別保育事業等補助金	こども青少年局	157
		51	3L1E	法人保育施設等児童検診助成事業補助金	こども青少年局	158
		52	3L1F	経験ある保育士配置促進事業補助金	こども青少年局	159
		53	3L1G	民間社会福祉施設運営支援事業補助金	こども青少年局	160
		54	3L1H	産休等代替職員費補助金	こども青少年局	161
		55	3L1I	備品及び施設改修費等補助事業費	こども青少年局	162
		56	3L1J	保育の量確保事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	163
		57	3L1K	保育環境改善事業費	こども青少年局	164

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
149,023	109	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
41,118	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
31,163	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
674,645	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
118,883	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
95,294	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,010	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
368	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
224	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
608	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
10,710	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
52,348	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,046	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
46	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
231	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	15 母子福祉費
131	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
31,888	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
656	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
4,251	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
304,094	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
100,680	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
418	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
5,341	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
2,715	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
5,387	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
1,532	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
1,359	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
688	541	55 青少年健全育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費
53,960	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,881	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,863,151	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
2,086,220	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
547,328	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
690,842	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
4,928	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
212,169	237	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	30 尼崎学園費
38,372	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
186	533	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
3,291	533	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
22,546	533	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	10 貸付費
240	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
8,790	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
214,929	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
119,434	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
24	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
674	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
1,882	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
95	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
85,796	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
341,213	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
14,868	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
4,200	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
32,904	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
569	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
7,723	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
413,905	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
396,655	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
2 保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	①	58	3L1M	実費徴収に係る補足給付事業費	こども青少年局	165
		59	3L1N	保育士確保事業費	こども青少年局	166
		60	3L1O	保育士宿舍借り上げ支援事業費	こども青少年局	167
		61	3L1P	賃貸物件による保育所等整備支援事業費	こども青少年局	168
		62	3L1Q	保育士奨学金返済支援事業補助金	こども青少年局	169
		63	3L1V	ICT化推進事業費補助金	こども青少年局	170
		64	3Z1A	児童ホーム運営事業費	こども青少年局	171
		65	3Z1M	児童育成環境整備事業費	こども青少年局	172
		66	3Z1Q	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	こども青少年局	173
		67	B42R	児童検診助成事業費	教育委員会事務局	174
		68	B42T	実費徴収に係る補足給付事業費	教育委員会事務局	175
		69	B42X	幼稚園型一時預かり事業費補助金	教育委員会事務局	176
		70	B42Y	地域集団活動支援調査事業費	教育委員会事務局	177
		71	B430	認定こども園特別支援教育経費補助金	教育委員会事務局	178
		72	3D9K	子ども・子育て支援制度システム運用事業費	こども青少年局	—
		73	3D9L	保育所入所事務AI活用事業費	こども青少年局	—
		74	3G1A	公立保育所維持管理事業費	こども青少年局	—
		75	3G2V	公立保育所施設整備事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	—
		76	3G3K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	こども青少年局	—
		77	3L1A	施設型給付費	こども青少年局	—
		78	3L1B	地域型保育給付費	こども青少年局	—
		79	3L1L	子育て支援施設等利用給付費	こども青少年局	—
		80	3Z1J	児童ホーム整備事業費	こども青少年局	—
		81	3Z1P	児童ホーム維持管理事業費	こども青少年局	—
		82	B132	子ども・子育て支援制度関係事業費	教育委員会事務局	—
83	B42Q	施設型給付費	教育委員会事務局	—		
3 すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	①	84	3D72	子どもの育ち支援センター運営事業費	こども青少年局	179
		85	3D7B	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	こども青少年局	180
		86	3D7F	子ども・子育て総合相談事業費	こども青少年局	181
		87	3D7H	発達相談支援事業費	こども青少年局	182
		88	3D7I	支援者サポート事業費	こども青少年局	183
		89	3D8L	子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業費	こども青少年局	184
		90	3DA4	あまっ子お弁当クーポン事業費	こども青少年局	185
		91	3DA5	「子どもの食の確保」緊急対応事業費	こども青少年局	186
		92	3DA6	あまっ子応援弁当緊急事業費	こども青少年局	187
		93	3E31	子育て家庭ショートステイ事業費	こども青少年局	188
		94	3Y37	ユース相談支援事業費	こども青少年局	189
		95	B25E	青少年健全育成啓発事業費	教育委員会事務局	190
		96	B25H	少年補導活動事業費	教育委員会事務局	191
		4 子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通して主体的な学びや行動を支えます。	①	97	3D8M	青少年木育等推進事業費
98	3Y17			成人の日のつどい事業費	こども青少年局	193
99	3Y1A			少年音楽隊事業費	こども青少年局	194
100	3Y21			青少年活動事業費	こども青少年局	195
101	3Z1G			子ども会活動事業費	こども青少年局	196
102	R01C			青少年団体活動事業費	こども青少年局	197
103	R03A			スポーツ少年団等補助金	こども青少年局	198
104	3Y32			青少年センター解体事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	—
105	3Y35			ユース交流センター指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
106	3Y3A			青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
107	3Y4A			青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
108	3Y4K			青少年体育道場指定管理関係経費	こども青少年局	—
109	B43K			丹波少年自然の家事務組合負担金	教育委員会事務局	—
110	C41A			指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	—
111	C41D			指定管理関係経費	こども青少年局	—
112	R21A			青少年健全育成基金積立金	こども青少年局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
797	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
10,975	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
56,299	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
1,551	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
3,312	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
4,332	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
5,289	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
30,540	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
245,376	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
142	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
13,138	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
37,189	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
2,095	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
3,918	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
7,036	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
7,949	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
110,225	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
588,543	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
532	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
8,609,660	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
1,485,750	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
106,605	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
30,822	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
27,202	249	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
1,300	383	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
1,779,155	397	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
6,499	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
653	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
195	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
5,089	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
210	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
672	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
28,095	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,250	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
2,193	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
644	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
8,754	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
98	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
15,362	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
1,928	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
3,693	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,272	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
189	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
2,089	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
2,115	541	55 青少年健全育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費
990	541	55 青少年健全育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費	05 育成事業費
231,664	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
48,388	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
27,982	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,651	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
5,567	247	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
31,046	399	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
132,275	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費
1,134	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費
1,560	541	55 青少年健全育成事業費	10 基金積立金	05 基金積立金	05 青少年健全育成基金積立金

**施策別事務事業一覧表**  
**施策05【人権尊重・多文化共生】**

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	①・③	1	104G	多文化共生社会推進事業費	総合政策局	201
		2	1B21	朝鮮人学校就学補助金	総合政策局	202
		3	3937	平和啓発推進事業費	総合政策局	203
		4	1D1S	男女共同参画社会づくり関係事業費	総合政策局	204
		5	1D1A	女性・勤労婦人センター運営委員会関係事業費	総合政策局	—
		6	1D3K	女性・勤労婦人センター施設維持管理事業費	総合政策局	—
		7	1D48	女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
2 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。	—	8	3925	人権教育・啓発推進事業費	総合政策局	205
		9	3935	人権啓発事業費	総合政策局	206
		10	393A	じんけんを考える市民のつどい事業費	総合政策局	207
		11	394A	尼崎人権啓発協会補助金	総合政策局	208
		12	B24A	人権啓発活動事業費	教育委員会事務局	209
		13	B24K	人権啓発リーダー育成事業費	教育委員会事務局	210
		14	382M	地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		15	382N	地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		16	382P	地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		17	382Q	地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		18	382R	地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		19	382S	地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費	総合政策局	—
		20	383A	地域総合センター整備事業費	総合政策局	—
		21	383B	地域総合センター維持管理事業費	総合政策局	—

**施策別事務事業一覧表**  
**施策06【地域福祉】**

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
1 地域の課題に関心を持ち、行動し、「支え合い」をはぐくむ人づくりを進めます。	②・④	1	301A	社会福祉功労者顕彰事業費	健康福祉局	213
		2	302C	支え合いの人づくり支援事業費	健康福祉局	214
		3	30BA	社会福祉関係団体補助金	健康福祉局	215
		4	331F	地域高齢者福祉活動推進事業費	健康福祉局	216
2 市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。	④	5	302B	地域福祉推進事業費	健康福祉局	217
		6	3043	更生保護活動促進事業費	健康福祉局	218
		7	338M	高齢者等見守り安心事業費	健康福祉局	219
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。	④	8	301K	民生児童協力委員関係事業費	健康福祉局	220
		9	3021	民生児童委員関係事業費	健康福祉局	221
		10	302D	権利擁護推進事業費	健康福祉局	222
		11	30CA	小災害見舞金	健康福祉局	223
		12	30CC	被災者生活再建支援金	健康福祉局	224
		13	TJ2Q	権利擁護推進事業費	健康福祉局	225
		14	30A1	阪神福祉事業団負担金	健康福祉局	—
		15	30CB	被災者生活復興資金貸付金利息補給負担金(債務負担分)	健康福祉局	—
		16	30CU	地域福祉計画改定事業費	健康福祉局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,672	109	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,970	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
320	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
1,583	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
1	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
1,397	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
56,771	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
1,899	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
10,723	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
373	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
33,701	215	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
3,188	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
630	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
45,279	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
38,214	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
45,250	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
46,123	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
45,000	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
43,005	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
297,220	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
1,399	213	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
67	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,001	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
66,825	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
40,303	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
37,667	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,851	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
10,135	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,146	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
75,671	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
11,318	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
671	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
716	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,724	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
42,695	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
2,942	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費

施策別事務事業一覧表  
 施策07【高齢者支援】

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	④	1	331A	敬老関係事業費	健康福祉局	228
		2	3326	高齢者ふれあいサロン推進運営費補助金	健康福祉局	229
		3	333A	老人クラブ関係事業費	健康福祉局	230
		4	334B	高齢者バス運賃助成事業費	健康福祉局	231
		5	3377	高齢者元気アップ活動情報発信等事業費	健康福祉局	232
		6	33B4	通いの場の活動自粛下の介護予防広報支援事業費	健康福祉局	233
		7	TI1A	栄養・口腔機能低下予防事業費	健康福祉局	234
		8	TI1G	いきいき百歳体操等推進事業費	健康福祉局	235
		9	TI25	介護予防普及啓発事業費	健康福祉局	236
		10	TI2A	いきいき100万歩運動事業費	健康福祉局	237
		11	TI31	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	健康福祉局	238
		12	TJ1D	生活支援サービス体制整備事業費	健康福祉局	239
		13	3321	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		14	351A	指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		15	351K	施設整備事業費	健康福祉局	—
		16	T751	介護予防サービス給付費	健康福祉局	—
		17	T75A	地域密着型介護予防サービス給付費	健康福祉局	—
		18	T761	介護予防福祉用具購入費	健康福祉局	—
		19	T76A	介護予防住宅改修費	健康福祉局	—
		20	T76K	介護予防サービス計画給付費	健康福祉局	—
2 福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。	④	21	30BK	住宅改造支援事業費	健康福祉局	240
		22	30BQ	緊急通報システム普及促進等事業費	健康福祉局	241
		23	30EY	新型コロナウイルス感染症対策事業費	健康福祉局	242
		24	30FH	活動自粛時気がかり高齢者等声かけ事業費	健康福祉局	243
		25	3342	特別養護老人ホーム等整備事業費(債務負担分を含む。)	健康福祉局	244
		26	3345	地域介護・福祉空間整備等事業費	健康福祉局	245
		27	335A	ねたきり老人理美容サービス事業費	健康福祉局	246
		28	335K	老人福祉施設措置費	健康福祉局	247
		29	336K	日常生活用具給付事業費	健康福祉局	248
		30	3376	認知症対策推進事業費	健康福祉局	249
		31	337A	高齢期移行助成事業費	健康福祉局	250
		32	337N	高齢者軽度生活援助事業費	健康福祉局	251
		33	338K	高齢者移送サービス事業費	健康福祉局	252
		34	338Q	軽費老人ホーム運営費補助金	健康福祉局	253
		35	33B1	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	健康福祉局	254
		36	33B2	介護サービス確保支援事業費	健康福祉局	255
		37	33B5	衛生管理体制確保支援事業費	健康福祉局	256
		38	33B6	新型コロナウイルス感染症対策事業費	健康福祉局	257
		39	33B7	要介護者一時受入事業費	健康福祉局	258
		40	33B9	介護保険施設等新規入所者PCR検査事業費	健康福祉局	259
		41	44AN	認知症確定診断体制整備事業費	健康福祉局	260
		42	T021	介護保険制度普及啓発事業費	健康福祉局	261
		43	T21A	賦課徴収関係事務経費	健康福祉局	262
		44	TI32	訪問型サービス事業費	健康福祉局	263
		45	TI33	通所型サービス事業費	健康福祉局	264
		46	TJ15	地域包括支援センター運営事業費	健康福祉局	265
		47	TJ16	在宅医療・介護連携推進事業費	健康福祉局	266
		48	TJ1B	認知症対策推進事業費	健康福祉局	267
		49	TJ1E	生活支援サポーター養成事業費	健康福祉局	268
		50	TJ1L	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	健康福祉局	269
		51	TJ21	高齢者向けグループハウス運営事業費	健康福祉局	270
		52	TJ23	高齢者自立支援型食事サービス事業費	健康福祉局	271
		53	TJ25	住宅改造相談事業費	健康福祉局	272
		54	TJ2A	家族介護用品支給事業費	健康福祉局	273
		55	TJ2F	住宅改修支援事業費	健康福祉局	274
		56	TJ2P	介護給付適正化事業費	健康福祉局	275
		57	TJ2R	成年後見制度利用支援事業費	健康福祉局	276

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,534	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
183	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
31,349	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
318,498	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,176	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
621	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
776	563	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
1,151	563	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
2,051	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,921	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
6,639	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
36,825	567	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
13,239	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
203,759	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
10,606	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
907,508	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
23,344	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
15,688	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
51,998	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
232,987	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
40,714	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,642	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
9,543	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,389	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
369,767	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
141,915	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
149,180	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
198	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,503	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,127	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,673	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,424	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
57,945	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,410	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
29,698	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
15,741	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,910	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,391	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,497	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
10,457	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
3,658	557	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
40,336	557	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	15 賦課徴収費
634,729	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
814,991	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
407,651	567	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
23,113	567	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
27,622	567	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
8,376	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
43,499	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
13,624	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
3,704	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
13,372	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
9,838	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
112	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
3,511	569	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
33,329	571	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費

施策07【高齢者支援】(つづき)

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
2 福祉サービスの充実と、 地域の支え合いや相談支 援の基盤づくりを進めま す。	④	58	TJ2T	高齢者緊急一時保護事業費	健康福祉局	277
		59	303A	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業費	健康福祉局	—
		60	30EB	介護保険サービス事業者指定等事業費	健康福祉局	—
		61	30F1	介護保険事業費会計繰出金	健康福祉局	—
		62	339K	介護保険利用者負担軽減対策事業費	健康福祉局	—
		63	T01A	給付関係事務経費	健康福祉局	—
		64	T01K	資格関係事務経費	健康福祉局	—
		65	T11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	健康福祉局	—
		66	T31A	主治医意見書支払費	健康福祉局	—
		67	T31K	認定調査委託料	健康福祉局	—
		68	T321	認定関係事務経費	健康福祉局	—
		69	T71A	居宅介護サービス給付費	健康福祉局	—
		70	T71F	地域密着型介護サービス給付費	健康福祉局	—
		71	T71K	施設介護サービス給付費	健康福祉局	—
		72	T71S	特定入所者介護サービス費	健康福祉局	—
		73	T721	居宅介護福祉用具購入費	健康福祉局	—
		74	T72A	居宅介護住宅改修費	健康福祉局	—
		75	T72K	居宅介護サービス計画給付費	健康福祉局	—
		76	T75K	特定入所者介護予防サービス費	健康福祉局	—
		77	T81A	審査支払手数料	健康福祉局	—
		78	TC1A	高額介護サービス費	健康福祉局	—
		79	TC1R	高額医療合算介護サービス費	健康福祉局	—
		80	TI34	介護予防ケアマネジメント事業費	健康福祉局	—
		81	TI35	高額介護予防サービス費等相当事業費	健康福祉局	—
		82	TI36	審査支払手数料	健康福祉局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,698	571	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
4,973	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,465	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,961,755	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,510	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
15,374	555	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
3,005	555	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,361	557	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
94,619	557	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
45,093	559	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
13,718	559	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
19,574,925	559	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
5,082,190	559	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
10,030,120	559	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
1,132,288	559	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
43,674	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
69,802	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
2,245,967	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
1,031	561	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
41,861	563	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	10 審査支払手数料
1,170,584	563	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
173,156	563	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
148,911	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,432	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,293	565	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費

施策別事務事業一覧表  
 施策08【障害者支援】

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 障害のある人の日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	④	1	3A1Q	障害者虐待防止対策事業費	健康福祉局	279
		2	3A1S	成年後見制度利用支援事業費	健康福祉局	280
		3	3A1U	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	健康福祉局	281
		4	3A31	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	健康福祉局	282
		5	3A3B	障害者(児)日中一時支援事業費	健康福祉局	283
		6	3A5K	障害者(児)医療費助成事業費	健康福祉局	284
		7	3A61	心身障害者(児)対策事業費	健康福祉局	285
		8	3A6P	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	健康福祉局	286
		9	3A6Q	重度身体障害児者訪問リハビリ利用料助成事業費	健康福祉局	287
		10	3A71	障害者自立支援制度支給関係事業費	健康福祉局	288
		11	3A9B	グループホーム等新規開設サポート事業費	健康福祉局	289
		12	3A9R	障害者福祉ホーム事業補助金	健康福祉局	290
		13	3AB1	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	健康福祉局	291
		14	3ABL	要介護者一時受入事業費	健康福祉局	292
		15	3ABU	新型コロナウイルス感染症対策事業費	健康福祉局	293
		16	3ABV	衛生管理体制確保支援事業費	健康福祉局	294
		17	3ABX	障害福祉サービス確保等支援事業費	健康福祉局	295
		18	3ABY	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費	健康福祉局	296
		19	3D68	放課後等デイサービス支援等事業費	健康福祉局	297
		20	3A11	障害者(児)自立支援事業費	健康福祉局	—
		21	3A1A	自立支援医療等事業費	健康福祉局	—
		22	3A6W	身体障害者手帳交付事業費	健康福祉局	—
		23	3A6X	障害福祉サービス事業者指定等事業費	健康福祉局	—
		24	3D61	障害児通所支援等給付費	健康福祉局	—
		25	3J1K	指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		26	3J1P	指定管理関係経費	健康福祉局	—
		27	3K1A	指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		28	3K1G	指定管理関係経費	健康福祉局	—
		29	3K1M	施設整備事業費	健康福祉局	—
2 相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。	④	30	3A1B	障害者安心生活支援事業費	健康福祉局	298
		31	3A1R	障害者(児)相談支援事業費	健康福祉局	299
		32	3A5T	心身障害者相談事業費	健康福祉局	300
		33	3A6A	障害者計画等策定事業費	健康福祉局	—
3 地域における交流の促進や移動の支援など、障害のある人の社会参加を促進します。	—	34	3A6T	心身障害者(児)対策啓発事業費	健康福祉局	301
		35	3A84	身体障害者福祉会館移転事業費	健康福祉局	—
		36	3A1V	手話言語普及啓発事業費	健康福祉局	302
		37	3A20	意思疎通支援事業費	健康福祉局	303
		38	3A2A	日常生活用具給付等事業費	健康福祉局	304
		39	3A2K	障害者(児)移動支援事業費	健康福祉局	305
		40	3A2T	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	健康福祉局	306
		41	3A3A	身体障害者更生訓練費給付事業費	健康福祉局	307
		42	3A3K	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	健康福祉局	308
		43	3A41	自動車運転免許取得・改造助成事業費	健康福祉局	309
		44	3A6B	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	健康福祉局	310
		45	3A6K	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	健康福祉局	311
		46	3A9D	乗合自動車特別乗車証交付事業費	健康福祉局	312
		47	3A9Q	地域活動支援センター事業補助金	健康福祉局	313
		48	3A9T	障害者小規模作業所運営費等補助金	健康福祉局	314
		49	3D69	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	健康福祉局	315
		50	3A1K	補装具交付・修理事業費	健康福祉局	—
		51	3A7S	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		52	3A7U	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	健康福祉局	—
		53	3A81	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		54	3A8A	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	健康福祉局	—
		55	3A8K	身体障害者デイサービスセンター整備事業費	健康福祉局	—
		56	3AAT	障害者就労支援事業費	健康福祉局	316
		57	3ABW	生産活動活性化支援事業費	健康福祉局	317
		58	3ABZ	生産活動施設利用者支援事業費	健康福祉局	318

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,589	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
8,418	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,802	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,480	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
15,844	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,731,119	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
218,512	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,300	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
277	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
21,844	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,685	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,092	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,329	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,021	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
13,769	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,790	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,701	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,138	201 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,161	217 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
9,935,150	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,417,080	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
720	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
3,857	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,491,945	217 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
148,753	237 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
213	237 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
156,082	237 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
6,833	237 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
1,034	237 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
14,244	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
117,556	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,042	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,500	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,109	195 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
8,668	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
213	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
12,810	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
123,242	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
579,153	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
26,778	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
368	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
400	191 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
4,561	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
26,485	193 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
250,814	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
242,030	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
32,793	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
471	217 01	一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
138,587	189 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
69,409	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
6,831	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,743	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
80,715	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,741	197 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
34,763	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
6,000	199 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,074	201 01	一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策09【生活支援】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。	②・③	1	30CN	配偶者等暴力に関する支援事業費	健康福祉局	321
		2	3E2A	助産施設措置費	健康福祉局	322
		3	30CL	中国残留邦人等生活支援給付事業費	健康福祉局	—
		4	30CM	中国残留邦人等地域生活支援事業費	健康福祉局	—
		5	3E2K	母子生活支援施設措置費	健康福祉局	—
		6	30CE	生活困窮者自立相談支援事業費	健康福祉局	323
2 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。	②・③	7	30CF	生活困窮者等就労準備支援事業費	健康福祉局	324
		8	30CG	生活困窮者学習支援事業費	健康福祉局	325
		9	301K	生活保護安定運営対策等事業費	健康福祉局	326
		10	3P1A	医療費等審査支払事務費	健康福祉局	—
		11	3P1K	要介護認定調査事務費	健康福祉局	—
		12	3P21	救護施設措置費	健康福祉局	—
		13	3P25	日常生活支援住居施設委託事務費	健康福祉局	—
		14	3P2A	生活扶助費	健康福祉局	—
		15	3P2K	住宅扶助費	健康福祉局	—
		16	3P31	教育扶助費	健康福祉局	—
		17	3P3A	医療扶助費	健康福祉局	—
		18	3P3K	介護扶助費	健康福祉局	—
		19	3P41	出産扶助費	健康福祉局	—
		20	3P4A	生業扶助費	健康福祉局	—
		21	3P4K	葬祭扶助費	健康福祉局	—
		22	3P4Q	就労自立等給付金費	健康福祉局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,517	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
3,074	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
56,265	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
2,241	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
122,902	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
199,652	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,360	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
13,066	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
18,509	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
30,812	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
946	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
392,848	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
932	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
9,603,287	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
5,714,940	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
102,269	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
14,949,177	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
652,645	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
9,730	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
47,073	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
62,484	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
13,813	241	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策10【健康支援】**

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ		
1 健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。	①・②・④	1	44BD	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費	健康福祉局	330		
		2	441F	健康サポート事業費	健康福祉局	331		
		3	442I	健康づくり事業費	健康福祉局	332		
		4	443I	がん検診事業費	健康福祉局	333		
		5	448A	歯周疾患検診事業費	健康福祉局	334		
		6	44BB	たばこ対策推進事業費	健康福祉局	335		
		7	452K	口腔衛生事業費	健康福祉局	336		
		8	4E1K	保健所等事業費	健康福祉局	337		
		9	4E2W	食育推進事業費	健康福祉局	338		
		10	HD12	まちの健康経営推進事業費	健康福祉局	339		
		11	402I	保健関係等事務協力負担金	健康福祉局	—		
		12	4E1A	施設維持管理事業費	健康福祉局	—		
2 感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。	④	13	411A	感染症対策事業費	健康福祉局	340		
		14	411K	特定感染症検査等事業費	健康福祉局	341		
		15	421A	予防接種事業費	健康福祉局	342		
		16	421B	風しん予防接種推進事業費	健康福祉局	343		
		17	431B	結核対策事業費	健康福祉局	344		
		18	448B	肝炎ウイルス検診事業費	健康福祉局	345		
		19	471A	狂犬病予防対策事業費	健康福祉局	346		
		20	481A	そ族昆虫駆除事業費	健康福祉局	347		
		21	421K	予防接種事故医療費負担金	健康福祉局	—		
		22	421N	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	健康福祉局	—		
		23	432I	結核医療事業費	健康福祉局	—		
		24	471K	施設維持管理事業費	健康福祉局	—		
		25	444I	難病対策事業費	健康福祉局	348		
		26	444F	小児慢性特定疾病対策事業費	健康福祉局	349		
		27	444K	健康相談事業費	健康福祉局	350		
		28	445A	健康診査等事業費	健康福祉局	351		
		29	446I	ぜん息児童水泳訓練事業費	健康福祉局	352		
		30	4E3K	精神保健事業費	健康福祉局	353		
		31	Q12I	在宅酸素助成事業費	健康福祉局	354		
		32	Q12A	転地保養事業費	健康福祉局	355		
		33	Q12B	短期滞在型療養事業費	健康福祉局	356		
		34	Q12C	家庭療養指導事業費	健康福祉局	357		
		35	Q13I	療養器具貸与事業費	健康福祉局	358		
		36	Q13K	呼吸器教室事業費	健康福祉局	359		
		37	Q13P	リフレッシュ事業費	健康福祉局	360		
		38	Q148	インフルエンザ予防接種助成事業費	健康福祉局	361		
		39	Q14A	水泳鍛錬奨励事業費	健康福祉局	362		
		40	4A1A	公害病補償事業費	健康福祉局	—		
		3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。	①・④	41	401A	尼崎健康医療財団補助金	健康福祉局	363
				42	401K	尼崎口腔衛生センター補助金	健康福祉局	364
43	448I			医薬品備蓄事業費	健康福祉局	365		
44	449A			優良看護表彰事業費	健康福祉局	366		
45	44A0			医務業務事業費	健康福祉局	367		
46	44A1			在宅当番医制運営補助金	健康福祉局	368		
47	44AA			第2次救急医療補助金	健康福祉局	369		
48	401C			初期救急医療対策事業費	健康福祉局	—		
49	44AK			兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	健康福祉局	—		
50	461A			環境衛生対策事業費	健康福祉局	370		
51	462I			食品衛生対策事業費	健康福祉局	371		
52	4623			ハサップ推進事業費	健康福祉局	372		
53	4626			食の安全・安心コミュニケーション事業費	健康福祉局	373		
54	462K			尼崎市環境衛生協会委託料	健康福祉局	374		
55	463I			尼崎市食品衛生協会委託料	健康福祉局	375		
56	4722			動物愛護対策事業費	健康福祉局	376		

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,130	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
11,686	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
686	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
127,109	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
6,718	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,364	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,205	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
865	277	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
490	277	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
6,280	481	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	05 特定健康診査等事業費
49,799	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
56,063	275	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
274,381	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
923	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
1,342,574	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
308	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
6,296	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
23,835	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,847	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
9,671	273	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	45 毛虫駆除費
3,632	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
44,874	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
20,881	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
4,536	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
1,183	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
193,910	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,963	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
4,821	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
21,454	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
4,730	277	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
1,937	521	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
213	521	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
984	521	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
19	521	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
48	523	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
419	523	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
15	523	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
1,856	523	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
59	523	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
2,640,225	273	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	55 公害病補償費
293,047	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
50,548	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
473	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,885	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
20,312	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
34,836	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
46,896	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
2,672	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,135	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
1,955	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
2,055	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
13	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
196	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
867	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
1,077	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費

施策10【健康支援】(つづき)

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
3 地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。	①・④	57	4725	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	健康福祉局	377
		58	4727	動物愛護推進強化事業費	健康福祉局	378
		59	411K	衛生研究所事業費	健康福祉局	379
		60	462A	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	健康福祉局	—
		61	4726	動物愛護基金積立金	健康福祉局	—
		62	4921	斎場整備事業費	健康福祉局	—
		63	492K	墓園整備事業費	健康福祉局	—
		64	411A	施設維持管理事業費	健康福祉局	—
		65	411P	衛生研究所検査機器整備事業費	健康福祉局	—
66	411V	衛生研究所施設整備事業費	健康福祉局	—		
4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	②・④	67	337D	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	総務局	380
		68	337E	後期高齢者歯科健診事業費	総務局	381
		69	3651	重度障害者等特別給付金支給事業費	総務局	382
		70	365A	高齢者特別給付金支給事業費	総務局	383
		71	G021	保険料収納関係事務経費	総務局	384
		72	G31A	収納率向上特別対策事業費	総務局	385
		73	GC1A	傷病手当金	総務局	386
		74	GX1A	結核・精神医療付加金	総務局	387
		75	HD11	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(債務負担分を含む。)	健康福祉局	388
		76	HF21	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	総務局	389
		77	HH1A	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	総務局	390
		78	S515	徴収関係事務経費	総務局	391
		79	301E	国民健康保険事業費会計繰出金	総務局	—
		80	301F	後期高齢者医療療養給付費負担金	総務局	—
		81	301G	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金	総務局	—
		82	301H	後期高齢者医療事業費会計繰出金	総務局	—
		83	3621	国民年金事務関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	—
		84	G01A	給付関係事務経費	総務局	—
		85	G01K	資格賦課関係事務経費	総務局	—
		86	G02A	電算入力委託事業費	総務局	—
		87	G02E	国民健康保険システム関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	—
		88	G11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	総務局	—
		89	G91A	滞納処分経費	総務局	—
		90	GD1A	一般被保険者療養給付費	総務局	—
		91	GE1A	退職被保険者等療養給付費	総務局	—
		92	GF1A	一般被保険者療養費	総務局	—
		93	GG1A	退職被保険者等療養費	総務局	—
		94	GH1A	審査支払手数料等	総務局	—
		95	GL1A	一般被保険者高額療養費	総務局	—
		96	GM1A	退職被保険者等高額療養費	総務局	—
		97	GN1A	一般被保険者高額介護合算療養費	総務局	—
		98	GV1A	出産育児一時金	総務局	—
		99	GW1A	葬祭費	総務局	—
		100	HF1K	重複・頻回受診者訪問指導事業費	健康福祉局	—
		101	HF2K	医療費通知経費	総務局	—
		102	HG20	国民健康保険事業基金積立金	総務局	—
		103	HI1A	一般被保険者保険料過誤納金還付金	総務局	—
		104	HI1E	保険給付費等交付金償還金	健康福祉局	—
		105	HI1E	保険給付費等交付金償還金	総務局	—
		106	HJ1A	退職被保険者等保険料過誤納金還付金	総務局	—
		107	HR1A	一般被保険者医療給付費分納付金	総務局	—
		108	HS1A	退職被保険者等医療給付費分納付金	総務局	—
		109	HT1A	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	総務局	—
		110	HU1A	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	総務局	—
111	HV1A	介護納付金分納付金	総務局	—		
112	S018	資格給付関係事務経費	総務局	—		

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,000	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
5,563	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
27,801	281	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
442	269	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
7,694	271	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
74,283	273	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
1,932	273	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
53,223	279	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
35,651	281	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
980	281	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
11,663	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
987	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,878	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
5,772	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
122,253	469	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,855	473	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 取納率向上特別対策費
1,603	479	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	20 傷病手当金
32,115	477	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	15 結核・精神医療付加金
384,987	481	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	05 特定健康診査等事業費
12,469	481	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
576	483	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	05 分担金及び負担金
13,859	581	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徴収費	05 賦課徴収費
4,478,187	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,459,632	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
93,567	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,393,660	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
25,168	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
29,579	469	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
45,031	469	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,971	471	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
150,108	471	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
11,522	471	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
6,147	473	10 国民健康保険事業費	05 総務費	10 徴収費	15 滞納処分費
26,639,965	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	05 一般被保険者療養給付費
417	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	10 退職被保険者等療養給付費
412,976	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	15 一般被保険者療養費
31	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	20 退職被保険者等療養費
79,307	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	25 審査支払手数料等
3,954,393	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	05 一般被保険者高額療養費
320	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	10 退職被保険者等高額療養費
1,695	475	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	15 一般被保険者高額介護合算療養費
145,992	477	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	05 出産育児一時金
16,650	477	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	10 葬祭費
12	481	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
29,125	481	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
383,874	483	10 国民健康保険事業費	30 基金積立金	05 基金積立金	05 国民健康保険事業基金積立金
91,995	483	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 一般被保険者償還金及び運行加算金
33,873	483	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 一般被保険者償還金及び運行加算金
186,340	483	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 一般被保険者償還金及び運行加算金
18	483	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	15 退職被保険者等償還金及び運行加算金
9,378,339	479	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	05 医療給付費分納付金	05 一般被保険者医療給付費分納付金
6,669	479	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	05 医療給付費分納付金	10 退職被保険者等医療給付費分納付金
2,742,397	479	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	10 後期高齢者支援金等分	05 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金
2,750	479	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	10 後期高齢者支援金等分	10 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金
993,638	481	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	15 介護納付金分納付金	05 介護納付金分納付金
8,868	581	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費

**施策10【健康支援】(つづき)**

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
4 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	②・④	113	S01K	後期高齢者医療制度システム関係経費(債務)	総務局	—
		114	S511	賦課関係事務経費	総務局	—
		115	S911	保険料等負担金	総務局	—
		116	S91A	保険基盤安定拠出金	総務局	—
		117	SK11	保険料過誤納金還付金	総務局	—
		118	SP11	保険料還付加算金	総務局	—

**施策別事務事業一覧表**

**施策11【消防・防災】**

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
1 火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	⑤	1	A02K	消防活動事業費	消防局	393
		2	A031	救助隊整備事業費	消防局	394
		3	A03A	救急活動事業費	消防局	395
		4	A05K	消防学校研修事業費	消防局	396
		5	A11A	消防団活動事業費	消防局	397
		6	A12K	消防団等交付金	消防局	398
		7	A061	職員被服事業費	消防局	—
		8	A231	救急隊増隊事業費	消防局	—
		9	A03K	通信活動事業費	消防局	399
		10	A051	車両維持整備事業費	消防局	—
		11	A05A	施設維持管理事業費	消防局	—
		12	A11K	車両維持整備事業費	消防局	—
		13	A121	施設維持管理事業費	消防局	—
		14	A21A	消防設備整備事業費	消防局	—
		15	A221	消防庁舎等整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	—
		16	A22F	尼崎市・伊丹市消防指令管制システム整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	—
		17	A22K	消火栓設置及び補修費負担金	消防局	—
2 地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	⑤	18	1G1A	防災対策等事業費	危機管理安全局	400
		19	1G1B	新型コロナウイルス感染症対策事業費	危機管理安全局	401
		20	1G1F	防災情報通信事業費	危機管理安全局	—
		21	811A	水防システム関係事業費	危機管理安全局	—
		22	811K	水防用資材等整備事業費	都市整備局	—
3 地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	⑤	23	A02A	防災センター研修事業費	消防局	402
		24	A04K	予防活動事業費	消防局	403
		25	1G1T	地域の防災力向上事業費	危機管理安全局	404
		26	1G1U	災害時要援護者支援事業費	健康福祉局	405

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
34,552	581	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,650	581	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徴収費	05 賦課徴収費
5,057,496	583	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
1,329,193	583	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
10,145	583	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	05 保険料還付金
8	583	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	10 還付加算金

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
23,944	369	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
7,766	371	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
54,531	371	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
10,553	373	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
37,689	375	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
9,641	377	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
14,435	373	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
41,871	379	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
116,265	371	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
52,450	373	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
124,106	373	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
3,298	375	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
2,088	375	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
90,886	377	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
174,380	377	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
1,296,622	377	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
36,674	377	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
12,833	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
88,422	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
33,518	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
2,734	327	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費
1,387	327	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費
991	369	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
1,341	373	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
7,178	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
24,622	0	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策12【生活安全】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 地域での防犯や交通安全活動など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	⑤	1	1E13	街頭犯罪防止等事業費	危機管理安全局	407
		2	1E15	暴力団排除条例関係事業費	危機管理安全局	408
		3	1E16	犯罪被害者等支援事業費	危機管理安全局	409
		4	1E17	防犯協会補助金	危機管理安全局	410
		5	1E20	暴力団排除活動支援基金積立金	危機管理安全局	—
		6	10AY	交通安全推進事業費	危機管理安全局	411
		7	10BR	交通安全協会補助金	危機管理安全局	412
2 市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	⑤・⑥	8	10BB	自転車のまちづくり推進事業費	危機管理安全局	413
		9	891E	駅周辺放置自転車対策事業費	都市整備局	414
		10	8921	駐輪施設等維持管理事業費	都市整備局	415
3 消費者被害の未然防止など、くらしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	—	11	7425	消費生活安全推進事業費	危機管理安全局	416
		12	7439	消費者行政活性化事業費	危機管理安全局	417
		13	731R	計量検査関係事業費	危機管理安全局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
7,550	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
838	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
722	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
720	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,172	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,123	107	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
576	107	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
634	107	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
399,190	333	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
132,463	333	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
5,547	319	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
2,327	319	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
6,442	319	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	20 計量検査費

## 施策別事務事業一覧表

### 施策13【地域経済の活性化・雇用就労支援】

施策の展開方向	総合戦略の該当	No	中事業CD	事業名	局名	事務事業シート記載ページ
1 製造業やサービス業それぞれの強みを活かし、競争力を高めます。	③・④	1	711A	リサーチコア推進事業費	経済環境局	419
		2	711G	イノベーション促進総合支援事業費	経済環境局	420
		3	7152	中小企業国際化支援事業費	経済環境局	421
		4	715D	企業の環境・健康活動推進事業費	経済環境局	422
		5	718K	事業所景況調査等事業費	経済環境局	423
		6	71DB	製造業設備投資等支援補助金関係事業費	経済環境局	424
		7	71DC	営業力強化・就労支援等関係事業費	経済環境局	425
		8	71DF	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費	経済環境局	426
		9	71DS	休業要請事業者経営継続支援事業費	経済環境局	427
		10	71DX	事業継続支援給付金関係事業費	経済環境局	428
		11	71DY	事業者向け感染拡大防止対策等支援事業費	経済環境局	429
2 本市産業の特長を活かすべく、地域に根ざす産業を支援します。	②・③・⑤	12	611A	水田営農活性化対策事業費	経済環境局	430
		13	611B	経営所得安定対策等推進事業費補助金	経済環境局	431
		14	621A	農業振興対策事業費	経済環境局	432
		15	621F	有害鳥獣対策事業費	経済環境局	433
		16	716S	企業立地関係事業費	経済環境局	434
		17	717H	尼崎市商業活性化対策事業費	経済環境局	435
		18	717R	尼崎市市場・商店街等安全・安心事業費	経済環境局	436
		19	71CK	尼崎地域産業活性化機構等補助金	経済環境局	437
		20	71DP	SDGs地域ポイント制度推進事業費	経済環境局	438
		21	71DQ	マイナポイント関係事業費	経済環境局	439
		22	71DT	テイクアウト・デリバリー等促進支援事業費	経済環境局	440
		23	71DU	尼崎のお店まるごと応援事業費	経済環境局	441
		24	71DV	電子版プレミアム付商品券関係事業費	経済環境局	442
		25	101A	市場運営委員会等関係事業費	経済環境局	443
		26	101K	市場活性化対策事業費	経済環境局	444
		27	641A	農業施設管理事業費	経済環境局	—
		28	641K	農業施設整備事業費	経済環境局	—
		29	6421	猪名川水利施設維持管理費補助金	経済環境局	—
		30	701A	地方卸売市場事業費会計繰出金	経済環境局	—
		31	71DZ	SDGs地域活性化基金積立金	経済環境局	—
		32	8V1K	市街地再開発施設維持管理事業費	経済環境局	—
		33	1021	施設整備事業費	経済環境局	—
		34	102K	施設維持管理事業費	経済環境局	—
		35	7151	営業力強化支援事業費	経済環境局	445
36	715F	実践型インターンシップ推進事業費	経済環境局	446		
3 働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。	②・③	37	502A	企業内人権研修推進事業費	経済環境局	447
		38	504K	技能功労者等表彰事業費	経済環境局	448
		39	505A	労働者福祉推進事業費	経済環境局	449
		40	505T	雇用創造支援事業費	経済環境局	450
		41	505U	キャリアアップ支援事業費	経済環境局	451
		42	505V	地域雇用・就労支援事業費	経済環境局	452
		43	507A	尼崎市シルバー人材センター補助金	経済環境局	453
		44	509A	雇用調整助成金等申請サポート給付金関係事業費	経済環境局	454
		45	5043	中小企業勤労者福祉共済事業預託金	経済環境局	—
		46	505W	中小企業就業者確保支援事業費	経済環境局	—
		47	506E	しごと支援施設維持管理事業費	経済環境局	—
4 起業の促進・社会的企業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。	③	48	715B	創業支援事業費	経済環境局	455
		49	71DR	事業所向け臨時相談窓口関係事業費	経済環境局	456
		50	721A	中小企業資金融資制度関係事業費	経済環境局	457
		51	721B	サポートファイナンス事業費	経済環境局	458
		52	723B	テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金関係事業費	経済環境局	459

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
620,446	311 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
42,818	311 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
50	311 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,859	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
7,337	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
119,202	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
12,000	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
80,508	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
273,117	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
408,577	317 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
498,026	317 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
128	303 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
320	303 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
7,400	305 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
494	305 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
56,719	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
14,816	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
11,499	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
12,392	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
38,418	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,797	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
27,001	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
37,731	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
94,304	317 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,004	495 15	地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
11,687	495 15	地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
2,188	305 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
1,922	305 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
900	307 01	一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
35,172	309 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	05 商工総務費
10,000	317 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
130,044	347 01	一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
27,188	495 15	地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
168,715	495 15	地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
1,599	311 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,250	313 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
2,627	297 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
61	297 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
2,253	297 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
4,184	297 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
4,539	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
3,664	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
33,015	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
13,403	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
600	297 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
470	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
19,754	299 01	一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
19,738	311 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,561	315 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
83,958	317 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	15 金融対策費
1,028	319 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	15 金融対策費
164,782	319 01	一般会計	35 商工費	05 商工費	15 金融対策費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策14【魅力創造・発信】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 まちの魅力を高め、シビックプライドの醸成を図るため、学ぶ機会を増やすとともに、戦略的に発信します。	⑤	1	192Q	都市イメージ向上推進事業費	総合政策局	461
		2	124B	情報発信推進事業費	総合政策局	—
2 尼崎城をはじめとしたまちの多様な資源を活用し、市内外の人の交流の促進をめざし、観光地域づくりに取り組みます。	⑤	3	102F	姉妹・友好都市交流関係事業費	総合政策局	462
		4	102J	国際交流事業補助金	総合政策局	463
		5	1F1F	まちの魅力発信事業費	総合政策局	464
		6	1F1F	まちの魅力発信事業費	経済環境局	465
		7	761A	あまがさき観光局補助金	経済環境局	466
		8	761B	観光地域づくり推進事業費	経済環境局	467
		9	8W55	尼崎城魅力向上事業費	経済環境局	468
		10	761C	城内まちづくり整備事業費	経済環境局	—
		11	762A	みんなの尼崎城基金積立金	経済環境局	—
		12	8W2L	尼崎城址公園整備事業費	都市整備局	—
		13	8W52	尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費	経済環境局	—
3 まちの魅力と活力を高めるため、地域の文化資源の活用を促進するとともに、新たな文化芸術活動の担い手を育成します。	⑤	14	1F1A	尼崎市文化振興財団補助金等	総合政策局	469
		15	1F1C	郷土画家「白髪一雄」発信プロジェクト事業費	総合政策局	470
		16	1F1D	文化団体体育成補助金	総合政策局	471
		17	1F1E	若者の夢創造・発信事業費	総合政策局	472
		18	1F1G	尼子騒兵衛作品等資料収集・調査・活用事業費	総合政策局	473
		19	1F1H	芸術文化公演再開緊急支援事業補助金	総合政策局	474
		20	181U	文化振興基金積立金	総合政策局	—
		21	1F14	文化ビジョン推進事業費	総合政策局	—
		22	1F1I	あまらぶアートラボ管理運営事業費	総合政策局	—
		4 まちの歴史をともに学びあえるよう、文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実に取り組みます。	⑤	23	161K	史料館紀要発行事業費
24	162A			史料等整備事業費	教育委員会事務局	476
25	BZ31			文化財保護啓発事業費	教育委員会事務局	477
26	BZ33			歴史遺産を活かしたまちの魅力再発見事業費	教育委員会事務局	478
27	BZ35			文化財収蔵庫企画展事業費	教育委員会事務局	479
28	BZ3N			歴史資料保存公開事業費	教育委員会事務局	480
29	C21A			特別展事業費	教育委員会事務局	481
30	C21K			古代のくらし体験学習会事業費	教育委員会事務局	482
31	C21P			田能遺跡サポーター養成事業費	教育委員会事務局	483
32	162I			史料館管理事業費	教育委員会事務局	—
33	BZ52			城内まちづくり整備事業費	教育委員会事務局	—
34	BZ5A			文化財収蔵庫維持管理事業費	教育委員会事務局	—
35	BZ5B			歴史博物館維持管理事業費	教育委員会事務局	—
36	C22I			施設整備事業費	教育委員会事務局	—
37	C22A			施設維持管理事業費	教育委員会事務局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
3,244	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
14,993	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
34	109	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
445	109	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,009	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
280	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
70,673	321	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
21,357	321	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
3,498	349	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
33,138	321	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
3,583	321	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
113,903	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
109,944	349	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
287,896	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
1,415	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
60	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
23,560	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
524	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
4,102	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
4,788	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
156	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
2,978	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
493	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	40 地域研究史料館費
631	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	40 地域研究史料館費
18,323	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
50	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
509	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
1,153	421	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
712	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	20 資料館費
94	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	20 資料館費
92	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	20 資料館費
11,986	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	40 地域研究史料館費
150,209	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
2,450	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
18,529	423	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
8	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	20 資料館費
3,654	429	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	20 資料館費

**施策別事務事業一覧表**  
**施策15【環境保全・創造】**

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 環境の保全や創造に取り 組む主体のネットワーク を広げ、市域での活動を 活性化します。	②・⑤	1	4N2K	環境保全の啓発・活動支援事業費	経済環境局	485
		2	4S2K	ごみのないまちづくり事業費	経済環境局	486
		3	8K1K	河川愛護運動推進事業費	都市整備局	487
		4	8P15	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	都市整備局	488
		5	8U29	尼崎21世紀の森構想推進事業費	都市整備局	489
2 市民や企業の活動を、 環境負荷が少なく持続可 能なしくみへと転換する取 組を進めます。	③・⑥	6	4N31	温暖化対策推進事業費	経済環境局	490
		7	4N4D	環境基金積立金	経済環境局	—
		8	4R3K	尼崎環境財団補助金	経済環境局	491
		9	4S1A	ごみ減量・リサイクル推進事業費	経済環境局	492
		10	4S1K	資源集団回収運動奨励金交付事業費	経済環境局	493
		11	4S2A	さわやか指導員制度事業費	経済環境局	494
		12	4S3K	じんかい収集事業費	経済環境局	495
		13	4S3N	大型ごみ収集等事業費	経済環境局	496
		14	4S4A	じんかい収集等委託事業費	経済環境局	497
		15	4T1A	し尿収集委託事業費	経済環境局	498
		16	4R1A	職員安全衛生事業費	経済環境局	—
		17	4R1N	次期焼却施設等整備事業費	経済環境局	—
		18	4R1O	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	経済環境局	—
		19	4R21	施設管理事業費	経済環境局	—
		20	4R2K	車両整備事業費	経済環境局	—
		21	4R3A	広域廃棄物処分場建設委託事業費	経済環境局	—
		22	4S1F	一般廃棄物処理基本計画等策定事業費	経済環境局	—
		23	4T1K	公衆便所維持管理事業費	経済環境局	—
		24	4U1A	施設維持管理事業費	経済環境局	—
		25	4U1K	第1工場管理事業費	経済環境局	—
		26	4U1P	第2工場管理事業費	経済環境局	—
		27	4U2A	し尿処理施設管理事業費	経済環境局	—
		28	4U2K	資源リサイクルセンター管理事業費	経済環境局	—
		29	4U3A	焼却施設等整備事業費	経済環境局	—
		30	4U3B	焼却施設等延命化事業費	経済環境局	—
		31	4U41	汚染負荷量賦課金	経済環境局	—
		32	4N1A	自動車公害対策事業費	経済環境局	499
		33	4N1K	大気汚染対策事業費	経済環境局	500
		34	4N21	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	経済環境局	501
		35	4N2A	騒音振動対策事業費	経済環境局	502
		36	4R1K	産業廃棄物対策事業費	経済環境局	503
		37	803W	地盤沈下測量事業費	都市整備局	504
		38	8T36	吹付けアスベスト除去等助成事業補助金	都市整備局	505
3 身近な自然や生態系を 守るなど、継続的な環境 の保全や創出に取り組み ます。	—	39	6221	市民農園等運営事業費	経済環境局	506
		40	623B	新規就農者支援事業費	経済環境局	507
		41	651A	農業公園管理事業費	経済環境局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
18,585	285	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
105,290	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
16	337	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
2,550	339	01 一般会計	40 土木費	25 港湾費	05 港湾費
2,074	347	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	10 調査費
21,559	285	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
6,941	285	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
7,702	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
10,311	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
14,594	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
1,070	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
28,788	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
51,606	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
881,444	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
38,828	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
2,850	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
60,060	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
151,000	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
30,998	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
27,104	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
27,514	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
4,785	289	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
11,908	291	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
81,253	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
344,149	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
1,000,788	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
34,324	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
340,391	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
487,520	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
509,410	293	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
6,128	295	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
18,240	283	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
33,150	283	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
5,810	283	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
72	285	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
2,571	287	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
1,243	325	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
60	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
35	305	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
1,500	305	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
30,128	307	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費

施策別事務事業一覧表  
 施策16【住環境・都市機能】

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
1 市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりを進めます。	⑥	1	8T1A	都市計画関係事業費	都市整備局	509
		2	8T1G	都市計画市民参画促進事業費	都市整備局	510
		3	8U1K	すまい・まちづくり促進事業費	都市整備局	511
		4	9J1A	密集市街地整備促進事業費	都市整備局	512
		5	9J1E	隣地統合促進事業補助金	都市整備局	513
		6	9J1B	密集市街地道路空間整備事業費	都市整備局	—
		7	8T21	都市美形成関係事業費	都市整備局	514
		8	8T2A	屋外広告物関係事業費	都市整備局	515
		9	8W2A	花と緑のまちづくり推進事業費	都市整備局	516
		10	8W51	尼崎緑化公園協会補助金	都市整備局	517
		11	9H3T	すまいづくり支援・情報提供事業費	都市整備局	518
		12	8W3A	緑化基金積立金	都市整備局	—
2 住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。	⑥	13	8T1K	開発指導関係事業費	都市整備局	519
		14	8T33	建築物耐震化促進事業費	都市整備局	520
		15	8T37	空家対策推進事業費	都市整備局	521
		16	9H3H	分譲マンション共用部分バリアフリー化助成事業費	都市整備局	522
		17	9H3M	空家利活用推進事業費	都市整備局	523
		18	8T2K	建築指導関係事業費	都市整備局	—
		19	9G2I	住宅マスタープラン改定事業費	都市整備局	—
		20	9G2J	住宅貸付金収納事業費	都市整備局	524
		21	8W1A	公園整備事業費	都市整備局	—
		22	8W25	臨海西部地区公園整備事業費	都市整備局	—
		23	8W31	公園維持管理事業費	経済環境局	—
		24	8W31	公園維持管理事業費	都市整備局	—
		25	8W41	有料公園施設管理運営事業費	都市整備局	—
		26	8W45	特定公園等指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
		27	8W4A	有料公園施設整備事業費	都市整備局	—
		28	9G1A	市営住宅維持管理事業費	都市整備局	—
		29	9G1K	市営住宅維持整備事業費	都市整備局	—
		30	9G2F	市営住宅指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
		31	9G2G	指定管理関係経費	都市整備局	—
		32	9I1U	市営住宅建替等事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
		33	9L1B	富松住宅維持管理事業費	都市整備局	—
		34	9L1F	富松住宅指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
		35	9L1M	富松住宅管理基金積立金	都市整備局	—
3 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	⑥	36	1916	交通政策推進事業費	総合政策局	525
		37	191W	公共交通感染症防止対策補助金	総合政策局	526
		38	801A	官民境界明示事業費	都市整備局	527
		39	803K	公共土木施設情報整備事業費	都市整備局	528
		40	802A	土木工事積算システム関係事業費	都市整備局	—
		41	802K	土木管理関係事業費	都市整備局	—
		42	8041	下水道事業会計補助金	都市整備局	—
		43	8K11	庄下川都市基盤河川改修事業費	都市整備局	—
		44	8K2A	庄下川浄化施設維持管理事業費	都市整備局	—
		45	8K31	市内河川維持管理事業費	都市整備局	—
		46	8M1A	水路維持管理事業費	都市整備局	—
		47	8M1E	水路整備事業費	都市整備局	—
		48	8N1A	抽水場維持管理事業費	都市整備局	—
		49	8N1K	抽水場整備事業費	都市整備局	—
		50	8P23	港湾用地整備事業費	都市整備局	—
		51	8V1A	JR尼崎駅北地区駐車場取得事業費(債務負担分)	経済環境局	—
		52	8Y1A	園田豊中線等道路整備事業費	都市整備局	—
		53	8Y2K	市内一円都市計画道路整備事業費	都市整備局	—
		54	8Y3A	尼崎宝塚線ほか2路線県道施行街路事業地元負担金	都市整備局	—
		55	8Y3D	長洲久々知線等道路整備事業費	都市整備局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
11,730	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
649	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
100	347	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	10 調査費
24	365	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
500	367	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
12,288	365	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
260	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
5,048	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
82,605	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
11,816	353	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
99	363	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
800	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
147	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
16,081	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
23,162	345	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
675	363	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
3,592	363	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
2,843	343	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
2,432	361	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
2,739	361	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
908	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
132,385	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
418	349	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
1,058,304	351	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
9,807	353	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
381,371	353	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
30,530	353	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
82,299	359	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
581,107	359	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
803,143	361	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
14,746	361	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
5,297,898	365	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	15 住宅建設費
63	367	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
11,483	367	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
7,566	367	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
180,686	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
1,593	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
7,546	323	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
52,758	325	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
10,233	323	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
27,740	325	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
4,564,452	327	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
146,897	335	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
70,801	337	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
40,065	337	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
161,733	337	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費
37,407	339	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費
32,365	339	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
22,396	339	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
122	341	01 一般会計	40 土木費	25 港湾費	05 港湾費
52,156	347	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
13,386	355	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
23,901	355	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
674,455	355	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
87,862	355	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費

施策16 【住環境・都市機能】(つづき)

施策の展開方向	総合戦略 の該当	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
3 都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	⑥	56	941A	あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
		57	941D	土地区画整理残事業費	都市整備局	—
		58	9J1M	戸ノ内地区整備事業費	都市整備局	—
		59	871C	市民協働型道路等維持管理事業費	都市整備局	529
		60	871A	道路橋りょう維持管理事業費	都市整備局	—
		61	871E	臨海西部地区道路整備事業費	都市整備局	—
		62	871H	交通安全施設等整備事業費	都市整備局	—
		63	871K	街路灯維持管理事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
		64	8721	街路灯電気料金に対する交付金	都市整備局	—
		65	881A	道路橋りょう新設改良事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	—
		66	8A1A	指定管理者管理運営事業費	都市整備局	—
		67	8A7A	駐車場施設維持管理事業費	都市整備局	—

R2 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
230,239	357	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	55 土地区画整理費
2,105	357	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	55 土地区画整理費
7,394	367	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
2,261	329	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
540,741	329	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
71,331	331	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
65,694	331	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
238,350	331	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
550	331	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
731,354	331	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
32,677	333	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費
28,632	333	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費







みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 総合政策局 政策部 政策推進課  
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 本庁舎北館 4 階  
電話番号 06-6489-6124  
ファックス 06-6489-6793  
Eメール [ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp)  
ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>